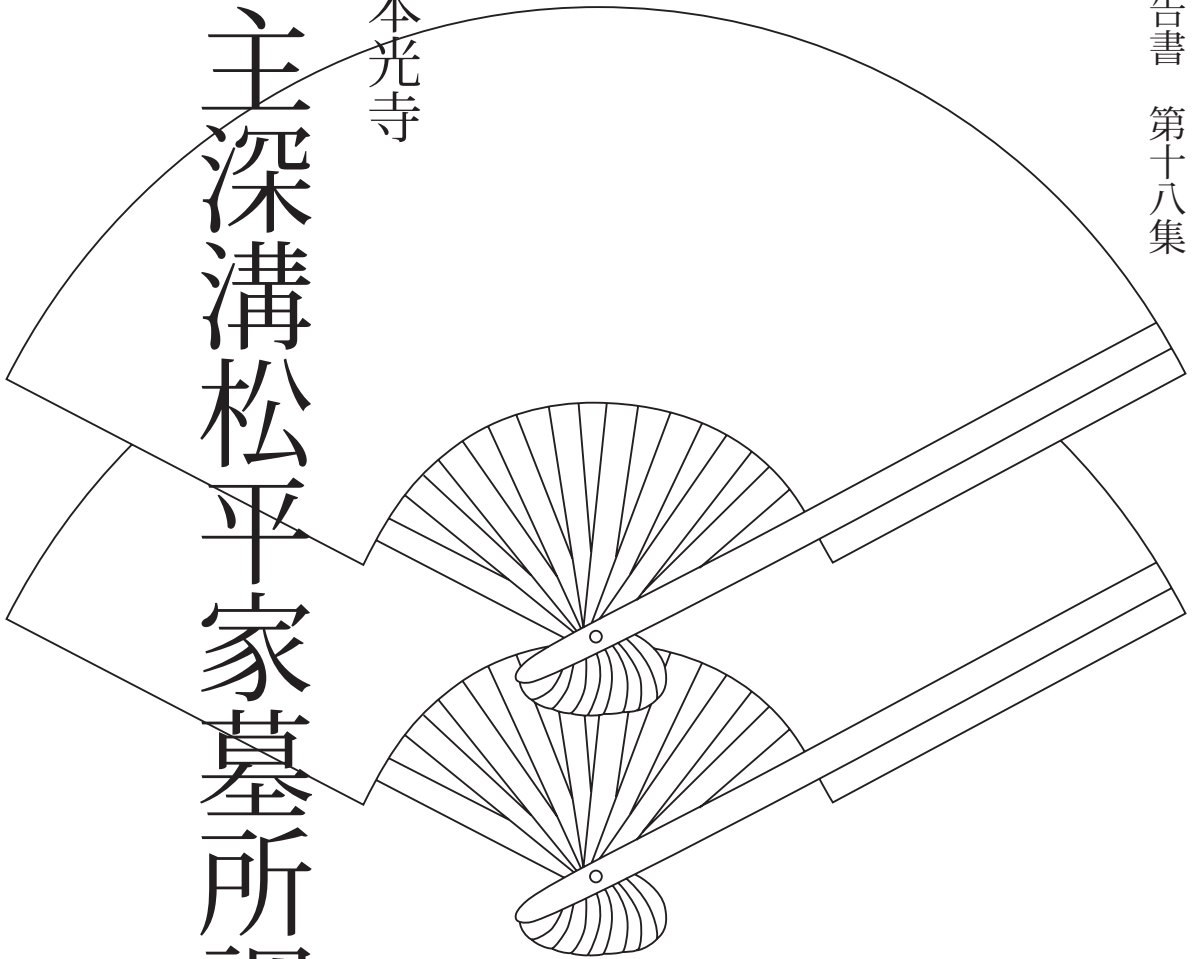


島原市文化財調査報告書 第十八集

島原市瑞雲山本光寺

島原藩主深溝松平家墓所調査報告書

島原市教育委員会





松平家墓所全景（航空写真）



松平家墓所一ノ御廟(航空写真)



一ノ御廟（南側より俯瞰）



一ノ御廟（内観入口付近より）



二ノ御廟（南側から俯瞰）



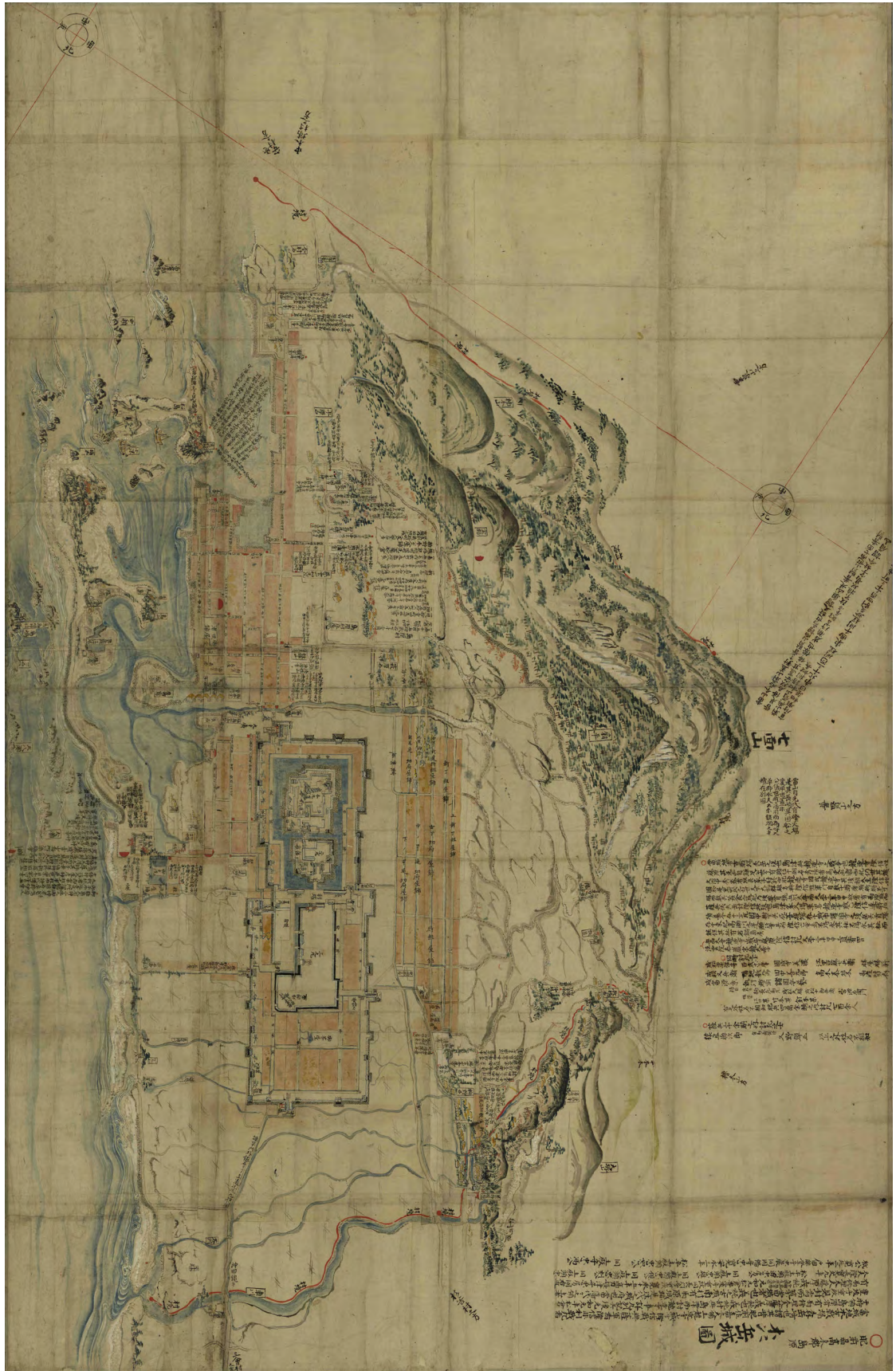
三ノ御廟（西側から俯瞰）



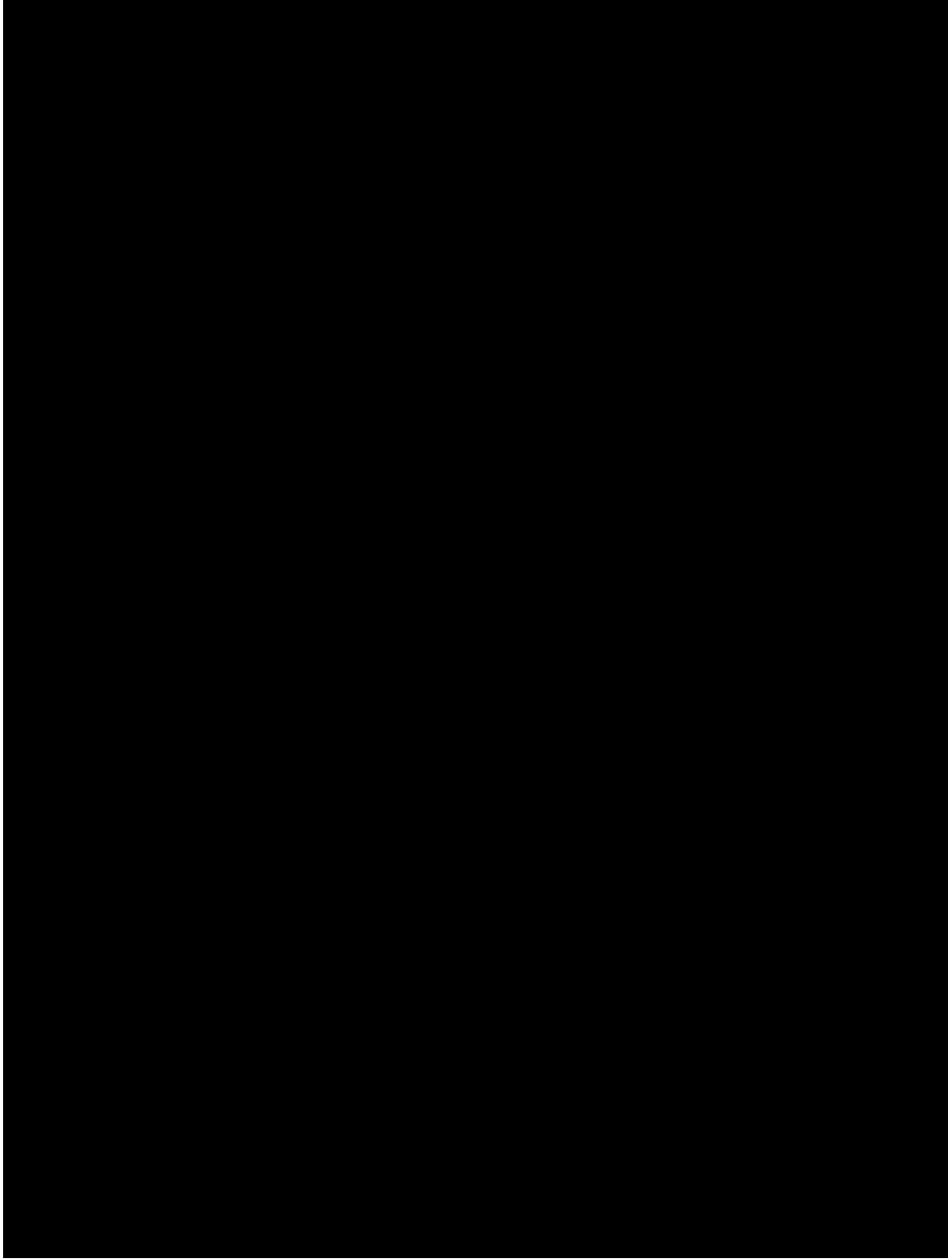
四ノ御廟（手前が入口階段）



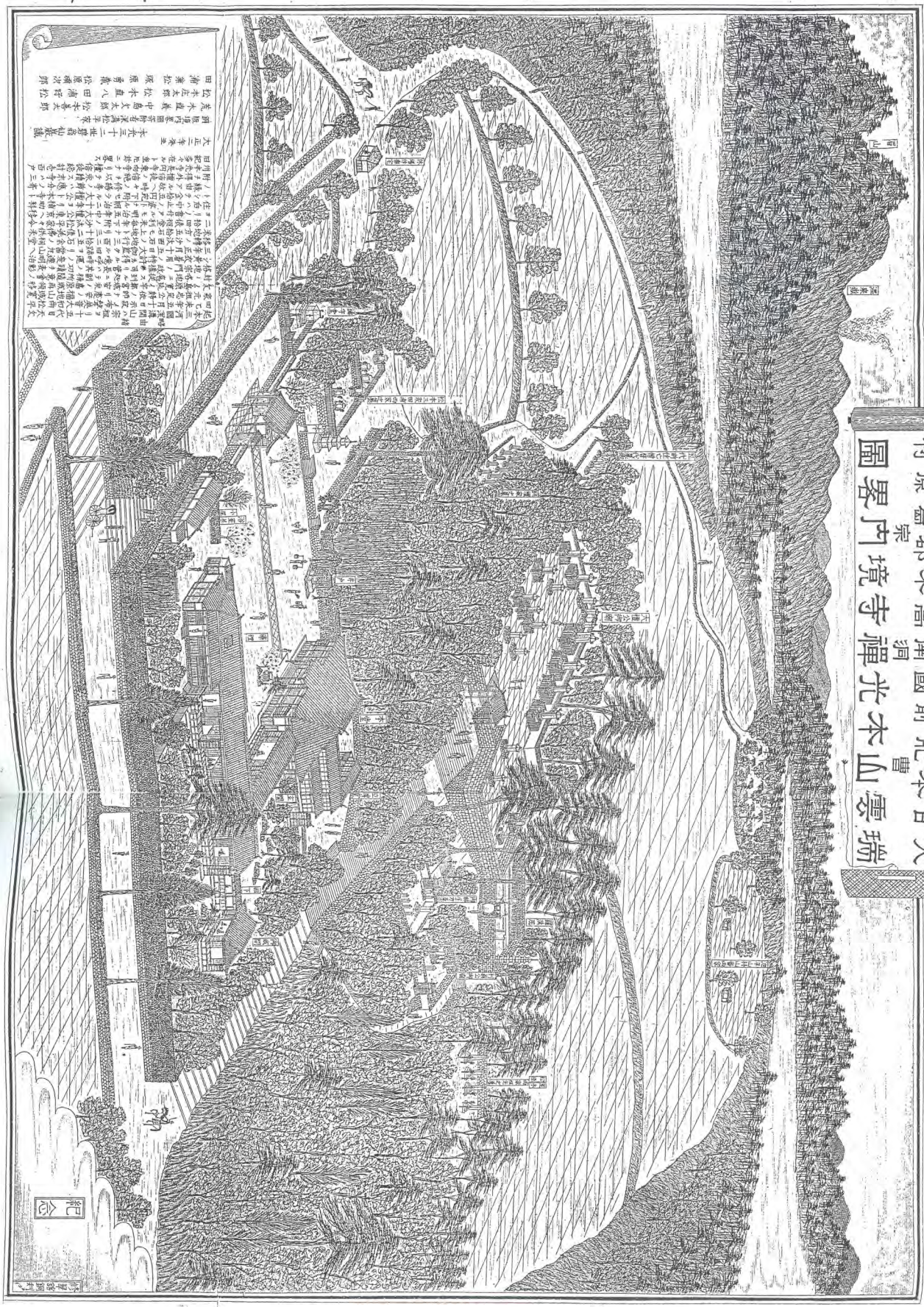
家臣墓域（東側より）



森岳城図（八幡神社所蔵）



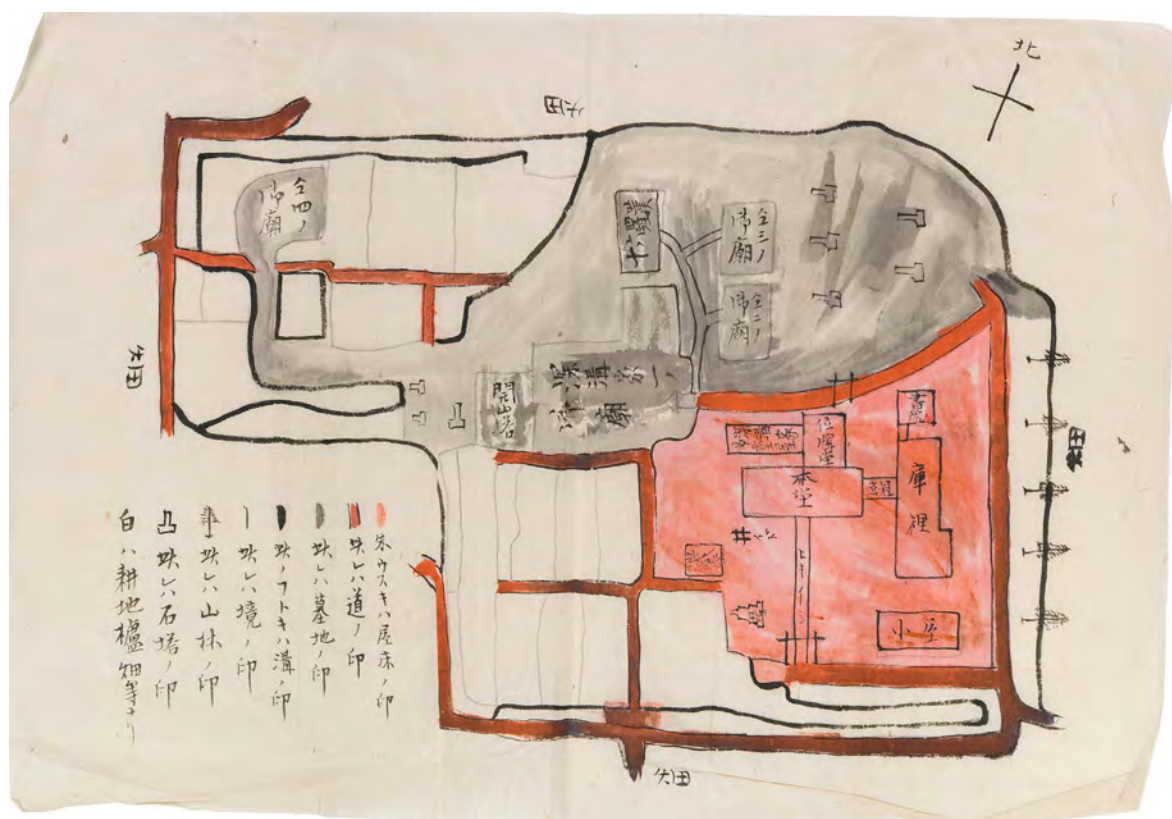
大日本肥前國南高來郡島原村
瑞雲山本光禪寺境界內畧圖



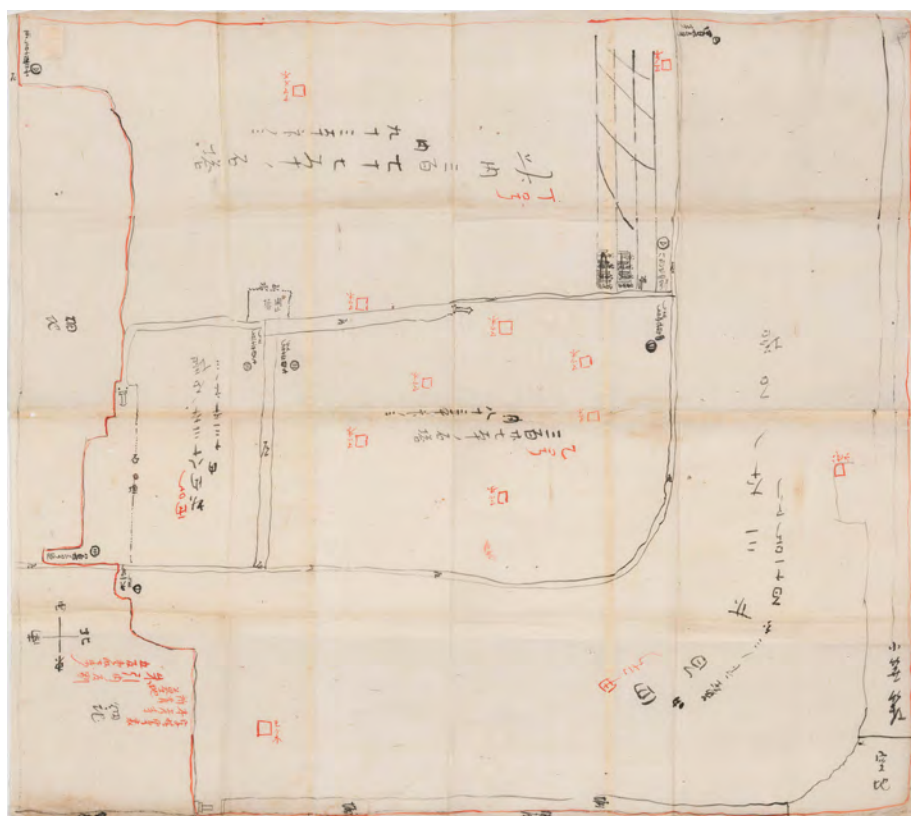
本寺十二世普賢如法親王
 光木蓮英中島七太夫松孝太郎
 松左左衛門松木重八田浦宗松
 田浦宗松 深原秀隆 松浦宗松
 大正三年
 本寺十二世普賢如法親王
 蓮英中島七太夫松孝太郎
 松左左衛門松木重八田浦宗松
 田浦宗松 深原秀隆 松浦宗松

記念

荒井政吉編『明治銅版画 長崎縣寺院圖録 覆刻版』【大正2年(1913)】
(1984年青潮社 刊、原本は1914年修翠館 刊)



本光寺境内図面(【明治28年(1895)】・本光寺所蔵)



晴雲寺裏本光寺所有墓地地図(本光寺所蔵)

島原市文化財調査報告書 第十八集

島原市瑞雲山本光寺

島原藩主深溝松平家墓所調査報告書

島原市教育委員会

はじめに

島原市は、江戸時代のほとんどの期間を深溝松平家が治めていました。深溝松平家の歴代当主の墓所は、姉妹都市でもある愛知県幸田町にあり、市民交流も活発に行われているところでもあります。深溝松平家の当主は、死没地に関わりなく深溝に埋葬されているという特徴などから、平成二十六年に国指定史跡となり、保存整備が行われています。

一方で、深溝松平家の親族は封地の島原に埋葬されています。当主と親族の墓所を合わせて調査研究を行い、保存整備していくことが、今の島原に生きる私たちにとって大切なことであると思います。調査においては、文化財の各専門家の先生方からの御指導の元、歴史的な価値や位置づけを目指して行ってまいりました。その成果とも言えるこの度の報告書が、幸田町と当市との更なる交流の礎となることを願ってやみません。

最後になりましたが、調査から本書刊行に至るまで御高配を賜りました、深溝松平家二十一代当主松平忠承氏、本光寺住職片山弘賢氏、そして調査指導委員会において御指導を賜りました先生方に心より感謝申し上げます。

平成三十一年三月

島原市教育長 森本 和孝

例言

- 一 本書は島原市本光寺町三三六四・三三七三・三三七七番併地に位置する、島原藩主深溝松平家墓所及び関連する瑞雲山本光寺の調査報告書である。平成二十五年に刊行された『幸田町社寺文化財調査報告書 第2集 愛知県額田郡幸田町 深溝松平家菩提寺 瑞雲山本光寺文化財調査総合報告』（幸田町教育委員会）の成果をうけて執筆・編集したものであり、深溝松平家の概要等、内容が重複する事柄については前掲書を参照されたい。
- 二 調査は島原市教育委員会が平成二十七年～平成三十年にかけて実施した。平成二十七年に実施した地形測量、平成二十八年～二十九年に実施した墓碑等立面実測については国庫補助金の助成を受けている。
- 三 調査にあたっては島原藩主深溝松平家墓所調査指導委員会（委員長長林一馬）を設置し、同委員会、文化庁記念物課、長崎県教育委員会学芸文化課の指導を受けて実施した。
- 四 本書の執筆は、島原藩主松平家墓所調査指導委員会の指導のもと、島原市教育委員会社会教育課宇土靖之、吉田信也、吉岡慈文が行った。分担は各節の末尾に（姓）を注記して示した。
- 五 調査業務のうち地形測量、墓碑等立面実測、空中写真撮影、調査指導委員会における資料作成補助、本書の編集及び挿図や図面の作成については、（株）大信技術開発と委託契約を結び実施した。
- 六 本書における字体については、特定の資料を除き、常用漢字を原則とした。
- 七 年次は和暦を基本とし、必要に応じて西暦を（ ）で記した。
- 八 一ノ御廟～四ノ御廟の名称は本光寺境内図面（巻頭図版12・瑞雲山本光寺所蔵）に使用されている名称を使用し、同御廟の墓碑の型式は、『島原市本光寺所蔵古文書調査報告書』（島原市教育委員会一九九四）の名称を使用した。
- 九 図・表・写真番号などについては通し番号とはせず、各章・節・項ごとに、執筆者が替わるたびに完結とした。
- 一〇 本書で使用した座標は、世界測地系1系を基準としている。また、熊本地震に伴う座標の変位については、国土地理院公表の「熊本地震に伴う座標・標高補正パラメータ」を用いて補正を行った。
- 一一 本書に掲載した地形測量図及び立面実測図の縮尺については、各々キャプションに示した。
- 一二 本文中、職掌・職業・身体などに関する卑称・僭称が使用される箇所があるが、本書ではそれらの名称をそのまま使用した。これは歴史的事実を正しく認識するためであり、差別を助長・容認するためのものではない。
- 一三 成果に関する資料は島原市教育委員会が保管している。
- 一四 報告書の刊行に至るまで、愛知県幸田町教育委員会、島原市瑞雲山本光寺、常盤歴史資料館の各機関から多大な配慮をいただいた。また、左記の方々からもご指導、ご協力をいただいた。ご芳名を記して感謝の意を表する。（敬称略、五〇音順）
岡林隆敏（長崎大学 名誉教授）、片山弘賢（瑞雲山本光寺 住職）、神取龍生、北垣聰一郎（金沢城調査研究所 名誉所長）、田中健一郎、野村俊之、林田崇、林田智恵、松平永子（松平現当主母）、美濃口雅朗、宮武正登（佐賀大学 教授）、染川博道（観海山宝聚楽寺 住職）

目次

| | | |
|-----|--------------------|----|
| 第一章 | 島原藩主深溝松平家墓所の概要 | 1 |
| 第一節 | 位置と環境 | 1 |
| 一 | 地理的環境 | 1 |
| 二 | 歴史的環境 | 3 |
| 第二節 | 松平家墓所の歴史 | 5 |
| 一 | 松平家墓所の設立 | 5 |
| 二 | 浄林寺の創建と墓所の展開 | 6 |
| 三 | 墓所及び浄林寺の整備 | 8 |
| 四 | 浄林寺の廃寺と本光寺の移転 | 12 |
| 五 | 小結 | 13 |
| 第二章 | 調査に至る経緯と経過 | 21 |
| 第一節 | 調査に至る経緯 | 21 |
| 一 | 調査経緯 | 21 |
| 二 | 基礎調査 | 21 |
| 三 | 調査 | 21 |
| 四 | 島原藩主深溝松平家墓所調査指導委員会 | 22 |
| 第二節 | 調査の経過 | 22 |
| 一 | 調査の経過 | 22 |
| 二 | 調査指導委員会 | 22 |
| 第三章 | 各廟所の現況調査概要 | 32 |
| 第一節 | 一ノ御廟 | 32 |
| 第二節 | 二ノ御廟 | 33 |
| 第三節 | 三ノ御廟 | 34 |

| | | |
|-----|------------|-----|
| 第四節 | 四ノ御廟 | 34 |
| 第五節 | 家臣墓域 | 81 |
| 第六節 | 寺僧墓域 | 116 |
| 第四章 | 十六羅漢窟の概要 | 119 |
| 第一節 | 十六羅漢窟について | 119 |
| 第二節 | 石妙経塔について | 129 |
| 第五章 | 総括 | 135 |
| 附篇 | 総括 | 141 |
| | 被葬者関連資料 | 142 |
| | 被葬者一覧表 | 176 |
| | 本光寺所蔵指定文化財 | 178 |

第一章 島原藩主深溝松平家墓所の概要

第一節 位置と環境

一. 地理的環境

島原藩主深溝松平家墓所（以下、島原墓所）が所在する島原半島は、長崎県南東部の有明海と橘湾に胃袋状に突き出した半島で、東西24km、南北32km、面積463㎡で、海岸線の総延長は約130kmである。中央部は雲仙岳を中心とした国立公園であり、海岸線一帯は、島原半島県立自然公園となっている。

島原半島は、地質・地形的に北部の雲仙火山地域と南部の南島原火山地域に大別でき、半島の中央に位置する雲仙岳は普賢岳（1,359m）を主峰とする更新世の複合火山で、角閃石安山岩を主要成岩としている。半島の4分の3を占める雲仙火山地域の溶岩円頂丘を中央として、北部・東部・南東部に火山性扇状地が発達し、裾野は有明海に延びる。南部の南島原火山地域は、第三紀層を安山岩や玄武岩を主体とする溶岩が覆う火山性台地であり、起伏に富む地形をなしている。島原市は、半島の北東部に位置し、北に雲仙市、南に南島原市と接する。有明海を隔てて東には、熊本県が位置する。

普賢岳は有史以降の噴火で、溶岩を3度流出している。江戸時代には寛文三年（一六六三）の古焼溶岩と寛政四年（一七九二）の新焼溶岩の流出が記録に残されている。寛政四年四月朔日には、「島原大変」と呼ばれる眉山の大崩落が発生、崩落した土砂が有明海に流れ込み発生した大津波が、島原半島と対岸の肥後、天草の沿岸を襲い島原半島で約1万人、肥後、天草で約5千人が犠牲となった。

この眉山の山体崩壊と津波の影響で、浜の城から南側は、現島原第二中学校付近にあった海岸線が現在の海岸線まで大きく前進している。また、平成3年の噴

火では、火砕流（火砕サージ）を伴う噴火活動で多くの被害をもたらした。火砕流や大規模な土石流の発生と、その後の防災事業による砂防ダムや導流堤の建設が進められ杉谷地区中尾川と安中地区水無川流域の景観は、近年大きく変わっている。島原半島は、このように火山活動により形成された地形であるため、墓所の造営に必要な石材は領内から比較的容易に入手出来たと考えられる。島原市内の丁場としては、本光寺の北に位置するおよそ50万年前の溶岩流である宇土山の東斜面に矢跡がある石材が残されている。また、島原大変による山体崩壊で出来た大小の島々からなる「九十九島」では、幕末の『石垣修復控』（肥前島原松平文庫811-5）によれば「沖之島」での石取や、「南天島」での石見分が行われた記録が残されている。沖ノ島は現在消失しているが、南天島では矢跡の残る石材が確認できる。

島原墓所が所在する瑞雲山本光寺は、島原城の西約1.5km、普賢岳の東側に形成された火山砕屑物からなる扇状地の緩傾斜地に位置し、境内にある二つの小丘陵に深溝松平家の墓所が造営されている。

島原墓所のやや南側には小山と称される丘陵があり、絵図等の資料では、松倉重政の墓所があったことが記されているが、江戸時代に島原城下の江東寺に移設されており、寛政の地変で被害を受けたことも伝わっている。

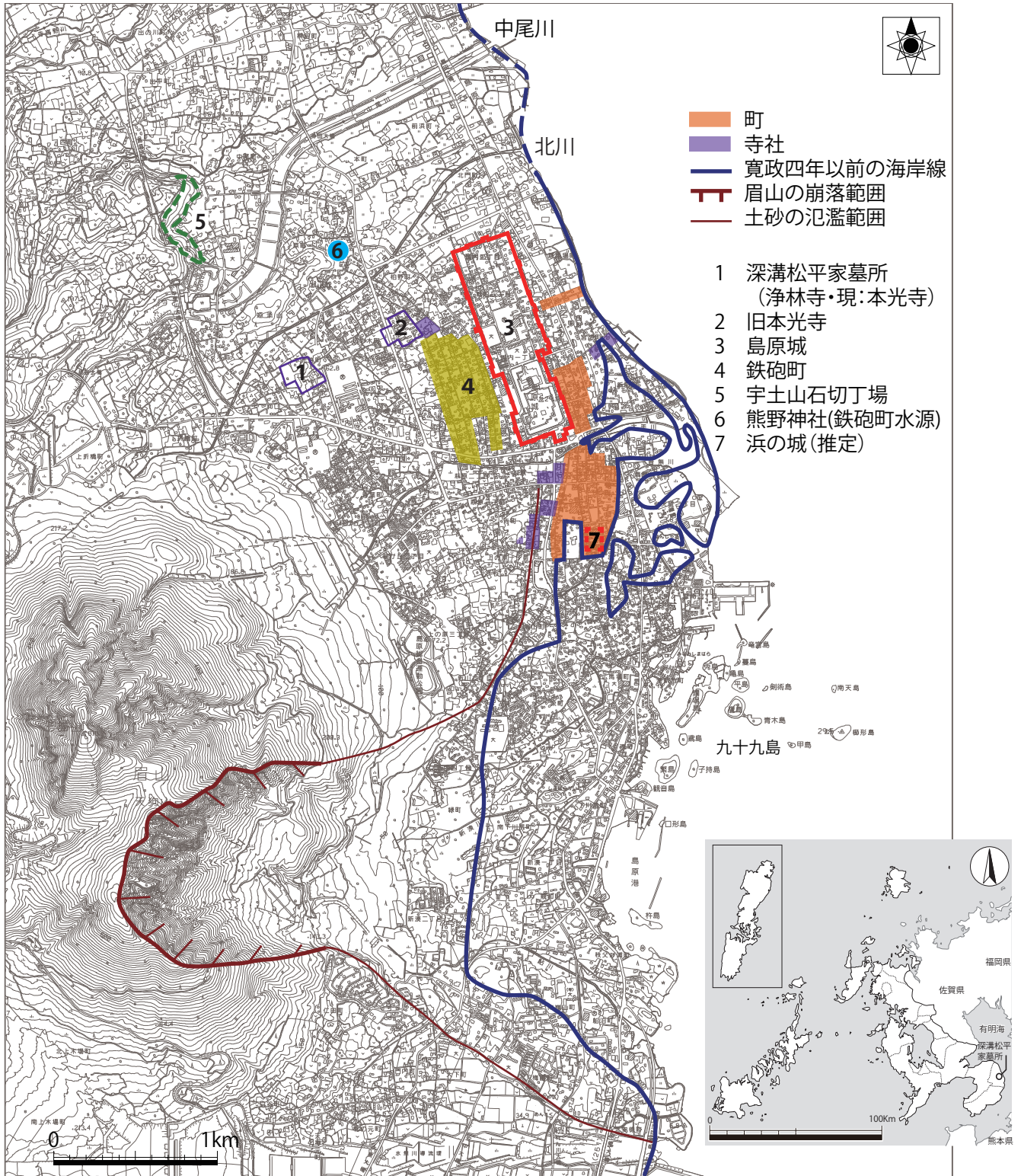


写真1-1 森岳城図（部分）
（島原市八幡神社所蔵）



写真1-2 島原城内外古図 部分
（肥前島原松平文庫所蔵）

（宇土）



鉄砲町と町・寺の配置は『島原市鉄砲町伝統的建造物群保存対策調査報告書』を参考とした。
海岸線と眉山崩落範囲及び土砂氾濫範囲は『島原大変』を参考とした。

第1-1図 深溝松平家墓所周辺図

二、 歴史的環境

島原半島においては、旧石器時代から人類の営みが確認できる。中でも島原市と雲仙市の市境に位置する百花台遺跡やその周辺の栗山遺跡・下栗山遺跡・魚洗川遺跡・小ヶ倉遺跡などからはナイフ形石器や百花台遺跡を標式遺跡とする百花台型台形石器などが多く出土している。このようなことから、旧石器時代においては、一定領域に複数集団が存在し、狩猟を行い移動と離合集散を繰り返していたと考えられている。縄文時代になると、縄文時代早期・後期・晩期の遺跡が多く確認されている。早期の頃は弘法原遺跡や百花台遺跡、礫石原遺跡、下油堀遺跡などから押型文土器が出土している。これらの遺跡は標高が高い地域に認められ、山を中心とした生活環境があったと考えられる。一方で、条痕文円筒形土器が出土した一野遺跡や畑中遺跡は標高が下り、有明海対岸との交流を示唆する遺跡として知られる。後期から晩期にかけては、有明町の大野原遺跡・小原下遺跡・礫石原遺跡といった遺跡で集落が確認されており、大野原遺跡では土器製造にかかわると考えられる遺構も確認されている。

弥生時代には、大型掌石墓の遺跡として景花園遺跡が知られている。景花園という名称は、江戸時代に松平忠房が別邸を建設した際につけられたものである。この別邸建設中に、

〔元禄十二年（一六九九）閏九月〕四日長者屋敷の殿閣成る。命づけて景花園と曰う。老公往きて之を落す。（中略）又銀を園地を献ずる民二人に賜う（四段余を献ずる者に五十枚、二段余を献ずる者に三十枚）。園は治城を距つること一里余、四五の大石の庭中に在る有り。皆平坦なり。其の尤も大なるものは方正なること盤の如し。数十人を坐せしむべし。曝金石と曰い、俗に昔富翁此に住し金を石上に曝すと伝う。故に之に命づく。而して地名の長者屋敷も又此に由ると云う（邦俗に富家を長者と曰う）。老公園を闢きし時、曝金石

を移し其の下に銅劍二口を得たり。皆折断す。（後略）□内は引用者補注と、大型掌石とその下から出土した銅劍について記されている。現在も掌石は畑中に保存されている。景花園遺跡からは、一〇〇基以上の甕棺が出土したとされ、弥生時代前期から末期まで継続的に営まれた墳墓遺跡である。

また、小原下遺跡からは、弥生時代中期頃の集落が確認されており、弥生時代における島原半島北部の状況の一端を示している。

市内には墳丘と石室を残す平山古墳をはじめ、妙法塚古墳や一野遺跡からは石棺系石室を有する墓が確認されている。また、稗田原遺跡からは古墳時代前期の住居址が確認されている。島原半島北部では、平山古墳以外にも雲仙市の金山古墳群や高下古墳群など円墳が多く確認されている。

また、雲仙市吾妻町の守山大塚古墳は、島原半島で墳形を残している唯一の前方後円墳であり、長崎県内でも古い段階の古墳と位置付けられている。

古代には官道が山田（現雲仙市吾妻町）・野鳥（現雲仙市千々石町）を通過して島原へ通じていたと想定されている。その他、雲仙市の五百長者屋敷遺跡からは、八世紀前半頃の古代瓦が出土している。奈良平安期の島原半島の状況については、『肥前国風土記』や『倭名類聚抄』、『延喜式』などの文献に記されているが、考古学的成果が乏しく、全体像の把握に至っていない。

中世になると、温泉山（雲仙岳）への信仰が盛んになったと考えられる。大宝元年には温泉神の分身末社として、山田村・有江村・千石村・伊佐早村に勧請されたと伝えられている。温泉山内にも古代から中世にかけて多くの僧房が営まれ、「別所七百坊・札の原三百坊」と呼ばれた。雲仙岳山麓をはじめとして島原半島各所には、これら山岳信仰を示す石造物が確認されている。

現在の島原市の中心地は、中世には在地土豪の島原氏が勢力をもっていたとき、その居城「浜の城」があったとされる。また、フロイスの『日本史』にも島原の港に関する記述が散見され、小規模ながらも港湾を備えた良港であったこと

がうかがい知れる。

現在の島原城の北部は湿地帯であったとされる。天正十二年(一五八四)には、西肥前へ侵出してきた佐嘉城主龍造寺隆信と有馬・島津の軍が戦った、いわゆる沖田畷の戦いが起きている。この戦いは、龍造寺隆信の敗死によって幕を閉じるが、隆信の供養塔が後世、島原半島各地に建立されていることから、島原に与えた影響の大きさを物語っている。

近世になると、長年にわたり半島を統治してきた有馬氏が日向国豊前藩へ転封となり、大和国五条藩から松倉重政が入部した。

松倉氏は、有馬氏が拠点とした日野江城と原城を廃城とし、新たに島原に築城を開始した。以来、江戸時代を通じて島原が藩都として政治経済の中心となった。

一方で、その後を継いだ勝家の時代には、島原・天草一揆が勃発した。一揆軍は、島原城へと攻め寄せたが退却を余儀なくされ、南島原市にある原城へと籠城して幕府軍と戦うこととなった。原城は、二〇一八年七月に「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」として世界文化遺産登録がなされた。

この一揆の原因については、従来、様々な見解が示されているが、勝家はこの責任を問われて改易され、甲斐国に流罪となった後、斬首となった。

一揆鎮定後、しばらくして浜松城主の高力忠房が入部した。忠房は、荒廃した半島の復興に力を注いだとされる。その施策のひとつに移民政策がある。幕府に對して、隣国より移民させること。それら移民の年貢を一年間減免することを認めさせた。これによって近隣からいわゆる「御公儀百姓」が流入した。一方で、年貢の減免を目的とした非公認の移民「走り百姓」も多く流入することとなったが、これらの人々が島原半島の復興の礎となった。

忠房の死後、跡を継いだ高長は、寛文二年(一六六二)前後に領内の総検知を実施している。このことか一揆からの復興が順調に進んでいることがうかがえる。一方で、藩体制の確立と強化を志向した高長は、家臣との軋轢を生み出し、家老

の志賀玄蕃の成敗といった行動に出ている。また、領民の中にも高長に対する不満が高まり、寛文七年(一六六七)二月に改易処分となって、仙台藩へ配流された。高力氏改易の後、一年四か月の間、白杵藩稲葉氏の預り領となり、寛文九年(一六六九)に福知山城主の松平忠房に島原への転封が命ぜられた。島原藩は、二十五年間の戸田氏時代を除き、江戸時代を通じて深溝松平氏の統治を受ける事になった。

明治維新後、存城廃城令によって島原城は廃城となり、石垣を残して門や櫓といった構造物は撤去された。その後、南高来郡の郡庁舎が島原城東堀端に置かれた。

現在は一市一町が合併し、島原市となっているが、島原城周辺は島原市役所や裁判所といった行政機関や中学校や高等学校といった教育機関、商店街などが集まる地区となっている。本光寺の周辺も高等学校が二校あり、宅地や都市計画道路の開発も進んでいる。(吉岡)

【参考文献】

- 林銑吉1954 『島原半島史』下巻 長崎県南高来郡市教育会
 入江潛1972 『島原の歴史 藩政編』 島原市
 長崎県1973 『長崎県史』藩政編 吉川弘文堂
 松田毅一・川崎桃太訳1979 『日本史』9 中央公論社
 長崎県教育委員会1997 『原始・古代の長崎県』資料編Ⅱ
 (財)砂防ボランティア整備推進機構編2003 『島原大変』 雲仙復興事務所
 宮本雅明編2009 『島原鉄砲町一島原市鉄砲町伝統的建造物群保存対策調査報告書』 島原市教育委員会
 宇土靖之・田中健一郎2016 『森岳城跡石垣調査報告書』 島原市文化財調査報告書第16集
 島原市教育委員会

第二節 松平家墓所の歴史

一 松平家墓所の設立（寛文〜天和）

深溝松平家の墓所としては、平成二十六年に国指定史跡となった「深溝松平家墓所」（愛知県額田郡幸田町・以下、深溝墓所）が知られている。深溝墓所は、松平忠雄墓の修復に伴う発掘調査においてヨーロッパ製のガラスコップや藩主の日用品等が出土したことで注目を集めた。

深溝松平家は、五代松平忠利の遺命によって歴代の藩主は深溝墓所に埋葬されることとされていたため、藩主はどこで死去したかに関わらず、遺骸は本貫地である深溝の墓所へと運ばれ埋葬されている。この葬送方法については近世大名家の葬送として特徴的なものである。

一方、封地である島原にも島原墓所が造営され、島原において死去した藩主の子女らを中心に埋葬されている。その他、江戸で死去した人々については、江戸における菩提寺である宝泉寺や玉窓寺の墓地に埋葬されている。

藩主を深溝墓所に必ず埋葬するという葬送規定は、藩主以外の人物をどこに埋葬するのかという問題につながる。現実的な解決方法として、最寄りの適当な場所に埋葬することになる。この事が島原で死去すれば島原墓所へ埋葬することとなり、島原に藩主一族の墓所が造営されるに至った原因と考えられる。

島原において松平家関係者の埋葬が確認されるのは、家臣墓域に建てられた清鏡院覚性貞円大姉（奥平定重の室）の墓である。墓碑には寛文九年（二六六九）十月十九日の銘があり、同年九月十八日に松平家が入部しているが、そのすぐ後に死去している。この時にどこに埋葬するか問題となったことが想定されるが、結果的に丸山の地が選ばれている。丸山は、『島原藩日記』元禄三年（一六九〇）十二月廿九日条（肥前島原松平文庫所蔵）に「丸山墓引移加造立」とあって、元

より墓地として認識されていたことをうかがわせる。

松平藩主家に直接関わる被葬者としては、松平忠房の子息である国千代の埋葬が最初である。国千代は、寛文十年（一六七〇）九月二十八日に死去し、円山（現在の四ノ御廟）に埋葬された。

墓所成立過程で画期となったのは、天和二年（二六八二）の福昌院（忠房の実母）の逝去である。島原藩の政務記録である『萬覚書』（肥前島原松平文庫所蔵）には、福昌院の埋葬に関する記述が確認される。天和二年十月五日、

一、福昌院様御病氣御養生不被為叶、巳刻御遠行被遊候、と逝去が記され、天和二年十月七日、

（家臣名略）御墓所山迄参候、此外御供ハ御門より福昌院様迄参、夫より御先へ参候、御家中衆・御詰衆其外は当版番より外何も御先へ参候而、山ノ中ニ安東半助指図仕召置候

と、遺骸は「御墓所山」へ運ばれて埋葬された。天和二年十月十一日には、

一、於本光寺内ニテ福昌院様御葬礼巳刻有之候

と、本光寺において葬儀が執り行われている。福昌院の埋葬に先立って、丸山の伐採作業が行われたようであり、天和三年（一六八三）一月二十七日には、

一、多福軒ニ、去年丸山きり開候節御墓所之道通之松木伐申候、十四五

本有之候

とある。その後、本光寺副住職の多福軒が丸山で伐採した松木を賜りたい旨を申し出ている。さらに、天和三年十一月五日条には、

一、丸山御廟石すへ申候節、松枝・松葉多福軒ニ被下候由申渡候処、郡奉行衆其段多福軒へ申渡、其御礼竹右衛門申出候

と、福昌院の墓石を設置した際に松の枝葉を多福軒に与えている。

『深溝世紀』巻九（肥前島原松平文庫所蔵）にも、『島原藩日記』と同様の記載が確認される。天和二年十月五日条には、次のように記す。

福昌院の食を傷うや已に快復すと雖も憔悴殊に甚し。又疾遽かに興り大いに漸む。公急ぎ往きて之を省る。院猶お語を接けて言うも、頃刻にして卒す。公哀慟し明日哭に臨む。乃ち使を老中に遣わして老母の封内に卒するを告ぐ。七日假に円山に葬る。

以上のように、天和二年（一六八二）段階では国千代墓と福昌院墓が「円（丸）山」という山に設けられ、その後「御墓所（山）」と呼ばれるようになったことがうかがえる。その後、「丸山廟所」や「御廟所」という呼称がみられるようになる。このように島原墓所が廟所と認識されたきっかけは、福昌院の墓が建立されたことであつたといえよう。

二 浄林寺の創建と墓所の展開（元禄〜享保）

福昌院の墓が丸山に建立されたことで、丸山が松平家の埋葬地としての性格を有するに至つた。この福昌院の墓を護持するために小庵が建立され、後年この小庵が浄林寺という寺号を有するようになる。この項では、浄林寺の創建から享保期にかけての浄林寺の状況をみていきたい。

『深溝世紀』巻九、元禄三年（一六九〇）十二月条（肥前島原松平文庫所蔵・71―11―5）に、

是より先円山に造営する所の佛寺成り、號を浄林寺と賜う。初め公子（国千代）、生母（福昌院）を円山に葬るや、小庵を置きて以て守冢と為す。此に至つて寺を建て、本光寺の僧月泉をして之に主たらしむ。此の地に昔年寺有り、浄林寺と曰いて廢す。故に其の旧号を襲ぐなり。

とある。この小庵に関する詳細は不明であるが、寺院化にあつては本光寺副住職たる多福軒が関与したことが『島原藩日記』元禄三年十二月二十八日条（肥前島原松平文庫所蔵）に確認できる。

多福軒奉願丸山下二寺御建被下候、寺号浄林寺二被仰付候、是ハ以前爰元二浄林寺と申禪寺有之古跡故右之寺号被仰付、御所替等有之候節此寺こなし不申候為也、依之年始之御礼も依然浄林寺住持御礼所表向ニて勤候様二被仰付、多福軒義ハ本光寺二相添本光寺年始之御礼被申上候、引続例之通又申上ル筈、御所替之節ハ多福軒ハ本光寺二付、何方ニても参候筈御定也

これによれば、「丸山下」に浄林寺が建立されたとされている。ここに書かれる「丸山」がどこ、或いはどの範囲を指しているのかは検討の余地が残るが、明治時代の絵図である寺院明細調帳 第八大区（長崎歴史文化博物館蔵）によれば、四ノ御廟の麓に「旧浄林寺」の名称が確認できる。

ただし、この浄林寺が江戸期のものであるのか、後述するように、明治初期の浄林寺廢寺後に結ばれた庵であるのかは今後も調査が必要である。

浄林寺の山号は「寶円山」という。これは、福昌院の戒名「福昌院殿壽嶽寶円大姉」からつけられたと考えられる。この点も、浄林寺が福昌院の為に建立された寺院であることを示している。

浄林寺の寺号については、『深溝世紀』元禄三年（一六九〇）十二月条（肥前島原松平文庫）にも「此の地に昔年寺有り、浄林寺と曰いて廢す。故に其の旧号を襲ぐなり。」とあつて、当地には元来、浄林寺なる寺院があつたことを示している。ただ一方で、『深溝世紀』巻九、元禄三年（一六九〇）十二月条（肥前島原松平文庫所蔵・71―11―5）には、

七月五日、浄林寺の主に寄附牒〔本光寺所蔵『寄附状』・1773〕を賜う。其の文に曰く、「肥前国高来郡島原村の浄林寺に、開墾の土地一町九段八畝九歩を寄附す。右の浄林寺は往昔櫻門外に在り。諸士の第宅と其の圃を同じくす。僧徒寺務を惰り終に頽廢に至る。今再び円山に建移し、山に土田を闢きて以て之に附す。故に悉く諸課役を免除するなり。主殿頭花押」□内は

引用者補注

一多福軒新寺浄林寺と寺号被仰付

肥前島原本光寺末寺 寶圓山浄林寺

右寺御寄附状如左

寄附肥前国高来郡島原村浄林寺境内之事

畝数志町九反八畝九歩

右当寺其已前者雖為桜門外、侍屋敷並住僧仏燈明仏事勤

行等会退轉之条章為丸山墓引移加造立、且又境内有之、新畑

所為寄附也、并諸役等令免除事、仍所附之状如件、

忠房公

元禄四年七月五日

主殿在判

当寺住僧

〔『島原藩日記』元禄三年十二月廿九日条（肥前島原松平文庫所蔵71-111-

5）

とあつて、島原城桜門の外にあつて武家屋敷と並び建つていたとされる。いずれの史料にしても、この寺院は「頽廢」・「退轉」したとされている。

また、浄林寺四代目住持の慧航智禪が記した浄林寺の由緒書である「祠堂記」にも、

窃かに以みれば肥前州高来郡嶋原郷の寶圓山浄林寺は其の先、星霜を存歴し終に廢壞するところと成る。是が故に其の遺跡を拾うなり。爰に嶋原大守從四品大倉令松平主殿頭源忠房公、嫡母福昌院殿壽嶽寶円大姉菩提の爲に輩す。故に奥もて其の壯麗を新たにし、旧規山を倍え、寶圓と號し寺名は浄林たり。

と、やはりこちらも起源となった寺院の存在をうかがわせる。この起源となった寺院については今後も調査が必要であるが、現在のところ、松平家人部以前に浄

林寺という寺院があつたことは確認できていない。

ただし、島原城桜門の近辺にあつた寺号（あるいは院号）を継承したという点を考えれば、前藩主高力家の菩提寺である禅林寺（あるいは禅林院）を指している可能性が考えられる。禅林寺は現在の晴雲寺の横にあつたと言われており、松平家人部後は跡地周辺（柏野）に本光寺が建立されている。

禅林寺に関する史料は少なく、詳細は分かっていないが、『桃水和尚伝贊』（面山瑞方撰・寛延三年（一七五〇））には雲溪桃水が高力家の要請に応じて島原に來たことが伝えられる。雲溪桃水は、はじめ晴雲寺に寓居していたが、高力隆長の招請により禅林寺に迎えられた。雲溪桃水はその後5年間にわたつて禅林寺に住していたことが伝えられている。

禅林寺の本尊であつたとされる仏像が佐賀県鹿島市の觀海山宝聚寺に安置されている。この仏像は高力隆長が改易されて仙台に赴く際、仏像を運ぶ家臣が宝聚寺に宿泊したとされ、この寺で祀るようになったとされている。この仏像の台座の底板（詳細は『布津町史』布津町編1998年、468頁）には、

法主曹洞伝燈沙門 雲溪史

禅林院殿傑岑道英大居士

西海道肥前国高来郡禅林禅院之本尊也

明曆二申丙極月吉祥日

とあつて、雲溪桃水が寛文から明曆にかけて禅林寺住持を務めていたことがうかがえる。

また、「寛文九年ヨリ嶋原入部以後寺社領寄附状并祝詞」（本光寺所蔵・874）によれば、松平家人部当初においては禅林院の院号が確認できる。このことから、少なくとも松平家が入部した段階においては禅林院も存続していたことが確認できる。最終的に禅林寺がいつ廢寺となったのかについては今後も調査が必要である。

さて、浄林寺創建後、松平家の墓所として藩主の子女が埋葬されていく。正徳三年（一七一三）には、四ノ御廟に松平忠雄の娘である素栄が埋葬されている。享保三年（一七一八）には、松平忠房の次男、忠倫が三ノ御廟に埋葬されている。忠倫の墓石までが、自然石（一部加工が認められる）を用いたものであり、以降は笠付角柱型の墓碑に変化する。

享保年間には松平忠雄の子女が浄林寺境内、つまり丸山廟所に埋葬されていることが、以下の『忠雄公御代 神社仏閣 従元禄十一年至享保十二年』（慶応義塾大学文学部古文書室所蔵・B15）によりうかがえる。

一多福軒を以本光寺願書被差出候左之通
奉願口上之覚

一善見院様・指月院様・覚樹院様御三人共二浄林寺境内二御納被遊候付、

右浄林寺致永住罷在候儀如何奉存候、依之退院仕度由奉存候願申候間、

願之通被 仰付被下候様宜奉頼候、尤願相済申候ハ、他国江罷出度段

申候、為其如是御座候、已上、

未

十一月三日

本光寺

松坂丈左衛門殿

大原甚五左衛門殿

右之通町奉行迄一願書被差出候、例ハ本光寺願ハ老共当二而差遣候得ども、浄林寺ハ町奉行支配之儀故町奉行名当二而被差出候由多福軒申候、右之通達 御耳候処本光寺被申進二可致旨被 仰出則願之通退院申付候、

享保十二年（一七二七）は忠雄の息子である忠英（指月院）が死去した年であるが、それ以前に次男・又八郎（善見院）と娘・貞（覚樹院）が浄林寺に埋葬されている。この三人の墓は一ノ御廟にあり、享保年間に一ノ御廟周辺に墓域が展開していったことが理解される。

また、前掲の史料『忠雄公御代 神社仏閣』には、本光寺からの請願は城方へ届け出るのに対し、浄林寺は町奉行へ届け出る旨が記されている。浄林寺は本光寺末寺であるにも関わらず、町奉行支配であった。このことは本光寺と浄林寺の寺院としての性格の差異を示す興味深い史料である。

三、墓所及び浄林寺の整備（享保〜寛政）

浄林寺が建立され、墓所も忠雄子女の埋葬を機に四ノ御廟のみならず、一ノ御廟に展開されてくる。しかし、享保年間には管理が滞っていたようであり、『深溝世紀』巻十一、享保十二年（一七二七）十二月十八日条（肥前島原松平文庫所蔵・71-11-7）には、

十二月十八日、公曰く、「方今、浄林寺に主僧無く、円山の塚墓は、掃除を廢す。故に江東寺の長老惠梁を以て監守と為し、寄附地を授けて之を司らしむ。」と。

二十九日寄附牒（本光寺所蔵『寺領寄附状』・1767）賜う。其の文に曰く、「肥前の国高来郡島原村寶円山浄林寺に寄附して耕地及び境内山林の杉谷村に属する者五十石を併す。右は封域の中に在りと雖も、地を開墾して之に附するを以て悉く諸々の賦課を免ずるものなり。牒に照らして收納す。主殿頭源某花押」□内は引用者補注

と、本来であれば廟所の管理を行うはずの浄林寺に住持が不在であったことが示されている。浄林寺歴代住持卵塔碑銘によれば、四代目住持の慧航智禪は正徳四年（一七一四）三月七日に示寂していることから、浄林寺には約十三年間にわたって住持が不在であったと考えられる。この状況を打開するために、松平忠雄は江東寺の長老であった實山慧梁を住持に任じた。

現在、本光寺に残る「無縁塔」は、慧梁が元文二年（一七三七）に建立したものであり、その時点で誰のものかわからない墓を整理し合葬したものと思われる。

る。この他、元文二年八月に書かれた『宝円山淨林禪寺校割帳』（本工事所蔵・M695）によれば、慧梁が淨林寺の資財を整理し、仏像の補修をはじめ什器の整理を行っていることがうかがえる。また、一ノ御廟の北側に隣接する十六羅漢窟の建立も元文四年（一七三九）に完成しており、實山慧梁によつて造営されている。

松平忠雄の墓石は、元文元年（一七三六）九月四日に建立されていることから、慧梁の代において一ノ御廟周辺の整備が行われたと考えられる。『忠雄公瑞光院様御代享保二十一年 忠俣公玉龍院様御代享保二十一年元文二巳年』（猛島神社所蔵B166-9）の享保二十一年（元文元年）四月に「一御山御廟所出来候間、勝手次第参詣仕候様御触」とある事から、忠雄墓建立に先立つて整備が行われた状況が理解される。

その後、忠俣・忠刻と松平家当主の頻繁な交代を経て、忠刻の子・忠祇の時に下野国宇都宮藩へ転封となった。転封後の状況については不明な点が多いが、確認できた史料から檀越関係は維持されていたようである。『和光院 淨林寺之部』（肥前島原松平文庫所蔵・古005-5）寛政六年（一七九四）十二月には、

一先年宇都宮江御所替之節淨林寺江御寄附金百五拾兩

内

御燈籠 九代銀四拾五兩

御廟所石垣撲門有之二ヶ所奥表替障子張替御仏供料拾石代銀六百目

掃除坊主老人雑用銀九拾目、扶持米壹石八斗代銀百八匁

下男三人御墓掃除共給銀貳百七拾目、老人九拾目宛、扶持米三人、此米五

石四斗代銀三百貳拾四匁

御廟所并寺中大破之節入用類

御廟所三ヶ所石燈籠油盆、正月并御忌日入用油六升程代貳拾四匁、但

六拾度程、一處々壹合宛

門松九ヶ所并戸網入用一カ年貳拾目程

×壹貫五百貳拾六匁

右之通二御座候處、金百五拾兩二而相濟候趣二御座候

と、宇都宮転封時に「金百五拾兩」の寄附を受けている。この内訳の中には「掃除坊主」、「下男」といった墓所の管理に携わる者に対する扶持米も含まれており、墓所の維持管理に従事する人々に対して当面の生活費を保障したものだと考えられる。また、「御廟所三ヶ所石燈籠」の代金も含まれていることも注目に値する。この石燈籠がいずれを指すのかは今後の調査が必要である。

松平家は墓所の成立から六十年余りで、島原から離れることとなったわけであるが、島原に代わつて入部したのは、忠雄の正室を出した戸田家である。戸田家の時期においても淨林寺は寺領の保障がなされていたことが『本光寺領之義二付再々願』（本光寺所蔵・770）からうかがえる。この史料は、明治十一年（一八七八）に本光寺住職天野碧翁が寺領の保障を長崎県令内海忠勝に願ひ出たものである。

松平忠祇義寛延二己巳年野州宇都宮へ被移封、當島原旧城地ハ同年ヨリ安永三年甲午年松平氏再領迄廿五年間能登守戸田忠辰・因幡守忠寛二代之間所領二有之候得共、淨林寺寺領ニ於テハ忠雄寄附之儘依然土地所有罷在候、若シ果而貢租ノミノ寄附ニ候得バ戸田氏當地へ移封之際淨林寺之領ハ同氏之所領ト成、随テ貢租モ同氏収納可致義留然二候得共、依然淨林寺之所有地タルハ是レ貢租ノミノ寄附ニ無之、土地ヲ寄附セシノ第四証ニシテ前二モ申候とあって、戸田氏の時代も寺領として保護されていたことがうかがい知れる。

宝曆十年（一七六〇）四月十七日には、「十七日、淨林寺主島原より来りて起居を候う。」（『深溝世紀』巻十四（肥前島原松平文庫所蔵・711-11-9））と淨林寺住職が宇都宮の忠祇の様子を伺いに訪れている。この訪問の理由については、島原の本光寺に所蔵される『慶長十五年以來寺社方御系譜深秘録』には、

一 宝曆九^マ辰年五月朔日島原淨林寺

宇都宮へ被相越候、御出付白銀十五枚被下候

左之通

覚

於島原浄林寺先般廟所少々破損

所も有之由、此度浄林寺来儀二付、承

知し寄附地等も相得節之事二而□□

弥□□□修理等之儀者向後之事

二候、雖然得替已後十年余二も相

成候者、又右先此度者為修復料

白銀十枚送之候、以上、

五月朔日

とあり、廟所の破損箇所を修復するための費用支出を依頼することが目的であったと考えられる。この依頼に対して白銀十五枚を与えている。

この他にも、明和四年（一七六七）に真正院（忠雄御部屋）が、夫・忠雄と三人の子供（善見院・指月院・覚樹院）の供養のために、老臣を遣わして米五十石を供えている。このように宇都宮へ転封後も浄林寺及び墓所は、修復費用を与えられるなど、一族の菩提所という性格は保たれていたと考えられる。

安永三年（一七七四）に忠祇の後を継いだ弟・忠恕が再び島原藩へ移封となった。実際に島原へ入部したのは明くる年四月四日のことである。忠恕は、入部直後に忠房の実子である忠倫の戒名を「源無」から「源心」と改めさせていることが『深溝世紀』巻一六、四月十三日条（肥前島原松平文庫所蔵・71-11-10）から確認できる。

さらにその後、『和光院浄林寺之部』（肥前島原松平文庫所蔵）によると、

安永四年末年七月廿日

一 浄林寺御山御石塔之内左之通年月日切付候様太中殿被仰聞候

福昌院様

右戒名年月日共切付上二当寺開基と切付候様、尤是は浄林寺依頼右之通

被仰付候

実相院様素栄様幻空様

右之御方様御石塔え御戒名年月日切付候之様被仰付候、尤是迄野面石之

御竿石二而候間、此度右之通被仰付候

と、島原墓所にある「野面石」の墓石四基に没年月日と戒名を彫らせていることが確認できる。

また、島原再入部に伴って、宇都宮移封前の島原墓所被葬者の調査を行ったことがうかがえる。その理由として挙げられるのは、真正院墓の建立と考えられる。

真正院の本葬墓は、死没地である宇都宮の慈光寺に現存する。この他にも、彼女が生前に建立した地藏菩薩石像が深溝本光寺にあり、没後になって歯骨を埋葬したとされている。忠雄の御部屋として一族を支えた真正院の墓を子供たちの傍にも建立したいという願望が松平家家中にあったと考えられる。

また、二ノ御廟も再入部後、忠刻の息子である忠睦（龍譚院）の母（忠刻側室・妙貞院）や忠睦の子女の墓域となっている。忠睦も宇都宮時代の松平家を支えた有力な一族家臣であり、その血筋と功績から本人は一ノ御廟へ埋葬され、母と子女は別の空間が割り当てられたものと考えられる。

三ノ御廟には忠倫の墓があったが、その近くに忠恕の側室（心珠院）と娘（柳清院）が埋葬されている。

このようにみていくと、宇都宮入封以前は忠房から忠雄に至る関係者、特に藩主の実母や子息といった特に血の繋がりが濃い人々が埋葬されていたと考えられる。これに対して、島原再入部後は、忠睦の子女など藩主からすればやや遠い人々の墓域も形成されていくという差異が認められる。

忠侯以降は、一ノ御廟が藩主関係者の墓域として認識されたと考えられる。一

ノ御廟においては、忠睦の墓は参道を意識してのことか西を向いている。これに對して、忠侯期以降は参道などが考えられていたとは思えぬほどに墓が乱立していくこととなる。

浄林寺及び島原墓所の修築記録は多くはなく、全貌の解明は今後もなお継続的な課題であるが、『和光院浄林寺之部』寛政四子年（一七二九）正月廿二日条（肥前島原松平文庫所蔵）には、

一 銀七貫六百目

右者浄林寺大破二付当時修復難及自力由二而修復願出候得共已前普請

金御付被置候儀茂有之候間願書者差返三十年賦貸付被仰付、右貸付銀

已後之形二者不相成委細之儀ハ寛政六寅十月日記ニ有之

と寛政四年に浄林寺が大破してしまい、修復普請の願いを出している。寛政四年正月十八日未明に、島原半島を地震が襲った。これは四月一日に発生する「寛政地震」（島原大変）の発端となる地震であり、普賢神社周辺では噴煙も確認されている。

この地震によつて浄林寺及び墓所も被害を受けたと考えられ、藩より三十年賦にて銀七貫六百目の修復費を貸与してもらっている。この借用についての詳細は文中にもある通り、『島原藩日記』寛政六年（一七九四）十月二十二日条（肥前島原松平文庫所蔵）に、

廿二日

一 浄林寺

右先住御寺及大破被付修復願有之候処段之御評議之上

年賦銀借用御聞濟有之銀七貫六百目三十年賦返納之儀

去共寛政四子年四月未日記ニ有之候処無程大変其後茂有

之候処先住隠居被致此度当住右御下金之儀被申出候先

年右備用御聞濟已前御評議之一件等儀松平十郎右衛門殿ハ

御聞合有之候処委処儀不相分子正月日記ニテ一通者相分候趣者申出候処此間其節御評議之一件書付十郎右衛門殿御見出二成候付為御見被奉候間為後日左之通記テ置候左此度ハ趣之借用銀相渡候

一 浄林寺

右者及大破候間修復之儀被相願候趣ニ付存寄茂有之候ハ、

可申上旨奉承知候此寺宇都宮江御所替之節猶又御寄附

茂被相加置候儀ニ御座候間、重而請等之御構茂無御座候積ニ

奉存候得共前之御寄附之所不埒ニ相成居候段追々相聞申候間

捨被置候儀茂有間敷奉存候間先此度ハ左之通被仰付間敷哉

一 客殿并登方御位牌所夫ハ中之□寄付之間迄右材木者残諸也

相積代銀御貸付取立之儀者永年賦返納ニ被仰付候哉

一 之場所御普請方ニ而修復仰付代銀取立之儀者は又永年

賦返納ニ可被仰付哉

一 右大庫裡小庫裡茶之間方丈居間并登方小座敷且禪堂総而勝

手向物置等ニ至迄當時之儀茂当住自分普請

右之趣奉存寄候者前条ニ□之儀茂此度銀返納相濟又之

願出候而茂御構無之積ニ奉存候以上

御勝手方

勘定奉行

とある。

墓参の状況を示す史料として、『和光院浄林寺之部』寛政九年（一七九七）七月十九日条には、

一 浄林寺御廟所門ハ御墓迄肥後表薄縁敷詰候付肥後表五拾枚程入用相掛表七

島共二而百枚程年々相掛候、依之御墓之前計薄縁一枚宛敷御道筋切石之上者御上草履二而者相済中間敷哉と相窺候處窺之通取計候様、松平傳十郎殿被仰聞当十四日御参詣之節者右之通二而相済申候、然處御年始之節者御長上下被為 召候間、右之通二而者御差支二相成候間御道筋者重而右七島表耳組候を一鐘力一合候而敷詰候様仕御墓之前計薄縁敷候様可仕旨松平傳十郎殿御聞届二付其段改月番江申間致用意様申談候

と、参詣時には廟所の門から墓前まで切石の上に薄縁を敷き詰めていたことがうかがえる。また、参詣時には「御上草履二而者相済中間敷哉」と、草履を脱ぐことや、年始の参詣時は長袴のいでたちで参詣することなどが記されている。

藩主が参拝するのは、参勤交代から領国へ帰って後に参拝することが多く、文化六年に松平忠馮が参拝した際には、『島原藩日記』文化六（一八〇九）年九月十日条（猛島神社所蔵・A29-9）に、

文化六巳年九月十日

一 御帰城後初而丸山江御仏詣二付、左之通御備

一 銀一両 瑞光院様

（中略）

一 殿様本光寺浄林寺江五半時御館揃被遊御仏詣候、浄林寺御廟所江御備物

有之候付勘定奉行和田與惣左衛門被越候、尤御廟所致御先立候、

御帰城後初而丸山江

御仏詣故御備物被下等有之與惣左衛門相勤候、勘定物書西村新吾持参、

浄林寺江参居與惣左衛門参候上和尚江相渡候

御上御出之節、浄林寺裏門外二北向二與惣左衛門御侍請申上御乗物之御先

二立瑞光院様御廟所前二而開き御下乗御拜相済、福昌院様 実相院様御廟

所御拜被遊裡門通浄林寺江御上り與惣左衛門御先立致客殿前二而開き御入

御御霊屋御拜済書院江御通被遊御茶御多葉盆昆布三方出御立書院三之間口

右與惣左衛門御先立任下座敷江相居御帰城有之候

と、瑞光院（忠雄）・福昌院・実相院（忠倫）の順番に参詣して、浄林寺内へ向かう様子がみてとれる。

四・浄林寺の廃寺と本光寺の移転（明治～現代）

明治維新後の浄林寺は、神仏分離や、廃藩置県、松平家の東京移転などによって廃寺となった。明治二年（一八六九）十月には、『深溝世紀』卷二十三附録、明治二年十月二十一日条（肥前島原松平文庫所蔵・71-11-14）に、

二十一日、本光寺の祿を収め（百石）、浄林寺を廃して其の故地に遷し、浄林寺の旧寄田（五十石）を與う。浄林寺主に命じて退隠せしめ、養老の俸九苞を與う。寺主寺を廢するを哀しみ、小庵を境内に結びて寺号を存せんことを請う。之を聴す

と、本光寺を浄林寺跡地に移転させ、浄林寺住職からの願いをもつて小庵を結び寺号の引き継ぎを許可した。

塚原正道が近代の島原の状況を記した『嶋原聞見閑録』（個人蔵）には、明治三年（一八七〇）閏十月の出来事として、

嶋原公ノ御菩提所本光寺（柏野ノ次ニ有リ）、正月十五日、御霊舎共ニ浄林寺ニ御移リ有リ。

浄林寺、御墓所ナリ。浄林寺廢シ、本光寺トナル。浄林和尚ハ隠居トナル。と、本光寺移転の経緯を記している。

一方、柏野の本光寺跡地については、「本光寺の故地には新に学校を設けて文武講修の場と為す。速やかに建築せよ。」（『深溝世紀』卷二十三附録）と、学校の建設が命じられた。『嶋原聞見閑録』によれば、この学校は、明治三年正月十五日に開設されたようである。

元本光寺、大学校二成ル。正月十五日開校。此ノ大学校ハ、劍術・鎧術・柔術・学問、其ノ他一切ノ学ナリ。学問ハ、近來、国学発展ニ付、国学専用ナリ。と、「大学校」の武術と国学を教授する学校であったことがうかがえる。

明治四年（一八七二）四月十二日、忠精の後妻として宇和島伊達家から嫁した真鏡院（正子）が逝去し、島原墓所に埋葬された。これが松平家関係者が島原墓所に埋葬された最後のものである。

明治四年八月には、

本光寺（元浄林寺）ノ国主代々ノ御位牌

八月廿八日ヨリ、三ノ丸へ御取寄ニ相成ル。

次ニ御家中ノ位牌モ、自分自身ノ家ニ取寄ニ相成ル。本光寺ハ御菩提

所、廢ニナル。

と、再び本光寺が廃寺となり、歴代藩主の位牌は島原城三ノ丸へ、家中の位牌は各々の自宅に引き取るようになったと伝えている。これは、八月二十六日に松平家が東京へ出発したことと関係していると考えられる。この際に、かつて檀越関係があった寺院とその縁を絶っており、本光寺もその例に漏れなかったということであろう。しかし、本光寺再建の願いが再三に渡って提出され、明治五年二月二十五日に大蔵大輔であった井上馨から再建聞き届けの旨の書簡があり、再建に向けた取り組みが行われ、再建されるに至った。その後島原墓所は、昭和五十七年（一九八二）四月五日に島原市の史跡指定を受け、今日に至っている。

五、小結

以上、島原墓所及び浄林寺の歴史的概要を述べてきたが、ここで要点のみをまとめたい。

島原墓所が展開していく丸山（円山）は、松平家入部以前より墓地であった可

能性が高い。松平家関係者の墓として最初に建立されたのは、松平家入部の翌年・寛文十年（一六七〇）に死去した松平忠房の子・国千代のものである。その後、天和二年（一六八二）になって忠房の実母・福昌院が死去して丸山に埋葬された。この福昌院墓を護持するために寺院が建立され浄林寺と名付けられた。

享保年間には、忠雄の子女が死去して一ノ御廟に埋葬され、徐々に松平家の墓所として展開していくことになるが、忠倫は三ノ御廟に埋葬されており、一ノ御廟はこの段階においては忠雄家族の墓域であったということが出来る。一方で、享保期には浄林寺に住持がおらず墓所も荒廃していた時期があった。その状況を打開するために江東寺の慧梁を住持として入寺させ、墓所ならびに浄林寺の整備を行わせた。

忠雄の死後、忠規が忠雄の墓を建立する際に廟所の整備が行われる。それ以降は短期間のうちに藩主が頻繁に交代していく中で、廟所に関する史料は少ない。

忠祇の時代には宇都宮藩へ転封となり、藩主家が島原を離れることになった。松平家と交代するかたちで島原藩へ入部したのは、宇都宮藩主であった戸田忠盈である。

戸田家の治世下においても浄林寺は松平家の菩提寺として認識され、松平忠雄の御部屋である真正院は、宇都宮から浄林寺へ寄附を行っている。加えて、宝暦十年（一七六〇）には浄林寺住持が忠祇を宇都宮へ訪ね、修復費用を賜っている。このように戸田氏治世下においても藩主家と浄林寺・島原墓所の関係は保たれていたと考えられる。

宇都宮において忠祇が退隠して忠恕が藩主となるが、安永三年（一七七四）に旧領である島原藩への転封が命じられる。翌年に忠恕が入部すると、島原墓所の調査が行われ無銘であった四基の墓碑に没年月日と戒名を追刻している。また、島原への転封を命じられる半年前に宇都宮において死去した真正院の墓が島原にも建立されており、忠恕の再入部後に真正院墓の建立にあわせて廟所の整備が行

われた可能性は否めない。加えて、忠睦（龍譚院）の母と子女の墓は二ノ御廟に建立されているが、その多くが天明～寛政期のものであるため、再入部後に続々と墓の建立が行われ、二ノ御廟が成立していったものと考えられる。

寛政四年（一七九二）には島原半島を地震及び火山災害が襲い、浄林寺も大破したと考えられる。この時の復旧には三十年賦をもって費用が貸借されている。墓所にはこれ以降、一ノ御廟内を中心に藩主の子女が埋葬されていくこととなる。この埋葬については、明確な計画に則って行われたというよりも、埋葬が可能な空間に埋葬し、墓碑が建立されていたと考えられる。

明治二年（一八六九）には浄林寺が廃され、本光寺が浄林寺跡地に移転するが、明治四年（一八七一）には松平家の東京移転を機に本光寺が廃されることとなる。この年の四月、忠精の後妻であった正子（真鏡院）が一ノ御廟に埋葬されており、墓前に繋がる参道の整備などが行われたと考えられる。真鏡院墓の建立をもって一ノ御廟が最終的な成立をみる。

明治五年（一八七二）、本光寺再建の請願に対して、大蔵大輔の井上馨より再建聞き届けの書簡が届き、再建がなされることとなる。

（吉岡）



写真1-4 釈迦如来坐像の底板



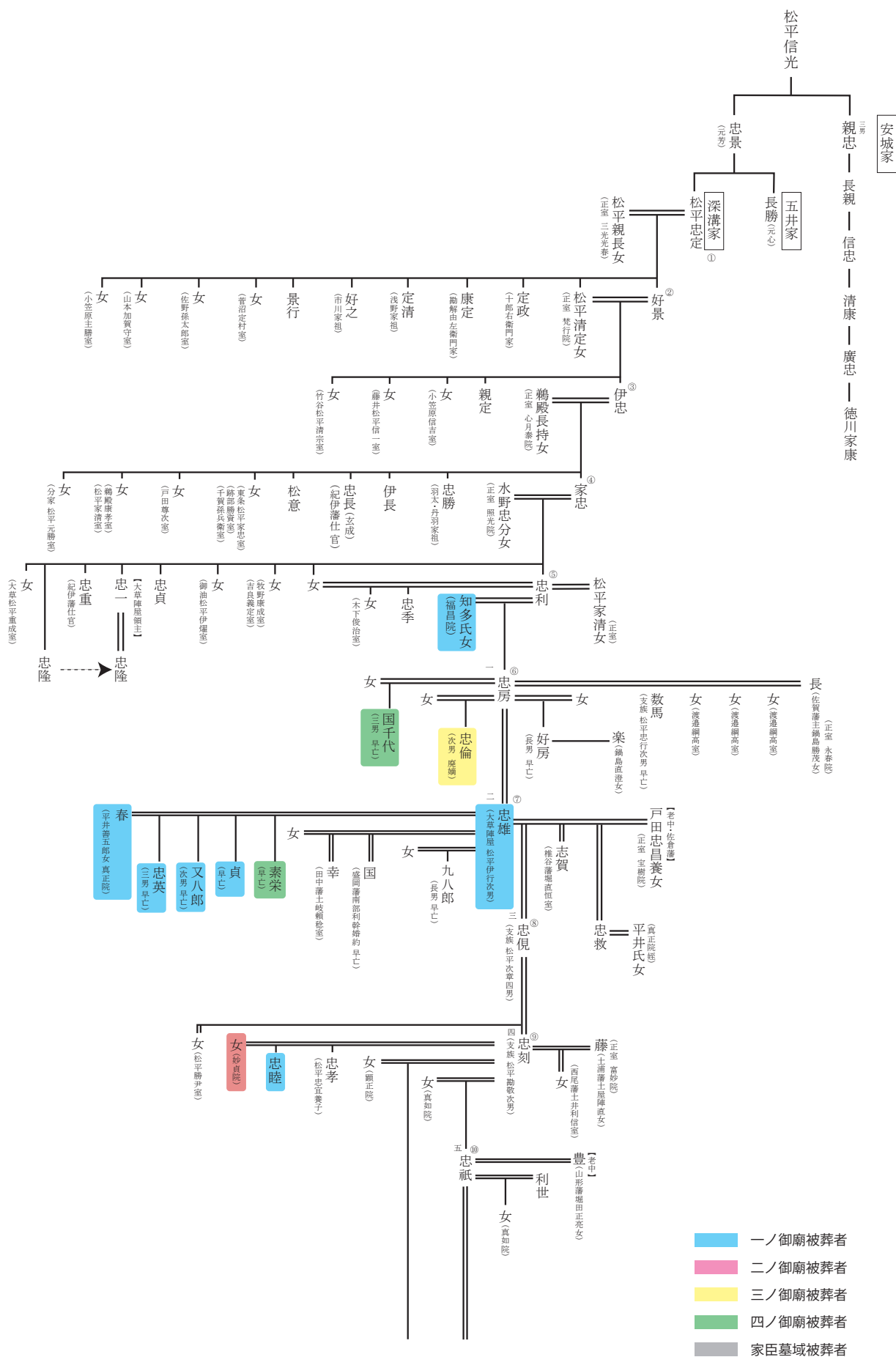
写真1-3
「禅林寺本尊とされる釈迦如来坐像
（佐賀県鹿島市宝聚寺 所蔵）」



写真1-5 「寶圓山」扁額(本光寺蔵)

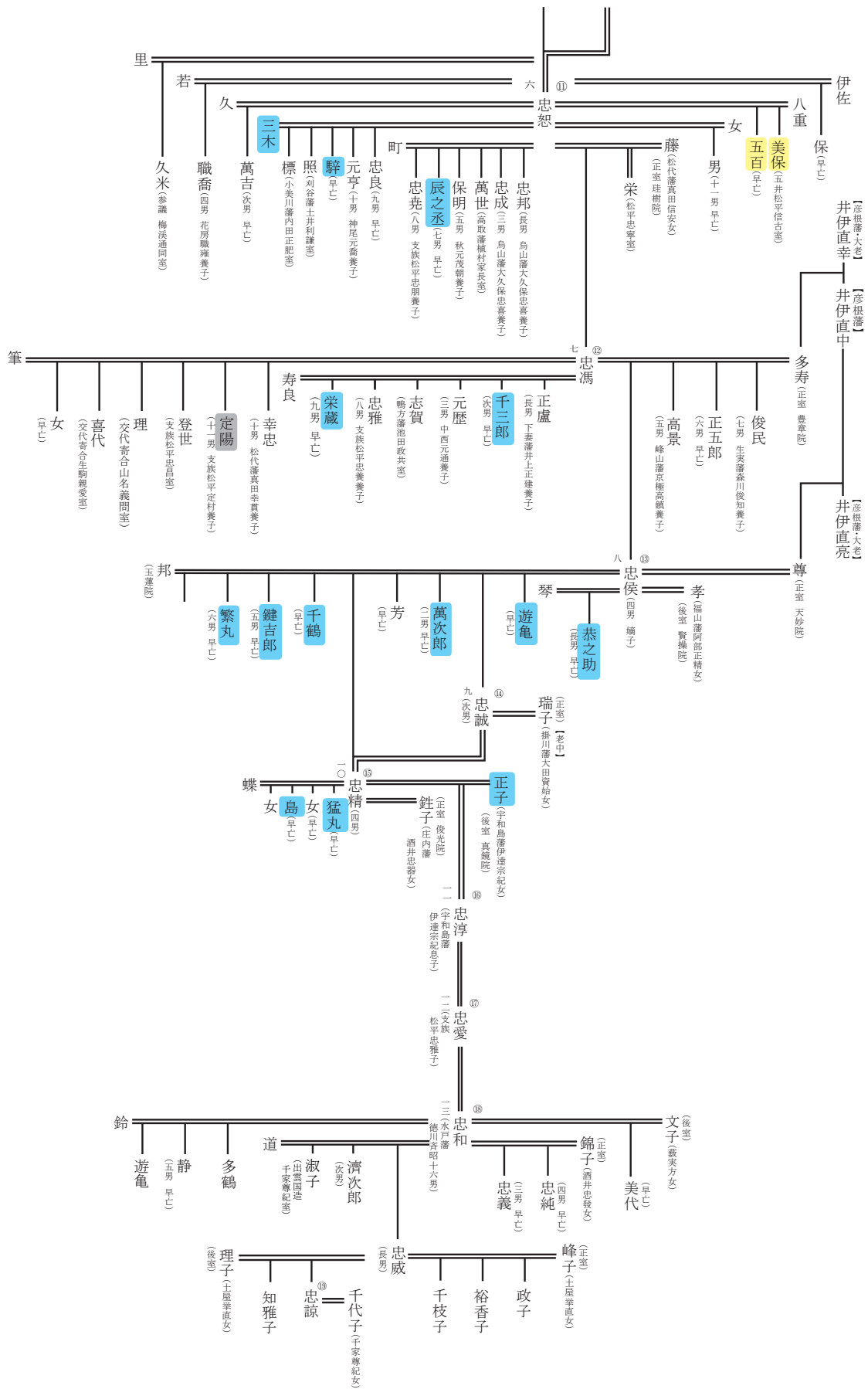


写真1-6 「浄林寺」扁額(本光寺蔵)

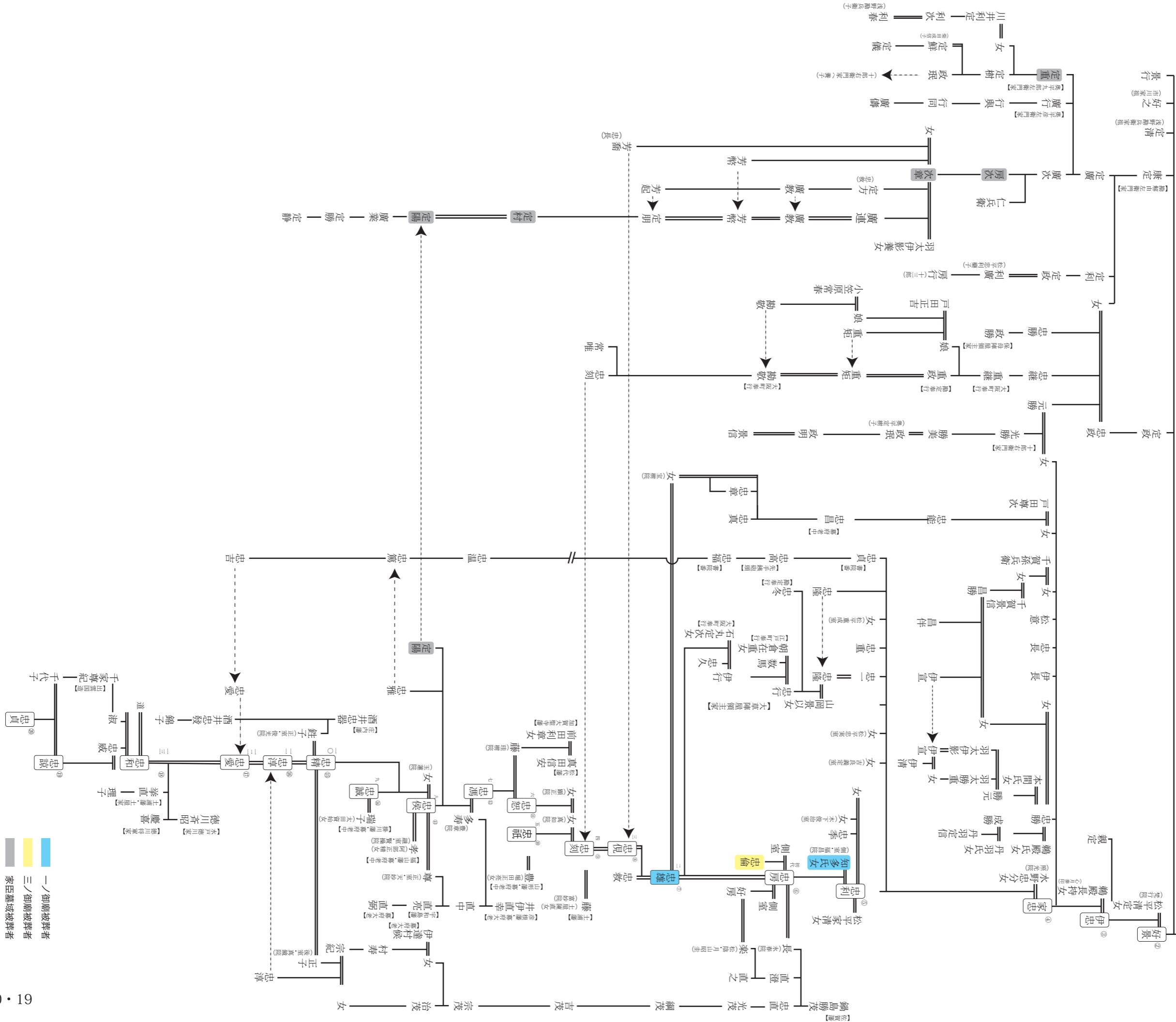


第 1 - 2 図 深溝松平宗家略系図 (1)

第一章 島原藩主松平家墓所の概要



第1-3図 深溝松平宗家略系図(2)



第1-4図 深溝松平家略系図

第二章 調査に至る経緯と経過

第一節 調査に至る経緯

一. 調査経緯

平成二十六年愛知県幸田町の本光寺に所在する島原藩主深溝松平家墓所が国の史跡となり、その後、平成二十六年一月に文化庁主任調査官による島原市本光寺町に所在する深溝松平家墓所の視察が行われ、墓所に関する調査実施の指導があった。島原墓所は、昭和五十七年四月五日に、指定名「藩主松平家の墓所」として島原市指定文化財となっているが、この際の文化財調査の記録は残されておらず、島原市教育委員会が持つ情報としては、藩主松平忠雄以外の被葬者については、藩主の近親の者という程度の把握であった。このような状況であったため、平成二十七年年度から島原市教育委員会が主体となって島原市本光寺町に所在する深溝松平家の墓所に係る調査を開始した。



写真 2-1 愛知県幸田町の島原藩主
深溝松平家墓所 東廟所



写真 2-2 東廟所の松平忠雄墓

二. 基礎的調査

島原墓所が所在する島原本光寺が所蔵する資料は、平成二年～五年度に文化庁の国庫補助金として実施され、この際の調査成果は『島原市本光寺所蔵古文書調査報告書』（島原市教育委員会、一九九四年）に報告されている。本光寺所蔵の古文書、典籍、絵図、美術工芸品、建造物を初めて網羅的に調査を行い、本光寺と松平家の関係性の一端が明らかとされた。なお、この調査で島原墓所の銘文の調査と墓碑の高さの計測も実施されている。

平成二十六年～二十七年年度には、緊急雇用創出事業「郷土史研究支援事業」の中で、島原墓所に関連する史料の調査や、石造物の拓本採取などを行い被葬者の出自等を明らかにした。

三. 調査

島原墓所が立地する丘陵は、中世の山城として丸尾城が築かれていたと伝えられるが、地形的な痕跡は確認されていない。また、それ以前までは概念的な平面図しかなく、正確な廟所の位置関係がわからなかったため、地形測量を実施した。また、これまで、島原墓所に所在する墓碑等詳細な立面図等の作成は行われていなかったため、墓碑の特徴の把握を目的とするのみならず、風水害による倒木などで墓碑が損傷した場合に備えて、現況の記録保存を目的として墓碑、玉垣、灯籠、石像等の立面実測を実施した。以上の現地測量と併せて、現地の状況調査と古文書等の史料調査を併せて実施した。

四 島原藩主松平家墓所調査指導委員会

平成二十九年年度には島原藩主松平家墓所調査指導委員会を設置した。建築学、石造物、歴史学、美術、郷土史の各専門家によって構成され、平成二十九年年度から平成三十年年度にかけて四度の調査指導委員会を開催した。

委員長 林 一馬（建築学／長崎総合科学大学名誉教授）

副委員長 大石 一久（石造物／大浦天主堂キリシタン博物館 研究部長）

委員 竹下 正博（日本美術史／佐賀県立博物館 学芸員）

〃 松尾 晋一（日本近世史／長崎県立大学 教授）

〃 松尾 卓次（郷土史／島原市文化財保護審議会 会長）

〃 根井 浄（宗教史／肥前島原松平文庫 文庫長）

助言者 長崎県教育委員会学芸文化課

事務局 島原市教育委員会社会教育課

第二節 調査の経過

一 調査の経過

平成二十七年度に島原墓所を含む本光寺境内全体の地形測量を実施し、平面図を作成した。平成二十八年度から二十九年度にかけて、墓碑、玉垣、灯籠、石像等の立面実測を実施した。これらの調査に併せて、碑文の拓本採取と墓所に関する史料の確認調査を実施している。

二 調査指導委員会

一回目の委員会は、平成二十九年十二月四日に島原市森岳公民館二〇一会議室で開催した。委員嘱託後、委員長と副委員長の選出が行われ、委員長に林一馬氏、副委員長に大石一久氏が選出された。その後、事務局より調査経緯と成果の報告がなされた。報告を踏まえて、日本光寺跡、本光寺及び島原墓所の現地視察を行った。協議の中で、深溝松平家の墓所としてどのような価値づけをするのかという課題が提起され、検討課題となった。

二回目の委員会は、平成三十年二月十六日に島原市森岳公民館二〇一会議室で開催した。議題は、調査対象範囲の確認や、本尊などの仏像や仏具の調査も併せて行う必要が提起された。その後、本光寺において現地視察を行い、本尊仏像や常盤歴史資料館の所蔵品の調査を行った。

視察後の協議では、本尊の年代については更なる検討が必要であること、墓碑下部が亀腹状のマウンドを呈している点など今後の調査課題が示された。また、文化庁調査官に調査指導委員会に出席していただき、調査等の方針を伺う事が必要との意見が示された。

三回目の委員会は、平成三十一年一月十日に島原市霊丘公民館講義室で開催した。文化庁調査官の出席について、長崎県学芸文化課をとおして調整していたが、島原の墓所における唯一の藩主墓に遺骸が埋納されている事実が判明していないことから国の史跡指定は難しいと判断され調整がつかなくなった事、今年度報告書を刊行する必要があるため、報告書の案を提示した。

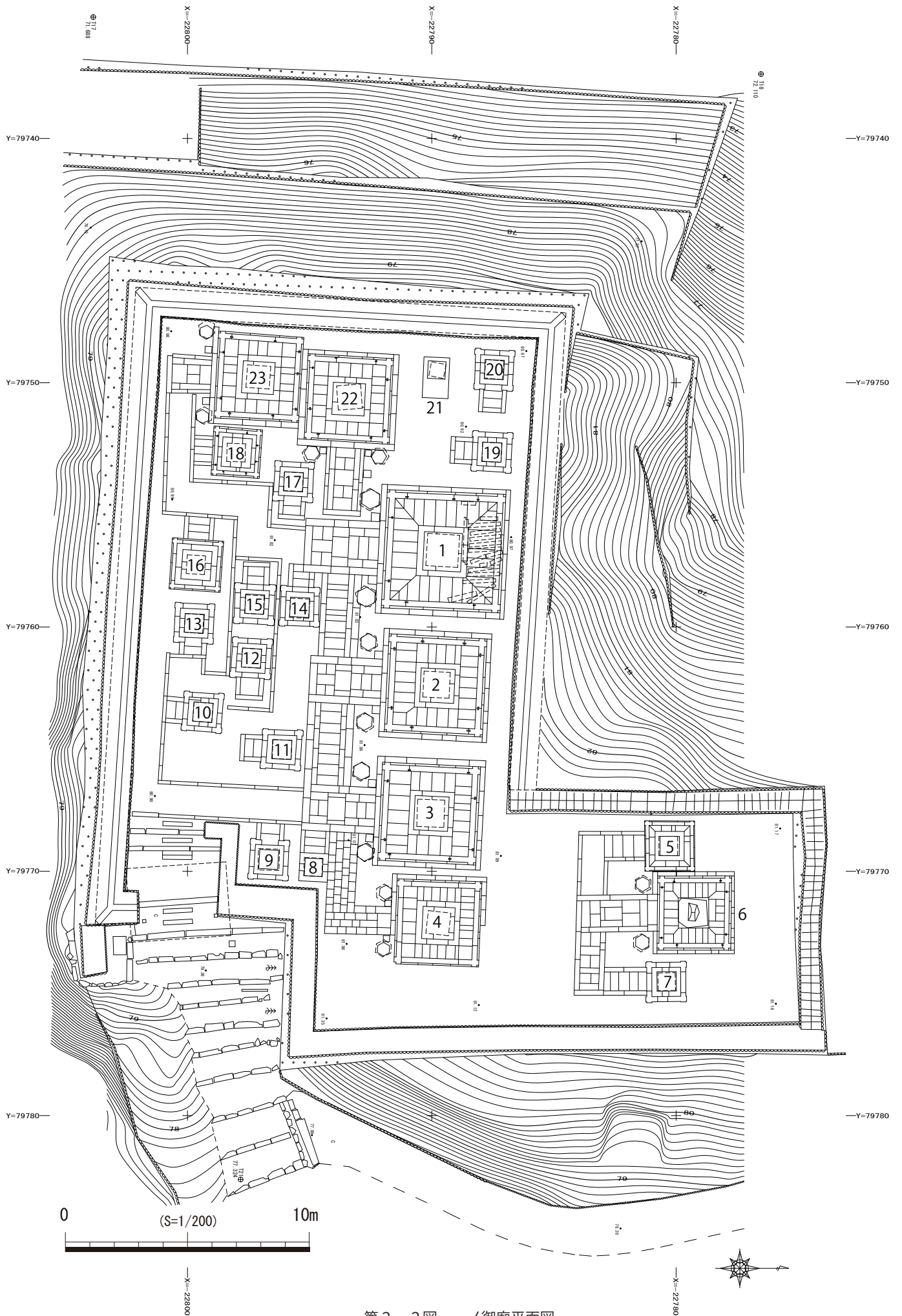
委員から、調査報告書の内容で、長崎県指定史跡への推薦を検討するように指導があった。

四回目の委員会は、平成三十一年三月八日に島原市森岳公民館二〇一号室で開催した。調査報告書の内容の確認を行った。調査結果から長崎県の史跡に推薦するとしても、史跡の価値を導きだすために考察を深め、補足調査の実施も必要があるとの意見があった。

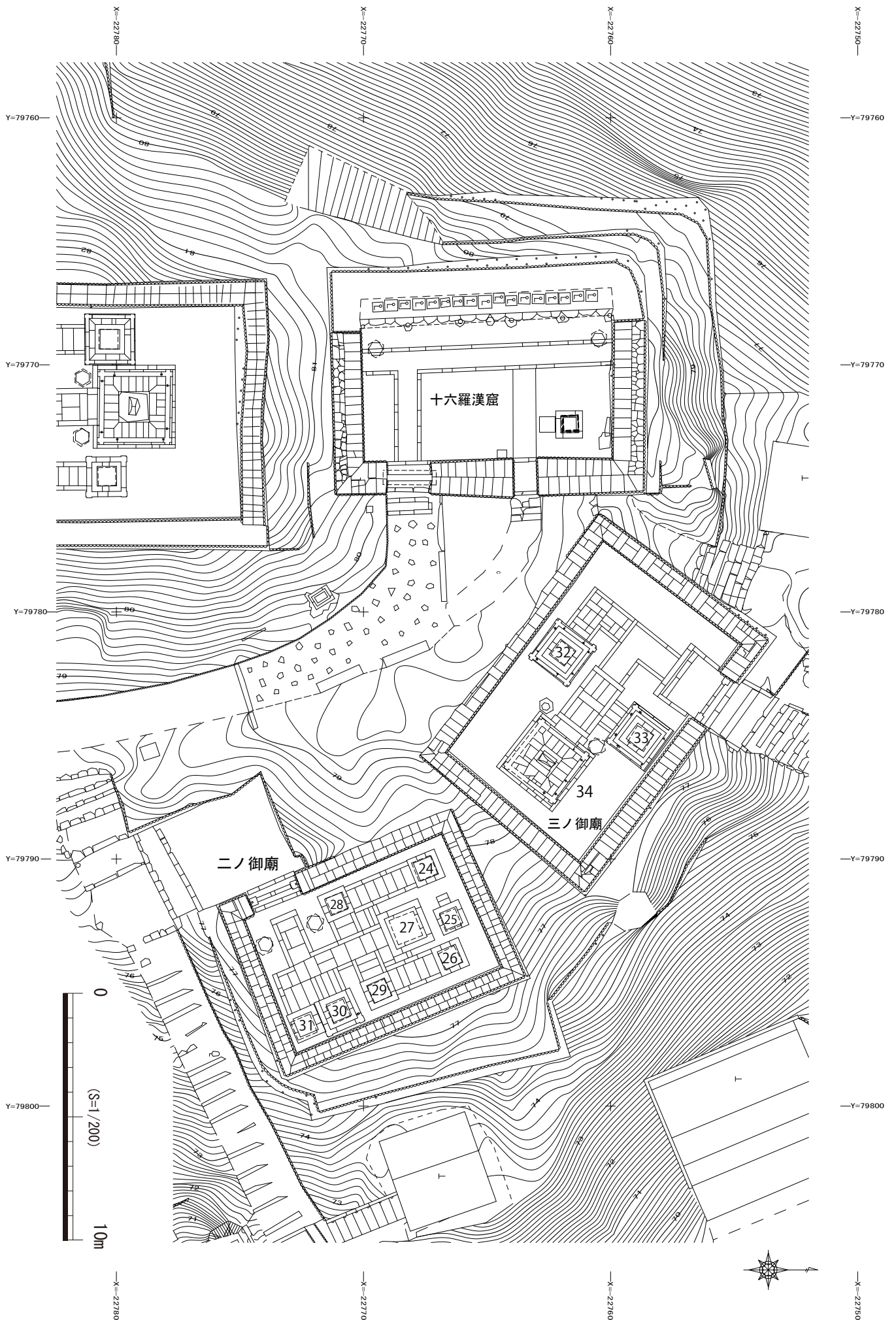
（宇土・吉岡）



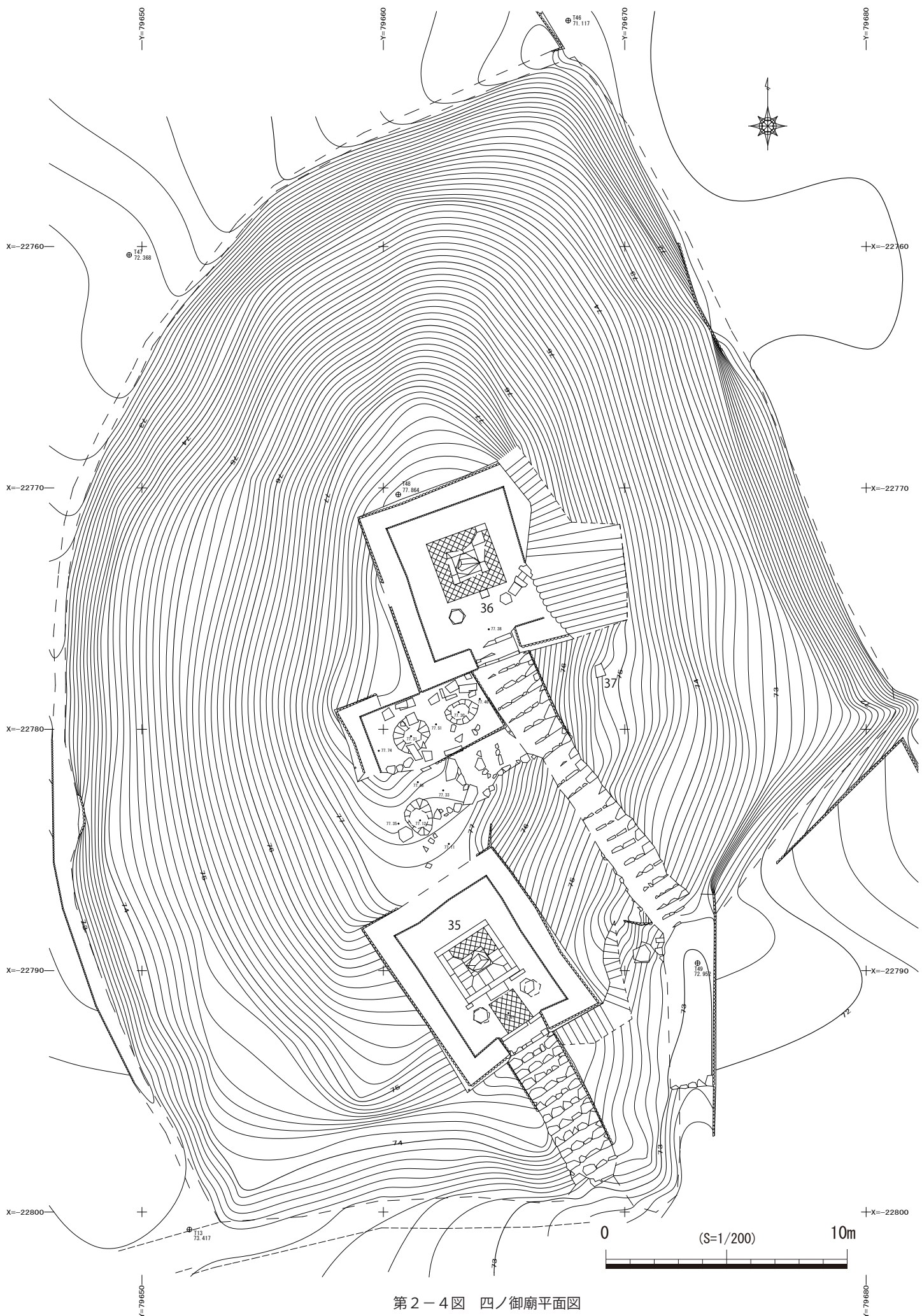
第2-1図 松平家墓所全体平面図



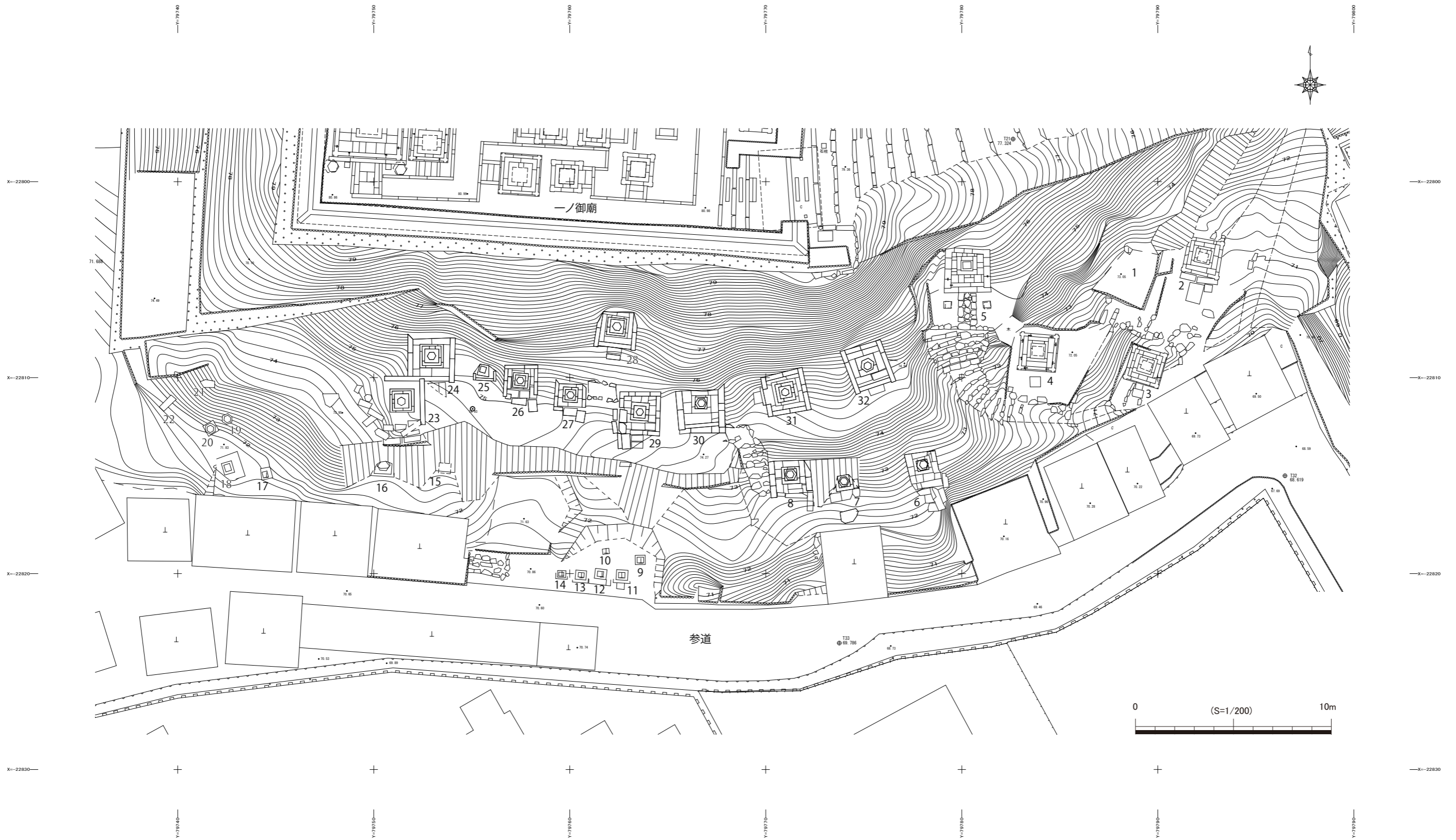
第2-2図 一ノ御廟平面図



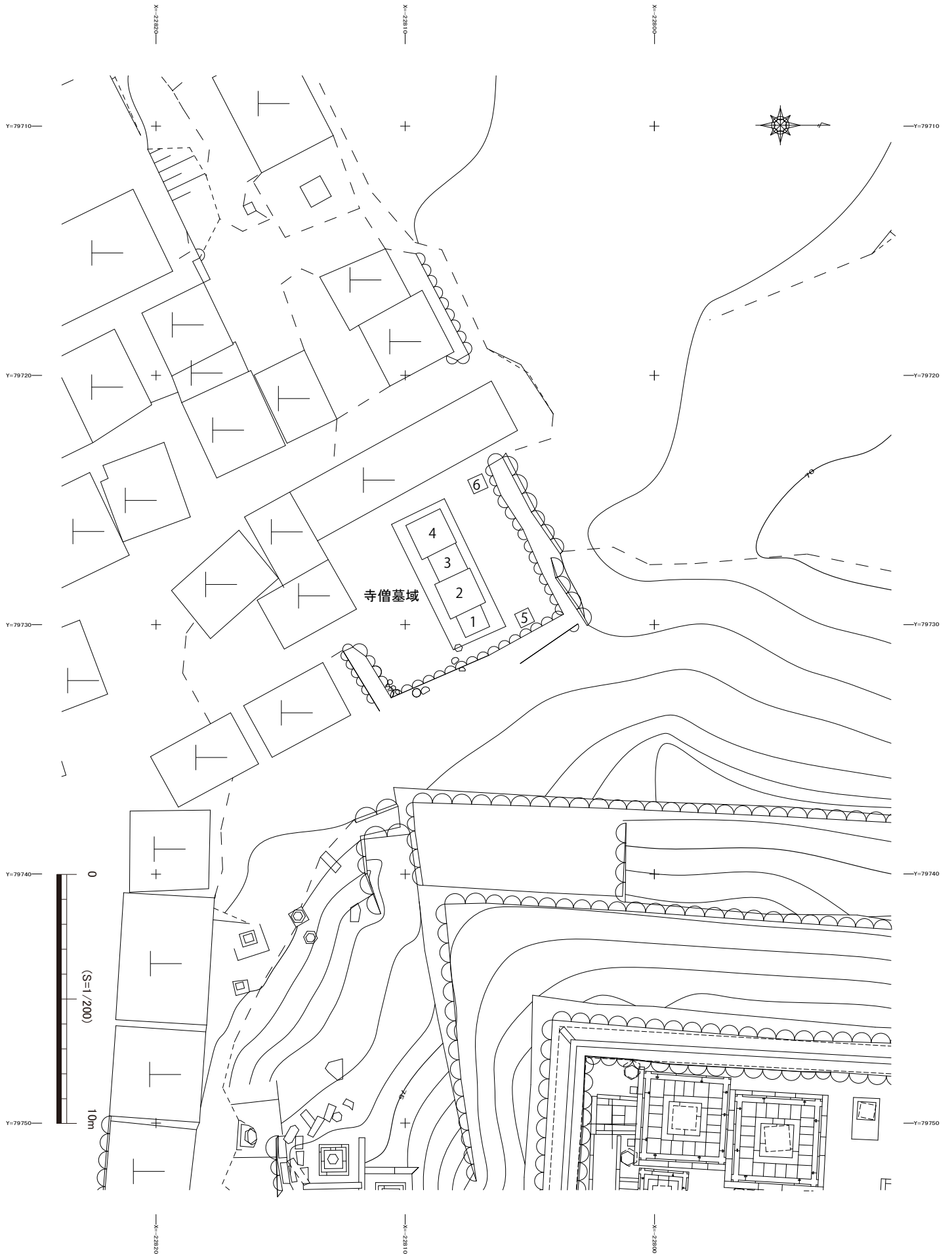
第2-3図 二ノ御廟、三ノ御廟、十六羅漢窟平面図



第2-4図 四ノ御廟平面図



第2-5図 家臣墓域平面図



第2-6図 浄林寺寺僧墓域平面図

第三章 各廟所の現況調査概要

第一節 一ノ御廟（第2―2図）

○廟所

一ノ御廟は本光寺境内の中央から北東を占める平面台形状の小丘陵の南東最高位に位置し、丘陵を平坦に造成し造り出されたと想定される。廟所の現況は「L字」状の平面形をなし、周囲は石垣で囲まれ南東に入り口となる東向きの門を設けている。門から続く南面・西面・北面の石垣上部は土塀が構築され棧瓦が葺かれる。また門から続く東面の石垣上部はカマボコ状の構造物が築かれる。門と石垣上部の構造物は、昭和五十七年頃に修復されている（写真3―1～3）が、詳細は不明である。

No.6 福昌院墓の北面、西面は上部まで石垣で構築され天端の上部は二枚の板石を用いて三角形の屋根状に造り出している。この構造は、二ノ御廟、三ノ御廟も同様の、墓所以外では、島原城三ノ丸（現・島原高等学校裏門に同様）に同様の石垣が残されている。



写真3-1 門周辺修理状況



写真3-2 門周辺修理状況



写真3-3 東面石垣上部修理状況

明治八年の『寺院明細帳 第八大区』（巻頭図版10）によればNo.6 福昌院墓が立地する空間と現在の一ノ御廟の空間が分けて描かれており、それぞれ別の廟所であったと判断される。東面石垣外周（写真3―4）には、築石中に隅角の石垣が存在しており、この部分が福昌院墓が配置される廟所への入り口であった可能性が高い。

No.19 臥龍院墓・No.20 梁棟院墓の北側の石垣内周は開口部に石材を充填された部分があり（写真3―5）、南東側の正面入口に対して廟所の裏口として機能があつたと考えられる。

廟所南面石垣高さは約3m、西面石垣は約2mの石垣が三段に分けて築かれており廟所をささえる擁壁として築かれている。



写真3-4 東面外周石垣 築石中の隅角部



写真3-5 北面内周石垣旧開口部

○参道

参道は、門からNo.3 忠英墓の前まで柱状の石材を両端に並べた参道を造り出し、No.1 松平忠雄墓からNo.4 真鏡院墓まで板石が敷かれている。これと離れてNo.6 福昌院墓とNo.7 善苗院墓の間にも板石が敷かれる。これ以外の墓への参道は柱状の石材を両端に並べて参道を造り出しているがルートが判然としない。No.19～21 未

明院墓へ至る参道は造られていない。

○墓碑

墓碑はNo.6が自然石で、これ以外は笠付角柱の型式を踏襲する。笠石・竿石・請花が基本的な構成で、時代が下るに従い、宝珠の頸部が細くなり、笠石の蔵手が細く立ち上がる傾向にある。天明期以降の墓碑は190cmを超えず、明治期に造られたNo.4が257cmを測る。No.1～4・22松平又八郎同豊次郎母墓・23覺樹院墓は竿石の正面に観音開きの扉を持つ。No.1・2・4・5蓮浄院墓・16龍潭院墓・18芳春院墓・22・23は基壇下部が亀腹状に造りだされている。廟所の周囲に樹木が茂っており、墓の直上まで枝葉が成長している。倒木や枝葉の落下による墓石や玉垣の破損が見られる。高さが3m以下の墓碑の多くが宝珠先端部を欠損する。

○玉垣

No.8流性院墓以外は、安山岩製の玉垣を持つ。No.1～4・6・16・18・22・23は柱状の玉垣で、これ以外は板石による玉垣が構築される。いずれも上部に笠石が置かれる。柱状の玉垣には、4・16以外は千切を入れるホゾ穴が穿たれている。千切は鉄製だったようだが、戦時中に供出され残されていない。No.22にはモルタルが詰められている。ホゾ穴は全て「鼓」状の形状をしているが、玉垣間での規格には同一性が見られず、また、同一の玉垣であっても規格に差異が見られることから、事前に準備しておいた千切の大きさに併せてホゾ穴が穿たれたと考えられる。

玉垣の高さは、墓碑の高さに併せて造られており、No.6・18の例外はあるが、玉垣の笠石と墓碑の蓮台部分の高さが揃うように造られている。

○燈籠

No.1～4・6・22・23に墓碑に伴う石灯籠が造られる。いずれも銘が無い。こ
うちNo.6の燈籠は竿部分が全体の高さの4分の1程度で、竿の中央に節が造りだされ、他の燈籠と明らかな形態の違いが見いだせる。四ノ御廟の燈籠と同一の形態であり、正徳期以前の形態と考えられる。

第二節 二ノ御廟(第2―3図)

○廟所

長方形の平面形状で南西に入口を開き、南・東・北は石塁状の石積となる。西面も同様の構築と考えられるが、現状は廟所西側の土留的な役割を果たしている。一ノ御廟から北東方向に傾斜する場所に位置し、斜面を平坦に造成して廟所を造りだしており、廟所の東と南には、下段に石垣を構築している。大正二年の長崎県寺院録では、入口に木戸が描かれている。現在木戸は存在しないが、入口部分の石垣には、門柱のホゾ穴が穿たれ、下部に礎石が残されている。

○参道

No.25龍巖院墓以外の墓へ続く参道が板石で敷かれている。当初は入口から、No.27妙貞院墓へ続く参道が敷かれていたと考えられ、その後、各墓の建立に併せて参道が整備されていったと考えられる。No.25龍巖院墓については、参道を敷く空間がなかったと考えられる。

○墓碑

全て笠付角柱の形態で、No.27妙貞院墓のみ竿石正面に観音開きの扉を持つ。近

年の倒木の影響で、墓碑笠石の宝珠、蔵手を欠損するものがある。

○玉垣

No.30 清容院墓のみ板石の玉垣を持つ。笠石はズレを防ぐために、一方の端を撥状に突出させ、一方の端は撥状にホゾを穿ち組み合わせる「蟻継ぎ」状の加工がなされている。北側の笠石はこの突出部が折れた部分にホゾ穴を穿ち、石製の千切が嵌められている。

○燈籠

廟所の入口に二基建てられている。竿石の上下端が膨らむ形態で一ノ御廟No.22の燈籠と似る。燈籠の宝珠の形態が異なっているが、南側の宝珠が本来のもので、北側の宝珠は三ノ御廟No.34 實相院墓の燈籠のものが移されたと考えられる。

第三節 三ノ御廟 (第2-3図)

○廟所

二ノ御廟と同様の長方形の平面形で、北東に入口を開き、北東・南東は石塁状の石積となる。南西と北西の西半は、廟所西側の土留的な役割を果たしている。一ノ御廟から北東方向に傾斜する場所に位置し、斜面を平坦に造成して廟所を造りだしている。北東側下段に石垣が構築されるが、廟所の構築時のものか判断できない。大正二年の長崎県寺院録では、入口に木戸が描かれており、現在木戸は存在しないが、入口部分の石垣には、門柱のホゾ穴が穿たれるが、南北の石垣でホゾ穴の高さが一致せず、南側の入口部分は積み直されている可能性がある。下部には礎石が残されている。

○参道

入口直後の階段から「L」字状に柱状の石材を両端に並べた参道を造り出し、底から延長して全ての墓まで板石が敷かれる。当初は入口からNo.34 實相院墓まで参道が敷かれ、各墓の建立にあわせて、参道を追加していったと考えられる。

○墓碑

No.32 柳清院・33 心珠院墓は笠付角柱の形状で、墓碑笠石の宝珠を欠損する。No.34は自然石。

○玉垣

全ての墓に柱状の玉垣が構築され、笠石は千切留めで連結される。一ノ御廟同様千切は残されておらず、ホゾ穴にモルタルが充填される。周囲の樹木の倒木や地震の影響で、No.33・34は玉垣の倒壊が著しい。

○燈籠

No.34にのみ燈籠が建てられる。全体の高さに比べて竿石が短く、竿石中央に節が造りだされている。南東側の燈籠は竿石から下部が残存し、竿石に直接火袋が置かれている。この部材は廟所南隅に集められているが宝珠が無い。二ノ御廟入口の北側燈籠に転用されていると考えられる。

第四節 四ノ御廟 (第2-4図)

○廟所

一ノ御廟が存在する小丘陵から西へ500m程離れた場所に位置する楕円形の小丘陵に位置する。他の廟所のように石垣等による境界を持たないが、北から西

にかけて丘陵の下縁に沿った周溝があり、丘陵全体を廟所としていと考えられる。No.35真清院墓とNo.36自元院墓の間に墓石が抜き取られたような空間があり、現任職によれば歴代住職の墓碑があった場所であるとのこと、この墓碑は一ノ御廟西側に移設されている。No.35は藩主の近親者として最も没年が古く、島原墓所における廟所として最も古い時期に成立したと考えられる。

○参道

No.35・36へ続く参道（階段）が別々に構築されている。

○墓碑

No.37妙照墓は角柱の墓碑。No.35・36は部分的に粗く加工が行われた自然石で、もとは銘が無かったが、安永四年に銘が彫られている。

○玉垣

No.35・36は周囲を石塁で囲み玉垣としている。入口の部分の石材に門柱のホゾが穿たれており、木戸があったことが想定される。一ノ御廟等の状況と比較した場合、玉垣で囲まれた範囲を別々の廟所として築かれた事も想定される。

No.35は外周に横目地がとおり、積直しか積増しが行われている。意匠的な積み方をしており明治以降と考えられるが門柱のホゾ穴が残っており、墓が機能していたと想定される。また、南面西側及び東面は更に積直しが見られる。玉垣南東下段の石垣が樹木の影響で崩落しており、この影響と考えられる。

No.36はも石塁で玉垣を造り出しているが、西面が大きく崩落している。入口に門柱のホゾ穴があるが、積直しの際にホゾを意識せず積まれており、No.35よりも新しい時期に積みなおされたと考えられる。

○燈籠

No.35・36の入口にそれぞれ二基建てられている。いずれも西側の燈籠が倒壊している。竿石の中央に節があり、一ノ御廟No.6の燈籠と似る。

| | | | | | | | |
|-----|----------------|------|---|------|--------------|----|-----|
| 廟所 | 一ノ御廟 | 番号 | 1 | 墓碑銘 | 從四位松平姓源朝臣忠雄墓 | | |
| 被葬者 | 松平忠雄 | 正面方位 | 南 | 戒名 | 瑞光院殿徳運源恭大居士 | | |
| 人物 | 深溝松平家七代 | | | 墓碑形式 | 笠付角柱 | 石種 | 安山岩 |
| 没年 | 元文元年（1736）2月7日 | | | 玉垣形式 | 柱 | | |

【特記事項】 深溝本光寺にも墓有り。墓碑、基壇下部の亀腹、玉垣の規模は島原墓所の中で最大。墓碑竿石正面に観音開きの扉を持つ。玉垣の笠石の連結に千切り留めを用いる。右側の扉は後年造り替えられたもの。地覆石のホゾ穴は方形。背面は平成26年の倒木で倒壊し、部材は倒壊時のまま置かれる。

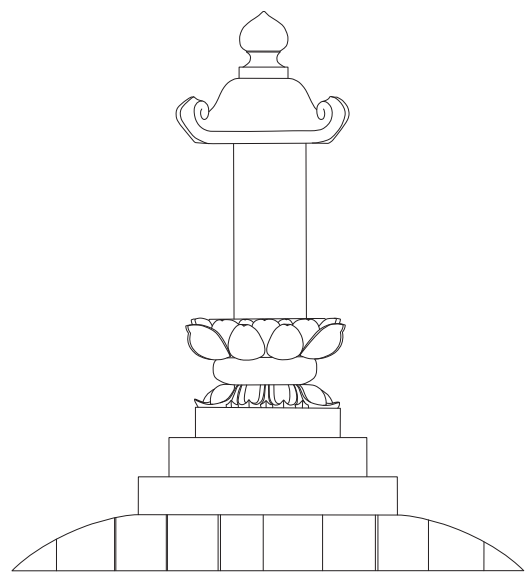
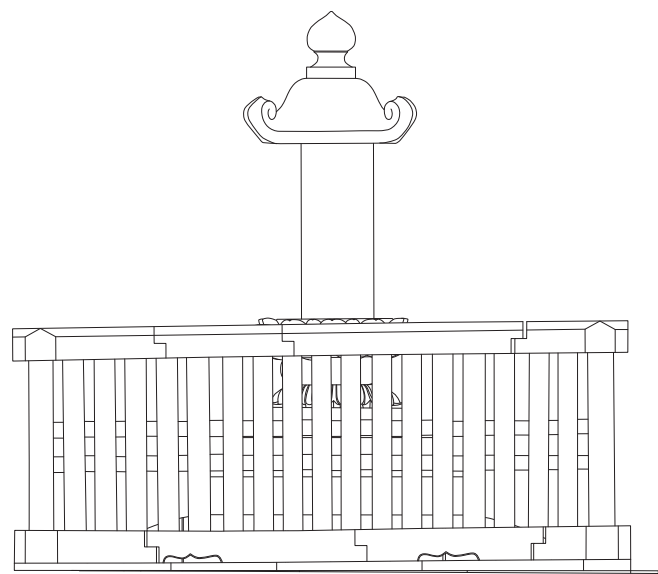
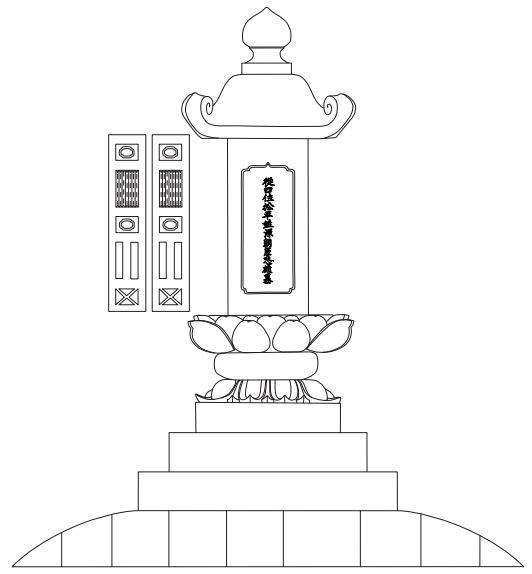
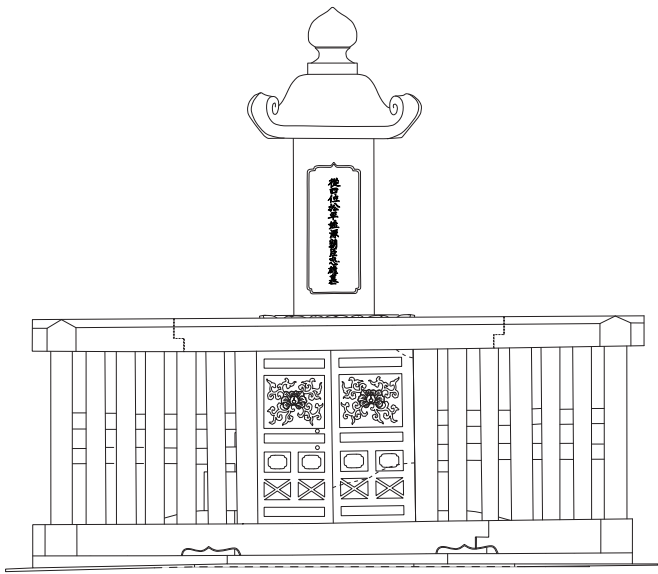


| 玉垣 | | | 基壇 | | | 塔身 | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|
| 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ |
| 505.6 | 504.7 | 194.5 | 416.0 | 416.0 | 107.0 | 85.0 | 416.0 | 350.0 |

【碑文】

正面

從四位松平姓源朝原八雄墓



0 (S=1/60) 2m

| | | | | | | | |
|-----|------------------|------|---|------|--------------|----|-----|
| 廟所 | 一ノ御廟 | 番号 | 2 | 墓碑銘 | 善見院殿光涌源明童子之墓 | | |
| 被葬者 | 松平又八郎 | 正面方位 | 南 | 戒名 | 善見院殿光涌源明童子 | | |
| 人物 | 忠雄二男 | | | 墓碑形式 | 笠付角柱 | 石種 | 安山岩 |
| 没年 | 享保6年(1721)10月18日 | | | 玉垣形式 | 柱 | | |

【特記事項】 竿石正面に観音開きの扉を持つ。玉垣笠石の連結に千切り留めを用いる。

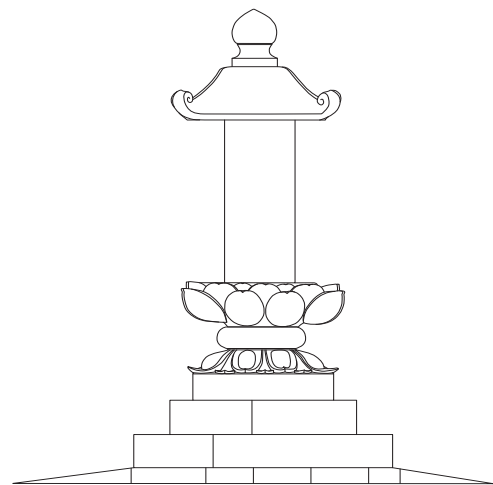
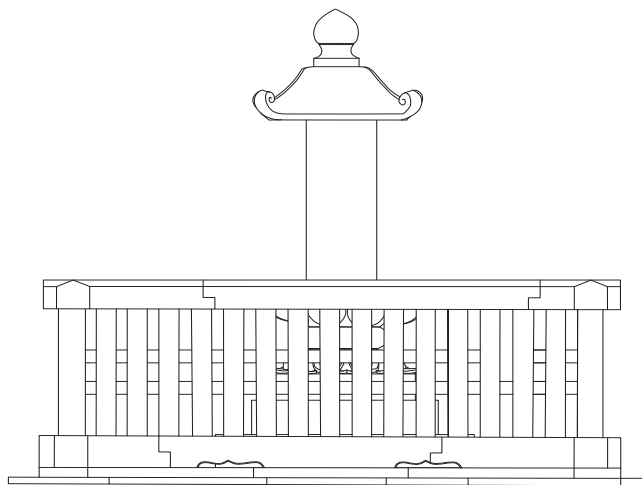
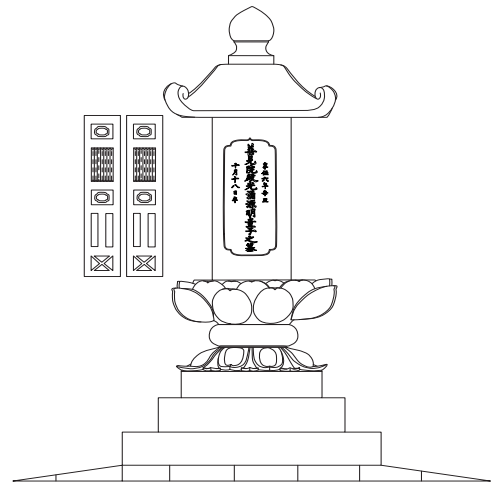
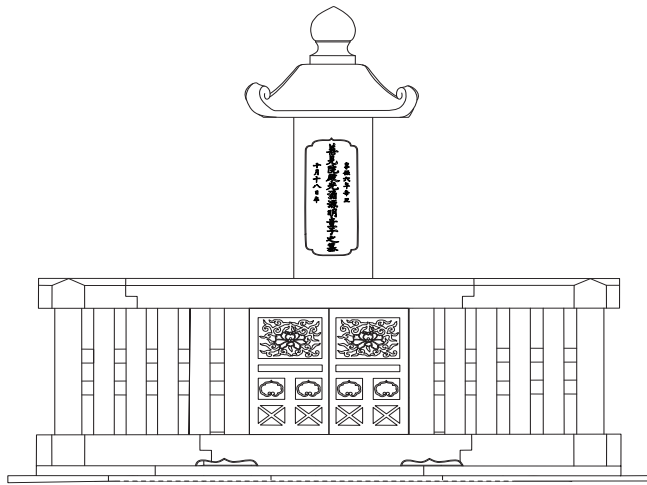


| 玉垣 | | | 基壇 | | | 塔身 | | |
|-------|-------|-------|------|------|------|-------|------|-------|
| 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ |
| 402.2 | 403.0 | 156.5 | 82.0 | 82.0 | 56.4 | 106.0 | 82.0 | 275.4 |

【碑文】

正面

享保六年辛丑
十月十八日
善見院殿光滿源明童子之墓



0 (S=1/60) 2m

| | | | | | | | |
|-----|------------------|------|---|------|------------|----|-----|
| 廟所 | 一ノ御廟 | 番号 | 3 | 墓碑銘 | 松平豊次郎源忠英墓 | | |
| 被葬者 | 松平忠英 | 正面方位 | 南 | 戒名 | 指月院殿清操源照童子 | | |
| 人物 | 忠雄三男 | | | 墓碑形式 | 笠付角柱 | 石種 | 安山岩 |
| 没年 | 享保12年(1727)6月29日 | | | 玉垣形式 | 柱 | | |

【特記事項】 竿石正面に観音開きの扉を持つ。玉垣笠石の連結に千切り留めを用いる。

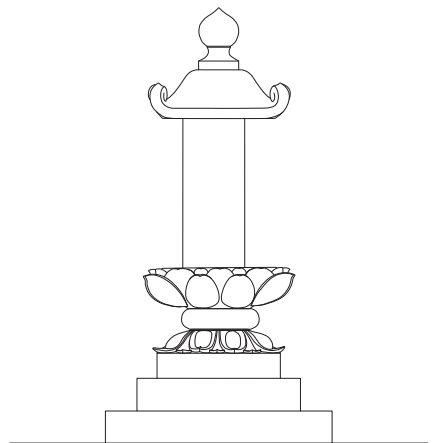
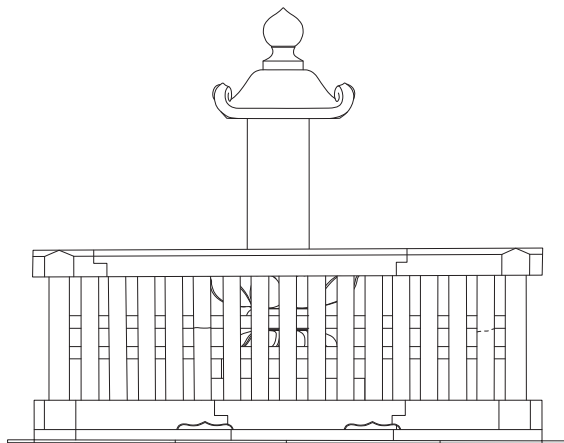
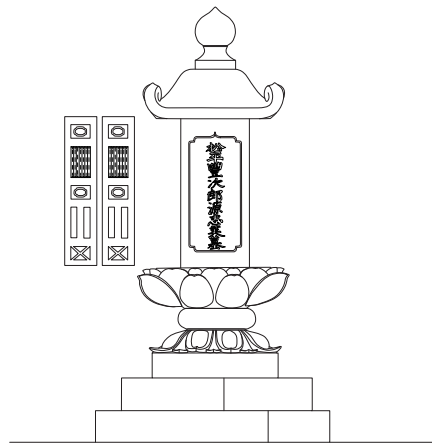
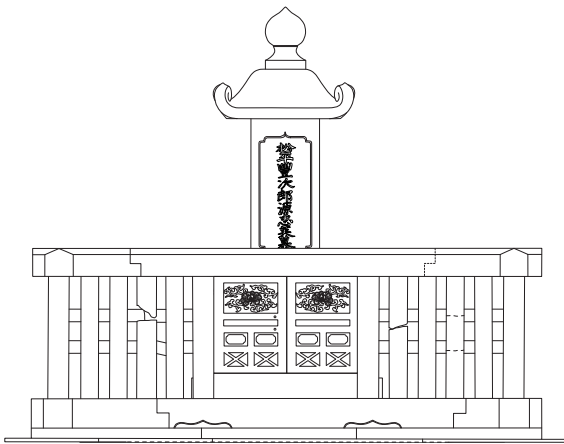


| 玉垣 | | | 基壇 | | | 塔身 | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|
| 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ |
| 403.0 | 403.0 | 151.0 | 182.8 | 183.4 | 80.0 | 111.0 | 183.4 | 296.0 |

【碑文】

正面

松平豊次郎源忠義墓



0 (S=1/60) 2m

| | | | | | | | |
|-----|-----------------|------|---|------|------------|----|-----|
| 廟所 | 一ノ御廟 | 番号 | 4 | 墓碑銘 | 眞鏡院殿普曜無染大姉 | | |
| 被葬者 | 正子 | 正面方位 | 南 | 戒名 | 眞鏡院殿普曜無染大姉 | | |
| 人物 | 忠精後妻 | | | 墓碑形式 | 笠付角柱 | 石種 | 安山岩 |
| 没年 | 明治4年(1871)4月10日 | | | 玉垣形式 | 柱 | | |

【特記事項】 竿石正面に観音開きの扉を持つ。墓碑宝珠先端を欠損。



| 玉垣 | | | 基壇 | | | 塔身 | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|-------|-------|
| 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ |
| 350.0 | 351.2 | 122.0 | 179.0 | 179.5 | 46.0 | 91.5 | 179.5 | 257.0 |

【碑文】

左側面

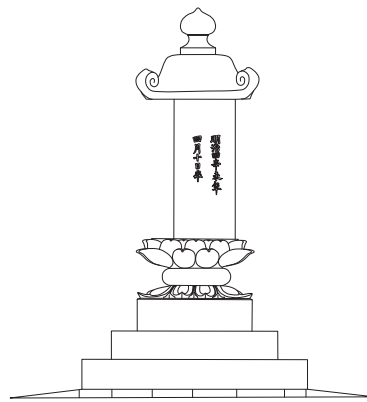
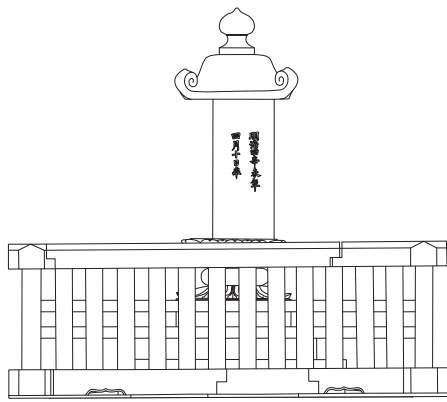
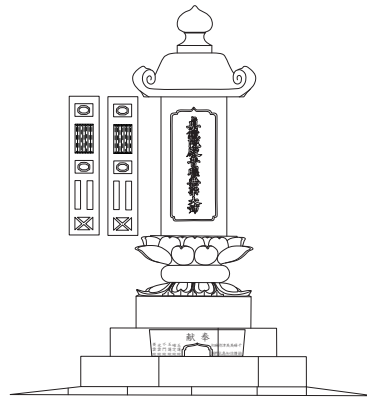
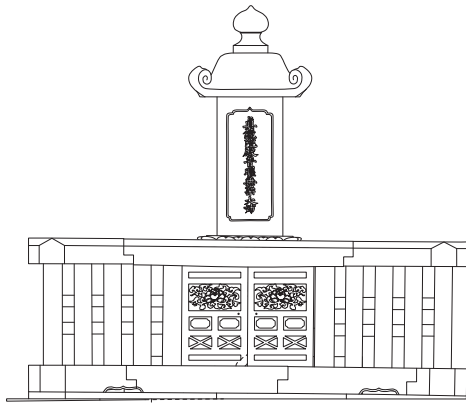
從四位少將伊達伊豫入道春山
藤原宗紀女當城主德五郎下拾早
主殿頭源朝臣忠持後妻

正面

貞観院院主伊豫入道春山

右側面

明治四年未年
四月十日卒

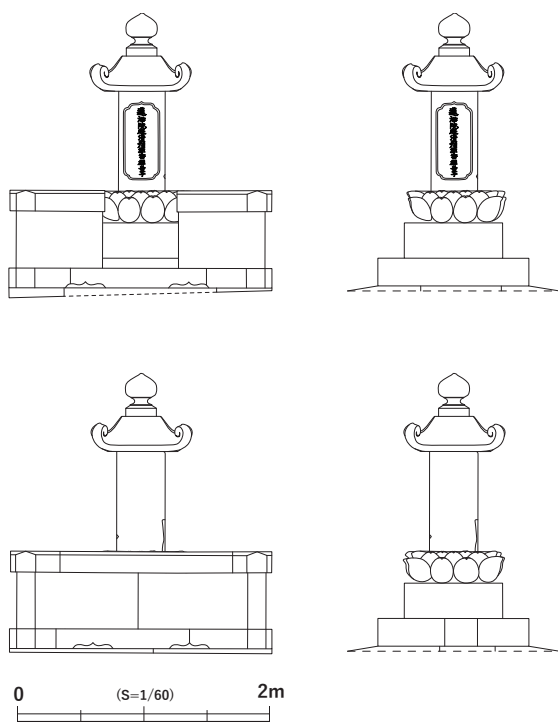


0 (S=1/60) 2m

| | | | | | | | |
|-----|-----------------|------|---|------|-------------|----|-----|
| 廟所 | 一ノ御廟 | 番号 | 5 | 墓碑銘 | 蓮浄院殿清顔源香禅童子 | | |
| 被葬者 | 忠周 | 正面方位 | 南 | 戒名 | 蓮浄院殿清顔源香禅童子 | | |
| 人物 | 忠恕七男 | | | 墓碑形式 | 笠付角柱 | 石種 | 安山岩 |
| 没年 | 天明5年(1785)6月10日 | | | 玉垣形式 | 板石 | | |

【特記事項】 墓碑宝珠先端を欠損。

【碑文】
正面
蓮浄院殿清顔源香禅童子



| 玉垣 | | | 基壇 | | | 塔身 | | |
|-------|-------|------|-------|-------|------|-------|-------|-------|
| 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ |
| 206.5 | 234.8 | 77.0 | 120.0 | 120.0 | 48.7 | 213.0 | 120.0 | 164.3 |

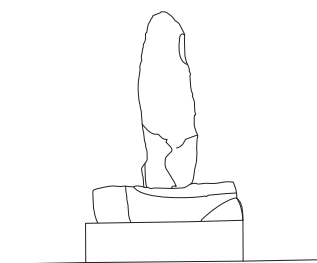
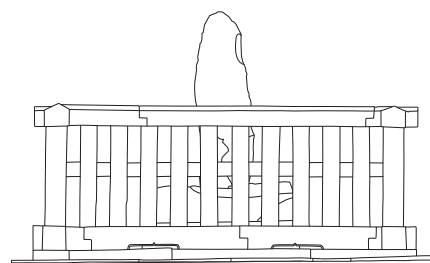
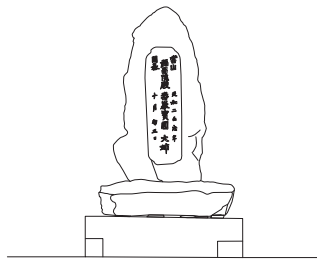
| | | | | | | | |
|-----|-----------------|------|---|------|------------|----|-----|
| 廟所 | 一ノ御廟 | 番号 | 6 | 墓碑銘 | 福昌院殿壽嶽寶圓大姉 | | |
| 被葬者 | | 正面方位 | 南 | 戒名 | 福昌院殿壽嶽寶圓大姉 | | |
| 人物 | 忠房母・知多氏女 | | | 墓碑形式 | 自然石 | 石種 | 安山岩 |
| 没年 | 天和2年(1682)10月5日 | | | 玉垣形式 | 柱 | | |

【特記事項】 一ノ御廟で最も古い年記を持つ。玉垣笠石の連結に千切り留めを用いる。墓碑は部分的に「研り」で形状が調整される。

【碑文】

正面

富山
福昌院殿
壽嶽寶圓大姉
天和二在没年
十月初五日



0 (S=1/60) 2m

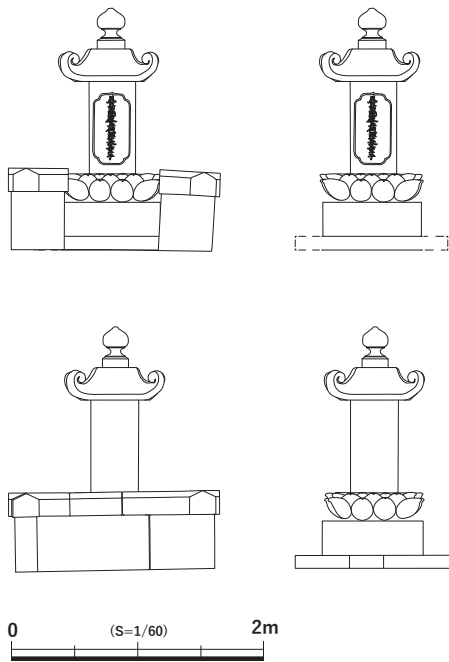
| 玉垣 | | | 基壇 | | | 塔身 | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|-------|-------|
| 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ |
| 305.0 | 303.0 | 123.0 | 123.1 | 122.5 | 33.4 | 77.0 | 122.5 | 140.0 |

| | | | | | | | |
|-----|----------------|------|---|------|------------|----|-----|
| 廟所 | 一ノ御廟 | 番号 | 7 | 墓碑銘 | 善苗院殿玉仙源英童子 | | |
| 被葬者 | 千三郎 | 正面方位 | 南 | 戒名 | 善苗院殿玉仙源英童子 | | |
| 人物 | 忠馮二男 | | | 墓碑形式 | 笠付角柱 | 石種 | 安山岩 |
| 没年 | 寛政9年(1797)8月5日 | | | 玉垣形式 | 板石 | | |

【特記事項】 墓碑宝珠先端を欠損。

【碑文】
正面

善苗院殿玉仙源英童子



| 玉垣 | | | 基壇 | | | 塔身 | | |
|-------|-------|------|-------|-------|------|------|-------|-------|
| 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ |
| 168.0 | 167.5 | 62.0 | 122.5 | 123.0 | 38.3 | 74.0 | 123.0 | 153.8 |

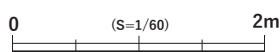
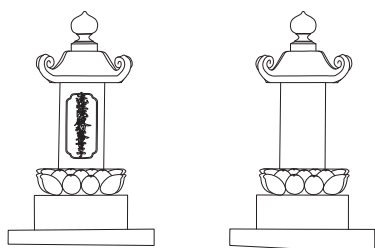
| | | | | | | | |
|-----|-----------------|------|---|------|----------|----|-----|
| 廟所 | 一ノ御廟 | 番号 | 8 | 墓碑銘 | 流性院殿幻露童子 | | |
| 被葬者 | | 正面方位 | 西 | 戒名 | 流性院殿幻露童子 | | |
| 人物 | 忠恕息・流産 | | | 墓碑形式 | 笠付角柱 | 石種 | 安山岩 |
| 没年 | 天明6年(1786)7月27日 | | | 玉垣形式 | — | | |

【特記事項】 墓碑宝珠先端を欠損。

【碑文】

正面

流性院殿幻露童子



| 玉垣 | | | 基壇 | | | 塔身 | | |
|----|----|----|-------|-------|------|------|-------|-------|
| 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ |
| — | — | — | 114.5 | 116.0 | 40.0 | 64.0 | 116.0 | 145.4 |

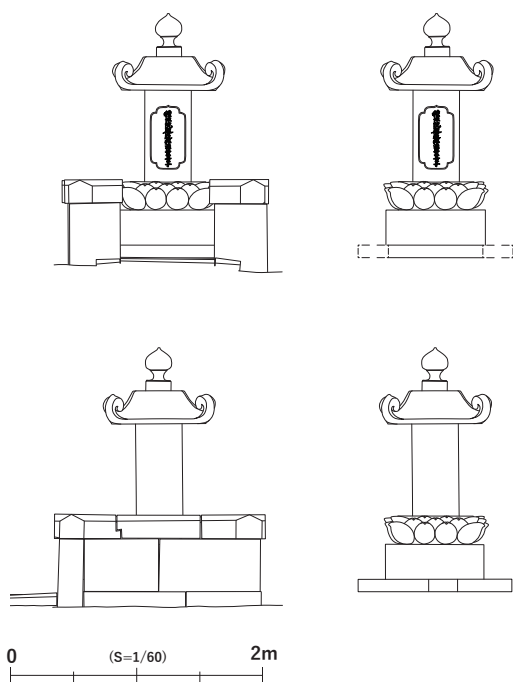
| | | | | | | | |
|-----|----------------|------|---|------|------------|----|-----|
| 廟所 | 一ノ御廟 | 番号 | 9 | 墓碑銘 | 種性院殿蓮邦源薫童子 | | |
| 被葬者 | 栄蔵 | 正面方位 | 西 | 戒名 | 種性院殿蓮邦源薫童子 | | |
| 人物 | 忠馮九男 | | | 墓碑形式 | 笠付角柱 | 石種 | 安山岩 |
| 没年 | 文化6年(1809)6月5日 | | | 玉垣形式 | 板石 | | |

【特記事項】 墓碑宝珠先端を欠損。

正面

種性院殿蓮邦源薫童子

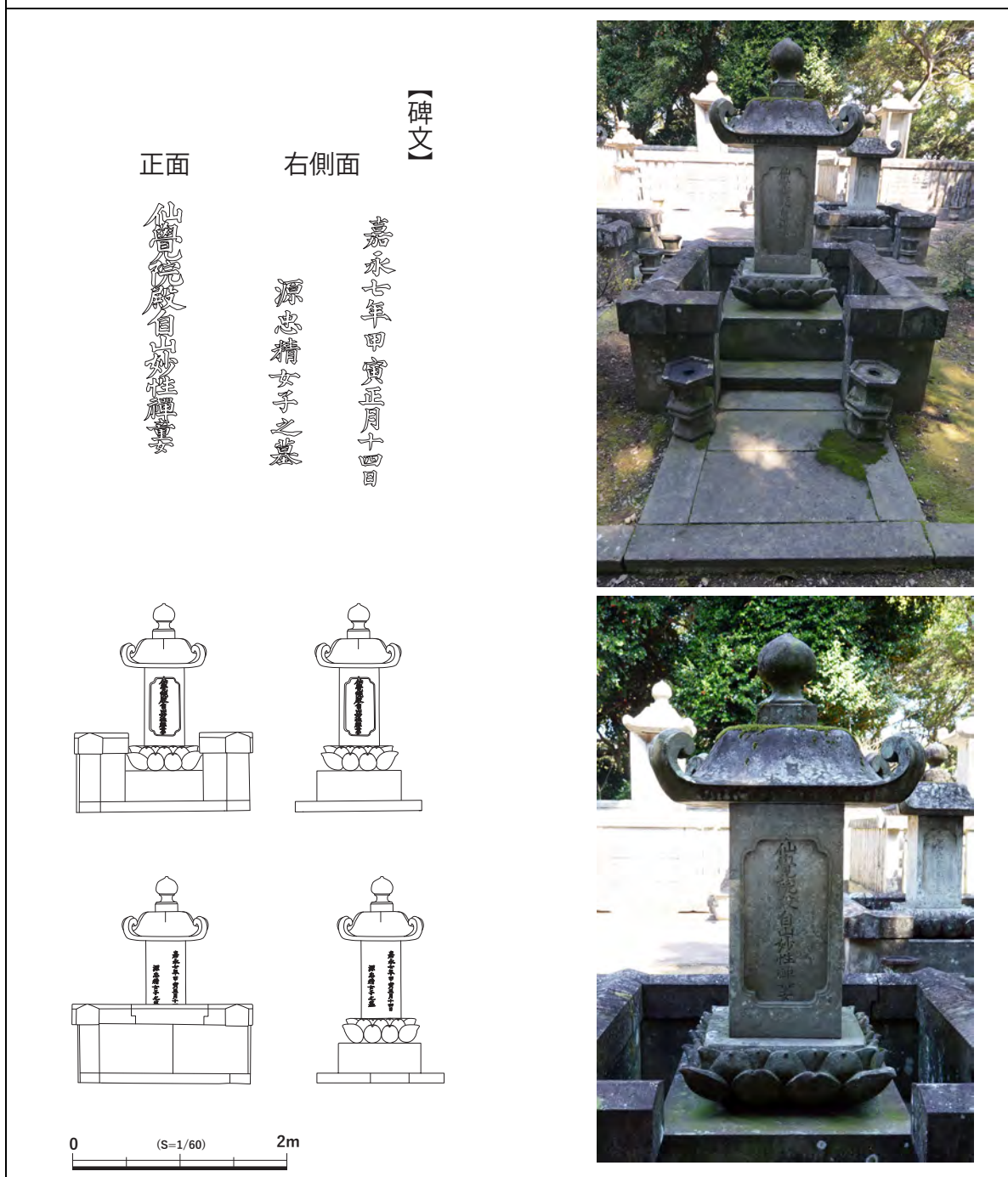
【碑文】



| 玉垣 | | | 基壇 | | | 塔身 | | |
|-------|-------|------|-------|-------|------|------|-------|-------|
| 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ |
| 163.0 | 167.5 | 72.0 | 171.5 | 171.5 | 39.5 | 76.0 | 171.5 | 160.0 |

| | | | | | | | |
|-----|-----------------|------|----|------|-------------|----|-----|
| 廟所 | 一ノ御廟 | 番号 | 10 | 墓碑銘 | 仙覺院殿自山妙性禪童女 | | |
| 被葬者 | | 正面方位 | 南 | 戒名 | 仙覺院殿自山妙性禪童女 | | |
| 人物 | 忠精女 | | | 墓碑形式 | 笠付角柱 | 石種 | 安山岩 |
| 没年 | 嘉永7年(1854)1月14日 | | | 玉垣形式 | 板石 | | |

【特記事項】 墓碑宝珠先端を欠損。



| 玉垣 | | | 基壇 | | | 塔身 | | |
|-------|-------|------|------|------|------|------|------|-------|
| 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ |
| 164.4 | 166.9 | 64.0 | 78.8 | 78.3 | 64.0 | 80.0 | 78.3 | 165.0 |

| | | | | | | | |
|-----|------------------|------|----|------|-------------|----|-----|
| 廟所 | 一ノ御廟 | 番号 | 11 | 墓碑銘 | 泰嶽院殿彩雲源鳳禪童子 | | |
| 被葬者 | 繁丸 | 正面方位 | 南 | 戒名 | 泰嶽院殿彩雲源鳳禪童子 | | |
| 人物 | 忠侯六男 | | | 墓碑形式 | 笠付角柱 | 石種 | 安山岩 |
| 没年 | 天保9年(1838)11月22日 | | | 玉垣形式 | 板石 | | |

【特記事項】 墓碑宝珠先端を欠損。

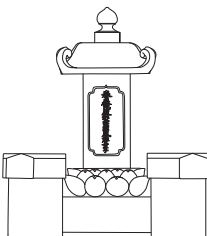
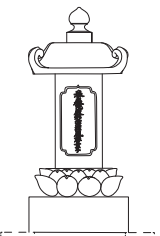
【碑文】

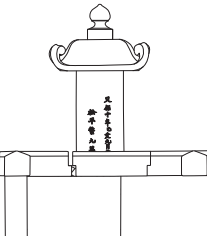
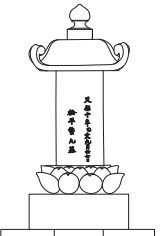
正面

泰嶽院殿彩雲源鳳禪童子

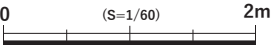
右側面



天保十年己亥九月廿七日
松平繁丸墓

0 (S=1/60) 2m

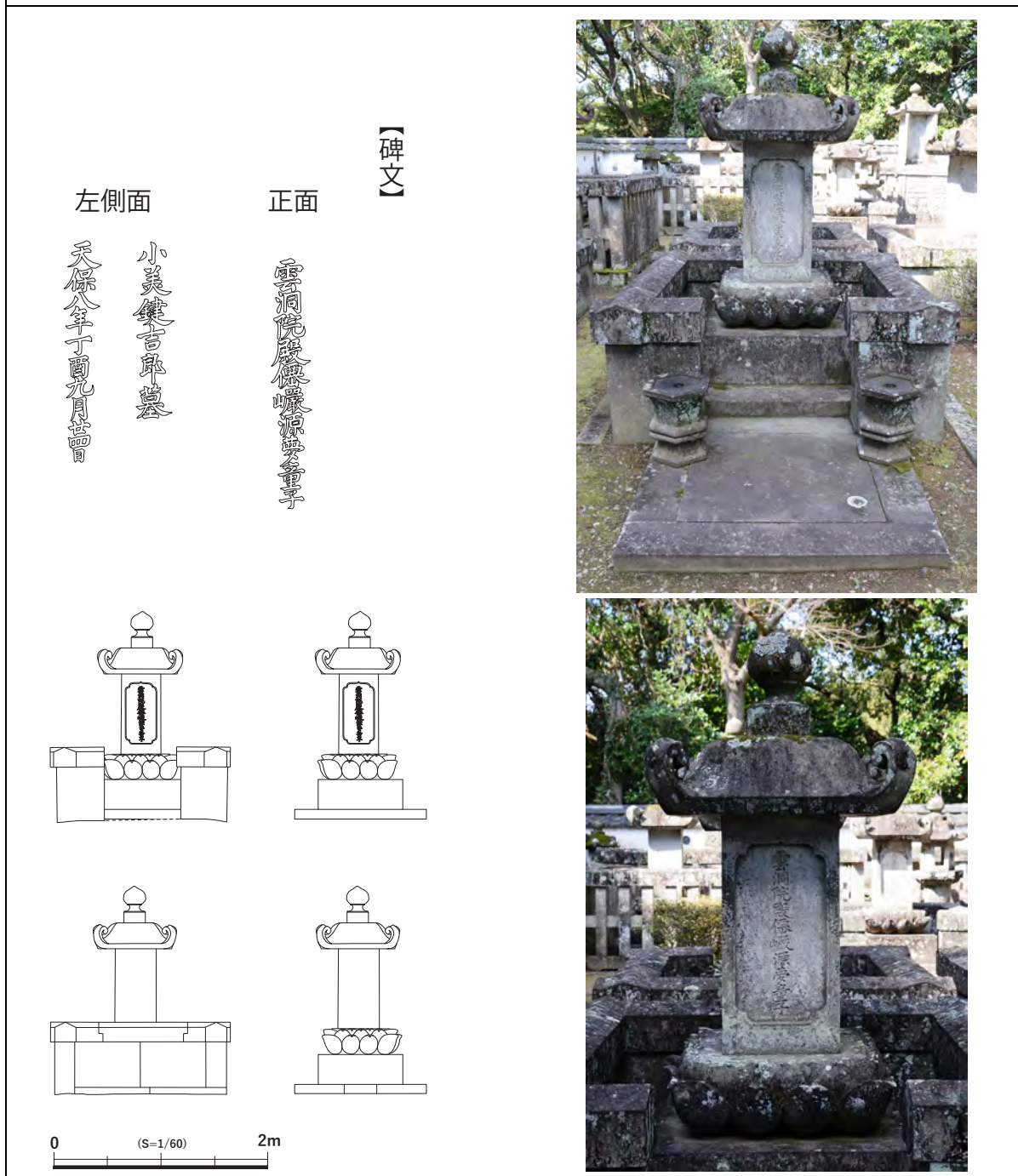


| 玉垣 | | | 基壇 | | | 塔身 | | |
|-------|-------|------|------|------|------|------|------|-------|
| 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ |
| 162.6 | 166.2 | 64.0 | 79.2 | 79.9 | 37.5 | 82.0 | 79.9 | 155.6 |

| | | | | | | | |
|-----|-----------------|------|----|------|------------|----|-----|
| 廟所 | 一ノ御廟 | 番号 | 12 | 墓碑銘 | 雲洞院殿僊巖源夢童子 | | |
| 被葬者 | 小美鍵吉郎 | 正面方位 | 東 | 戒名 | 雲洞院殿僊巖源夢童子 | | |
| 人物 | 忠侯五男 | | | 墓碑形式 | 笠付角柱 | 石種 | 安山岩 |
| 没年 | 天保8年(1837)7月24日 | | | 玉垣形式 | 板石 | | |

【特記事項】 墓碑宝珠先端を欠損。



| 玉垣 | | | 基壇 | | | 塔身 | | |
|-------|-------|------|------|------|------|------|------|-------|
| 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ |
| 167.6 | 166.8 | 64.0 | 78.8 | 78.0 | 36.2 | 80.5 | 78.0 | 158.2 |

| | | | | | | | |
|-----|------------------|------|----|------|------------|----|-----|
| 廟所 | 一ノ御廟 | 番号 | 13 | 墓碑銘 | 芙蓉院殿瑞嚴妙相童女 | | |
| 被葬者 | 遊亀子 | 正面方位 | 東 | 戒名 | 芙蓉院殿瑞嚴妙相童女 | | |
| 人物 | 忠侯女 | | | 墓碑形式 | 笠付角柱 | 石種 | 安山岩 |
| 没年 | 文政12年(1829)4月22日 | | | 玉垣形式 | 板石 | | |

【特記事項】 墓碑宝珠先端を欠損。

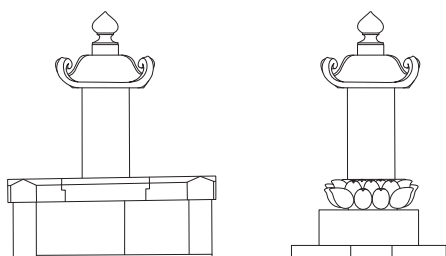
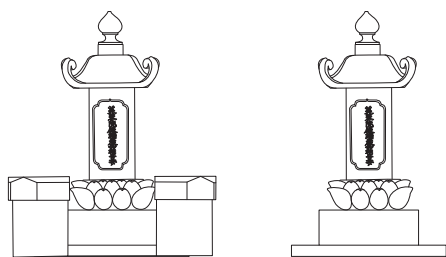
左側面

安政四年丁巳九月八日
鳥墓

正面

芙蓉院殿瑞嚴妙相童女

【碑文】



0 (S=1/60) 2m




| 玉垣 | | | 基壇 | | | 塔身 | | |
|-------|-------|------|------|------|------|------|------|-------|
| 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ |
| 164.1 | 164.3 | 62.0 | 78.3 | 78.1 | 35.4 | 79.5 | 78.1 | 156.6 |

| | | | | | | | |
|-----|----------------|------|----|------|-------------|----|-----|
| 廟所 | 一ノ御廟 | 番号 | 14 | 墓碑銘 | 幽芳院殿清霜玉影禪童女 | | |
| 被葬者 | 島子 | 正面方位 | 西 | 戒名 | 幽芳院殿清霜玉影禪童女 | | |
| 人物 | 忠精女 | | | 墓碑形式 | 笠付角柱 | 石種 | 安山岩 |
| 没年 | 安政4年(1857)9月8日 | | | 玉垣形式 | 板石 | | |


【特記事項】 墓碑宝珠先端を欠損。墓碑笠石の稜が明瞭に施される。

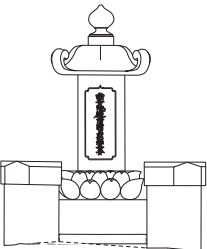
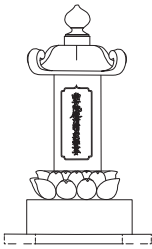
【碑文】

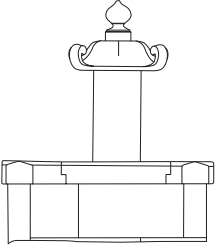
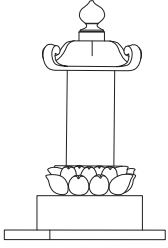
左側面





正面



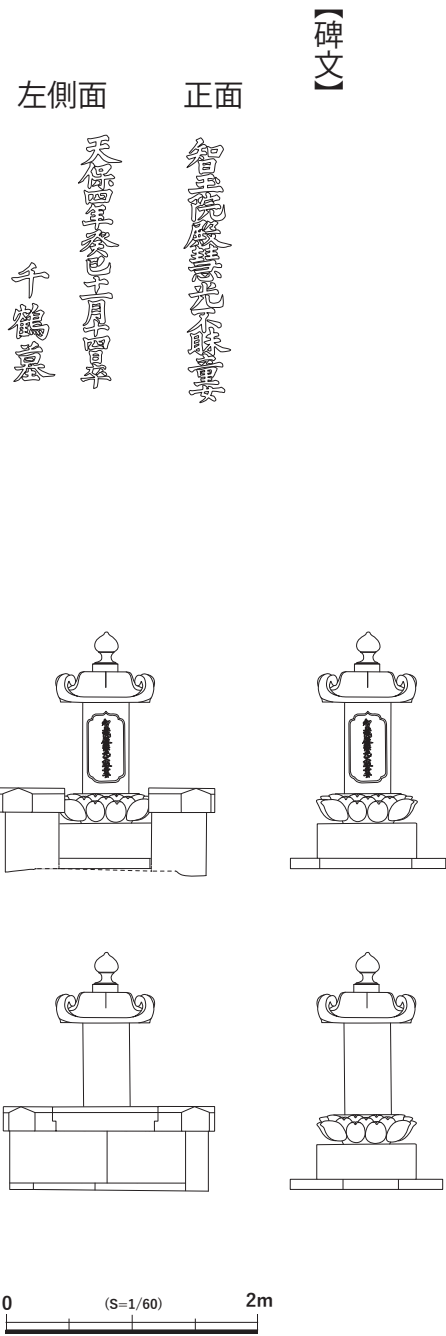
0 (S=1/60) 2m

| 玉垣 | | | 基壇 | | | 塔身 | | |
|-------|-------|------|-------|-------|------|------|-------|-------|
| 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ |
| 163.0 | 166.0 | 65.0 | 122.0 | 121.0 | 35.0 | 66.5 | 121.0 | 154.6 |

| | | | | | | | |
|-----|------------------|------|----|------|------------|----|-----|
| 廟所 | 一ノ御廟 | 番号 | 15 | 墓碑銘 | 智玉院殿慧光不昧童女 | | |
| 被葬者 | 千鶴 | 正面方位 | 西 | 戒名 | 智玉院殿慧光不昧童女 | | |
| 人物 | 忠侯女 | | | 墓碑形式 | 笠付角柱 | 石種 | 安山岩 |
| 没年 | 天保4年(1833)11月14日 | | | 玉垣形式 | 板石 | | |

【特記事項】 墓碑宝珠先端を欠損。墓碑笠石の稜が明瞭に施される。



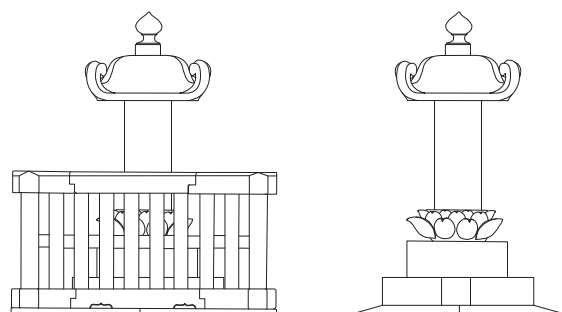
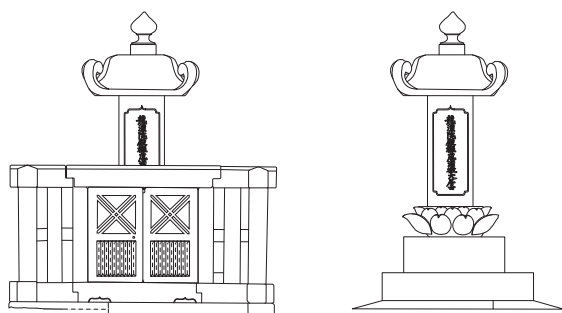
| 玉垣 | | | 基壇 | | | 塔身 | | |
|-------|-------|------|-------|-------|------|------|-------|-------|
| 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ |
| 170.0 | 169.0 | 69.5 | 122.0 | 121.0 | 35.4 | 72.5 | 121.0 | 152.0 |

| | | | | | | | |
|-----|-----------------|------|----|------|-------------|----|-----|
| 廟所 | 一ノ御廟 | 番号 | 16 | 墓碑銘 | 龍潭院殿禪底源徹大居士 | | |
| 被葬者 | 松平忠睦（忠胤） | 正面方位 | 西 | 戒名 | 龍潭院殿禪底源徹大居士 | | |
| 人物 | 忠刻息・母は妙貞院 | | | 墓碑形式 | 笠付角柱 | 石種 | 安山岩 |
| 没年 | 文化9年（1812）5月21日 | | | 玉垣形式 | 柱 | | |

【特記事項】 墓碑宝珠先端を欠損。

【碑文】
正面

龍潭院殿禪底源徹大居士



0 (S=1/60) 2m

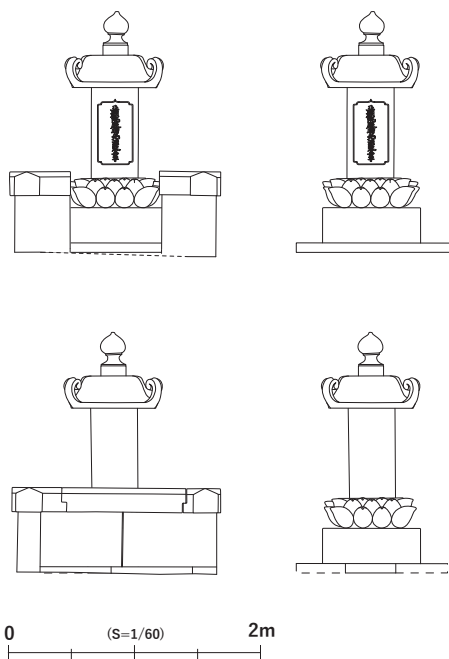


| 玉垣 | | | 基壇 | | | 塔身 | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|-------|-------|
| 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ |
| 211.0 | 209.5 | 117.5 | 120.0 | 120.0 | 22.0 | 69.0 | 120.0 | 174.5 |

| | | | | | | | |
|-----|-----------------|------|----|------|------------|----|-----|
| 廟所 | 一ノ御廟 | 番号 | 17 | 墓碑銘 | 玉眼院殿瞻光源容童子 | | |
| 被葬者 | | 正面方位 | 東 | 戒名 | 玉眼院殿瞻光源容童子 | | |
| 人物 | 忠睦息 | | | 墓碑形式 | 笠付角柱 | 石種 | 安山岩 |
| 没年 | 天保2年(1831)2月14日 | | | 玉垣形式 | 板石 | | |

【特記事項】 墓碑宝珠先端を欠損。

【碑文】
正面
玉眼院殿瞻光源容童子



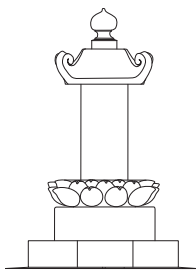
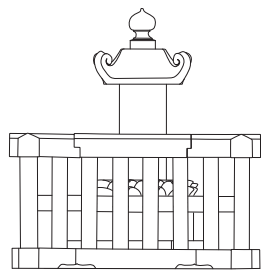
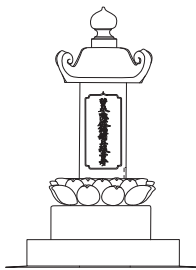
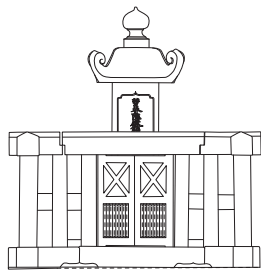
| 玉垣 | | | 基壇 | | | 塔身 | | |
|-------|-------|------|------|------|------|------|------|-------|
| 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ |
| 166.5 | 166.0 | 61.0 | 78.5 | 79.0 | 27.5 | 67.5 | 79.0 | 156.5 |

| | | | | | | | |
|-----|----------------|------|----|------|------------|----|-----|
| 廟所 | 一ノ御廟 | 番号 | 18 | 墓碑銘 | 芳春院殿錦繡玉線童女 | | |
| 被葬者 | 驛 | 正面方位 | 南 | 戒名 | 芳春院殿錦繡玉線童女 | | |
| 人物 | 忠恕女 | | | 墓碑形式 | 笠付角柱 | 石種 | 安山岩 |
| 没年 | 天明8年(1788)3月7日 | | | 玉垣形式 | 柱 | | |

【特記事項】 墓碑宝珠先端を欠損。玉垣笠石の連結に千切り留めを用いる。

【碑文】
正面

芳春院殿錦繡玉線童女



0 (S=1/60) 2m

| 玉垣 | | | 基壇 | | | 塔身 | | |
|------|------|-------|-------|-------|------|------|-------|-------|
| 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ |
| 99.0 | 98.0 | 110.0 | 124.5 | 124.0 | 48.5 | 70.0 | 124.0 | 183.5 |

| | | | | | | | |
|-----|------------------|------|----|------|-------------|----|-----|
| 廟所 | 一ノ御廟 | 番号 | 19 | 墓碑銘 | 臥龍院殿碧潭源公禪童子 | | |
| 被葬者 | 猛丸 | 正面方位 | 南 | 戒名 | 臥龍院殿碧潭源公禪童子 | | |
| 人物 | 忠精長男 | | | 墓碑形式 | 笠付角柱 | 石種 | 安山岩 |
| 没年 | 嘉永6年(1853)10月12日 | | | 玉垣形式 | 板石 | | |

【特記事項】 墓碑宝珠先端を欠損。

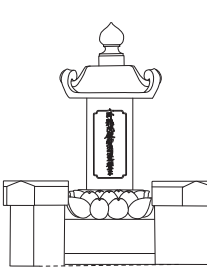

【碑文】

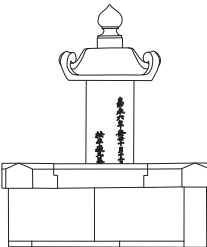
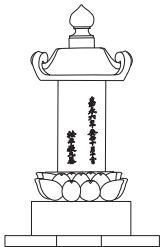
正面

臥龍院殿碧潭源公禪童子



右側面

嘉永六年癸丑十月十二日
松平徹丸墓

0 (S=1/60) 2m

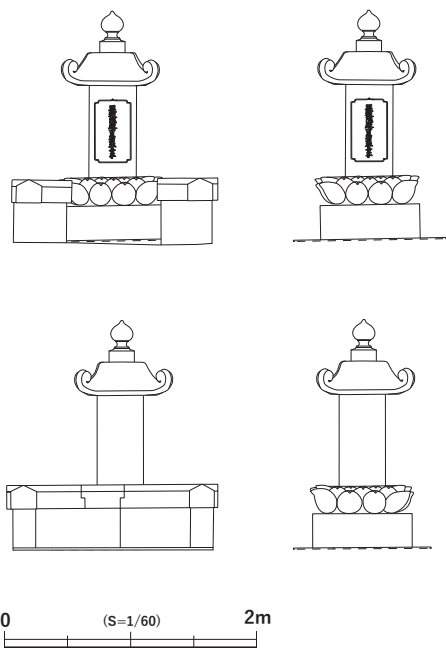



| 玉垣 | | | 基壇 | | | 塔身 | | |
|-------|-------|------|------|------|------|------|------|-------|
| 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ |
| 166.0 | 167.0 | 68.0 | 79.0 | 79.0 | 27.5 | 79.0 | 79.0 | 156.0 |

| | | | | | | | |
|-----|------------------|------|----|------|------------|----|-----|
| 廟所 | 一ノ御廟 | 番号 | 20 | 墓碑銘 | 梁棟院殿一星源旺童子 | | |
| 被葬者 | 恭之助 | 正面方位 | 東 | 戒名 | 梁棟院殿一星源旺童子 | | |
| 人物 | 忠侯息 | | | 墓碑形式 | 笠付角柱 | 石種 | 安山岩 |
| 没年 | 文政6年(1823)12月14日 | | | 玉垣形式 | — | | |

【特記事項】 墓碑宝珠先端を欠損。

【碑文】
正面
梁棟院殿一星源旺童子



| 玉垣 | | | 基壇 | | | 塔身 | | |
|-------|-------|------|------|------|------|------|------|-------|
| 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ |
| 162.8 | 167.5 | 53.0 | 79.5 | 78.8 | 28.0 | 78.5 | 78.8 | 158.5 |

| | | | | | | | |
|-----|-----------------|------|----|------|-------------|----|-----|
| 廟所 | 一ノ御廟 | 番号 | 22 | 墓碑銘 | 松平又八郎同豊次郎母墓 | | |
| 被葬者 | 春 | 正面方位 | 東 | 戒名 | 真正院 | | |
| 人物 | 真正院 (忠雄側室) | | | 墓碑形式 | 笠付角柱 | 石種 | 安山岩 |
| 没年 | 安永2年(1773)9月12日 | | | 玉垣形式 | 柱 | | |

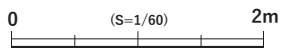
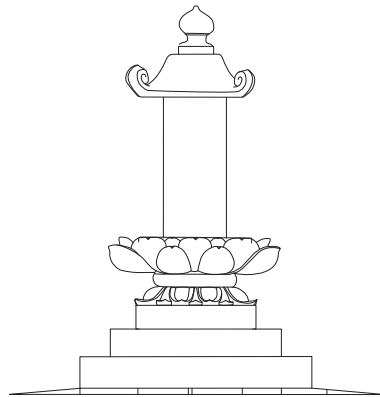
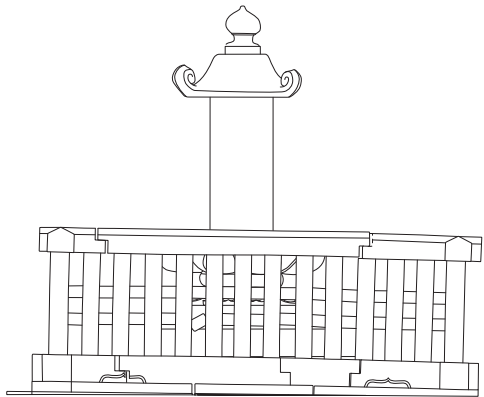
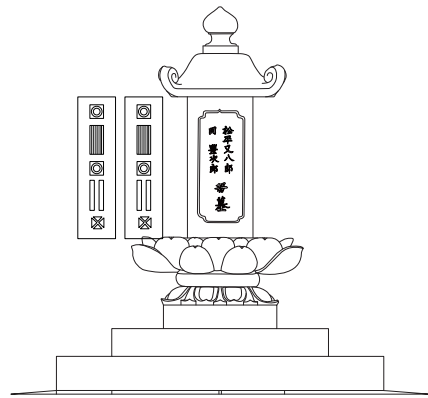
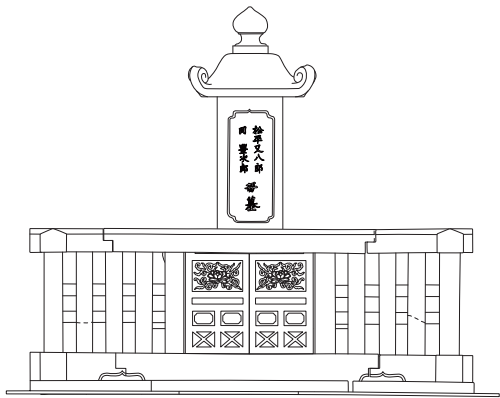
【特記事項】 深溝本光寺、宇都宮慈光寺にも墓あり。墓碑の竿石が北方向に11度回転する。竿石正面に観音開きの扉を持つ。玉垣笠石の連結に千切り留めを用いる。ホゾ穴に後世、モルタルが充填される。



| 玉垣 | | | 基壇 | | | 塔身 | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|-------|-------|
| 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ |
| 350.2 | 349.8 | 133.0 | 180.0 | 181.2 | 48.5 | 90.0 | 181.2 | 253.0 |

【碑文】

正面
同 松平又八郎
豊次郎
母墓



| | | | | | | | |
|-----|-----------------|------|----|------|------------|----|-----|
| 廟所 | 一ノ御廟 | 番号 | 23 | 墓碑銘 | 覺樹院殿薫室精圓童女 | | |
| 被葬者 | 貞 | 正面方位 | 南 | 戒名 | 覺樹院殿薫室精圓童女 | | |
| 人物 | 忠雄女 | | | 墓碑形式 | 笠付角柱 | 石種 | 安山岩 |
| 没年 | 享保8年(1723)11月2日 | | | 玉垣形式 | 柱 | | |

【特記事項】 墓碑宝珠先端を欠損。竿石正面に観音開きの扉を持つ。玉垣笠石の連結に千切り留めを用いる。

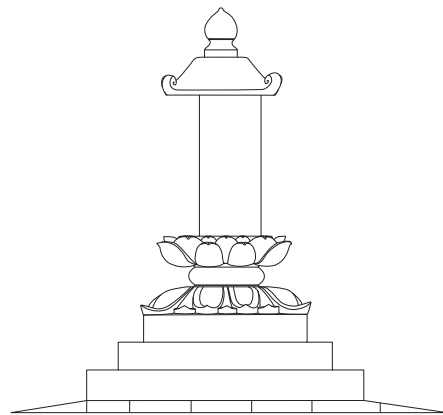
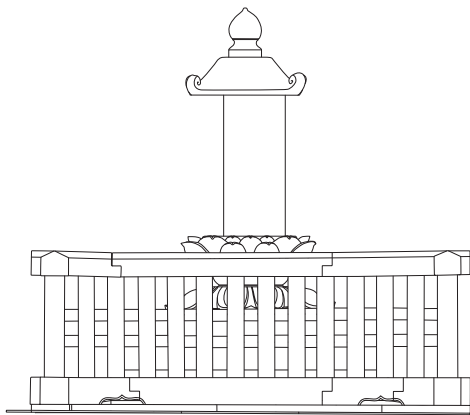
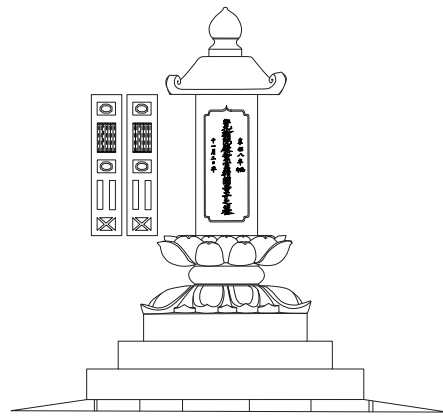
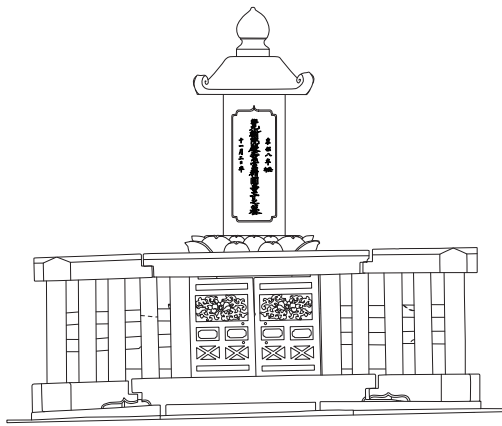


| 玉垣 | | | 基壇 | | | 塔身 | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|-------|-------|
| 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ |
| 357.0 | 348.0 | 122.5 | 180.0 | 179.5 | 46.0 | 88.0 | 179.5 | 250.0 |

【碑文】

正面

覺
觀
院
嚴
密
堂
精
圓
堂
女
之
墓
 享保八年
卯
 十一月二日
卒



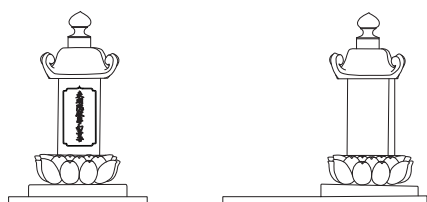
0 (S=1/60) 2m

| | | | | | | | |
|-----|------------------|------|----|------|----------|----|-----|
| 廟所 | 一ノ御廟 | 番号 | 21 | 墓碑銘 | 未明院殿夢幻童女 | | |
| 被葬者 | | 正面方位 | 東 | 戒名 | 未明院殿夢幻童女 | | |
| 人物 | 忠馮女 | | | 墓碑形式 | 笠付角柱 | 石種 | 安山岩 |
| 没年 | 文化12年(1815)7月11日 | | | 玉垣形式 | — | | |

【特記事項】 墓碑宝珠先端を欠損。竿石は南方向に5度回転する。基壇下部の敷石は一枚の板石で造られる。

正面
【碑文】

未明院殿夢幻童女



0 (S=1/60) 2m

| 玉垣 | | | 基壇 | | | 塔身 | | |
|----|----|----|------|------|-----|------|------|-------|
| 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ |
| — | — | — | 72.0 | 72.0 | 9.0 | 58.5 | 72.0 | 135.0 |

| | | | | | | | |
|-----|-----------------|------|----|------|------------|----|-----|
| 廟所 | 二ノ御廟 | 番号 | 24 | 墓碑銘 | 壽亨院殿利載貞元大姉 | | |
| 被葬者 | 糸 | 正面方位 | 南東 | 戒名 | 壽亨院殿利載貞元大姉 | | |
| 人物 | 忠睦側室 | | | 墓碑形式 | 笠付角柱 | 石種 | 安山岩 |
| 没年 | 寛政2年(1790)9月21日 | | | 玉垣形式 | — | | |

【特記事項】 宝珠先端及び右前勝手欠損。



| 玉垣 | | | 基壇 | | | 塔身 | | |
|----|----|----|-------|-------|------|------|-------|-------|
| 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ |
| — | — | — | 122.5 | 121.5 | 38.5 | 72.0 | 121.5 | 161.0 |

| | | | | | | | |
|-----|-----------------|------|----|------|------------|----|-----|
| 廟所 | 二ノ御廟 | 番号 | 25 | 墓碑銘 | 龍巖院殿一雲源的居士 | | |
| 被葬者 | 松平忠恒 | 正面方位 | 南西 | 戒名 | 龍巖院殿一雲源的居士 | | |
| 人物 | 忠睦長男 | | | 墓碑形式 | 笠付角柱 | 石種 | 安山岩 |
| 没年 | 文政12年(1829)2月9日 | | | 玉垣形式 | — | | |

【特記事項】 笠石の稜が明瞭に施される。参道が敷かれない。

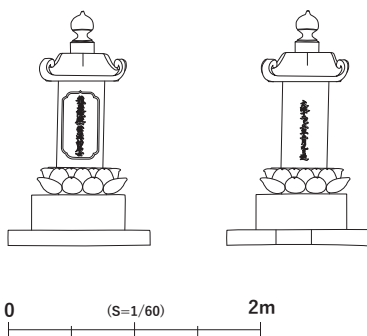
【碑文】

左側面 正面 右側面

松平帯刀源忠恒之墓
 保壽三前恒徳君之

龍巖院殿一雲源的居士

文政十二年二月九日逝



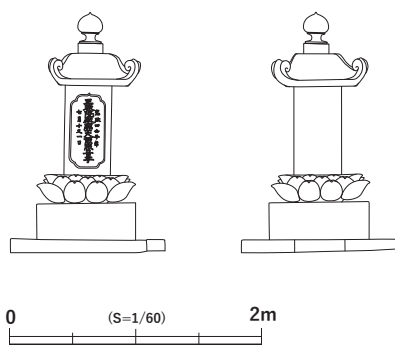
| 玉垣 | | | 基壇 | | | 塔身 | | |
|----|----|----|-------|-------|------|------|-------|------|
| 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ |
| — | — | — | 111.5 | 111.0 | 39.0 | 71.5 | 111.0 | 83.0 |

| | | | | | | | |
|-----|-----------------|------|----|------|------------|----|-----|
| 廟所 | 二ノ御廟 | 番号 | 26 | 墓碑銘 | 正眼院殿廊天源照童子 | | |
| 被葬者 | 雅楽丸 | 正面方位 | 南東 | 戒名 | 正眼院殿廊天源照童子 | | |
| 人物 | 忠睦二男 | | | 墓碑形式 | 笠付角柱 | 石種 | 安山岩 |
| 没年 | 寛政4年(1792)7月11日 | | | 玉垣形式 | — | | |

【特記事項】 宝珠先端欠損。

正面
 正眼院殿廊天源照童子
 寛政四年七月十一日

【碑文】

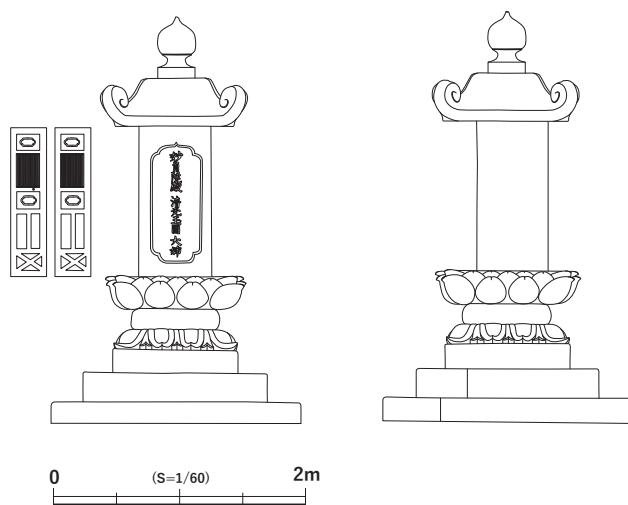


| 玉垣 | | | 基壇 | | | 塔身 | | |
|----|----|----|-------|-------|------|------|-------|-------|
| 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ |
| — | — | — | 121.5 | 121.0 | 35.5 | 71.0 | 121.0 | 154.5 |

| | | | | | | | |
|-----|-----------------|------|----|------|------------|----|-----|
| 廟所 | 二ノ御廟 | 番号 | 27 | 墓碑銘 | 妙貞院殿清光玉圓大姉 | | |
| 被葬者 | | 正面方位 | 南東 | 戒名 | 妙貞院殿清光玉圓大姉 | | |
| 人物 | 忠刻室 | | | 墓碑形式 | 笠付角柱 | 石種 | 安山岩 |
| 没年 | 寛延2年(1748)1月15日 | | | 玉垣形式 | — | | |

【特記事項】 ニノ御廟で最初に築かれる。観音開きの扉を持つ。

【碑文】
正面
妙貞院殿
清光玉圓大姉



| 玉垣 | | | 基壇 | | | 塔身 | | |
|----|----|----|-------|-------|------|------|-------|-------|
| 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ |
| — | — | — | 182.0 | 182.0 | 23.3 | 91.5 | 182.0 | 262.0 |

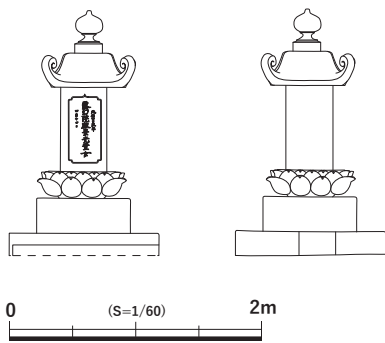
| | | | | | | | |
|-----|-----------------|------|----|------|----------|----|-----|
| 廟所 | 二ノ御廟 | 番号 | 28 | 墓碑銘 | 露幻院殿景光童女 | | |
| 被葬者 | | 正面方位 | 南東 | 戒名 | 露幻院殿景光童女 | | |
| 人物 | 忠睦女 | | | 墓碑形式 | 笠付角柱 | 石種 | 安山岩 |
| 没年 | 天明4年(1784)4月14日 | | | 玉垣形式 | — | | |

【特記事項】 宝珠先端欠損。平成30年7月の倒木で右前勝手破損。基壇上に置かれる。

【碑文】

正面

天明四年
四月十四日
露幻院殿景光童女



| 玉垣 | | | 基壇 | | | 塔身 | | |
|----|----|----|-------|-------|------|------|-------|-------|
| 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ |
| — | — | — | 115.0 | 115.5 | 54.0 | 63.0 | 115.5 | 154.0 |

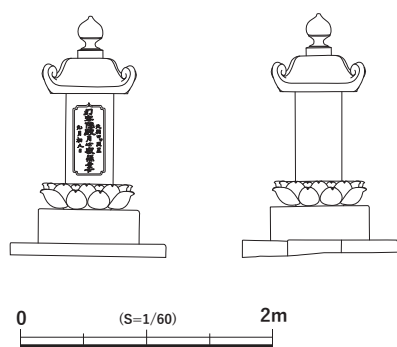
| | | | | | | | |
|-----|----------------|------|----|------|------------|----|-----|
| 廟所 | 二ノ御廟 | 番号 | 29 | 墓碑銘 | 幻容院殿月心寂照童女 | | |
| 被葬者 | | 正面方位 | 南西 | 戒名 | 幻容院殿月心寂照童女 | | |
| 人物 | | | | 墓碑形式 | 笠付角柱 | 石種 | 安山岩 |
| 没年 | 天明4年(1784)9月8日 | | | 玉垣形式 | — | | |

【特記事項】 宝珠先端欠損。

【碑文】

正面

幻容院殿月心寂照童女
天明四年
九月初八日



| 玉垣 | | | 基壇 | | | 塔身 | | |
|----|----|----|-------|-------|------|------|-------|-------|
| 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ |
| — | — | — | 121.2 | 121.8 | 38.0 | 77.4 | 121.8 | 153.6 |

| | | | | | | | |
|-----|-----------------|------|----|------|------------|----|-----|
| 廟所 | 二ノ御廟 | 番号 | 30 | 墓碑銘 | 清容院殿露光秋影童女 | | |
| 被葬者 | 多代 | 正面方位 | 南西 | 戒名 | 清容院殿露光秋影童女 | | |
| 人物 | 忠睦女 | | | 墓碑形式 | 笠付角柱 | 石種 | 安山岩 |
| 没年 | 天明2年(1782)8月21日 | | | 玉垣形式 | 板石 | | |

【特記事項】 宝珠欠損。二ノ御廟では唯一玉垣が築かれる。玉垣の笠石は蟻継ぎ状の加工を施し連結される。全体的に南東方向に傾き連結部分に破損が見られる。北西の連結部分は千切留めに加工される。

【碑文】

正面

清容院殿露光秋影童女
 天明二乙亥年
 八月二十一日



玉垣笠石の蟻継ぎ



玉垣笠石の千切留め











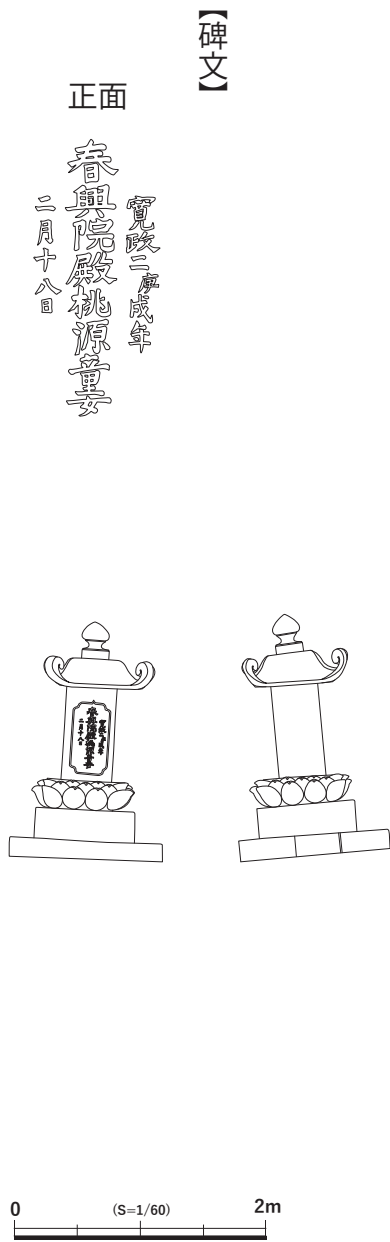




| 玉垣 | | | 基壇 | | | 塔身 | | |
|-------|-------|------|-------|-------|------|------|-------|-------|
| 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ |
| 165.7 | 149.0 | 50.2 | 121.4 | 122.3 | 40.2 | 77.0 | 122.3 | 126.4 |

| | | | | | | | |
|-----|-----------------|------|----|------|----------|----|-----|
| 廟所 | 二ノ御廟 | 番号 | 31 | 墓碑銘 | 春興院殿桃源童女 | | |
| 被葬者 | 捨 | 正面方位 | 南西 | 戒名 | 春興院殿桃源童女 | | |
| 人物 | 忠睦女 | | | 墓碑形式 | 笠付角柱 | 石種 | 安山岩 |
| 没年 | 寛政2年(1790)2月18日 | | | 玉垣形式 | — | | |

【特記事項】 墓碑が南東方向に大きく傾く。平成30年7月の倒木で宝珠が落下し、基壇上に置かれる。



| 玉垣 | | | 基壇 | | | 塔身 | | |
|----|----|----|-------|-------|------|------|-------|-------|
| 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ |
| — | — | — | 121.5 | 123.0 | 40.2 | 83.5 | 123.0 | 148.7 |

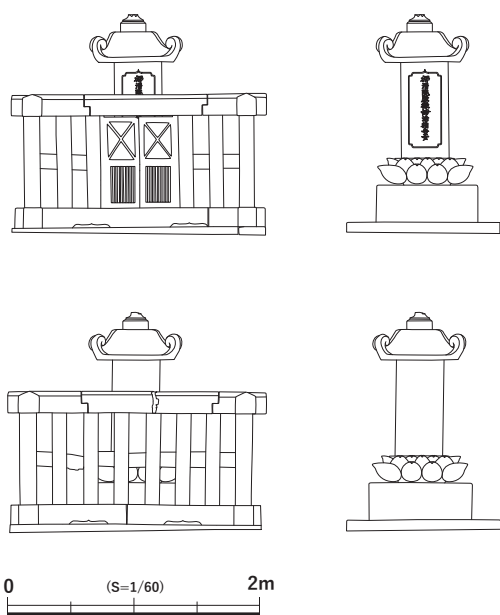
| | | | | | | | |
|-----|-----------------|------|----|------|------------|----|-----|
| 廟所 | 三ノ御廟 | 番号 | 32 | 墓碑銘 | 柳清院殿微妙浄相童女 | | |
| 被葬者 | 五百 | 正面方位 | 北西 | 戒名 | 柳清院殿微妙浄相童女 | | |
| 人物 | 忠恕女 | | | 墓碑形式 | 笠付角柱 | 石種 | 安山岩 |
| 没年 | 天明4年(1784)1月25日 | | | 玉垣形式 | 柱 | | |

【特記事項】 宝珠欠損。玉垣笠石の連結に千切り留めを用いる。

正面

【碑文】

柳清院殿微妙浄相童女



| 玉垣 | | | 基壇 | | | 塔身 | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|-------|-------|
| 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ |
| 202.0 | 203.5 | 113.2 | 121.7 | 121.0 | 35.6 | 66.5 | 121.0 | 134.6 |

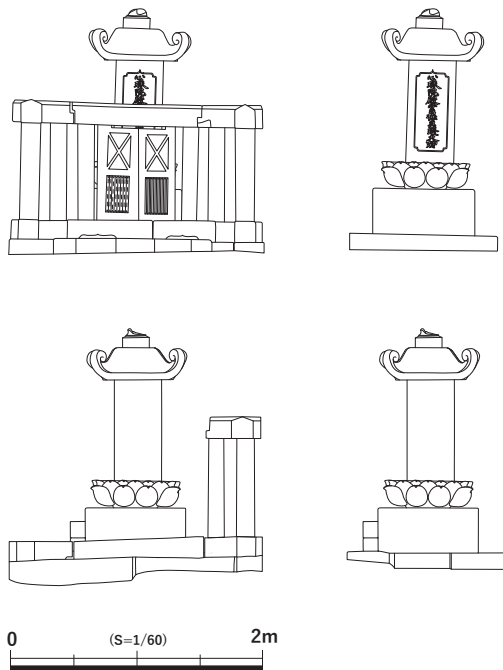
| | | | | | | | |
|-----|-----------------|------|----|------|------------|----|-----|
| 廟所 | 三ノ御廟 | 番号 | 33 | 墓碑銘 | 心珠院殿掌握貞璨大師 | | |
| 被葬者 | 八重 | 正面方位 | 南西 | 戒名 | 心珠院殿掌握貞璨大師 | | |
| 人物 | 忠恕妾 | | | 墓碑形式 | 笠付角柱 | 石種 | 安山岩 |
| 没年 | 天明8年(1784)4月18日 | | | 玉垣形式 | 柱 | | |

【特記事項】 宝珠欠損。玉垣は笠石の連結に千切り留めを用いる。平成28年4月の熊本地震で南東側が倒壊、その後正面を残し撤去、部材は廟所の隅にまとめられる。この倒壊以前に接合部にモルタルが充填される。

【碑文】

正面

心珠院殿掌握貞璨大師



| 玉垣 | | | 基壇 | | | 塔身 | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|-------|-------|
| 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ |
| 197.3 | 201.5 | 108.3 | 121.0 | 126.0 | 37.7 | 80.8 | 126.0 | 160.0 |

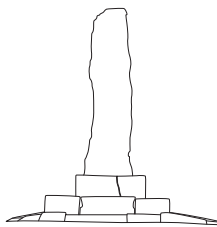
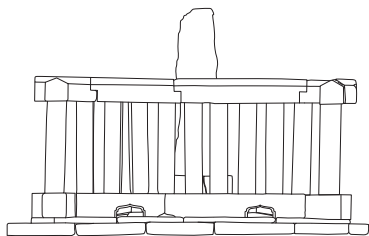
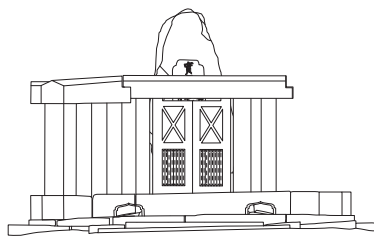
| | | | | | | | |
|-----|-----------------|------|----|------|-------------|----|-----|
| 廟所 | 三ノ御廟 | 番号 | 34 | 墓碑銘 | 實相院殿郭翁源心大居士 | | |
| 被葬者 | 松平忠倫 | 正面方位 | 北西 | 戒名 | 實相院殿郭翁源心大居士 | | |
| 人物 | 忠房二男（廃嫡） | | | 墓碑形式 | 自然石 | 石種 | 安山岩 |
| 没年 | 享保3年（1718）8月20日 | | | 玉垣形式 | 柱 | | |

【特記事項】 玉垣は笠石の連結に千切り留めを用いる。後年、モルタルが充填される。南西・正面と南東（背面）西半が倒壊、地覆石のホゾ穴は親柱の部分が方形で、それ以外は円形。南西側の燈籠は中台上部が倒壊。宝珠は二ノ御廟の燈籠に使用される。

【碑文】

正面

實相院殿郭翁源心大居士
享保三戌戌年
八月二十日



0 (S=1/60) 2m



| 玉垣 | | | 基壇 | | | 塔身 | | |
|-------|-------|-------|------|------|------|------|------|-------|
| 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ |
| 254.4 | 253.5 | 114.7 | 94.6 | 98.8 | 35.1 | 71.2 | 98.8 | 134.8 |

| | | | | | | | |
|-----|------------------|------|----|------|------------|----|-----|
| 廟所 | 四ノ御廟 | 番号 | 35 | 墓碑銘 | 真清院殿性相幻空童子 | | |
| 被葬者 | 国千代 | 正面方位 | 南東 | 戒名 | 真清院殿性相幻空童子 | | |
| 人物 | 忠房三男 | | | 墓碑形式 | 自然石 | 石種 | 安山岩 |
| 没年 | 寛文10年(1670)9月28日 | | | 玉垣形式 | 石罫 | | |

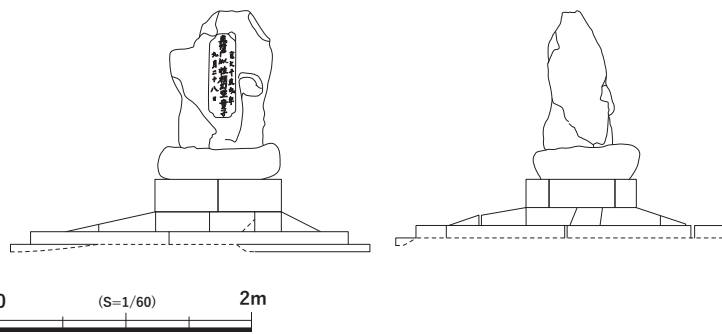
【特記事項】 墓碑北西側(背面)は「研り」加工で形状が整えられる。北西側の燈籠は、平成28年4月の熊本地震で倒壊。



【碑文】

正面

真清院殿性相幻空童子
寛文十辰戌年
九月二十八日



| 玉垣 | | | 基壇 | | | 塔身 | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|-------|-------|
| 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ |
| 632.0 | 784.0 | 142.0 | 255.0 | 257.5 | 36.4 | 98.0 | 257.5 | 133.4 |

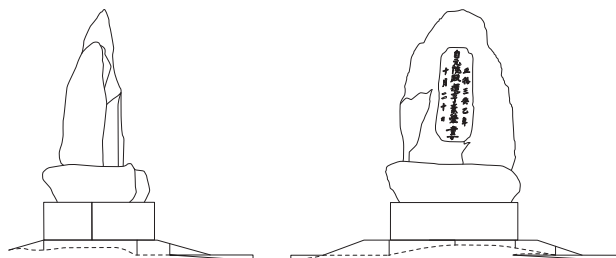
| | | | | | | | |
|-----|------------------|------|----|------|------------|----|-----|
| 廟所 | 四ノ御廟 | 番号 | 36 | 墓碑銘 | 自元院殿運亨素栄童女 | | |
| 被葬者 | | 正面方位 | 南東 | 戒名 | 自元院殿運亨素栄童女 | | |
| 人物 | 忠雄女・母は真正院 | | | 墓碑形式 | 自然石 | 石種 | 安山岩 |
| 没年 | 正徳3年(1713)10月12日 | | | 玉垣形式 | 石塁 | | |

【特記事項】 墓碑南西側は「斫り」加工で形状が整えられる。石塁北東面が大きく崩落している。入口部分は門柱のホゾ穴の位置を考慮せず積み直されている。



【碑文】

正面
 自元院殿運亨素栄童女
 正徳三癸乙年
 十月二十日



0 (S=1/60) 2m



| 玉垣 | | | 基壇 | | | 塔身 | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|
| 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ |
| 663.0 | 770.0 | 124.0 | 260.5 | 261.0 | 47.5 | 101.5 | 261.0 | 153.7 |

| | | | | | | | |
|-----|------------|------|----|------|-----------|----|-----|
| 廟所 | 四ノ御廟 | 番号 | 37 | 墓碑銘 | 法名釈尼妙照 不退 | | |
| 被葬者 | | 正面方位 | 南東 | 戒名 | 妙照 | | |
| 人物 | | | | 墓碑形式 | 角柱 | 石種 | 安山岩 |
| 没年 | 正徳2年(1712) | | | 玉垣形式 | — | | |

【特記事項】 墓碑が中台からずれ落ちる。

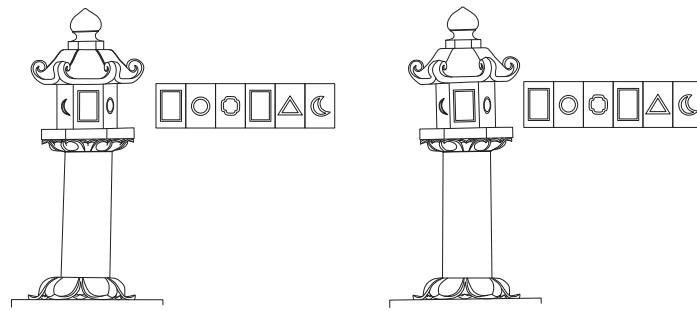
【碑文】

正面
 法名 釈尼妙照 不退
 正徳二年 七月十三日

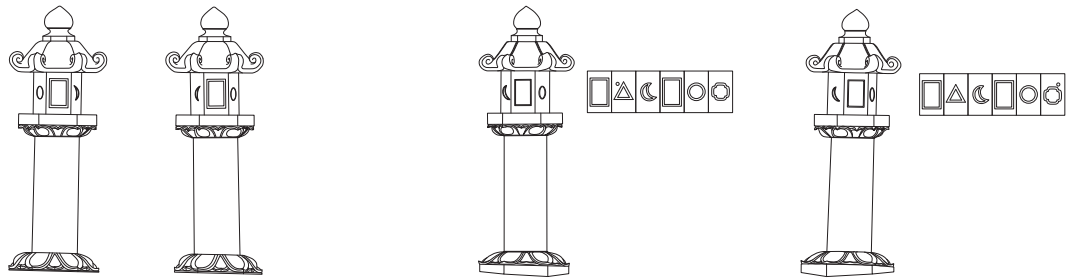


0 (S=1/60) 2m

| 玉垣 | | | 基壇 | | | 塔身 | | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ |
| — | — | — | — | — | — | — | — | — |

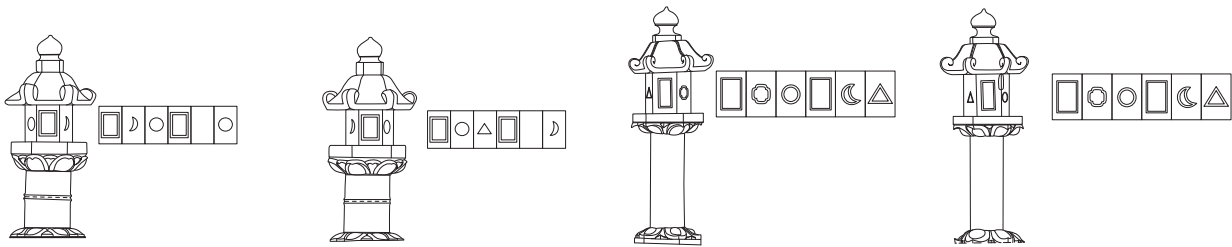


從四位松平姓源朝臣忠雄墓 灯籠



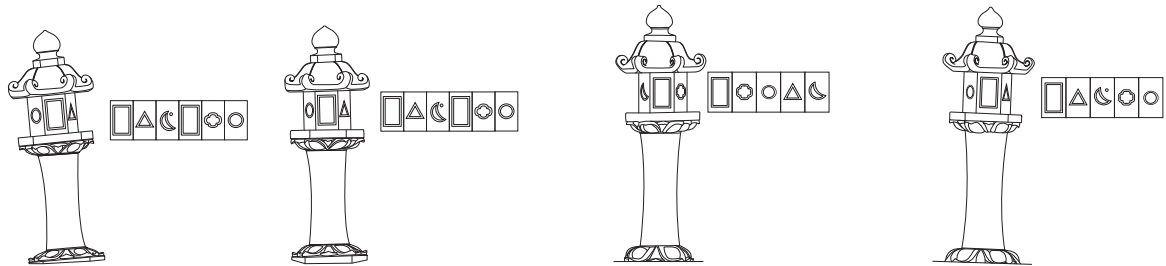
松平豊次郎源忠英墓 灯籠

善見院殿光涌源明童子之墓 灯籠



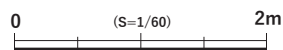
福昌院殿寿嶽宝円大姉 灯籠

真鏡院殿普曜無染大姉 灯籠

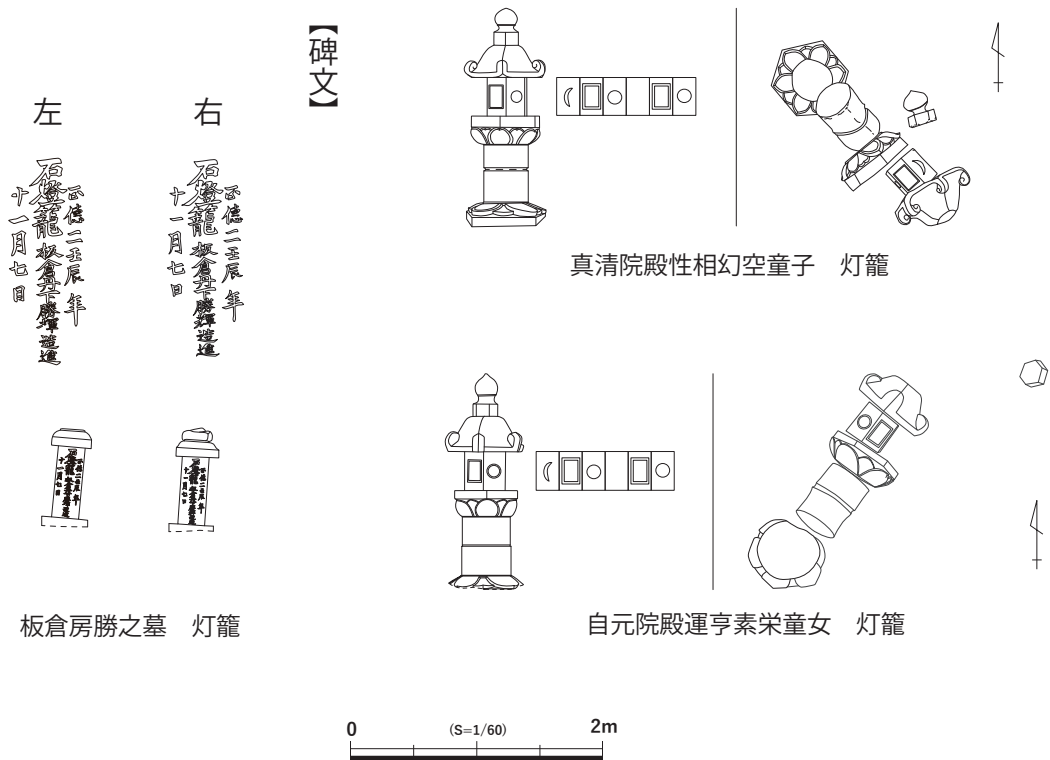


覚樹院殿薰室精円童女 灯籠

松平又八郎同豊次郎母墓 灯籠



第3-1図 灯籠① (一ノ御廟)



第3-2図 灯籠② (四ノ御廟・家臣墓域)



写真3-3 二ノ御廟 燈籠

第五節 家臣墓域 (第2―5図)

島原市本光寺境内には、深溝松平家の家臣の墓域存在し、改葬等を重ね現代も営まれているが、ここでは一ノ御廟南側の深溝松平家の家老とその子女を中心とした墓碑が建てられる場所 (以下、家臣墓域) と、一ノ御廟が立地する小丘陵北端にある智素餐軒之墓 (智多昌治・弥惣左衛門、忠房弟・母福昌院) が存在する墓域 (以下、智多家墓域) について述べる。

○廟所

家臣墓域は、一ノ御廟が立地する小丘陵南側の斜面を墓域としており、墓域の境界を意図した構造物は築かれていないが、北は一ノ御廟の石垣及び一ノ御廟に至る参道 (階段) が境界となり、東は本堂等が立地する平場との段差が境界とし、南と西は本堂と四ノ御廟を繋ぐ参道がおおまかな境界となる。

東西に長い墓域で、No.5板倉勝房墓へ至る階段より東側の空間に位置する家老板倉家 (No.2・4・5) を中心とし (以下、家老板倉家墓域)、斜面の中央の平場を中心とした空間に家老松平家 (No.6・8・23・32) 以下、家老松平家墓域)、その南に加藤家 (No.9・11・13・14) 以下、加藤家墓域)、墓域の西端に奥平家 (No.17・20) 以下、奥平家墓域) を中心とした家単位の墓域が成立している。

智多家墓域は、小丘陵の北端に位置し、東西8m、南北5mの長方形の範囲に近現代の墓も含め智多家の墓域が区画されている。

○参道

家臣墓域の参道は、一ノ御廟へ続く階段の中位から南東方向へ降る通路が存在し、『寺院明細帳 第八第区』にも同様の表現がされているが、このルートはNo.2善見院墓等の後方からのアクセスとなるため、主要な参道であったのか疑問が

残る。同図には本堂から四ノ御廟に至る参道も描かれており、家臣墓域への参道を兼ねていたと考えられる。この参道は、現在、コンクリートが敷設され、家臣墓域との間に近現代の墓が建てられているが、当時の経路は概ね残されていると考えられ、近現代の墓の区画の間に家臣墓域へ登る階段状の石積が確認でき、No.5から南東方向に伸びる階段や、No.8常照院墓西側にも階段が確認できる。No.24乾陽院墓からNo.32良祥院墓の南面に参道と考えられる空間が続いているが、参道として家臣墓域全体を貫く意図は無く、No.32東側の階段と接続せず、西側はNo.23霊臺院墓が、参道を塞ぐ様に建てられる。これらの墓の造営に伴い参道の空間が伸びていったと考えられる。

智多家墓域については、墓域から南東方向に伸びる参道が現地で確認できるが、周囲は近現代の墓が区画され、本来の参道であったか判断できない。

○墓碑

家臣墓域の墓碑は、六角柱の墓碑を主体とするが、自然石、角柱のものも存在する。No.1 (被葬者・年代不明) を除けば、No.19清鏡院墓 (奥平家) の六角柱の墓碑が最も古い時期に建てられ、次に笠付角柱のNo.4妙成墓、次に自然石のNo.16清香院殿墓が建てられ、その後それぞれの型式が混在し墓碑の型式による年代の区分は考えにくい。

家老板倉家墓域の墓碑は、No.2・4が笠付角柱でいずれも請花を持たない、No.5が上部が三角錐の形状をした角柱である。

家老松平家墓域の墓碑は、No.25蓮乘墓が上部が円形の形状をした角柱 (以下、円頂角柱) で、これ以外は六角柱の墓碑が築かれる。六角柱の墓碑は上部を尖らせ六角錐となり、時代が古いものは六角錐の部分が高く造られ、時代が下るに従い低く造られる。また、文化六年 (一八〇九) に建てられたNo.21保寿院墓以降の墓碑は、没年等の銘が背面に記されるようになる。

加藤家墓域の墓碑は、すべて円頂角柱の型式で造られる。廃藩後に建てられたものも含まれる。No.9天樂院墓、12秋光院墓は合葬されている。No.12の被葬者は不明だが、墓の場所から加藤家に関係する者と考えられる。

奥平家墓域の墓碑は、六角柱と角柱の型式で造られる。

No.17桂霽院は上部が四角錐の形状をした角柱（以下、尖頂角柱）の型式で正面上部に「丸に違い鷹羽」、右側面（北側）上部に「五瓜に三つ盛り三つ巴」が刻まれる。No.18は可得院墓は、円頂角柱の型式で、正面上部に「丸に違い鷹羽」が刻まれる。

No.19とNo.20廣涼院墓は奥平定重夫婦の墓で、正面上部に円形（半球の陰刻）の装飾が施される。

No.33智素齋軒之墓は、円頂角柱の型式で、正面以外の3面に被葬者の生涯が記される。

○玉垣

玉垣を持つ墓はの多くが北側の玉垣を土止めとして構築しているが、土庄の影響で玉垣の石材にズレが見られるものがほとんどであり、倒壊しているものも見られる。

No.2観月院墓・No.3容峰院墓は地覆石のみ残されているが、上面に円形のホゾ穴があり、柱状の玉垣が構築されていたと考えられる。No.4妙成墓は笠石の連結のために鼓状ホゾ穴を穿ち、後に鏝状のホゾ穴を追加しているが、現在千切は抜かれている。

玉垣全面が石積で構築されるものはNo.6・7・26・27・29・31で、玉垣の正面のみ柱状の石材で構築されるものはNo.5・8・23・24・28・30・32で家老及びその子女の墓に玉垣が構築される。

No.10・18・25は巻石状の玉垣が構築されるが、ほぼ埋没している。No.15・16は

背後や側面に部分的に石材が残されており、玉垣が構築されていたと考えられるが、全容は不明である。

○燈籠

No.5のみ燈籠が建てられる。竿石と台座は方形に造られる。笠石と火袋を欠損する。火袋の部材の一部が西側の中台の上に置かれる。

| | | | | | | | |
|-----|------|------|----|------|-----|----|-----|
| 廟所 | 家臣墓域 | 番号 | 1 | 墓碑銘 | 銘なし | | |
| 被葬者 | | 正面方位 | 南西 | 戒名 | | | |
| 人物 | | | | 墓碑形式 | 自然石 | 石種 | 安山岩 |
| 没年 | | | | 玉垣形式 | — | | |

【特記事項】 墓碑としては小ぶりだが、南東、南西に石垣を築き平場を造りだし、区画される。

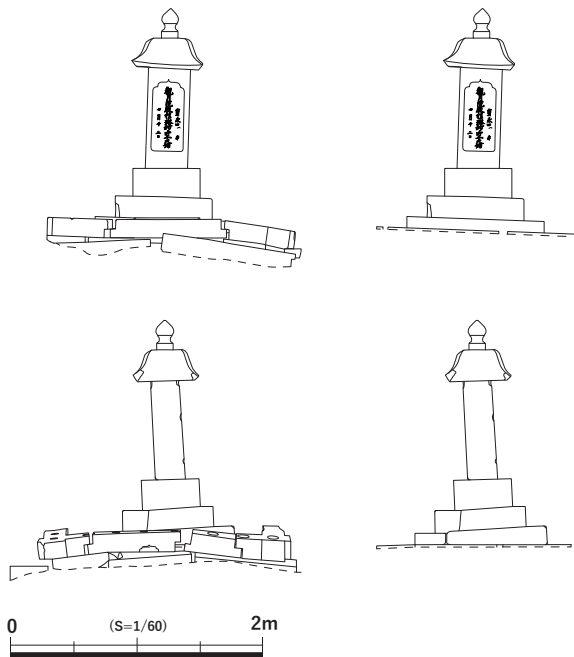


0 (S=1/60) 2m

| 玉垣 | | | 基壇 | | | 塔身 | | |
|----|----|----|------|------|------|------|------|------|
| 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ |
| — | — | — | 44.3 | 42.4 | 30.9 | 26.3 | 42.4 | 53.1 |

| | | | | | | | |
|-----|---------------|------|----|------|------------|----|-----|
| 廟所 | 家臣墓域 | 番号 | 2 | 墓碑銘 | 観月院殿桂琳妙空大姉 | | |
| 被葬者 | | 正面方位 | 南西 | 戒名 | 観月院殿桂琳妙空大姉 | | |
| 人物 | 板倉勝貞(房勝息)妻 | | | 墓碑形式 | 笠付角柱 | 石種 | 安山岩 |
| 没年 | 宝永4年(1707)9月か | | | 玉垣形式 | 地覆石のみ残存 | | |

【特記事項】 地覆石には円形のホゾ穴が穿たれる。不同沈下による地覆石のズレが著しい。玉垣の周囲も平場を造り出す。



【碑文】

左側面

正面

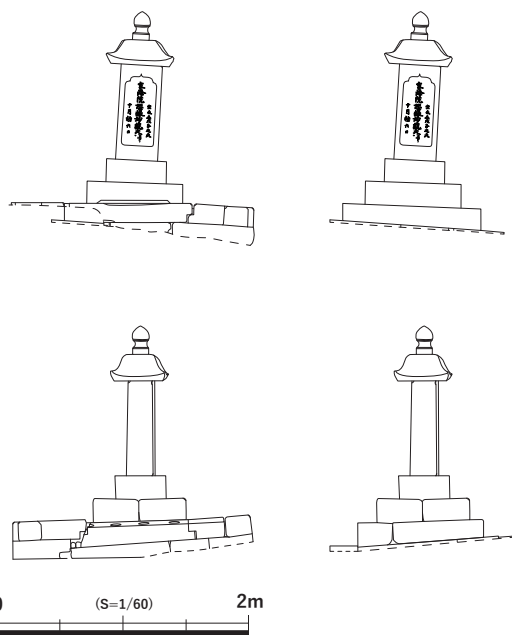
板倉氏勝貞妻

観月院殿桂琳妙空大姉
寶永四(一)年
七月十二日

| 玉垣 | | | 基壇 | | | 塔身 | | |
|-------|-------|------|-------|------|------|------|------|-------|
| 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ |
| 198.0 | 205.0 | 19.0 | 106.6 | 99.9 | 49.2 | 32.9 | 99.9 | 127.0 |

| | | | | | | | |
|-----|-----------------|------|----|------|-----------|----|-----|
| 廟所 | 家臣墓域 | 番号 | 3 | 墓碑銘 | 容峰院恕縁妙統大姉 | | |
| 被葬者 | | 正面方位 | 南西 | 戒名 | 容峰院恕縁妙統大姉 | | |
| 人物 | | | | 墓碑形式 | 笠付角柱 | 石種 | 安山岩 |
| 没年 | 宝永5年(1708)10月6日 | | | 玉垣形式 | 地覆石のみ残存 | | |

【特記事項】 地覆石には円形のホゾが穿たれる。地覆石は南西方向にズレが見られる。玉垣の周囲に平場を造り出す。



【碑文】

正面

容峰院 恕縁妙統大姉
宝永五戊子之天
十月初六日

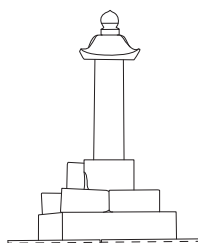
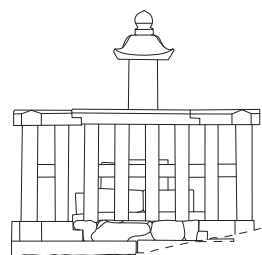
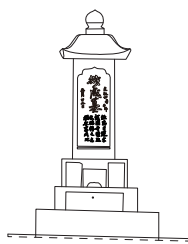
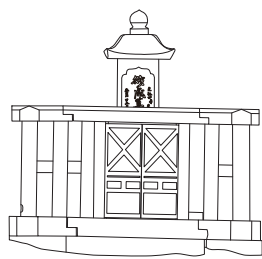
| 玉垣 | | | 基壇 | | | 塔身 | | |
|-------|-------|------|-------|------|------|------|------|-------|
| 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ |
| 190.0 | 188.0 | 30.0 | 109.0 | 98.5 | 54.6 | 32.2 | 98.5 | 118.7 |

| | | | | | | | |
|-----|----------------|------|----|------|------|----|-----|
| 廟所 | 家臣墓域 | 番号 | 4 | 墓碑銘 | 妙成墓 | | |
| 被葬者 | | 正面方位 | 南西 | 戒名 | 妙成 | | |
| 人物 | 板倉房勝母・護国寺檀家 | | | 墓碑形式 | 笠付角柱 | 石種 | 安山岩 |
| 没年 | 元禄4年(1691)5月2日 | | | 玉垣形式 | 柱 | | |

【特記事項】 玉垣の笠石に鼓状と錠状のホゾ穴が穿たれ、笠石の連結に千切り留めを用いる。玉垣の右側扉が外される。玉垣の東側に石垣を築き平場を造り出す。



千切り留めのホゾ穴



0 (S=1/60) 2m

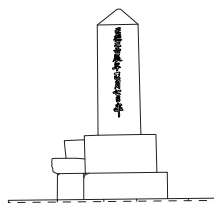
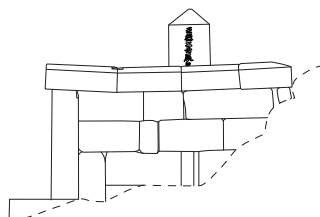
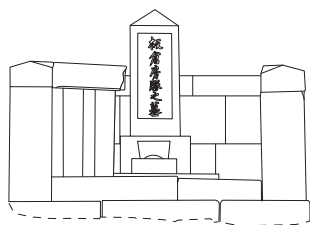
【碑文】

正面
妙成墓
元禄四年五月二日
護国寺檀家
板倉房勝母
終焉之地

| 玉垣 | | | 基壇 | | | 塔身 | | |
|-------|-------|-------|------|-------|------|------|-------|-------|
| 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ |
| 197.0 | 196.0 | 115.0 | 97.0 | 109.0 | 61.9 | 33.9 | 109.0 | 118.8 |

| | | | | | | | |
|-----|----------------|------|---|------|------------|----|-----|
| 廟所 | 家臣墓域 | 番号 | 5 | 墓碑銘 | 板倉房勝之墓 | | |
| 被葬者 | 板倉房勝 | 正面方位 | 南 | 戒名 | | | |
| 人物 | 深溝松平家家老・三左衛門 | | | 墓碑形式 | 笠付角柱 | 石種 | 安山岩 |
| 没年 | 正徳2年(1712)1月7日 | | | 玉垣形式 | 正面柱・側面背面石積 | | |

【特記事項】 墓碑の銘は、箱彫。玉垣の正面扉と柱石2本が倒れる。玉垣の南に平場を造り、参道が敷かれる。家臣墓として唯一燈籠が建立される(板倉丹下勝輝建立)。



正面

右側面

【碑文】

板倉房勝之墓

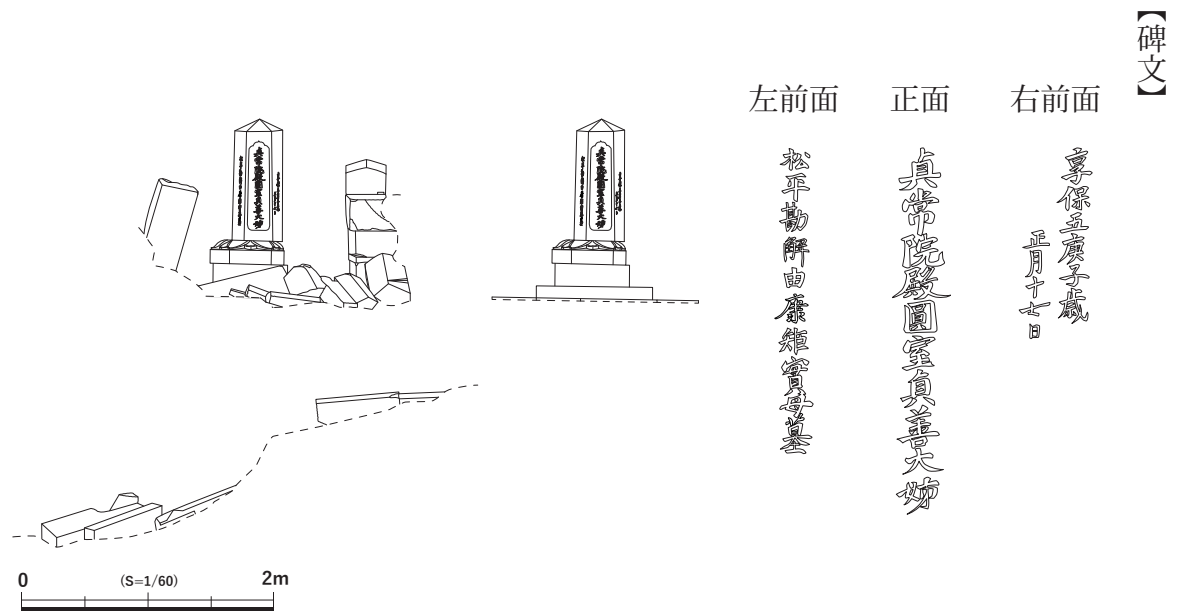
正徳三丑辰年正月七日卒

0 (S=1/60) 2m

| 玉垣 | | | 基壇 | | | 塔身 | | |
|-------|-------|-------|------|------|------|------|------|-------|
| 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ |
| 234.0 | 195.0 | 124.0 | 98.0 | 87.0 | 51.0 | 39.8 | 87.0 | 100.3 |

| | | | | | | | |
|-----|-----------------|------|---|------|------------|----|-----|
| 廟所 | 家臣墓域 | 番号 | 6 | 墓碑銘 | 眞常院殿圓室貞善大姉 | | |
| 被葬者 | | 正面方位 | 南 | 戒名 | 眞常院殿圓室貞善大姉 | | |
| 人物 | 松平勘解由康矩母 | | | 墓碑形式 | 六角柱 | 石種 | 安山岩 |
| 没年 | 享保5年(1720)1月17日 | | | 玉垣形式 | 石積 | | |

【特記事項】 墓碑は東方向にズレる。玉垣は厚みのある板石で築き土止めとしての役割をもたせるが、土圧と樹根の影響でズレ、倒壊が見られ、正面は全て倒壊する。



| 玉垣 | | | 基壇 | | | 塔身 | | |
|-------|-------|------|------|------|------|------|------|-------|
| 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ |
| 210.0 | 220.0 | 95.0 | 92.0 | 88.0 | 27.3 | 41.2 | 88.0 | 116.0 |

| | | | | | | | |
|-----|------------------|------|---|------|------------|----|-----|
| 廟所 | 家臣墓域 | 番号 | 7 | 墓碑銘 | 清泰院殿意山源賀居士 | | |
| 被葬者 | 松平房次 | 正面方位 | 南 | 戒名 | 清泰院殿意山源賀居士 | | |
| 人物 | 深溝松平家家老・玄丈・松平次章父 | | | 墓碑形式 | 六角柱 | 石種 | 安山岩 |
| 没年 | 元禄12年(1699)1月18日 | | | 玉垣形式 | 石積 | | |

【特記事項】 墓碑は、南方向に傾く。玉垣は全体的に倒壊する。



左前面

正面

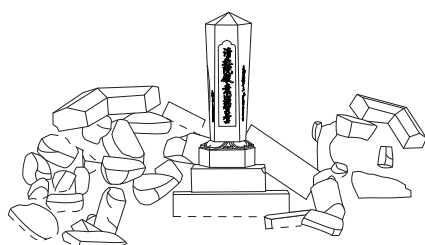
右前面

【碑文】

松平房次墓

清泰院殿意山源賀居士

元禄十二(1699)五月十八日

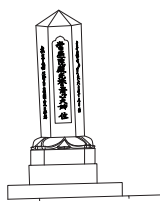
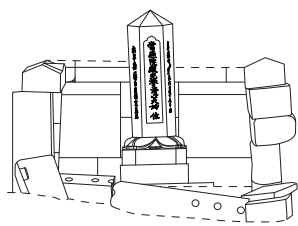


0 (S=1/60) 2m

| 玉垣 | | | 基壇 | | | 塔身 | | |
|-------|-------|------|------|------|------|------|------|-------|
| 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ |
| 200.0 | 190.0 | 70.0 | 92.0 | 77.0 | 26.5 | 39.2 | 77.0 | 116.7 |

| | | | | | | | |
|-----|-----------------|------|---|------|-------------|----|-----|
| 廟所 | 家臣墓域 | 番号 | 8 | 墓碑銘 | 常照院殿光誉清大姉 位 | | |
| 被葬者 | | 正面方位 | 南 | 戒名 | 常照院殿光誉清大姉 | | |
| 人物 | 松平勘解由康矩室 | | | 墓碑形式 | 六角柱 | 石種 | 安山岩 |
| 没年 | 享保7年(1722)6月18日 | | | 玉垣形式 | 石積 | | |

【特記事項】 墓碑全体が西側に傾く。玉垣正面と東側笠石が倒壊する。



左前面

正面

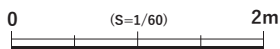
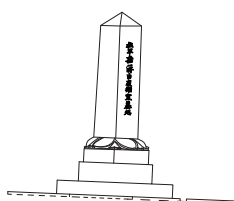
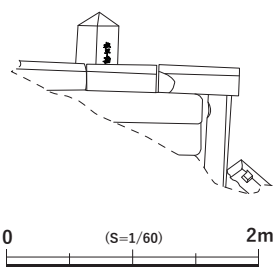
右前面

【碑文】

松平勘解由康矩室墓処

常照院殿光誉清大姉位

享保七年六月十八日西



| 玉垣 | | | 基壇 | | | 塔身 | | |
|-------|-------|-------|------|------|------|------|------|-------|
| 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ |
| 210.0 | 220.0 | 105.0 | 90.0 | 91.0 | 38.9 | 40.0 | 91.0 | 122.5 |

| | | | | | | | |
|--|-----------------|------|---|------|-----------|----|-----|
| 廟所 | 家臣墓域 | 番号 | 9 | 墓碑銘 | 天樂院関山良音居士 | | |
| 被葬者 | 加藤廣致夫婦か | 正面方位 | 南 | 戒名 | 天樂院関山良音居士 | | |
| 人物 | | | | 墓碑形式 | 円頂角柱 | 石種 | 安山岩 |
| 没年 | 天保8年(1837)6月27日 | | | 玉垣形式 | 卷石 | | |
| 【特記事項】 天然院貴相妙胤大姉(没年:天保8年(1837)6月27日)、源心童子(没年:文化11年(1814)3月26日)と合葬。 | | | | | | | |

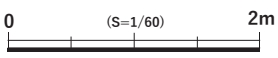
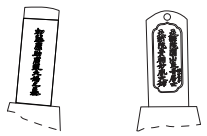
【碑文】

左側面
正面
右側面

加藤應助廣致夫婦之墓

天樂院関山良音居士
源心童子
 天然院貴相妙胤大姉

源心
天然院
 天保八丁酉年有七月卒



| 玉垣 | | | 基壇 | | | 塔身 | | |
|----|----|----|------|------|------|------|------|-------|
| 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ |
| — | — | — | 50.0 | 42.0 | 26.9 | 50.9 | 42.0 | 123.0 |

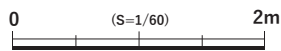
| | | | | | | | |
|-----|-------------------|------|----|------|-----------|----|-----|
| 廟所 | 家臣墓域 | 番号 | 10 | 墓碑銘 | 洞然院志達明道居士 | | |
| 被葬者 | 加藤金衛夫婦 | 正面方位 | 南 | 戒名 | 洞然院志達明道居士 | | |
| 人物 | | | | 墓碑形式 | 円頂角柱 | 石種 | 安山岩 |
| 没年 | 明治20年(1887)11月16日 | | | 玉垣形式 | — | | |

【特記事項】 基壇は埋没か。墓碑周囲に巻石の上面のみ確認できる。妙然院一葉明戒大姉と合葬

【碑文】

左側面 正面 右側面

洞明捨年陽上月十六日
 洞然院志達明道居士
 妙然院一葉明戒大姉
 加藤金衛夫婦之墓



| 玉垣 | | | 基壇 | | | 塔身 | | |
|----|----|----|----|----|----|------|----|------|
| 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ |
| — | — | — | — | — | — | 32.5 | — | 75.7 |

| | | | | | | | |
|-----|-----------------|------|----|------|-----------|----|-----|
| 廟所 | 家臣墓域 | 番号 | 11 | 墓碑銘 | 萬象院之中獨露居士 | | |
| 被葬者 | 加藤鍊彌夫婦 | 正面方位 | 南 | 戒名 | 萬象院之中獨露居士 | | |
| 人物 | | | | 墓碑形式 | 円頂角柱 | 石種 | 安山岩 |
| 没年 | 元治1年(1864)4月19日 | | | 玉垣形式 | — | | |

【特記事項】 墓碑は西側に傾く。基壇の北半埋没。永壽院安室妙忍大姉と合葬

左側面

永 萬
元治元年甲子四月十九日

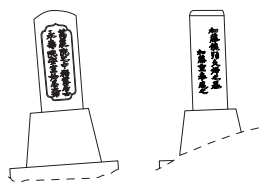
正面

萬象院之中獨露居士
永壽院安室妙忍大姉

右側面

加藤鍊彌夫婦之墓
加藤重奉建之

【碑文】



0 (S=1/60) 2m

| 玉垣 | | | 基壇 | | | 塔身 | | |
|----|----|----|------|------|------|------|------|------|
| 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ |
| — | — | — | 85.0 | 65.0 | 42.9 | 33.3 | 65.0 | 79.8 |

| | | | | | | | |
|-----|-----------------|------|----|------|-------------|----|-----|
| 廟所 | 家臣墓域 | 番号 | 12 | 墓碑銘 | 歸元秋光院現成妙容大姉 | | |
| 被葬者 | | 正面方位 | 南 | 戒名 | 秋光院現成妙容大姉 | | |
| 人物 | | | | 墓碑形式 | 円頂角柱 | 石種 | 安山岩 |
| 没年 | 明治22年(1889)8月9日 | | | 玉垣形式 | — | | |

【特記事項】 墓碑は南方向に傾く。基壇の北半埋没。自覺院花岳信香居士、自性院梅岳貞香大姉（没年：明治1年(1868)12月20日）と合葬

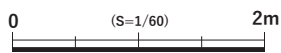
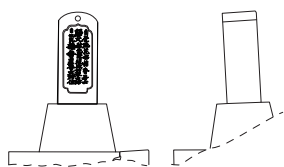
【碑文】

左側面

梅 明治廿二年八月九日葬
秋 明治廿二年八月九日葬

正面

自覺院花岳信香居士
歸元秋光院現成妙容大姉
自性院梅岳貞香大姉



| 玉垣 | | | 基壇 | | | 塔身 | | |
|----|----|----|------|------|------|------|------|------|
| 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ |
| — | — | — | 60.6 | 46.2 | 38.0 | 30.7 | 46.2 | 72.7 |

| | | | | | | | |
|-----|-----------------|------|----|------|--------|----|-----|
| 廟所 | 家臣墓域 | 番号 | 13 | 墓碑銘 | 本然見照信士 | | |
| 被葬者 | 加藤勝圓 | 正面方位 | 南 | 戒名 | 本然見照信士 | | |
| 人物 | | | | 墓碑形式 | 円頂角柱 | 石種 | 安山岩 |
| 没年 | 文化8年(1811)3月27日 | | | 玉垣形式 | — | | |

【特記事項】 墓碑は東方向に傾く。基壇の北半埋没。

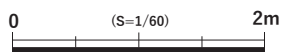
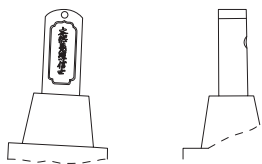
左側面

文化八年庚申年
三月廿七日
加藤勝圓墓

正面

本然見照信士

【碑文】



| 玉垣 | | | 基壇 | | | 塔身 | | |
|----|----|----|------|------|------|------|------|------|
| 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ |
| — | — | — | 78.0 | 60.0 | 40.3 | 29.6 | 60.0 | 67.5 |

| | | | | | | | |
|-----|----------------|------|----|------|--------|----|-----|
| 廟所 | 家臣墓域 | 番号 | 14 | 墓碑銘 | 安室貞養信女 | | |
| 被葬者 | | 正面方位 | 南 | 戒名 | 安室貞養信女 | | |
| 人物 | | | | 墓碑形式 | 円頂角柱 | 石種 | 安山岩 |
| 没年 | 天保2年(1831)6月4日 | | | 玉垣形式 | — | | |

【特記事項】 墓碑は南方向に傾く。

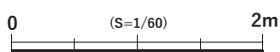
左側面 正面 右側面

安室貞養信女
天保二年六月四日

安室貞養信女

天保二年六月四日

【碑文】



| 玉垣 | | | 基壇 | | | 塔身 | | |
|----|----|----|------|------|------|------|------|------|
| 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ |
| — | — | — | 60.0 | 42.0 | 22.8 | 24.9 | 42.0 | 56.9 |

| | | | | | | | |
|-----|-----------------|------|----|------|--------------|----|-----|
| 廟所 | 家臣墓域 | 番号 | 15 | 墓碑銘 | 涼頂院心譽一三居士 靈位 | | |
| 被葬者 | 酒井勝舛 | 正面方位 | 南 | 戒名 | 涼頂院心譽一三居士 靈位 | | |
| 人物 | | | | 墓碑形式 | 笠付角柱 | 石種 | 安山岩 |
| 没年 | 正徳1年(1711)6月19日 | | | 玉垣形式 | 石積か | | |

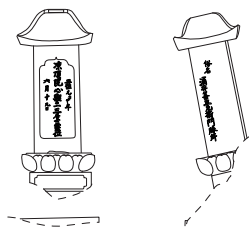
【特記事項】 北側からの崩落土で、基壇の北半が埋没し、墓碑が南方向に傾く。石積状の玉垣が全体的に倒壊、部材が崩土に埋没する。



【碑文】

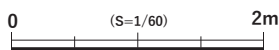
正面

右側面



涼頂院心譽一三居士靈位
 正徳元年
 六月十九日

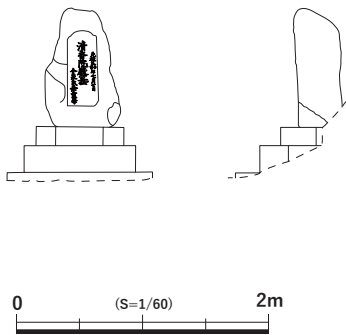
俗名
 酒井喜五郎衛門勝舛



| 玉垣 | | | 基壇 | | | 塔身 | | |
|----|----|----|------|------|------|------|------|-------|
| 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ |
| — | — | — | 65.0 | 58.0 | 35.5 | 60.4 | 58.0 | 129.1 |

| | | | | | | | |
|-----|----------------|------|----|------|-------|----|-----|
| 廟所 | 家臣墓域 | 番号 | 16 | 墓碑銘 | 清香院殿墓 | | |
| 被葬者 | | 正面方位 | 南 | 戒名 | 清香院殿 | | |
| 人物 | 今泉嘉重母 | | | 墓碑形式 | 自然石 | 石種 | 安山岩 |
| 没年 | 元禄5年(1692)7月7日 | | | 玉垣形式 | 石積か | | |

【特記事項】 北側からの崩落土で、基壇の北半が埋没。石積状の玉垣が全体的に倒壊、部材が崩土に埋没する。



【碑文】

正面

清香院殿墓
 元禄五年七月七日
 今泉氏嘉重母

| 玉垣 | | | 基壇 | | | 塔身 | | |
|----|----|----|------|------|------|------|------|------|
| 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ |
| — | — | — | 11.5 | 65.0 | 35.9 | 57.3 | 65.0 | 94.3 |

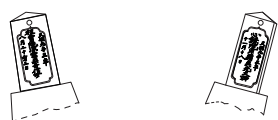
| | | | | | | | |
|-----|-----------------|------|----|------|-----------|----|-----|
| 廟所 | 家臣墓域 | 番号 | 17 | 墓碑銘 | 桂齋院涼雲真奇信女 | | |
| 被葬者 | | 正面方位 | 北東 | 戒名 | 桂齋院涼雲真奇信女 | | |
| 人物 | 奥平九郎左衛門尚鮮妻 | | | 墓碑形式 | 円頂角柱 | 石種 | 安山岩 |
| 没年 | 天明1年(1781)8月23日 | | | 玉垣形式 | — | | |

【特記事項】 墓碑は、南西方向に傾く。正面上部に「丸に抱き鷹羽」、北側面上部に「五瓜に三つ盛り三つ巴」を記す。心鏡院月霜貞光大姉（没年天明元年11月18日）と合葬。



【碑文】

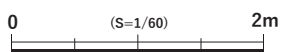
左側面 正面 右側面



真奇信女左衛門尚鮮之妻

天明元辛丑年
桂齋院涼雲真奇信女
八月二十有三日

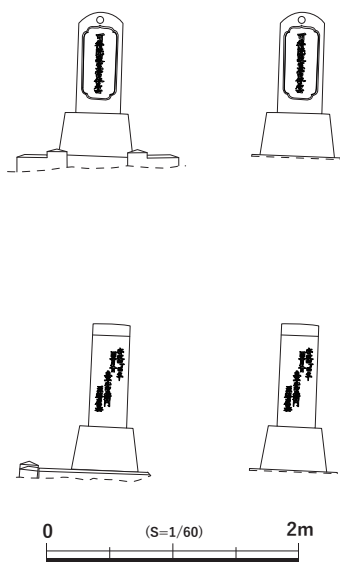
天明元辛丑年
心鏡院月霜貞光大姉
十一月十八日



| 玉垣 | | | 基壇 | | | 塔身 | | |
|----|----|----|------|------|------|------|------|------|
| 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ |
| — | — | — | 54.4 | 56.0 | 22.4 | 31.8 | 56.0 | 61.3 |

| | | | | | | | |
|-----|-----------------|------|----|------|-----------|----|-----|
| 廟所 | 家臣墓域 | 番号 | 18 | 墓碑銘 | 可得院寂室常休居士 | | |
| 被葬者 | 奥平恭廣 | 正面方位 | 北東 | 戒名 | 可得院寂室常休居士 | | |
| 人物 | | | | 墓碑形式 | 尖頂角柱 | 石種 | 安山岩 |
| 没年 | 安政4年(1857)閏5月8日 | | | 玉垣形式 | 卷石 | | |

【特記事項】 墓碑は、北西方向に傾く。正面上部に「丸に抱き鷹羽」を記す。



正面

右側面

【碑文】

可得院寂室常休居士

安政四年
閏五月
奥平源次郎
源次郎
源次郎

| 玉垣 | | | 基壇 | | | 塔身 | | |
|-------|-------|------|------|------|------|------|------|------|
| 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ |
| 130.0 | 130.0 | 10.0 | 60.0 | 53.0 | 34.7 | 35.6 | 53.0 | 81.4 |

| | | | | | | | |
|-----|------------------|------|----|------|-----------|----|-----|
| 廟所 | 家臣墓域 | 番号 | 19 | 墓碑銘 | 清鏡院覺性貞円大姉 | | |
| 被葬者 | | 正面方位 | 南東 | 戒名 | 清鏡院覺性貞円大姉 | | |
| 人物 | 奥平定重室 | | | 墓碑形式 | 六角柱 | 石種 | 安山岩 |
| 没年 | 寛文9年(1669)10月19日 | | | 玉垣形式 | — | | |

【特記事項】 島原墓所で確認された墓碑としては、最も古い年記をもつ。墓碑は南方向に傾く。正面上部に円形の装飾が施される。基壇部分が埋没。



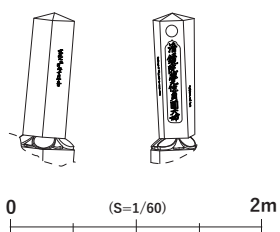
【碑文】

左前面 正面 右前面

寛文九年七月十九日

清鏡院覺性貞円大姉

定重之室



| 玉垣 | | | 基壇 | | | 塔身 | | |
|----|----|----|------|------|----|------|------|-------|
| 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ |
| — | — | — | 35.0 | 43.0 | 埋没 | 32.6 | 43.0 | 119.0 |

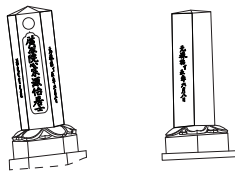
| | | | | | | | |
|-----|------------------------|------|----|------|-----------|----|-----|
| 廟所 | 家臣墓域 | 番号 | 20 | 墓碑銘 | 廣涼院心宗源怡居士 | | |
| 被葬者 | 奥平定重 | 正面方位 | 南東 | 戒名 | 廣涼院心宗源怡居士 | | |
| 人物 | | | | 墓碑形式 | 六角柱 | 石種 | 安山岩 |
| 没年 | 元禄 10 年 (1697) 6 月 8 日 | | | 玉垣形式 | — | | |

【特記事項】 墓碑は、西・南方向に傾く。正面上部に円形の装飾が施される。



【碑文】

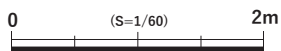
左前面 正面 右前面



源氏家臣之墓

廣涼院心宗源怡居士

元禄拾年丑年六月八日



| 玉垣 | | | 基壇 | | | 塔身 | | |
|----|----|----|------|------|-----|------|------|-------|
| 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ |
| — | — | — | 62.0 | 58.0 | 9.2 | 50.5 | 58.0 | 119.2 |

| | | | | | | | |
|-----|-----------------|------|----|------|-----------|----|-----|
| 廟所 | 家臣墓域 | 番号 | 21 | 墓碑銘 | 保壽院倍算勝契大姉 | | |
| 被葬者 | | 正面方位 | — | 戒名 | 保壽院倍算勝契大姉 | | |
| 人物 | | | | 墓碑形式 | 六角柱 | 石種 | 安山岩 |
| 没年 | 文化6年(1809)11月6日 | | | 玉垣形式 | — | | |

【特記事項】 倒壊し、上部が埋没。墓碑上部が下に向いており、これより高所に建てられていたと考えられる。周囲に基壇は確認できない。



【碑文】

左背面 正面

左背面 左側面



文化六年己酉十一月

保壽院倍算勝契大姉

0 (S=1/60) 2m

| 玉垣 | | | 基壇 | | | 塔身 | | |
|----|----|----|----|----|----|------|----|------|
| 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ |
| — | — | — | 倒壊 | 倒壊 | 倒壊 | 27.2 | 倒壊 | 85.9 |

| | | | | | | | |
|-----|------------------------|------|----|------|------------|----|-----|
| 廟所 | 家臣墓域 | 番号 | 22 | 墓碑銘 | 早世 桂光童女 幽霊 | | |
| 被葬者 | | 正面方位 | — | 戒名 | 桂光童女 | | |
| 人物 | | | | 墓碑形式 | 六角柱 | 石種 | 安山岩 |
| 没年 | 元禄 10 年 (1697) 8 月 7 日 | | | 玉垣形式 | — | | |

【特記事項】 倒壊し、埋没。周囲に基壇は確認できない。墓碑正面上部に種字（地藏菩薩か）を持つ。



【碑文】

正面 右前面

早世 桂光童女 幽霊

元禄十四年八月初七日

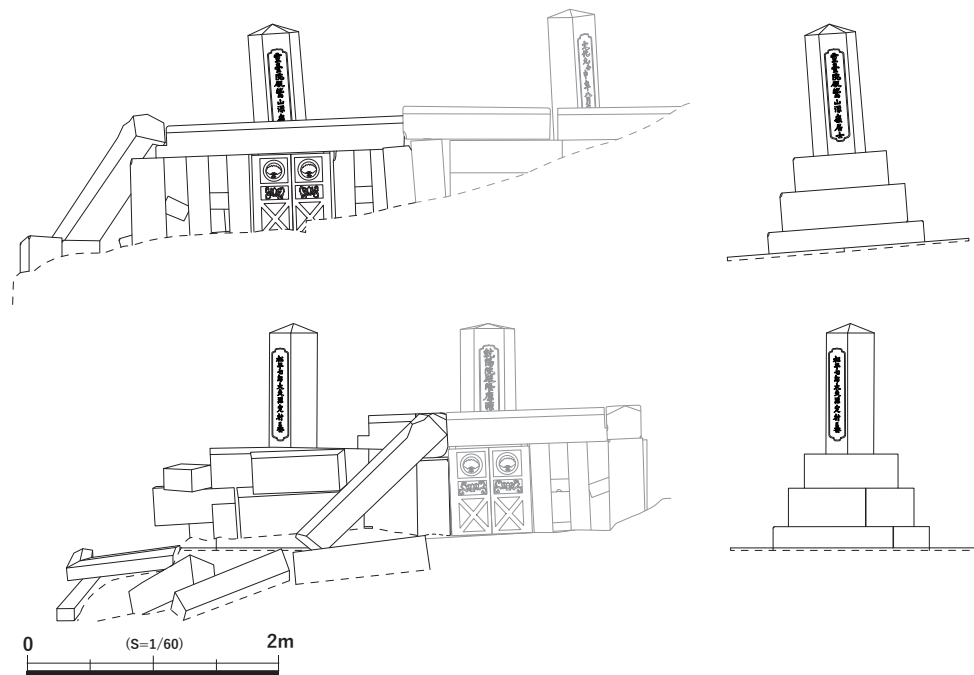


0 (S=1/60) 2m

| 玉垣 | | | 基壇 | | | 塔身 | | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|------|
| 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ |
| — | — | — | 倒壊 | 倒壊 | 倒壊 | 倒壊 | 倒壊 | 80.0 |

| | | | | | | | |
|-----|------------------|------|----|------|------------|----|-----|
| 廟所 | 家臣墓域 | 番号 | 23 | 墓碑銘 | 霊臺院殿鷲山源嶺居士 | | |
| 被葬者 | 松平伝十郎定村 | 正面方位 | 東 | 戒名 | 霊臺院殿鷲山源嶺居士 | | |
| 人物 | | | | 墓碑形式 | 六角柱 | 石種 | 安山岩 |
| 没年 | 文政7年(1824)11月22日 | | | 玉垣形式 | 正面柱・側面背面石積 | | |

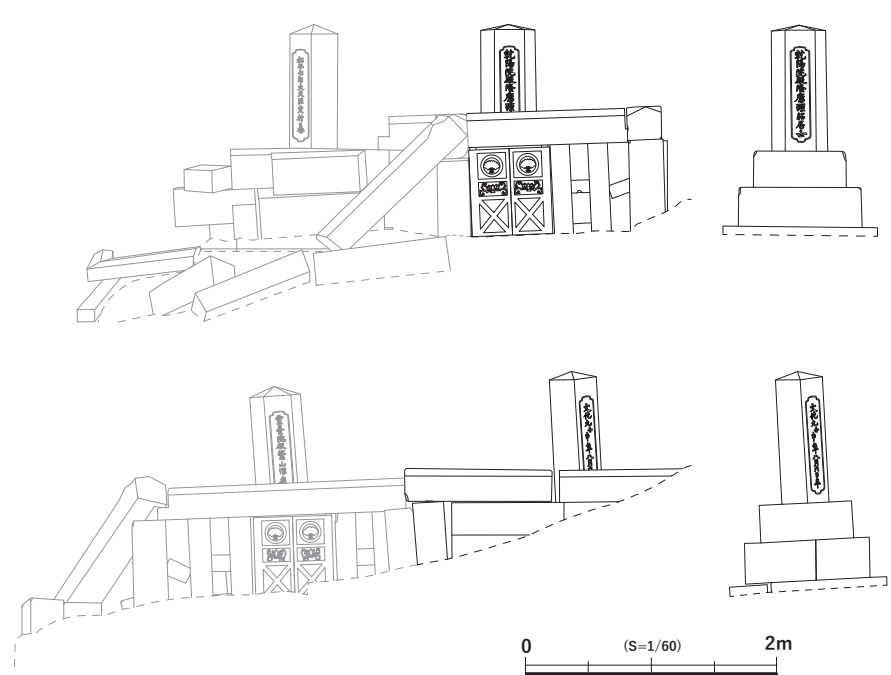
【特記事項】 墓碑は南方向に傾く。玉垣の北東部分を24と玉垣を共有する。南・東の玉垣が地盤沈下により倒壊し部材が散乱する。南側法面の崩落が原因と考えられる。



| 玉垣 | | | 基壇 | | | 塔身 | | |
|-------|-------|------|------|------|------|------|------|-------|
| 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ |
| 240.0 | 240.0 | 91.0 | 99.0 | 99.0 | 60.0 | 43.6 | 99.0 | 160.0 |

| | | | | | | | |
|-----|----------------|------|----|------|------------|----|-----|
| 廟所 | 家臣墓域 | 番号 | 24 | 墓碑銘 | 乾陽院殿隆応源紹居士 | | |
| 被葬者 | | 正面方位 | 南 | 戒名 | 乾陽院殿隆応源紹居士 | | |
| 人物 | 松平勘解由定陽建立 | | | 墓碑形式 | 六角柱 | 石種 | 安山岩 |
| 没年 | 文化9年(1812)8月6日 | | | 玉垣形式 | 正面柱・側面背面石積 | | |

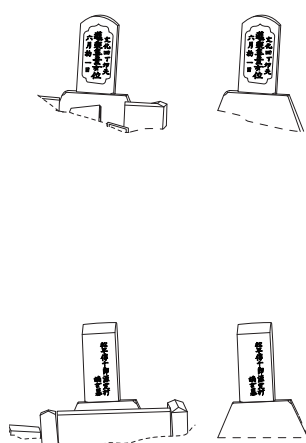
【特記事項】 墓碑は南方向に傾く。玉垣の南西部分を23の玉垣を共有する。



| 玉垣 | | | 基壇 | | | 塔身 | | |
|-------|-------|------|-------|-------|------|------|-------|-------|
| 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ |
| 210.0 | 240.0 | 93.0 | 123.0 | 124.0 | 74.3 | 41.1 | 124.0 | 103.5 |

| | | | | | | | |
|-----|----------------|------|----|------|---------|----|-----|
| 廟所 | 家臣墓域 | 番号 | 25 | 墓碑銘 | 蓮乗善童女 位 | | |
| 被葬者 | | 正面方位 | 南 | 戒名 | 蓮乗善童女 | | |
| 人物 | 松平伝十郎定村女 | | | 墓碑形式 | 円頂角柱 | 石種 | 安山岩 |
| 没年 | 文化4年(1807)6月1日 | | | 玉垣形式 | 卷石 | | |

【特記事項】 墓碑は北方向に10度回転する。巻石を持つ。



0 (S=1/60) 2m

【碑文】

左側面

正面

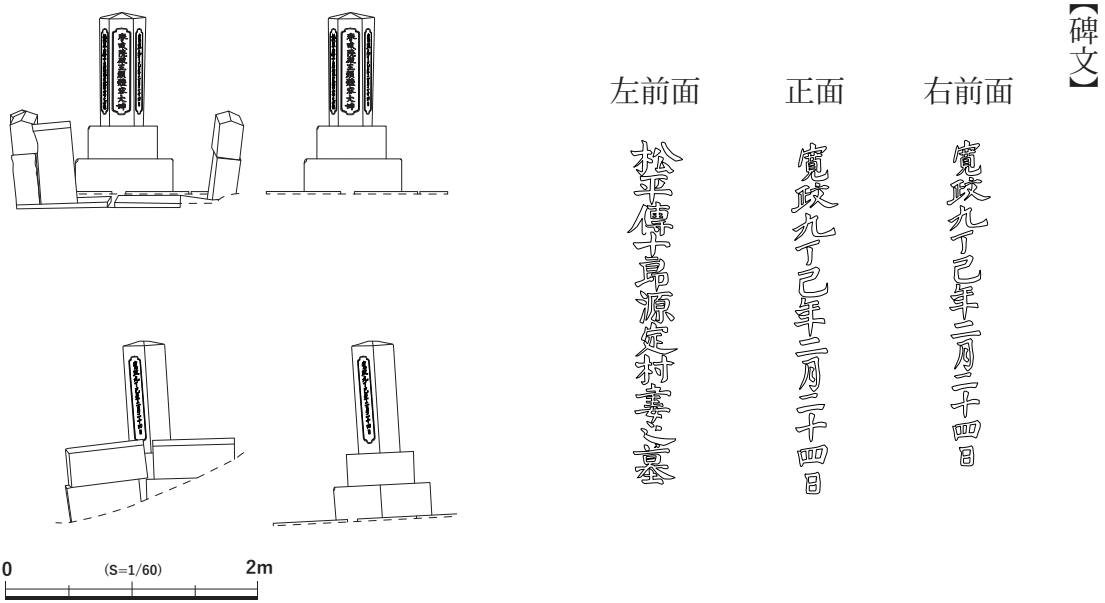
松平傳十郎源定村
嫡女墓

文化四丁卯天
蓮乗善童女位
六月朔一日

| 玉垣 | | | 基壇 | | | 塔身 | | |
|-------|-------|------|------|------|------|------|------|------|
| 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ |
| 114.0 | 117.0 | 28.0 | 68.0 | 71.0 | 27.9 | 29.4 | 71.0 | 60.9 |

| | | | | | | | |
|-----|-----------------|------|----|------|------------|----|-----|
| 廟所 | 家臣墓域 | 番号 | 26 | 墓碑銘 | 春戒院殿玉顔体容大姉 | | |
| 被葬者 | | 正面方位 | 南 | 戒名 | 春戒院殿玉顔体容大姉 | | |
| 人物 | 松平伝十郎定村妻 | | | 墓碑形式 | 六角柱 | 石種 | 安山岩 |
| 没年 | 寛政9年(1797)2月24日 | | | 玉垣形式 | 石積 | | |

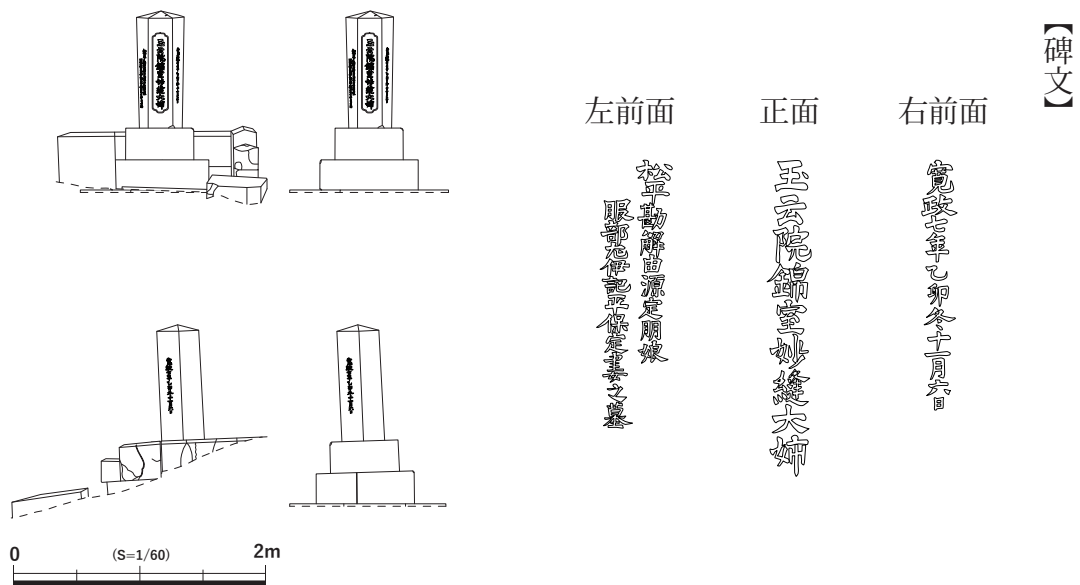
【特記事項】 北側からの土圧で墓碑は南側に傾き、玉垣は外側に開くように傾き、正面東側の板石が転倒。



| 玉垣 | | | 基壇 | | | 塔身 | | |
|-------|-------|------|------|------|------|------|------|------|
| 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ |
| 182.0 | 170.0 | 70.0 | 77.0 | 77.0 | 51.7 | 36.5 | 77.0 | 90.3 |

| | | | | | | | |
|-----|-----------------|------|----|------|-----------|----|-----|
| 廟所 | 家臣墓域 | 番号 | 27 | 墓碑銘 | 玉云院錦室妙縫大姉 | | |
| 被葬者 | 松平定朋女 | 正面方位 | 南 | 戒名 | 玉云院錦室妙縫大姉 | | |
| 人物 | 服部伊記平保定妻 | | | 墓碑形式 | 六角柱 | 石種 | 安山岩 |
| 没年 | 寛政7年(1795)11月6日 | | | 玉垣形式 | 石積 | | |

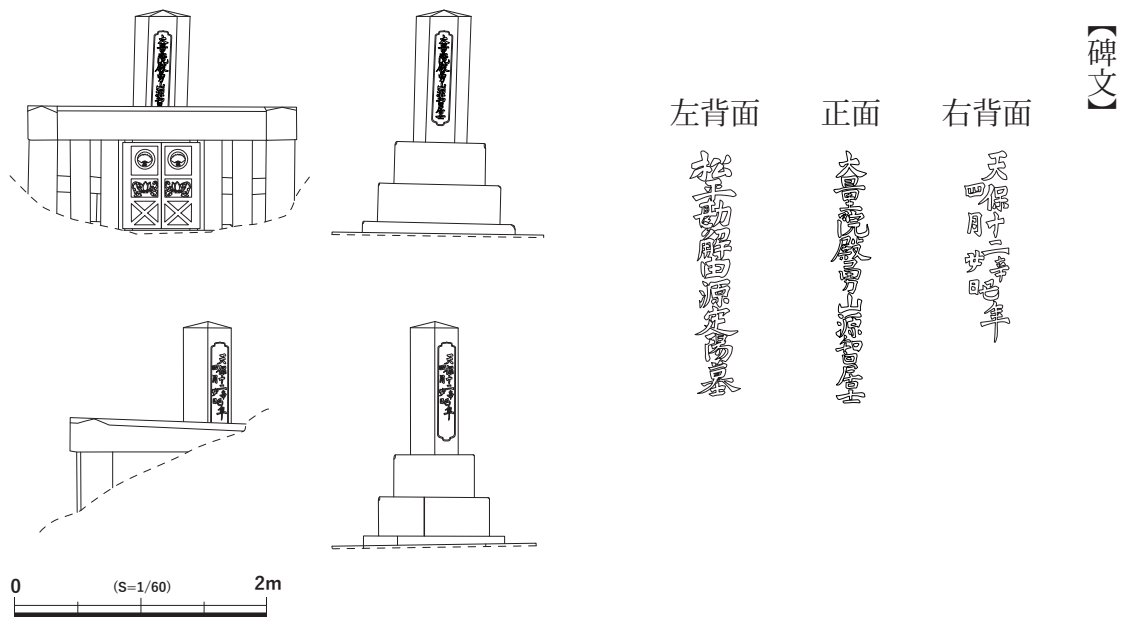
【特記事項】 墓碑は南方向に傾く。玉垣は正面東側の板石が転倒。



| 玉垣 | | | 基壇 | | | 塔身 | | |
|-------|-------|------|------|------|------|------|------|------|
| 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ |
| 150.0 | 155.0 | 43.0 | 77.0 | 77.0 | 48.8 | 37.7 | 77.0 | 92.6 |

| | | | | | | | |
|-----|------------------|------|----|------|------------|----|-----|
| 廟所 | 家臣墓域 | 番号 | 28 | 墓碑銘 | 大量院殿勇山源智居士 | | |
| 被葬者 | 松平勘解由定陽 | 正面方位 | 南 | 戒名 | 大量院殿勇山源智居士 | | |
| 人物 | 深溝松平家家老 | | | 墓碑形式 | 六角柱 | 石種 | 安山岩 |
| 没年 | 天保12年(1841)4月20日 | | | 玉垣形式 | 正面柱・側面背面石積 | | |

【特記事項】 家臣墓域の中では最も高所に位置する。墓碑は西・南方向に傾く。



【碑文】

左背面

松平勘解由定陽墓

正面

大量院殿勇山源智居士

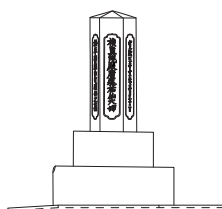
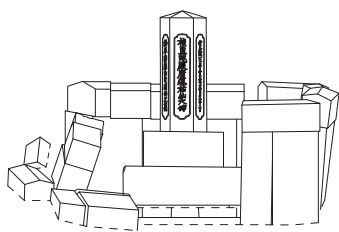
右背面

天保十二年
四月二十日
葬

| 玉垣 | | | 基壇 | | | 塔身 | | |
|-------|-------|------|-------|------|------|------|------|-------|
| 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ |
| 211.0 | 203.0 | 93.0 | 121.0 | 11.0 | 63.9 | 42.9 | 11.0 | 105.1 |

| | | | | | | | |
|-----|-----------------|------|----|------|------------|----|-----|
| 廟所 | 家臣墓域 | 番号 | 29 | 墓碑銘 | 禎真院殿庸運祐仙大姉 | | |
| 被葬者 | | 正面方位 | 南 | 戒名 | 禎真院殿庸運祐仙大姉 | | |
| 人物 | 松平勘解由定朋母 | | | 墓碑形式 | 六角柱 | 石種 | 安山岩 |
| 没年 | 寛政3年(1791)3月22日 | | | 玉垣形式 | 石積 | | |

【特記事項】 玉垣西側が内側に傾き、一部倒壊する。



左前面

正面

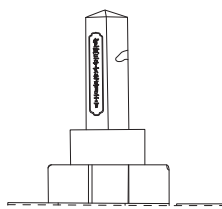
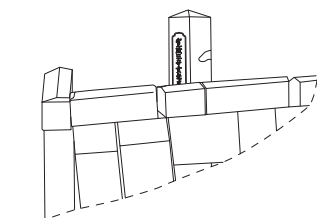
右前面

【碑文】

松平勘解由定朋母之墓

禎真院殿庸運祐仙大姉

寛政三年亥年五月二十日

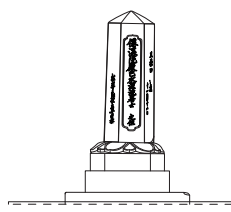


0 (S=1/60) 2m

| 玉垣 | | | 基壇 | | | 塔身 | | |
|-------|-------|-------|------|------|------|------|------|------|
| 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ |
| 218.0 | 210.0 | 102.0 | 95.9 | 95.9 | 58.4 | 37.0 | 95.9 | 95.8 |

| | | | | | | | |
|-----|------------------|------|----|------|---------------|----|-----|
| 廟所 | 家臣墓域 | 番号 | 30 | 墓碑銘 | 僊溪院殿巴水源流居士 之位 | | |
| 被葬者 | 松平次章 | 正面方位 | 南 | 戒名 | 僊溪院殿巴水源流居士 | | |
| 人物 | 深溝松平家家老・松平房次息 | | | 墓碑形式 | 六角柱 | 石種 | 安山岩 |
| 没年 | 正徳4年(1714)11月18日 | | | 玉垣形式 | 正面柱・側面背面石積 | | |

【特記事項】 深溝本光寺にも墓有り。墓碑は東方向にやや傾く。玉垣は全体的に外側にズレが見られる。



左前面

正面

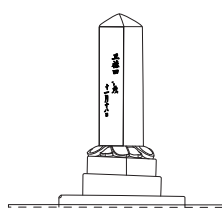
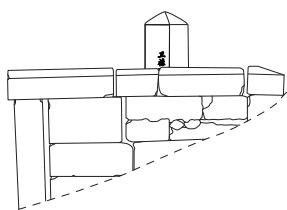
右前面

松平次章墓

僊溪院殿巴水源流居士
之位

正徳四
年
十一月十八日

【碑文】

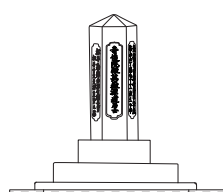
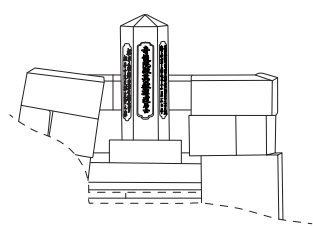


0 (S=1/60) 2m

| 玉垣 | | | 基壇 | | | 塔身 | | |
|-------|-------|-------|------|------|------|------|------|-------|
| 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ |
| 240.0 | 220.0 | 112.0 | 99.0 | 99.0 | 16.9 | 38.2 | 99.0 | 126.6 |

| | | | | | | | |
|-----|-----------------|------|----|------|------------|----|-----|
| 廟所 | 家臣墓域 | 番号 | 31 | 墓碑銘 | 奇俊院殿英嶽源道居士 | | |
| 被葬者 | 松平定賢 | 正面方位 | 西 | 戒名 | 奇俊院殿英嶽源道居士 | | |
| 人物 | 松平定朋長男 | | | 墓碑形式 | 六角柱 | 石種 | 安山岩 |
| 没年 | 安永6年(1777)11月3日 | | | 玉垣形式 | 石積 | | |

【特記事項】 墓碑は西側に傾く。玉垣は北側と正面北半が南側に傾く。



左前面

正面

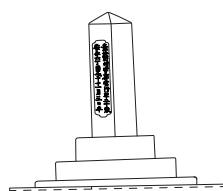
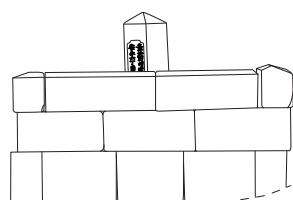
右前面

【碑文】

松平勤解由源定朋長男
松平十六夫源定賢之墓

奇俊院殿英嶽源道居士

産翁野州守郡宮行年二十歳
安永六年閏十一月三日卒

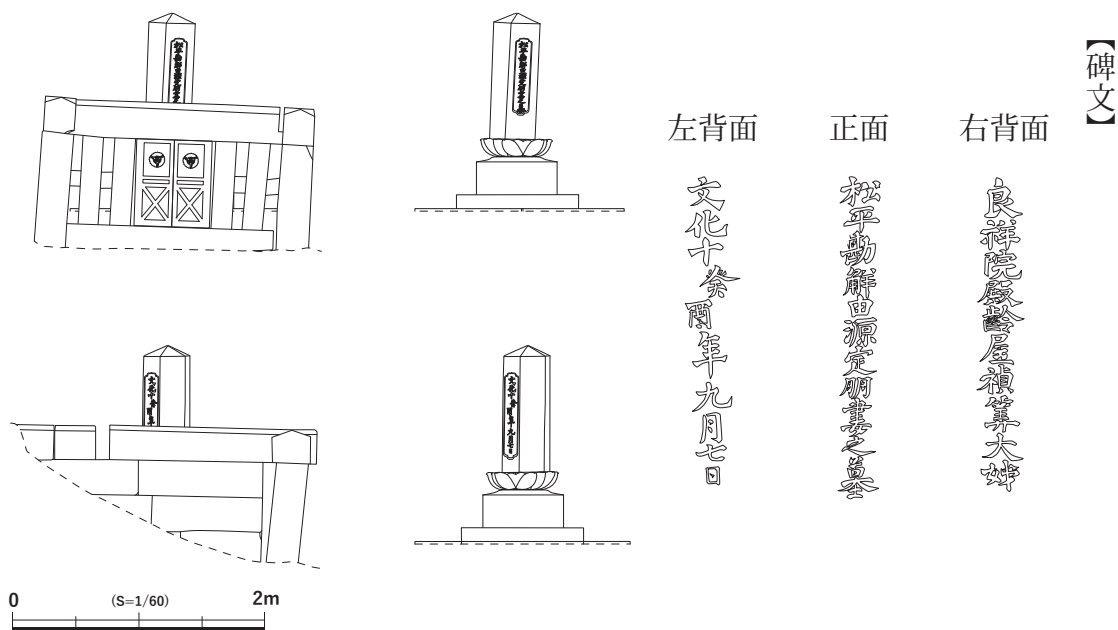


0 (S=1/60) 2m

| 玉垣 | | | 基壇 | | | 塔身 | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|-------|------|
| 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ |
| 193.0 | 221.0 | 112.0 | 128.0 | 128.0 | 33.5 | 37.6 | 128.0 | 99.4 |

| | | | | | | | |
|-----|-----------------|------|----|------|------------|----|-----|
| 廟所 | 家臣墓域 | 番号 | 32 | 墓碑銘 | 良祥院殿齡屋禎筭大姉 | | |
| 被葬者 | | 正面方位 | 南 | 戒名 | 良祥院殿齡屋禎筭大姉 | | |
| 人物 | 松平定朋妻 | | | 墓碑形式 | 六角柱 | 石種 | 安山岩 |
| 没年 | 文化10年(1813)9月7日 | | | 玉垣形式 | 正面柱・側面背面石積 | | |

【特記事項】 墓碑は東方向に6度回転する。



【碑文】

左背面

正面

右背面

文化十癸爾年九月七日

松平勤解回源定朋妻之墓

良祥院殿齡屋禎筭大姉

| 玉垣 | | | 基壇 | | | 塔身 | | |
|-------|-------|-------|------|------|------|------|------|-------|
| 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ |
| 214.0 | 234.0 | 170.0 | 96.0 | 96.0 | 36.9 | 36.3 | 96.0 | 117.8 |

| | | | | | | | |
|-----|--------------------|------|----|------|--------|----|-----|
| 廟所 | 家臣墓域 | 番号 | 33 | 墓碑銘 | 智素餐軒之墓 | | |
| 被葬者 | 智多昌治 (弥惣左衛門) | 正面方位 | 東 | 戒名 | | | |
| 人物 | 松平忠房弟・母は福昌院 | | | 墓碑形式 | 円頂角柱 | 石種 | 安山岩 |
| 没年 | 貞享元年 (1684) 10月28日 | | | 玉垣形式 | — | | |

【特記事項】 正面の碑文は箱彫。背面と両側面に碑文有り。昭和の墓碑もあるが、「智多家」の墓域が区画されている。

左側面

翁姓智多氏諱昌治號素餐軒稱弥惣左衛門三州山中邨之産也自成童仕肥之嶋原城主君四品忠房公爲近侍漸歷事兩到城監初從十四五載之時好讀書習字長而不衰孝而益者之雖有疾病然其手不釋卷爲人也聽人之窮若己之疾聞人之困若心之憂鄉友之禮慶而之務死親无疎無有遲怠其設心也感於雪花會鳥之有時

正面

智素餐軒之墓

右側面

預治死且善處事也如斯之人亦須謂篤勉之士歟翁生一男一女男昌孝別賜祿而奉仕昌孝欲植墳碑以其志也請書銘于余父子之切偲情素之綢繆不克竣拒而敢把毫父字之拙陋吁豈足爲愧乎哉據遺命庸詩代銘其詩曰
平日風花雪月時 好文會友一生涯
生涯盡後北邙畔



背面

則置酒賞詠以催興樂拾江山風月之无主則行埜吟嘯以抒懷時二招交友令之鶴筆硯作歌謁以樂而陶二乎如不知其餘也閱往聖之典歎學之不行誦古賢之詩喜句之有神恒言日人至屬續何爲死一聯之詒于後乎故向其脈亂氣將絕頓然如死良久乃壯氣出聲呼其子昌孝使執燭促紙筆書一絕已而啞然喜曰我作成矣復令書其後云此詩佳便教吉橋黃齋記于墓碑自是而后不敢言時貞享改元甲子之秋七月念八日之鷄鳴之后也至厥黎明卒于寢年五十六人怪其死屬後事没后見之乃詳書以虞置辨白而死有遺漏親疏皆嘆其



0 (S=1/60) 2m

| 玉垣 | | | 基壇 | | | 塔身 | | |
|----|----|----|------|------|------|------|------|-------|
| 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ | 幅 | 奥行 | 高さ |
| — | — | — | 76.0 | 77.3 | 37.4 | 38.1 | 77.3 | 118.3 |

第六節 寺僧墓域 (第2-6・3-4図)

本堂から四ノ御廟へ至る参道の途中、一ノ御廟西側に浄林寺の歴代寺僧の墓域が存在する。7m四方の区画で、北西・北東・南東の東半は石垣で囲われており、墓域の構築に伴って築かれたものと考えられる。南西と南東の西半は近・現代の墓地が建てられ境界となっている。現況では、区画の南東が開口し、入口となっている。

石碑は、墓域のほぼ中央に北東—南西方向に4基並べられ、全て正面を南東に向ける。これらの石碑の北側にも2基の石碑が建てられている。

本光寺片山住職によれば、四ノ御廟のNo.35真清院墓とNo.36自元院墓の間にあつたものが、後世、現在の場所に移されたとのこと。

1は、當寺開基徳巖兼思和尚塔。3は浄林寺歴代住持卵塔。5は七僧塔。6は浄林歴住並前任諸位大和尚卵塔。

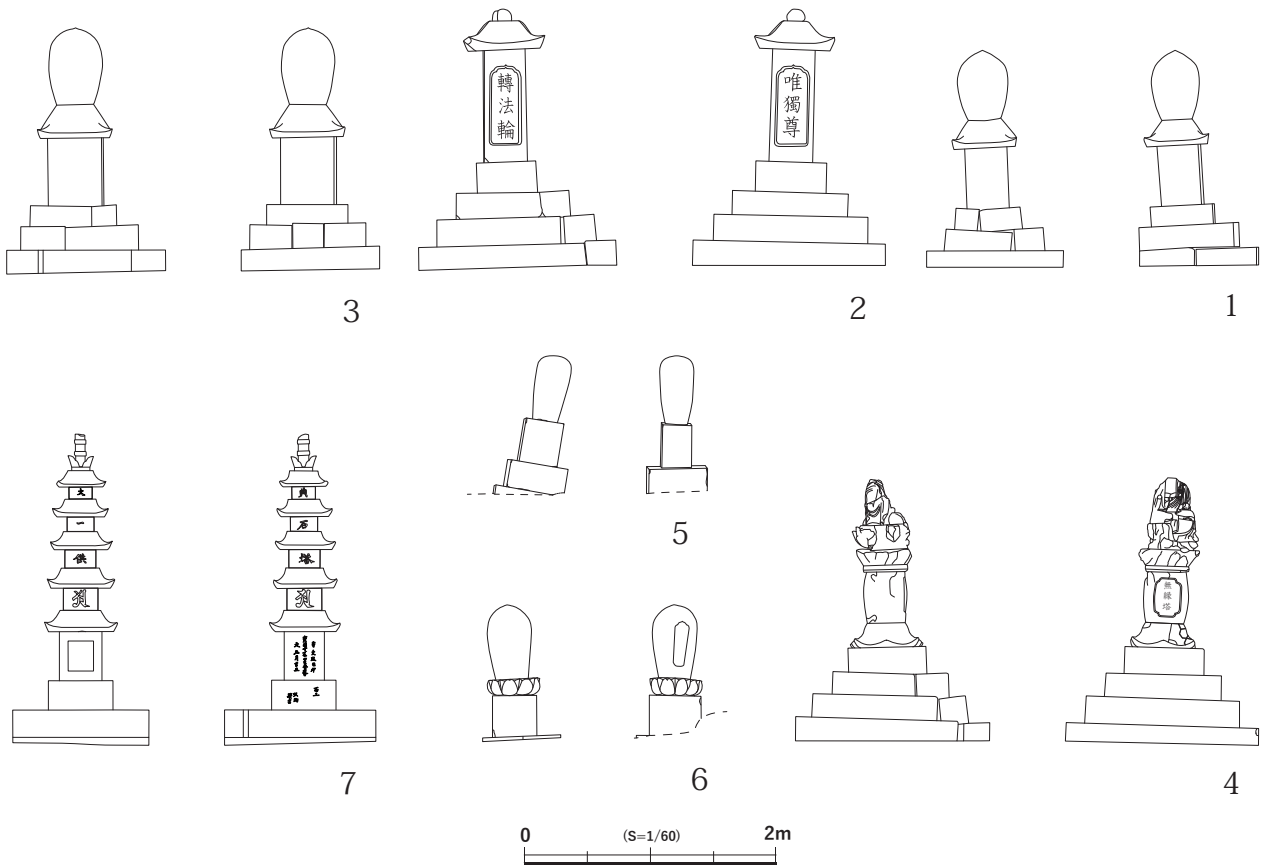
2は、報恩塔。正面に「唯獨尊」、側面に「轉法輪」と陰刻される。

4は、無縁塔で、上部は石仏が造られるが、破損が著しい。

図示した6基の石碑のほか、解体された卵塔や蓮台が墓域の隅に寄せられている。また、入口南東には、明治三十六年(一九〇三)銘の「有無両縁之合葬塔」が建てられ、基壇の横には中世まで遡ると考えられる五輪塔が置かれており、深溝松平家が廟所として整備を行う以前から墓地であったと考えられる。

これらの石碑以外に本堂の南東にある7は、文政二年の銘を持つ妙経塔で、浄林寺十一世玄魯により建立されている。基壇には、宗助、栄吉の石工も記されている。基壇を含めた高さは2.46m。

(宇土・吉岡)



第3-4図 浄林寺寺僧墓立面図

【参考文献】

- 溝上慶治1995 『深溝世紀』 卷七 烈公 上 『仮名交じり文』 島原市教育委員会
 溝上慶治1995 『深溝世紀』 卷八 烈公 中 『仮名交じり文』 島原市教育委員会
 溝上慶治1997 『深溝世紀』 卷九 烈公 下 『仮名交じり文』 島原市教育委員会
 溝上慶治1997 『深溝世紀』 卷十 戴公 上 『仮名交じり文』 島原市教育委員会
 溝上慶治1998 『深溝世紀』 卷十一 戴公 下 『仮名交じり文』 島原市教育委員会
 溝上慶治1999 『深溝世紀』 卷十二 悼公 『仮名まじり文』 島原市教育委員会
 溝上慶治1999 『深溝世紀』 卷十三 頃公 『仮名まじり文』 島原市教育委員会
 溝上慶治1999 『深溝世紀』 卷十四 度公 『仮名まじり文』 島原市教育委員会
 溝上慶治2002 『深溝世紀』 卷十五 定公 上 卷十六 定公 下 『仮名まじり文』 島原市教育委員会
 溝上慶治2003 『深溝世紀』 卷十七 靖公 『仮名まじり文』 島原市教育委員会
 溝上慶治2003 『深溝世紀』 卷十八 文公 『仮名まじり文』 島原市教育委員会
 溝上慶治2004 『深溝世紀』 卷十九 平公 卷二十 匡公 『仮名まじり文』 島原市教育委員会
 溝上慶治2004 『深溝世紀』 卷二十一 紹公 卷二十二 哀公 『仮名まじり文』 島原市教育委員会
 溝上慶治2005 『深溝世紀』 卷二十三 今公 付録 『仮名まじり文』 島原市教育委員会
 本光寺霊宝会2010 『深溝松平家墓所と瑞雲山本光寺』 松平忠貞・瑞雲山本光寺
 本光寺文化財調査指導委員会考古学部会・神取龍生2012 『瑞雲山本光寺松平忠雄墓所発掘調査報告 遺構編』 幸田町社寺文化財調査報告 第1集(考古1) 幸田町教育委員会
 本光寺文化財調査指導委員会・神取龍生2013 『愛知県額田郡幸田町 深溝松平家菩提寺瑞雲山本光寺文化財調査総合報告』 幸田町社寺文化財調査報告 第2集 幸田町教育委員会
 白木 守(編)ほか2015 『久留米藩主有馬家墓所1』 久留米市文化財調査報告書 第三五八集 久留米市教育委員会

- 太田博太郎・稲垣栄三編2011 『中村達太郎 日本建築字彙「新訂」』 中央公論美術出版
 武井豊治1994 『古建築辞典』 理工学社
 谷口徹・三尾次郎2009 『国指定史跡 清涼寺「彦根藩主井伊家墓所」調査報告書』 彦根市文化財調査報告書 第1集 彦根市教育委員会
 池上 悟2002 『近世墓石の諸相』 『立正大学人文科学研究年報』 40号 立正大学人文科学研究所
 関口慶久2004 『戒名・法名考 ―奈良・京都の墓標資料から―』 『国立歴史民俗博物館研究報告』 第111集 国立歴史民俗博物館

第四章 十六羅漢窟の概要

第一節 十六羅漢窟について

一. 十六羅漢窟の概要と歴史

一ノ御廟の北側に隣接した地に十六羅漢窟がある(第2―3図)。中央には布袋石像、その左右に八体ずつ羅漢石像が配されている(第4―1図)。十七体の石像は、昭和五十年に島原市有形文化財に指定された。十六羅漢窟は南北方向に長方形のプランを有し、西側に石像が安置され北東角に石書妙経塔が建立されている。

石像の背後は石積み、表側は四本の石柱で支えられた窟に安置されている。石積みの一部は過去の修復によってモルタルが充填されており、平成二十六年の熊本地震の際にはモルタルが剥離したり亀裂が生じたりしている。

窟への入口は現在、東面の南北に二カ所設けられているが、元々は南側にある円形の入口だけであったことが、『明治銅版画 長崎県寺院図録 覆刻版』(巻頭図版11)からうかがえる。

十六羅漢窟は、窟外に建つ石碑にある「嶋原浄林禪寺新彫石像阿羅漢碑并序」^{注1}によれば、「肥前州嶋原城の寶圓山浄林禪寺現住實山慧梁長老、發願して工に命じて石像十六尊者を彫造せしめ之を其の山の絶巔に安んず」と享保十二年(一七二七)に浄林寺に入った実山慧梁によって造営されたとされる。

この碑文は、曹洞宗の学僧として知られる面山瑞方によって撰述されている。面山は、肥後国の生まれで島原にある江東寺の本寺である禪定寺の住持を務めた後、若狭国へ移り、空印寺の住持となり、永福庵を開いた。

面山と島原との関係は、彼が十九歳の頃に遡る。面山の諸著作を弟子の衡田が

まとめた『永福開山面山和尚年譜』によれば、

元禄十四年辛巳

師十九歳。此の冬肥前の島原の江東寺、恵眼力生結冬に赴て、湛堂律師梵網古跡を講ずを聞く。因に湛堂に就て熟く梵網素本の始末を聞く。

とあり、元禄十四年(一七〇一)に学業を目的として江東寺を訪れている。面山は、元禄十一年(一六九八)に母が卒したことで出家したとされていることから、出家後三年後に訪れている。この来島については、恵眼の位牌にも、

五代慧眼實朗和尚享保七年

元禄十四年面山瑞方禪師法幢会ニ安居

十二月十九日遷寂

と確認できる。^{注2}次に来島したのは、面山が四十三歳の時で、『永福開山面山和尚年譜』には、

享保十年乙巳

師四十三歳。七月、嶋原に赴き江東寺を訪う。潮音軒恵梁長老に相伴して、

岩吼菴別宗長老を訪れ、留宿すること三日、大智和尚水月菴

の旧跡を探る。昔在の老猿二箇、樹枝を通いに下る。師これを悦ぶ。

とある。享保十年(一七二五)面山は、同郷の祇陀大智(一一九〇～一三六六)の足跡を辿る旅を都合三度行ったことが知られている。^{注3}

四十三歳で二回目の旧跡巡拝を行った面山は、大智が晩年に住した水月庵跡(いずれも南島原市加津佐町)を訪れている。岩吼庵は天草灘に突き出した岩戸山にある寺院であり、大智が住持を務めた寺院である。この時、同行したのが江東寺にいた慧梁であった。

慧梁は、面山が禪定寺に住していた享保四年(一七一九)に含蔵寺へ結夏の首座として招かれている。『永福開山面山和尚年譜』にも、

享保四年己亥

師三十七歳。正月南郷含藏寺に赴て、因に永祖眞蹟の坐禪儀の

跋一幅を得たり。今茲に結夏す。惠梁を請して板主に充つ。衆の

爲に六祖壇經を講ず。初て戒會を開く。滿戒普説有り。

とあり、島原來島以前から交友があつたことがうかがえる。

享保十二年（一七二七）に浄林寺に入った慧梁は、浄林寺及び墓所の整備を行い、その最終段階で行つたのが十六羅漢窟の造営であつたと考えられる。その目的は、碑文によれば「国家長隱」と「寺門増榮」とあり、領内の安寧と浄林寺の繁盛を願つたものであるとされている。以下に碑銘を示す。

嶋原浄林禪寺新彫石像阿羅漢碑并序

夫妙應無方不留朕迹者賢聖應化之利物而三世覺皇之本誓也是故有感必通如澄江之涵天無信則塞似頑石之承月經云信是道元功德母豈可不然哉肥前州嶋原城寶圓山浄林禪寺現任實山慧梁長老發願命工令彫造石像十六尊者而安之其山之絶巔是信崇末法護法之有據兼資助大檀先亡之冥福也且欲建碑銘其事胎之後世而馳書告余余不拒焉隨喜感歎恭爲銘云

大阿羅漢 六通三明 親承佛勅 恢導衆生 秘菩薩德 顯聲聞名 慈悲並廣
 福智而宏 禮者除障 如翳雲晴 供之得益 似其泉盈 眸中萬劫 掌上八紘
 他應權實 自在縱橫 今日忽現 圓山崢嶸 國家長隱 寺門増榮
 維時元文四年己未十一月初五日
 住若州建康山空印禪寺比丘瑞方面山謹撰

二. 十六羅漢像について

一般に十六羅漢とは、玄奘訳『大阿羅漢難提蜜多羅所説法住記』（大正藏巻49・2030）に説かれる阿羅漢十六人を指す。その造形は胡貌梵僧と呼ばれ、胡人や印度人の相貌を表現したものが多く、

その一方で『大阿羅漢難提蜜多羅所説法住記』には、羅漢の名称や住地、眷属の数、功德に関する記述が主であり、各羅漢の経歴や容姿について言及されていない。よつて、典型的な造形になりにくく、時代あるいは作者の信仰などによつて異なる傾向にある。^{注4}

『大阿羅漢難提蜜多羅所説法住記』に記される羅漢は以下の通りである。

- 第一 寶度盧跋羅惰尊者
- 第二 迦諾迦伐蹉尊者
- 第三 迦諾迦跋釐陁闍尊者
- 第四 蘇頻陀尊者
- 第五 諾距羅尊者
- 第六 跋陀羅尊者
- 第七 迦理迦尊者
- 第八 伐闍羅弗多羅尊者
- 第九 戌博迦尊者
- 第十 半託迦尊者
- 第十一 囉怛羅尊者
- 第十二 那迦犀那尊者
- 第十三 因揭陀尊者
- 第十四 伐那婆斯尊者
- 第十五 阿氏多尊者
- 第十六 注荼半託迦尊者

本光寺の十六羅漢像についても、これらの羅漢を表現していると考えられる。第4―3図10は、囉怛羅尊者を表現していると判断されるが、その他の羅漢像に

については、今後の調査検討が必要である。

面山は、享保二年（一七一七）『十六阿羅漢福田宜耕記』において住世利益の始末を略述し、宝暦四年（一七五四）には、『羅漢心験伝』二巻を著わし、羅漢に仮託して和漢の僧俗一三八人の伝記を記している。これら著作からも、面山が十六羅漢に関して造詣が深かったことがうかがえる。

十六羅漢像については、佐賀の石工の影響を受けた可能性が否定できない。佐賀県小城市牛津町砥川周辺は、近世を通じて肥前石工が拠った地域である。中でも頭領と考えられている平川与四右衛門の作品は、今でも町内に点在している。

平川が製作した石仏は佐賀県内にとどまらず、長崎市や熊本県内にも確認されており、北部九州において肥前石工が活躍していたことを示している。

本光寺にある石仏について検討する際、入江清氏が「淨林寺で丸山に十六羅漢を安置するため、佐賀で製作することを願い出た。しかし、島原で作ることはさしつかえないが、他所での製作はまかりならぬとの命をうけた。」^{注7}と述べている。

本光寺の石仏を実見してみると、表現技法や加工からみて肥前石工の影響下で製作された可能性は否定できない。十六羅漢の内九体が胡坐をとっており、七体は跪坐もしくは椅坐である。胡坐の石像については足が衣で覆われている。一方で、跪坐もしくは椅坐の石像は全て靴を履いている。

この表現方法について、竹下正博氏により、素足の表現は難しいものであり、靴を履くという表現は工房での製作を想像させるものであるとの指摘がある。^{注8}

また、「耳の表現が同巧であることから、同一石工か同一工房により制作された。」^{注7}とも考えられている。

小城市牛津町熊野権現社前に平川与四右衛門作の布袋像（写真4-4）が残されているが、本光寺のものと全体的な表現は類似している。ただ、衣の表現方法は本光寺の布袋像がやや粗く、裾も分厚く表現されていることから、衣の表現に

については定型化している傾向が認められる。

一方、頭部については顔の皺や眉などに細かい表現がみられ、顔は頭領など高い技術を有する職人による製作であるとも考えられる。

十六羅漢窟造営以前の元文二年（一七三七）銘を有する「無縁塔」は、下から亀甲型基部・円筒形台座（樽型卒石）・方形中台・蓮華座・尊像（観音菩薩）の構成からなる。

この構成は、小城市牛津町永福寺に残る地藏菩薩半跏坐像（写真4-2）と同じであり、この坐像は、円筒形台座に銘文があり平川与四右衛門の作であることが知られている。本光寺に残る無縁塔には石工名が刻まれていないものの、全体の構成や石仏の表現など肥前石工の影響を感じさせるものといえる。

これらの石仏については、隣接する深溝松平家の廟所との関係性も含めて今後も検討の余地が残るが、島原半島の仏教史上においては貴重な文化財であるといえよう。

注釈

- 1 この碑銘については、面山の弟子である衡田がまとめた『永福面山和尚廣録』巻十八の中にも面山の撰述として紹介されている。
- 2 上田進・編『清光山江東寺史』1992年
- 3 鈴木格禪「祇陀大智の伝について」（『印度學佛教學研究』四十三巻、二号、一九九五年）
- 4 大谷哲夫「概要「十六羅漢」とその様相について」（『苦小牧駒沢大学紀要』第十八号、2007年）
- 5 入江清『島原の歴史 藩政編』（島原市役所、1973年）
- 6 竹下正博「肥前石仏師平川与四右衛門」（『石工「平川与四右衛門」の軌跡—肥前小城郡砥川の名工が残した石仏をめぐって—」（牛津町文化財調査報告



写真4-2 永福寺（佐賀県小城市牛津町）
石像地藏菩薩半跏坐像

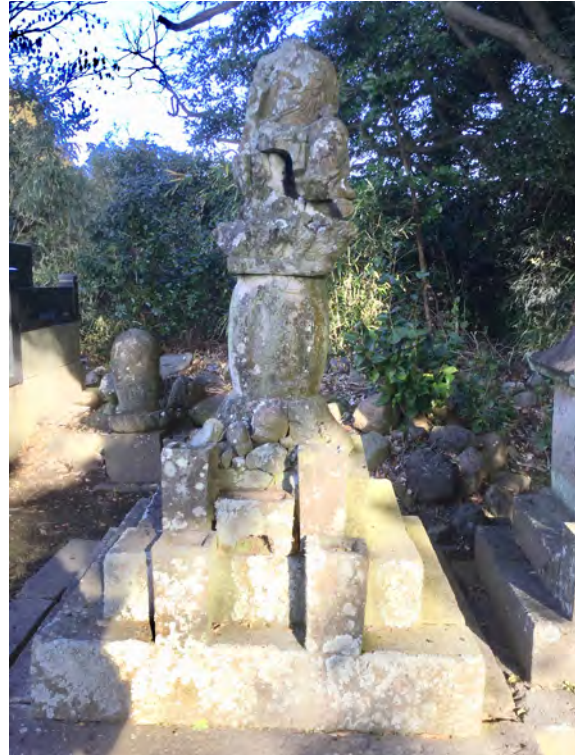


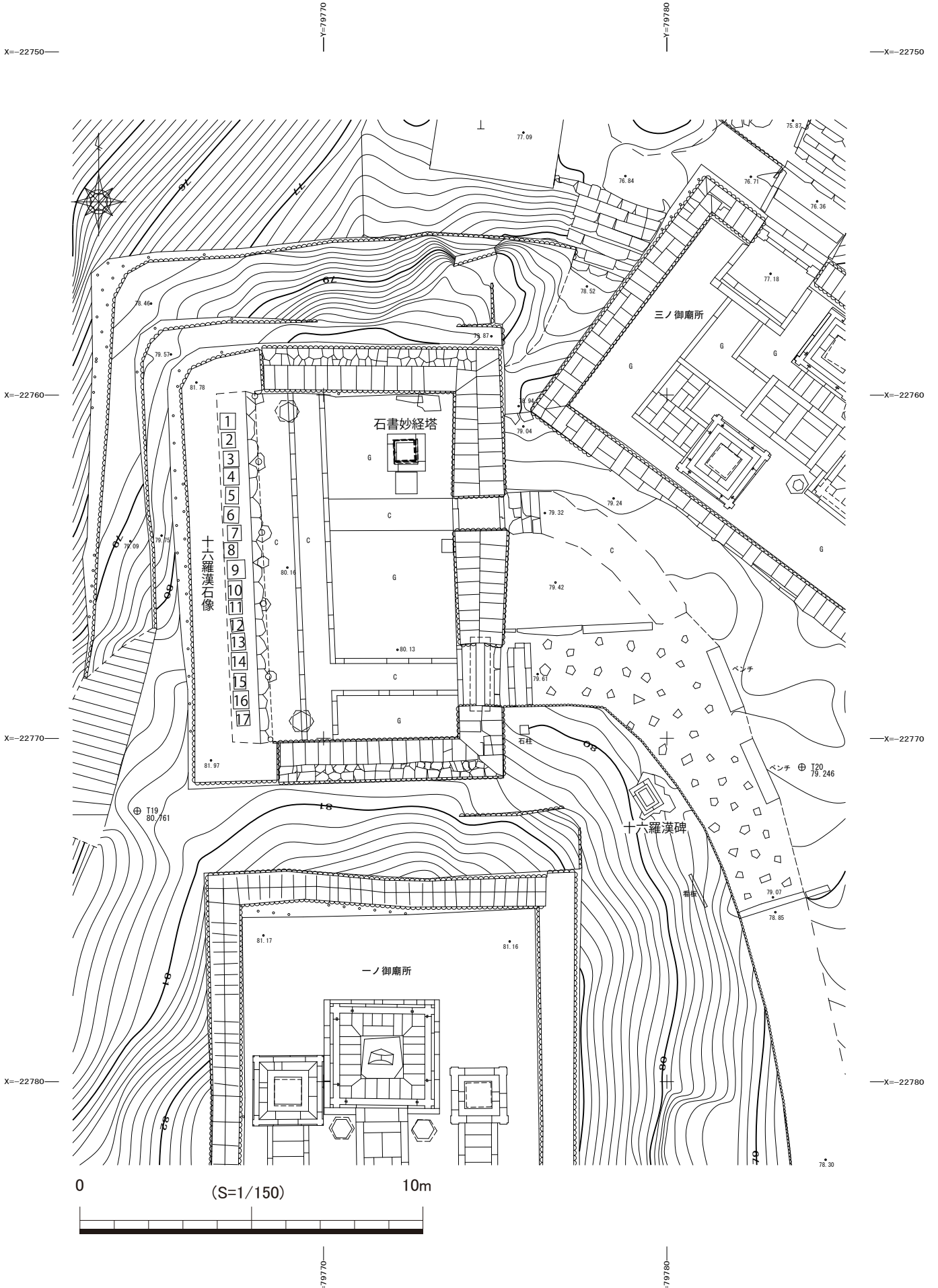
写真4-1 本光寺 無縁塔



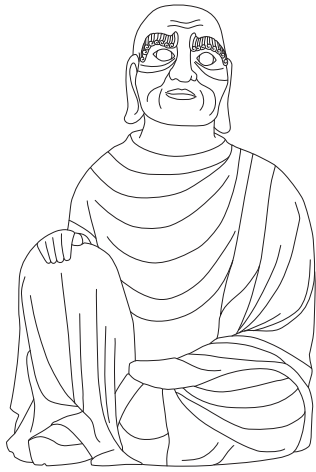
写真4-4 熊野権現（佐賀県小城市牛津町） 布袋像



写真4-3 本光寺 十六羅漢布袋像



第4-1図 十六羅漢窟平面図



3



2



1



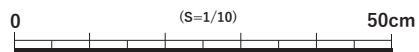
6



5



4



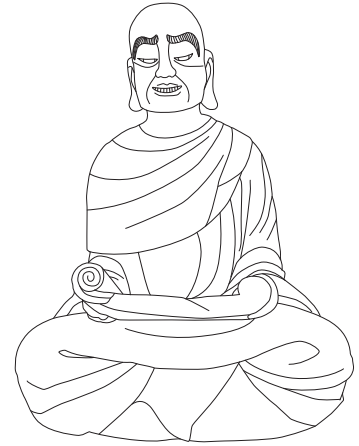
第4-2図 羅漢像①



9



8



7



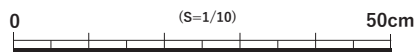
12



11



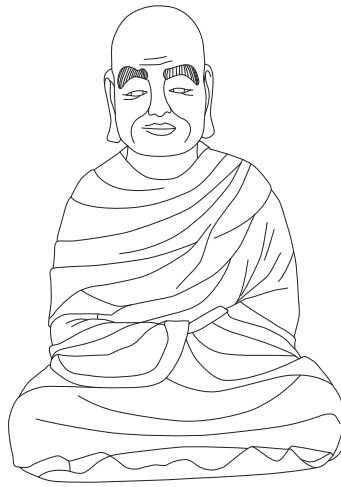
10



第4-3図 羅漢像②



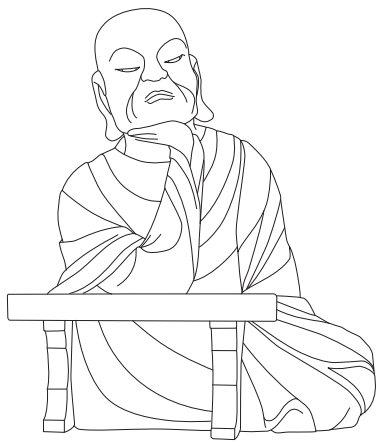
15



14



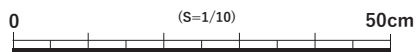
13



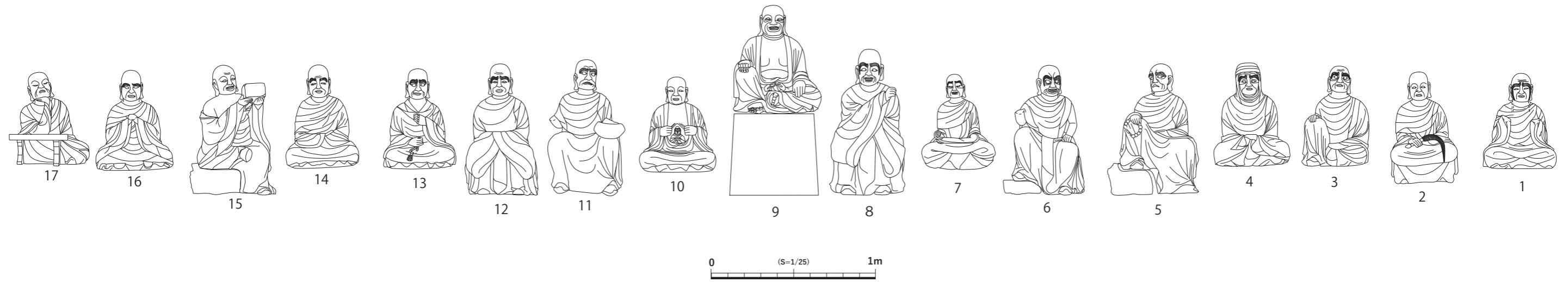
17



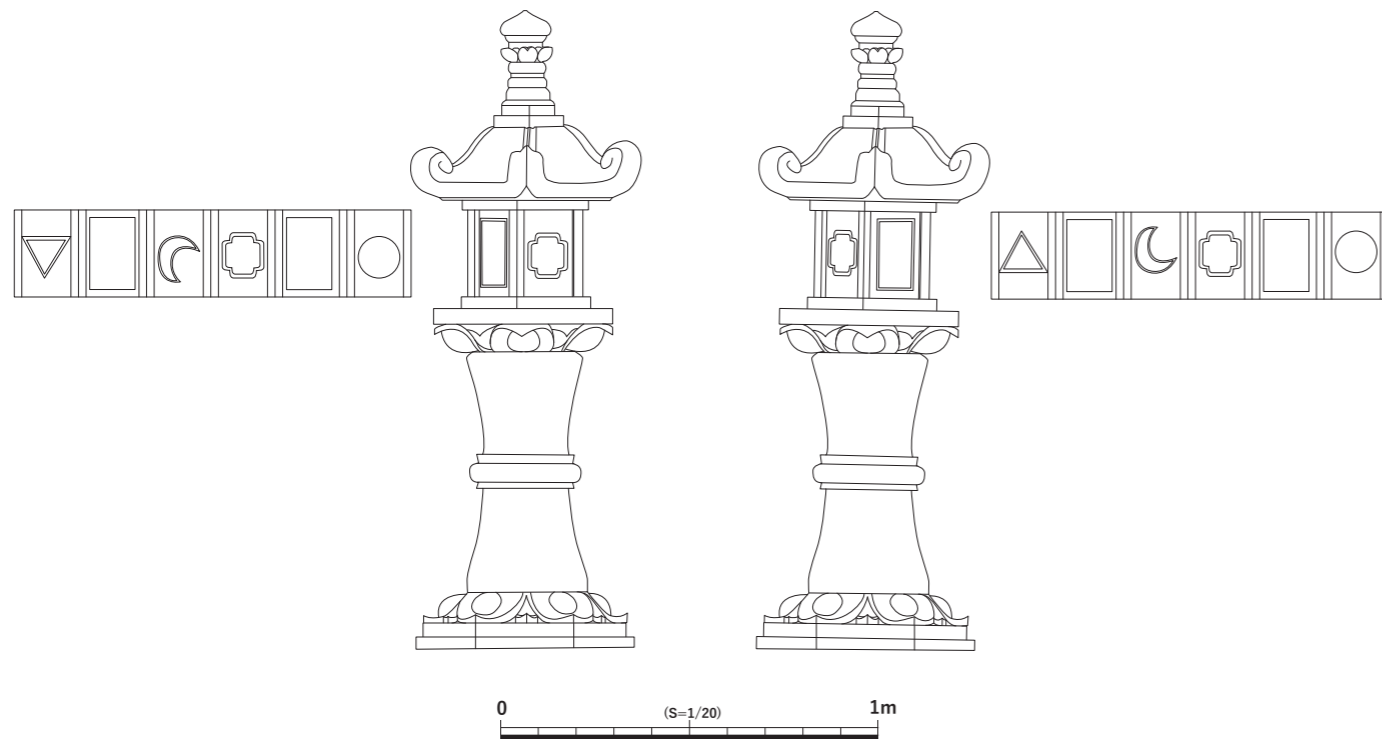
16



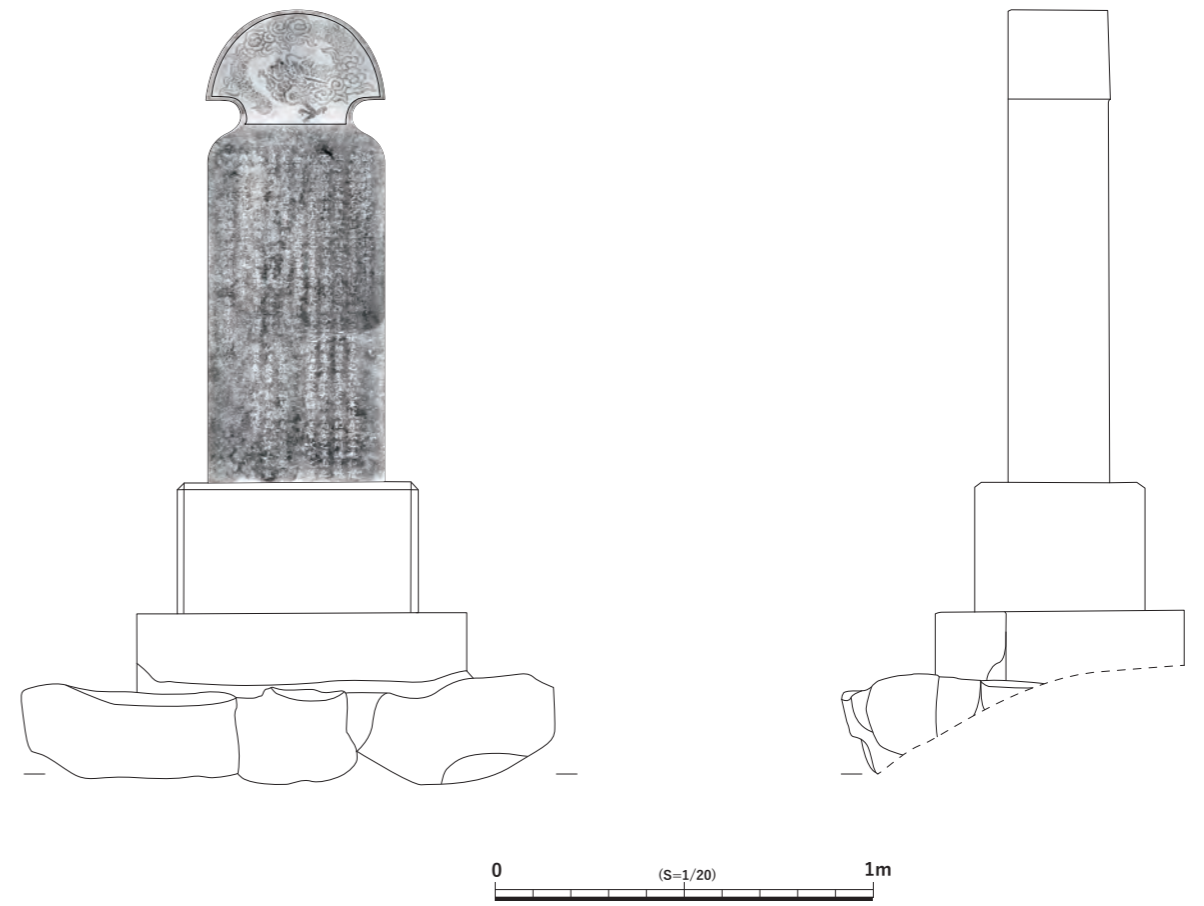
第4-4図 羅漢像③



第4-5図 羅漢像配置図



第4-7図 羅漢窟灯籠



第4-6図 羅漢碑

第二節 石書妙経塔について

十六羅漢窟北東にある七重の石塔は、慧梁が延享年間に行った法華経の一字一石経を埋納したものであると考えられる。

石書妙経塔は、残存高約3.9mを測る七層の塔で、相輪は九層までが現存している。塔全体の材質は十六羅漢碑と同様、安山岩質の石材を用いている。地盤沈下の影響か東北方向に対しやや傾斜しつつある。石塔正面にあたる南側の塔身には「大乘妙典壹千部壹字壹石塔」の石刻が確認できる。石塔下部には四面にわたり「石書妙経塔碑銘并序」なる碑文が刻まれている。碑面は碑陽碑陰で高さ33.8cm、幅56.5cm、碑側では幅53.5cmを測る。碑文の内容は、

石書妙経塔碑銘并序

夫一代時教以法華 爲至極故謂聞此經 一偈一句乃至一念
 隨喜者皆得無上菩 提之記實一大事因 緣之所以不輜也肥
 前國嶋原城淨林精 舍之老隱實山力生 徹見其至極覃思於
 讀誦也從寬保壬戌 孟春資始以至延享 甲子孟冬終一千部
 且從仲冬研精於書 寫也摺撫淨石每石 一字迄同乙丑仲春
 而畢用此偉績回向 廣與盡大地群生其 增輝於衣内之明珠
 凭軾於露地之白牛 者也因欲建石浮屠 勒銘伝之莫窮而馳
 書謀余余隨喜功德 之至謹爲銘以露丹 衷銘言
 一代時教幾千萬億 妙法蓮華經爲至極 老宿實山徹見功德
 琅琅清舌讀誦千百 更勤石書圓成願力 欲貽萬年碑銘茲勒
 廣大利勲虛空逼塞 車牛遊衢衣珠照國 是難思議卽不可得
 三世佛陀是爲法式

維時

延享第二乙丑七月佛歡喜日

若州松永溪開關永福練若

沙門瑞方面山謹題

當山七世天秀建焉

淨林寺の老隠となつていた實山慧梁は、寛保二年（一七四二年）の一月より法華経の千部読誦を開始し、延享元年（一七四四年）の十月に終わった。その後十一月には、一字一石経の書写に入り、延享二年（一七四五年）の二月に終わったという。

慧梁は延享三年（一七四六）七月十五日に示寂していることから、慧梁が最晩年に行った作善行を伝える遺構といえる。

この碑文も「嶋原淨林禪寺新彫石像阿羅漢碑并序」と同じく、面山瑞方によつて撰されたものである。石塔を建立したのは淨林寺七世天秀となっている。

文中には、法華経に説かれる法華経普門品に説かれる「衣裏繫珠喻」と「三車火宅喻」が組み込まれ、法華経の功德について述べられている。石書妙経塔は、碑銘中にもみられるように、法華経の一字一字を一つ一つの石に書写し、埋納した上に建てられるものであり、本光寺境内にも二基が現存している。

十六羅漢窟は中央に布袋、周囲に十六羅漢を祀っている。布袋には仏滅後五十六億七千万年に下生する弥勒菩薩の化身とする信仰がある。慧梁は窟内に大乘の妙典と呼ばれた法華経を埋納し、その上に石塔を建立している。

慧梁が住持を務めた時期（一七二八～一七四六）は、忠雄が晩年に重用した黒川政勝が、忠雄の跡を継いだ忠侃により肅清（一七三六年）されたり、忠侃が急死（一七三八年）したりするなど政情が不安定な時期にあたる。そのような中で慧梁は十六羅漢窟を造営し、現世における救いの場、弥勒下生を表す空間を創出したいという思惑があつたのではないだろうかと推察される。

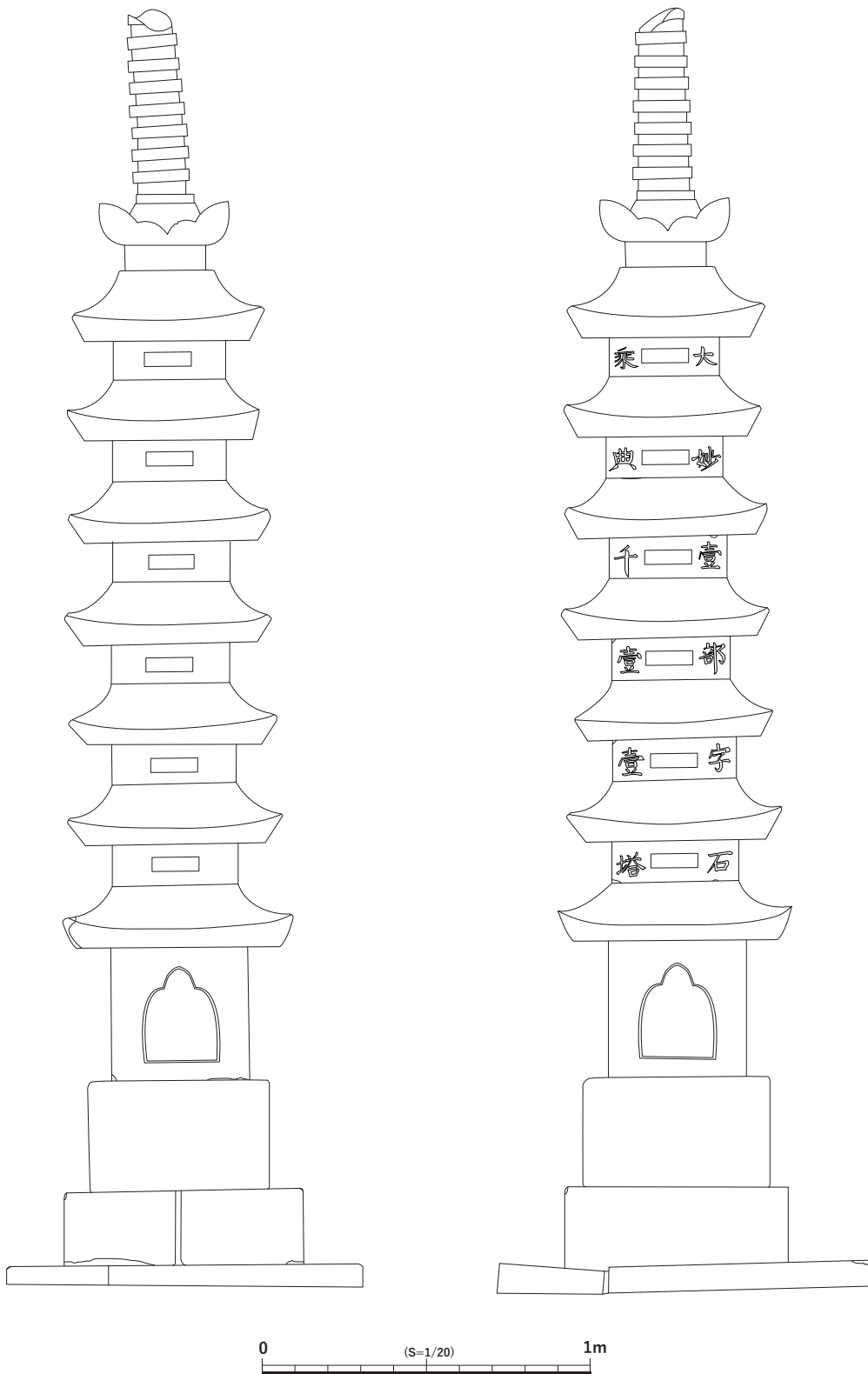
小結

十六羅漢窟は、享保十三年（一七二八）に浄林寺に入寺した実山慧梁によって造営されたものである。左右十六体の羅漢像と中央の布袋像の作者については、確証を得ないものの砥川の石工をはじめとした佐賀の石匠が関与した可能性は否定できない。

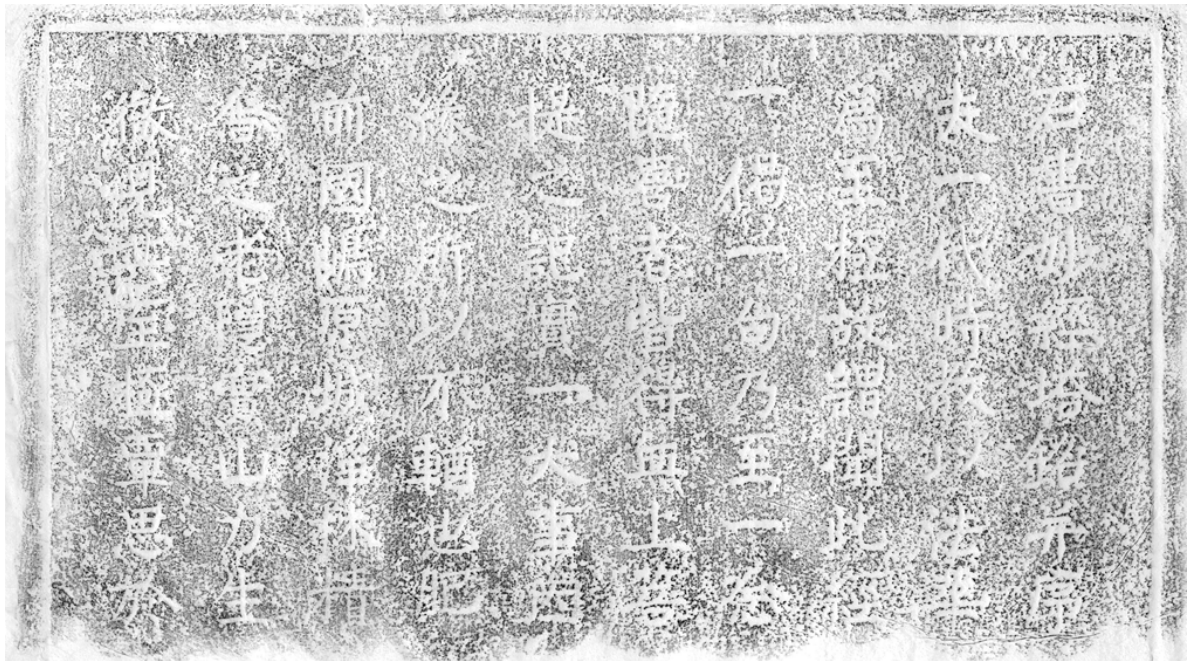
十六羅漢窟の造営について記された「嶋原浄林禪寺新彫石像阿羅漢碑并序」は、面山瑞方によって撰述されたものである。実山慧梁と面山瑞方は、これ以前にも、面山が大智禪師の旧跡を参拝する際に慧梁が同行するなど面識があり、碑銘の撰述を依頼したものと考えられる。また、晩年の慧梁が行った法華経の石書を称えた「石書用経塔碑銘并序」も面山瑞方の撰述であり、両者の交友関係がうかがえるものである。

十六羅漢窟が造営された場所は、福昌院墓の北に隣接する地であり、選地の意図や松平家墓所とどのように関係するのかという点については、今後もおお調査検討が必要である。

（吉岡）



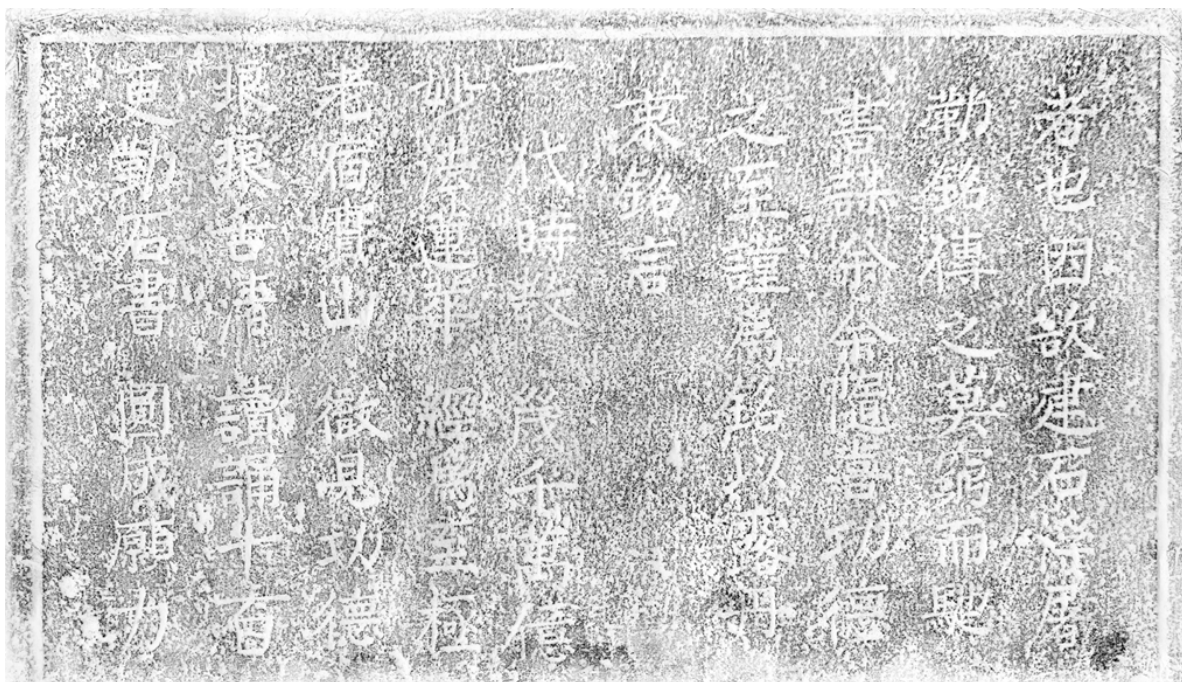
第4-8図 石書妙經塔



第4-9図 石書妙經塔拓本碑陽



第4-10図 石書妙經塔拓本碑側



第4-11 図 石書妙經塔拓本碑側



第4-12 図 石書妙經塔拓本碑側

第五章 総括

第一節 歴史の変遷

島原墓所に始めに埋葬されたのは、寛文十年（一六七〇）に埋葬された家臣松平定重室の清鏡院である。深溝松平家が寛文九年（一六六九）九月に入部しているため、入部直後のことであり、土地勘も十分でない封地で、いずこに埋葬するべきかが問題となったと考えられるが、「丸山」が埋葬地として選ばれた。

「丸山」の地は、「丸山墓引移加造立」（『島原藩日記』元禄三年十二月二十九日条）と記されており、島原墓所造営以前より墓地として認識されていたことがうかがわれる。

島原墓所が深溝松平家の墓所として大きく変化したのは、天和二年（一六八二）に松平忠房の実母である福昌院を埋葬した時である。福昌院の墓を護持するために元禄三年（一六九〇）には丸山の麓に浄林寺が建立され、以後、島原墓所の維持を担っていくこととなる。

島原墓所で最大区画を有する一ノ御廟は、第八大区寺院明細帳（巻頭図版7）から、福昌院の墓域とその他の区画は別区画であったと想定される。享保年間に松平忠雄の子女が福昌院墓の南側に埋葬されている。深溝松平家が宇都宮藩より島原藩へ再入部した後、松平忠雄の御部屋であった真正院（春）の墓を建立し、一ノ御廟が忠雄一家の墓域として成立をみることとなる。忠雄の本葬墓（埋め墓）は愛知県幸田町の深溝墓所にあり、島原墓所のもとは詣り墓である。同じく、御部屋である真正院墓も本葬墓は宇都宮の慈光寺にあり、島原墓所のもとは詣り墓と考えられる。一ノ御廟には天明期以降、藩主の子女が埋葬されるようになるが、入口から既存の墓へ至るルートを邪魔しないように配置された結果、規則性が見いだせない混沌とした配置となっている。

二ノ御廟は、宇都宮への転封直前の寛延二年（一七四九）七月に妙貞院が埋葬されたことで造営が始まった。妙貞院は、松平忠刻の側室であり、長年にわたり深溝松平家を支えた松平忠睦（龍潭院）の母である。島原再入部後、天明年間から寛政年間にかけて、妙貞院墓を取り囲むように忠睦の子女が埋葬されていくこととなる。

三ノ御廟は、松平忠房の次男である忠倫（実相院）が享保三年（一七一八）に埋葬されたことにはじまる。忠倫は、本来であれば忠房より家督を相続されるべき人であったが、父忠房との確執の末に廃嫡された人物である。三ノ御廟はそれ以降、忠倫の墓域として存在していたが、島原再入部後に松平忠恕の娘である五百（柳清院）が天明四年（一七八四）に、側室の八重（心珠院）が天明八年（一七八八）に埋葬された。

四ノ御廟は、島原墓所において古い段階の墓であり、寛文十年（一六七〇）に松平忠房の三男である国千代（真清院）が埋葬されている。正徳三年（一七二三）には松平忠雄の娘である自元院（素栄）が埋葬された。

第二節 島原墓所の変遷

島原墓所の変遷は、大きく3期に区分できる。1期においては、四ノ御廟にみられるように、一つの空間に一つの墓（自然石に近い墓碑）、灯籠一対が建立されるという特徴がみられる。一ノ御廟の福昌院墓や三ノ御廟の実相院墓も建立当初は同様の状況であったと考えられる。

2期は、一ノ御廟の主要な部分を占める忠雄関係者の墓所が成立した時期と考えられる。この時期に建立された墓は、南向きに建立されており、墓の規模も巨大化し、扉が付属した笠付角柱式の墓碑となる。この時期の一ノ御廟は忠雄関係者の墓域として認識されていたと考えられる。明治四年（一八七二）に埋葬され

た真鏡院（正子）の墓は、これら忠雄らの墓を模倣して建立されたと考えられる。妙貞院墓はこの時期に建立されるが、忠刻の室であるため、忠雄の系統と廟所を分けるために二ノ御廟が新たに造営されたと考えられる。

深溝松平家の島原再入部後、自然石の墓碑に銘が記されており、宇都宮で没した真正院墓はこの時に建てられた可能性もある。

3期になると、三ノ御廟に忠恕の子女、二ノ御廟は忠睦の子女の墓が建てられる。一ノ御廟は、それまで忠雄関係者の墓域であったが、系統に関わらず藩主の子女が埋葬されるようになっていく。

その後、明治四年（一八七二）に真鏡院墓が建てられ、廃藩置県による体制の変化に伴い深溝松平家が東京に移転した後は、島原墓所に新たな墓は造られなくなる。

第三節 十六羅漢窟の概要

元文四年（一七三九）に福昌院墓の北側に完成した十六羅漢窟は、布袋像を中心に左右に八体ずつ羅漢像が配されている。十六羅漢窟を造営したのは、実山慧梁である。慧梁は、享保十二年（一七二七）に藩主忠雄の命で浄林寺へ入寺した僧侶である。

慧梁が入寺する以前、浄林寺には住持が不在であったと考えられる。その結果「浄林寺に主僧無く、円山の塚墓は、掃除を廢す。」（『深溝世紀』巻十一、享保十二年十二月十八日条）状況に陥っていた。この間にも一ノ御廟には忠倫や忠雄の子女が埋葬されているが、墓所の管理は十分になされていないと考えられる。慧梁による整備は享保二十一年四月に完了したようであり、その後忠雄の墓が建立されている。

十六羅漢窟の造営理由は、面山瑞方が先述した「嶋原浄林禪寺新彫石像阿羅

漢碑并序」によれば、「国家長隱」と「寺門増栄」であるとされている。慧梁が住持を務めた期間は、藩主忠雄が晩年に寵愛した黒川正勝らが藩政を壟断し、忠雄の死後、跡を継いだ忠侃によって肅清されている。その忠侃もまた、元文三年（一七三八）に死去し、わずかに三年しか藩主を務めることができなかった。また忠房以後、忠雄・忠侃・忠刻と三代にわたって養子による家督相続がはかられており、島原藩としても安定を欠く時期であったといえる。

慧梁による十六羅漢窟の造営は、このような藩内の情勢とも無縁ではないと推測される。

第四節 島原墓所と深溝墓所

深溝松平家の墓所は、本貫地である愛知県幸田町の深溝墓所と封地である島原墓所の二カ所に存在する。深溝墓所は、深溝松平家五代の松平忠利によって歴代藩主の墓所として定められ、以後歴代藩主は死地に関わらず深溝墓所に埋葬されてきた。

この深溝松平家特有ともいえる葬送は、藩主以外の関係者の死に際してどのように対処するのかわかという問題を生むこととなる。結果的には、江戸で没した場合江戸の菩提寺である宝泉寺や玉窓寺へ埋葬し、島原で没した場合は浄林寺へ埋葬することとなった。

深溝墓所が歴代藩主の墓という象徴的な役割を担ったのに対して、島原墓所は藩主以外の関係者を埋葬するという現実的な役割を担ったということができ、双方を比較することで深溝松平家の葬送のあり方をうかがうことができる。

このように歴代藩主が深溝墓所へ埋葬される葬送形態は、藩士や領民が参拝できる藩主墓が国元になくという事態を招くことになる。そこで、松平忠雄の子女を埋葬した一ノ御廟に忠雄の詣り墓を建立し、藩士らが参拝できる藩主の御廟と

して整備したと想定される。島原再入部後は忠雄の側室である真正院の詣り墓が建立され、忠雄夫婦を中心とした廟所が成立することとなった。

なぜ詣り墓の建立が島原を初めて領した忠房ではなく、忠雄であったのかという点はさらなる検討が必要である。ただし、松平忠房が吉田神道を重視し、深溝墓所の墓碑が吉田神道に拠ったものであり、仏式の埋葬方法にそぐわなかったという事情も考えられる。加えて、松平忠雄は、領内に検地を実施して『島原大概様子書』としてまとめるなど、深溝松平家の藩政の礎を築いた人物である。また、忠雄の側室である真正院の存在も影響した可能性も否定できない。真正院は側室でありながら継子を産んだことで御部屋となっており、家中においても発言力を有していた人物と考えられる。真正院も忠雄墓が国元にならないことは悩ましい問題であったと想定され、忠雄墓建立に関与した可能性は否定できない。

深溝墓所を管理する深溝本光寺と同様に島原墓所を管理していた浄林寺も深溝松平家と離れても檀越関係を維持している。深溝松平家が宇都宮へ移っている宝暦十年（一七六〇）には浄林寺主が宇都宮の松平忠祇を訪ね、廟所の修復料を賜っている。また、明和四年（一七六七）には真正院が忠雄と子女らの菩提を弔うために宇都宮本光寺・深溝本光寺・浄林寺へ米五十石を納めている。このように島原墓所及び浄林寺は深溝松平家が島原藩を離れても一族の廟所及び菩提寺としての役割を担い続けていた様子がみとれる。

忠雄を中心とした一ノ御廟は、本論でも触れたように年始には参拝が行われ、参拝時には敷物を敷いて草履を脱いで参拝を行うことや、最初に瑞光院（忠雄）の墓に参拝し、福昌院墓、実相院（忠倫）墓に参拝するという順序まで決められていた。

このように島原藩における年始参拝の場という役割も有しており、家臣団の統制を図るためにも必要な空間であったと考えられる。

第五節 今後の展望

最後に今次調査によって明らかとなった今後の課題・展望を示しておきたい。島原墓所造営以前の土地利用のあり方については、中世の丸尾城跡と伝えられているが、地形図等から山城に関わる明確な遺構を確認することができなかった。一方で、深溝松平家とその家臣の墓所となる前から墓地として利用されていたことをうかがわせる史料は確認できた。今後も島原墓所以前の丸山の状況については調査が必要である。

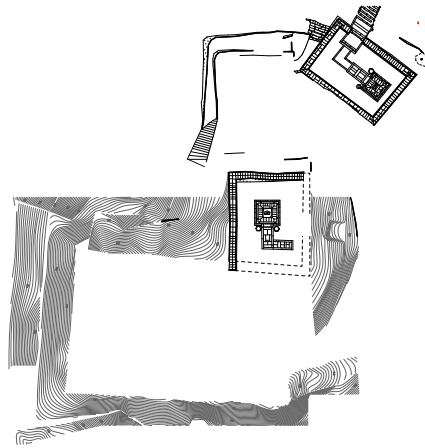
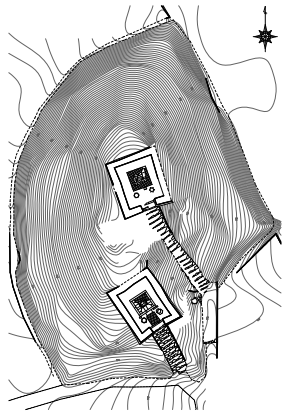
島原における深溝松平家の墓地は、日本光寺境内地にも深溝松平家一族（松平忠倫息、弥生丸）や家臣の墓が確認されている。また、一ノ御廟南側に確認されている家臣墓の他にも、東側斜面にも藩士の末裔とみられる家族墓もあるため、これらの墓石や墓地区画の検討も引き続き行う必要がある。併せて、島原半島内における近世墓石の傾向等についての調査も課題として残されている。

文献調査においても廟所の整備に関わる史料を十分に調査できなかった。加えて、詣り墓として建立された忠雄・真正院墓に何を埋納したのかという点についても追求することができなかったため、今後も調査が必要である。廟所の整備という点については、旧参道や廟所の拡張部分の発掘調査による裏付け調査の必要もあるかと考える。さらに、倒壊埋没した墓碑や墓地として整地された区画の調査によって墓所の全体像の把握も行わなければならない。

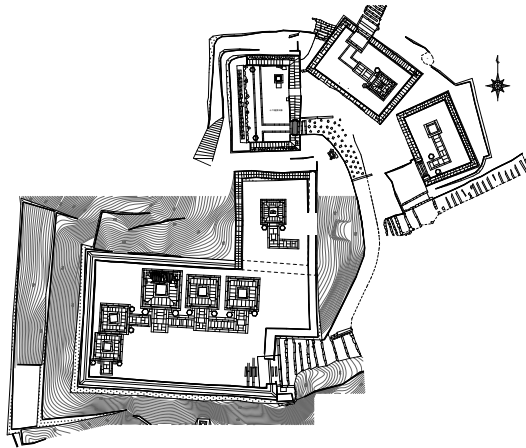
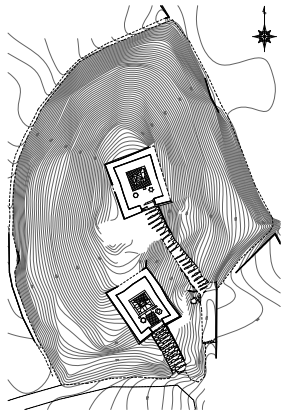
十六羅漢窟については、石像の作者に関する検討が十分に行えなかった。肥前砥川の石工集団の影響を感じさせる石像も確認されるが、確証を得ない。この点についても砥川の石工が製作した作例の調査・収集と島原半島内にある他の石像との比較検討が課題となる。

これら追加調査を踏まえて、改めて島原墓所の歴史的位置付けや価値が明らかになっていくという展望を抱いている。

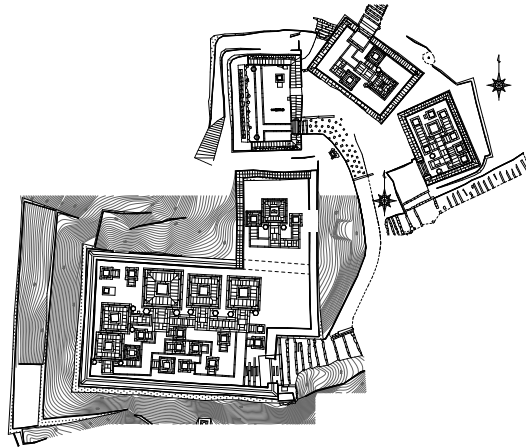
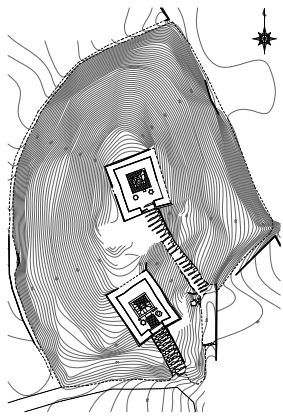
（宇土・吉岡）



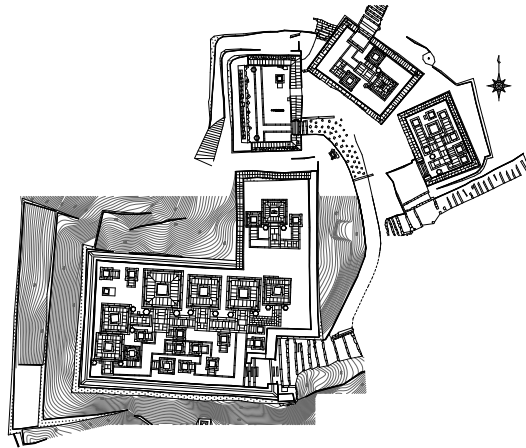
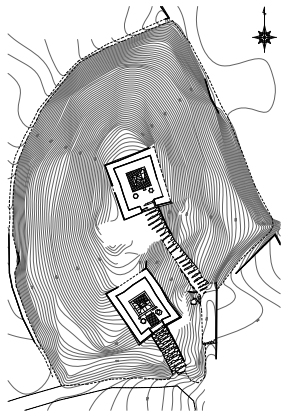
1期



2期



3期



明治以降

第5-1図 島原墓所変遷図

島原藩主松平家墓所関連年表

| | 西暦 | 和暦 | 藩主 | No. | 事象 | 続柄 |
|------|------------|-------------|----------------------|--|---------------------------|-----------------|
| 1期 | 1669 | 寛文9年9月17日 | 忠房 | | 忠房 島原入部(島原には18日に入る) | |
| | 1669 | 寛文9年10月19日 | | | 家臣墓域19 清鏡院寛性貞円大姉 | 奥平定重室 |
| | 1670 | 寛文10年9月28日 | | 35 | 真清院殿性相幻空童子 | 国千代・忠房三男 |
| | 1682 | 天和2年10月7日 | | 6 | 福昌院殿壽嶽寶圓大姉 | 忠房母・知多氏 |
| | 1690 | 元禄3年12月28日 | | | 丸山に寺院が落成し、浄林寺と号することが認められる | |
| | 1713 | 正徳3年10月12日 | | 36 | 自元院殿運亨素栄童女 | 忠雄女・母は真正院 |
| | 1714 | 正徳4年3月7日 | | | 慧航智禪 示寂 | |
| | 1718 | 享保3年8月20日 | | 34 | 實相院殿郭翁源心大居士 | 忠倫・利翁・忠房二男 |
| 2期 | 1721 | 享保6年10月18日 | 忠雄 | 2 | 善見院殿光涌源明童子之墓 | 又八郎・忠雄二男・母は真正院 |
| | 1723 | 享保8年11月2日 | | 23 | 覺樹院殿薰室精圓童女 | 貞・忠雄女・母は真正院 |
| | 1727 | 享保12年6月29日 | | 3 | 松平豊次郎源忠英墓 | 忠雄三男・母は真正院 |
| | | 享保12年12月18日 | | | 慧梁が浄林寺へ入寺(整備) | |
| | | 享保21年2月7日 | | 忠雄逝去 | | |
| | 1736 | 享保21年4月 | | 廟所の整備が終わり、参拝の許可が下りる | | |
| | | 元文元年9月4日 | 忠侯 | 1 | 従四位松平姓源朝臣忠雄墓 | 深溝松平家七代 |
| | 1737 | 元文2年6月24日 | | 無縁塔建立 | | |
| | 1739 | 元文4年12月15日 | | 十六羅漢窟落成 | | |
| | 1746 | 延享3年7月15日 | 忠刻 | | 実山慧梁 示寂 | |
| | 1749 | 寛延2年1月15日 | 忠祇 | 27 | 妙貞院殿清光玉圓大姉 | 忠睦母・忠刻室 |
| | | 寛延2年7月23日 | | | 忠祇 宇都宮移封 | |
| | 1760 | 宝暦10年4月17日 | | | 浄林寺主、宇都宮へ忠祇を訪ねる | |
| | 1762 | 宝暦12年9月30日 | | | 忠祇 隠退 | |
| | 1767 | 明和4年12月12日 | | 真正院、忠雄及び子女の供養として浄林寺へ寄進 | | |
| | 1773 | 安永2年9月12日 | | 真正院(忠雄側室・又八郎と豊次郎の母)逝去 | | |
| | | 安永4年4月9日 | | 忠恕 島原再入部 | | |
| | 1775 | 安永4年4月13日 | | 忠倫戒名(源無→源心)変更 | | |
| | | 安永4年7月20日 | | 自然石の墓碑に年号月日を刻む | | |
| | 1773 | 安永2年9月12日 | | 22 | 松平又八郎同豊次郎母墓 | 春(忠雄側室)・真正院・平井氏 |
| 3期 | 1782 | 天明2年8月21日 | 忠恕 | 30 | 清容院殿露光秋影童女 | 多代・忠睦女 |
| | | 天明4年1月25日 | | 32 | 柳清院殿微妙浄相童女 | 五百・忠恕女 |
| | 1784 | 天明4年4月14日 | | 28 | 露幻院殿景光童女 | 忠睦女 |
| | | 天明4年9月8日 | | 29 | 幻容院殿月心寂照童女 | 忠睦女 |
| | 1785 | 天明5年6月10日 | | 5 | 蓮浄院殿清顔源香禪童子 | 辰之丞→忠周・忠恕7男 |
| | 1786 | 天明6年7月27日 | | 8 | 流性院殿幻露童子 | 忠恕息・流産 |
| | 1788 | 天明8年3月7日 | | 18 | 芳春院殿錦繡玉線童女 | 驛・忠恕女 |
| | | 天明8年4月18日 | | 33 | 心珠院殿掌握貞璨大姉 | 八重・忠恕妾 |
| | 1790 | 寛政2年2月18日 | | 31 | 春興院殿桃源童女 | 捨・忠睦女 |
| | 1790 | 寛政2年9月21日 | | 24 | 壽亨院殿利載貞元大姉 | 糸・忠睦側室 |
| | | 寛政4年4月1日 | | 寛政地変 | | |
| | 1792 | 寛政4年4月27日 | | 忠恕逝去 | | |
| | | 寛政4年7月11日 | 26 | 正眼院殿廊天源照童子 | 貫一郎・雅楽丸・忠睦二男 | |
| | 1797 | 寛政9年8月5日 | 7 | 善苗院殿玉仙源英童子 | 千三郎・忠馮二男 | |
| | 1801 | 享和1年9月14日 | | 忠祇逝去 | | |
| | 1809 | 文化6年6月5日 | 9 | 種性院殿蓮邦源薫童子 | 栄蔵・忠馮九男 | |
| | 1812 | 文化9年5月21日 | 16 | 龍潭院殿禪底源徹大居士 | 忠睦・忠刻息・母は妙貞院 | |
| | 1815 | 文化12年7月11日 | 21 | 未明院殿夢幻童女 | 忠馮女 | |
| | 1823 | 文政6年12月14日 | 20 | 梁棟院殿一星源旺童子 | 知三郎→恭之助・忠侯息 | |
| | 1829 | 文政12年2月9日 | 25 | 龍巖院殿一雲源の居士 | 忠恒・忠睦長男 | |
| 1829 | 文政12年4月22日 | 13 | 芙蓉院殿瑞巖妙相童女 | 遊亀子・忠侯女 | | |
| 1831 | 天保2年2月14日 | 17 | 玉眼院殿瞻光源容童子 | 忠睦息 | | |
| 1833 | 天保4年11月14日 | 15 | 智玉院殿慧光不昧童女 | 千鶴・忠侯女 | | |
| 1837 | 天保8年7月24日 | 12 | 雲洞院殿儼巖源夢童子 | 小美鍵吉郎・忠侯五男 | | |
| 1838 | 天保9年11月22日 | 11 | 泰嶽院殿彩雲源鳳禪童子 | 繁丸・忠侯六男 | | |
| 1853 | 嘉永6年10月12日 | 19 | 臥龍院殿碧潭源公禪童子 | 猛丸・忠精長男 | | |
| 1854 | 嘉永7年1月14日 | 10 | 仙覺院殿自山妙性禪童女 | 忠精女 | | |
| 1857 | 安政4年9月8日 | 14 | 幽芳院殿清霜玉影禪童女 | 島子・忠精女 | | |
| 明治以降 | 1869 | 明治2年10月21日 | | 浄林寺廃寺となる。(小庵として寺号を引き継ぐ) | | |
| | 1870 | 明治3年1月15日 | | 浄林寺跡に本光寺が移転。本光寺跡に大学校開学。 | | |
| | | 明治4年4月12日 | 4 | 真鏡院殿普曜無染大姉 | 正子・忠精後妻 | |
| | | 明治4年4月21日 | | 真鏡院葬儀。葬儀後棺は三州へ登る | | |
| | 1871 | 明治4年7月14日 | | 廃藩置県 | | |
| | | 明治4年8月23日 | | 本光寺廃寺となる。 本光寺(元浄林寺)の歴代藩主の位牌が三ノ丸へ移される。 | | |
| | 明治4年8月26日 | | 松平家東京へ移転 | | | |
| 1872 | 明治5年2月25日 | | 井上馨から本光寺再建の聞き届けの旨の書簡 | | | |

附篇

被葬者関連史料

凡例

文字の不鮮明箇所で判読できない箇所は文字数に応じ、「□」、「□□」^(マ)と記す。
疑問・誤字については、「十年」と記す。「」内は、筆者注記を示す。虫損等による損傷の箇所は「」^(マ)と記す。

○35 真清院(国千代) 寛文十年(一六七〇) 九月二十八日没

『深溝世紀 第七卷 烈公 上』(肥前島原松平文庫所蔵・71-11-13)
〔寛文十年九月〕二十八日、公子国千代卒

『深溝世紀 第二十四卷 公子』(肥前島原松平文庫所蔵・71-11-15)
国千代(妾出、生歳享年不詳)、寛文十年九月二十八日夭、葬円山、仏諡真清院
性相幻空

『日記 元禄九年九月』(肥前島原松平文庫所蔵)

〔元禄九年九月二十七日〕

一 明日国千代様廿七回忌二付今晚より浄林寺二而御法事執行、三之丞并御用人共
参候

〔同二十八日〕

一 国千代様廿七回忌二付、多福軒方へ八木五俵被下置候付、昨晚より御経施行申
候、両日本光寺・三之丞・御用人・忠左衛門・瀬右衛門齊二而参候事

○6 福昌院 天和二年(一六八二) 十月五日没

『万覚書 天和二年戌十月朔より』(肥前島原松平文庫所蔵)

〔天和二年十月〕五日 己卯 晴

一 福昌院様御病氣御養生不被為叶、巳刻御遠行被遊候、殿様二毛御正氣有之内
から御見廻御面談被遊候

(中略)

六日 庚辰 未刻より少雨

一 福昌院様常之通之御膳出ル、巳刻 殿様二も御越被成御拜被遊事

(中略)

七日 辛巳 暁より晴天

(中略)

一 福昌院様御法事之義羽田三之丞二被 仰付候、市川文右衛門・籠谷源五兵衛御
法事之義被 仰付候故、八右衛門右之衆之三之丞被仰付候義申渡候事

一 右式人昨日より本光寺二相詰万事申付候

(中略)

十一日 乙酉 晴天

一 於本光寺寺内ニテ福昌院様御葬礼巳刻有之候、殿様御出御龕御供被遊候、練
ノ大紋烏帽子御太刀持素襖袴ニテ御脇指同前、御位牌持御名代智多弥惣左衛門、
天蓋智多貞左衛門、ぜんの綱ニ左板倉八右衛門・同主膳・奥平彦左衛門・奥平
九郎左衛門・片山与惣兵衛・今泉求馬・奥平造酒之助・杉新兵衛・瀧川作之進、
右松平勘解由・同庄三郎・羽田三之丞・千本弥五兵衛・鵜殿九郎右衛門・板倉
三右衛門・保母孫十郎・牧郷左衛門、何も熨斗目上袴着、御前御焼香相濟、何
も焼香拜仕候、智多弥惣左衛門・同貞左衛門練ノ素襖袴着

(中略)

一肥後熊本家老中より八右衛門・勘解由方迄御悔飛札參候

一鍋島和泉守様より 殿様へ御悔状御飛脚にて參候、家来衆より連状来ル、殿様御返事不被遊候、御断八右衛門・勘解由より別紙遣又

一右之飛脚二 備前守様御家来衆より悔之連状參候事

一於本光寺今夕より十三日朝迄御法事被 仰付候、殿様暮合ニ御參詣被遊候、年寄共御先へ伺詣候

十二日 丙戌 晴天、暮合より少雨、夜降

一殿様辰刻本光寺御參詣、午刻御參詣被遊候、年寄共御先へ伺公申候

一松平丹後守様より御使者齋弥右衛門と申仁參候、別当左左衛門方にて御馳走取次保母孫十郎、馳走人鶴殿七郎右衛門、大目付千本左次兵衛精進并当御台所へ申付候、坊主御茶酒申付候通、佐藤弥惣右衛門・市川与兵衛・浅岡次兵衛申遣候、右八福昌院様御悔之御使者二而候、片山与惣兵衛罷出挨拶仕候、暮合二出船申候

一鍋島若狭・同阿波・同主水・同弥平左衛門より御悔連状參候、御返事遣候

一殿様申ノ刻本光寺へ御參詣被遊候事

十三日 丁亥 卯刻雨、辰刻より晴天北風

一本光寺へ 殿様卯刻御參詣被遊候事

(中略)

十四日 戊子 晴

(中略)

一鍋島摂津守様御家来より御悔飛札来ル事、返事遣

一市川平兵衛於三之丸八右衛門を以免状持參、明日豊州へ可參之由被 仰出候、今度 福昌院様之義二付、高田籠舎一ノ畑村弥五兵衛出籠、長須妙満寺閉門御免被遊候由被仰出候

十五日 己丑 晴

(中略)

一豊州より飛脚到来申候、三七日福昌院様之儀申遣候飛脚戻候、福昌院様御近

去承知申候、役人中より伺御機嫌年寄共迄書状越候、庄や共も耆人惣名代二可參之由申出候へ共、時分柄之義無用之由申聞候段申越候、円福寺も御寄附之寺

之義ニ御座候付、伺公可申候由申候へ共、無用之由申候へハ、左候てあなたニて御経をもよミ可申候由申候、其段勝手次第と申聞候由立石之御家来より八右衛門・かけゆ方へ御悔状參候由二て差越候、市川平兵衛今昼出船申二付、書状

之相届申候斗返事遣、立石へ之返事は又遣候

(中略)

一諫早豊前より為御悔飛脚連状參候、返事遣又

(中略)

十六日 庚寅 晴

一福昌院様御遺物小屏風 殿様へ上ル、八右衛門披露、御前二モ上下被為召候、八右衛門麻上下着申候

一卷物 廿四孝 右京亮様へ 御遺物

一掛物 奥様へ 同断

□香箱

一守仏 昌桂様へ 同断

(中略)

一松平志摩守殿より御悔飛札參候、八右衛門・勘解由御断之状御家来衆へ遣申候

(中略)

一字佐両大宮司より為御悔飛脚差越候、返事認遣候、土方新蔵より書状相添候

(中略)

十七日 辛卯 朝より雨

(中略)

一十五日長崎川口殿御家来衆へ遣連状之返事源左衛門殿より被下候、文五郎嶋原や返事来ル

一右之便二川口殿より御状御音信あめ一器・ほつみ□一壺御忌中御見廻ニ参候

十八日 壬辰 夜中より晴、巳刻より曇

一御墓所へ卯半刻御参詣被遊候、八右衛門・与惣兵衛・三之丞・求馬御先へ伺公申候、求馬ハ御供ニて候

(中略)

二十二日 丙申 晴

一江戸へ御状箱被遣候、大坂・江戸役人へ連状共遣候、奥様・右京亮様・昌桂様へ福昌院様御遺物被進候、八右衛門書状相添今度差上候

(中略)

二十四日 戊戌 曇

(中略)
一今度御足輕共御墓所御葬礼之節働申候者共ニ於本光寺御齊被下候、月番衆へ申聞候、七十人余也、此外御本丸番御持筒御藏之者共五六十人有之也

(中略)

二十五日 己亥 曇

一本光寺ニ而今朝寺内出家衆斗ニ而御経有之候、殿様御墓所へ御参詣、夫より本光寺へ御参詣被遊、年寄共本光寺へ御先へ伺公申候

『万覚書 天和二年戌十一月』(肥前島原松平文庫所蔵)

三日 丙午 晴、朝曇北風

一今卯ノ下刻 殿様福昌院様御墓所へ御参、夫より本光寺へ御仏詣被遊、寺中坊中斗ニて御経有之、坊中へ御齊被下候事

(中略)

一奥様・右京亮様より福昌院様御病氣為御見舞御手飛脚御兩人様より壱人つゝ御

越被遊、今日戻し可申之由被仰付、御書箱出相渡し申候、奥様より之御飛脚八道中ニて殊之外草臥、其上足ヲ腫申候故、難参之由村井善太夫申出候、依之相残シ重而戻し申候様ニ申談候、右京様御飛脚九州路壱人ニて無心元存候故、此方御中間壱人小倉迄相添御書箱為持遣候、此方より指添申候飛脚ヲ豊州へよせ申候、豊州役人へ書状郡奉行衆と連判いたし遣候、且又江戸彦右衛門・伝左衛門・九左衛門・藤兵衛・造酒之丞方へ書状遣候事

(中略)

五日 戊申 晴、北風

一殿様今卯之下刻御廟所并本光寺へ御参詣之事
一福昌院様御立日ニ付、今朝於本光寺御齊被下候、人数板倉八右衛門・松平勘解由・板倉主膳・□□□□□□九郎左衛門・片山与惣兵衛・羽田三之丞・奥平彦左衛門・今泉求馬・千本弥五兵衛・佐野勝之進・煩酒井太郎右衛門・浅井十左衛門・鶴殿九郎右衛門・雨森仁兵衛・鶴殿平十郎・奥平小右衛門・市川文右衛門・長谷興右衛門・団竹右衛門・種村新五兵衛・安東半助・籠谷源五兵衛・千本佐二兵衛・岩永太左衛門・村井善太夫・田井二郎大夫・八尾玄周・吉田伯雲・成田寿閑・今西祐珀・向山洞準・川野流也・川崎正乙・神崎源五右衛門・伊藤永運・煩板倉三右衛門・保母孫十郎・煩大原三郎右衛門・杉新兵衛・奥平造酒助・知田〔智多〕弥惣左衛門・同与一左衛門・牧弥次左衛門・同郷左衛門・瀧川作之進・千本平兵衛・柴田十兵衛・杉江四郎兵衛・加藤才兵衛・杉江庄兵衛・大林権右衛門・松本九太夫・岩瀬惣左衛門・此外佐藤弥太夫「」此□人ハ頭中迄触遣候事

(中略)

八日 辛亥 朝晴、巳刻曇

□来九日より十日朝迄福昌院御法事有之、十右衛門・半助足輕式十人召連相話候様ニ被仰付、且又同廿二日より廿四日□□又御法事有之候、是も右兩人相話申

候、十右衛門□役引申候様二次郎太夫方へ手形遣候事

(中略)

九日 壬子 曇朝少雨、午ノ刻より清天、北風少有之

(中略)

一於本光寺二今晚より十日朝迄御法事有之 殿様今申ノ下刻御墓所御参り、夫より本光寺へ御仏詣被遊候、老共も伺公申候、御墓へハ不参候事、殿様酉ノ半刻過ニ御歸り被遊事

十日 癸丑 晴、北風

一殿様今卯之刻本光寺へ御仏詣被遊候、老共も参候、板倉八右衛門頭痛氣にて登城不申候事

一鍋島紀伊守様より御歩行使御状并鴨一籠二羽参候、殿様御精進之内□□□右之歩行使へ町仕出振舞申付候、市川治右衛門と申候、上下三人にて参候事

一本光寺罷出被申候ハ、三十五日之御法事首能相濟珍重御座候、扱又 殿様御精進之儀三十五日迄にて御落被遊候様二頼申候、世間共二御両親様にても三十五日ニ御落被遊候、ケ様之為二本光寺御立置候故、乍恐右之段申上度遣候由被申候、御耳□□□申候事

十一日 甲寅 晴、風無之

一今朝干看にて御料理指上御落被遊候、五十日御精進御落被成間敷と御意有之候為也、ふくしやうみん様御遺言故、板倉八右衛門切々御断申上、無理ニ右之御料理指申候、并八右衛門今朝登城申候事

十二日 乙卯 晴

(中略)

一今度 福昌院様就御仕合 殿様為窺御機嫌從 奥様江戸足輕服部九左衛門組弥五左衛門と申もの参候、御書八右衛門持参差上申候御飛脚出候砌へ参候而、明十□□便ニ右之御返事不被遣候、此段造酒之丞申遣候、九左衛門・藤兵衛方へ

も右御飛脚相届候段斗申遣事

一御悔御見廻ニ参候御方へ御礼ニ御書被遣候、明日御持筒式人平足輕式人申付候覚 細川越中守殿・同丹後守殿・長岡佐渡・有馬周防守殿・小川藤左衛門殿・同大吉殿・松浦老岐守殿・小笠原遠江守殿・松平志摩守殿・木下右衛門大夫殿・松平対馬守殿・稲葉右京亮殿・中川佐渡守殿・川口源左衛門殿・高木作右衛門・高島四郎兵衛・高木彦右衛門・同清右衛門・同彦八郎・五嶋佐渡守殿・右家老中、此方より書状遣候案紙有之故起し不申候、右之御書□籠谷源五兵衛相渡し申候事

一右之 奥様御飛脚江戸廿三日出大坂へ今月朔日着申候、源兵衛方より書状□□御悔ニ御状参候為御礼、松平丹後守様・同御家老中へ諫早豊前・神代左京様・村田隱岐様・鍋島大和様・鍋島和泉守様・鍋島紀伊守様・鍋島加賀守様・備前様之御家来・摂津守様御家来・紀伊守様之御家来・和泉守様御家来、右源五兵衛ニ相渡、嶋内又五郎御使ニ参候事

十三日 丙辰 曇、所々黒雲有、北風少

(中略)

一今度 ふくしやうみん様御仕合二付、方々より御悔之御状御使参候御返礼御状方々被遣候、御持筒御持弓之内式人にて、手足輕より二人且又松平丹後守様御一家へハ嶋内又五郎参候、長崎へハ御中間老人遣入、富岡小川藤左衛門殿□□□中間ニ為持遣候、御状被遣候御衆委細十二日之処ニ記申候故略候也

(中略)

十七日 庚申 曇 ふけん山雪□も少々雪相見へ申候、北風殊之外

寒シ事

一殿様今卯ノ刻御仏能遊、ふくしやうみん様御墓所へ被成御座、夫より本光寺へ御越御経相濟申候而御歸り被成候、八右衛門・主膳・彦左衛門・三之丞・求馬・与惣兵衛御供申候、求馬儀御墓所にて御供申候事

(中略)

一大村因幡守殿家来衆ふくしやうのみん様御悔申越候、八右衛門・かけゆより返札遣入

(中略)

十九日 壬戌 晴

一去七日豊州へ遣申候飛脚今日戻申候、右之首尾芝崎村円福寺御経一部福昌院様御為ニ執行被指上候事

一奥様より御悔ニ被遣候江戸足輕今日御戻被遊候、江戸へ之御書右之足輕二二つ御渡し、大御書箱ハ大坂まで持参、大坂より例之町便ニ遣入申筈二候、小サキ御書箱ハ江戸飛脚持参申様ニ被仰付候事

右之便ニ大坂へ被遣候御書、設楽肥後守殿・米津出羽守殿・岡部内膳正殿・松平伊賀守殿・満田宗利

(中略)

廿日 癸亥 晴

(中略)

一御忌中御機嫌御窺と□□蕎麦□とうふ御上ケ被成候、与惣兵衛披露申候事

廿一日 甲子 晴

一鍋島備前守様より御使者庄屋伊右衛門と申仁参候、取敢保母孫十郎、馳走人塚本十右衛門、大目付岩長太左衛門、町奉行衆鶴殿七郎右衛門被仰付候、御書一通参候御口上も有之候、是ハ御忌中御見舞之御使者也、御返札状彦左衛門被仰付持参申候、右之御使者へ手樽一つ蜜柑一籠被下、孫十郎持参相渡し申候、御料理并当御台□指遣候通ニ稲吉孫兵衛・一ノ瀬寛右衛門・近藤喜右衛門遣候事

廿二日 乙丑 晴

一今酉ノ前刻 殿様本光寺え御仏詣被遊候、ふくしやうのみん様御法事今晚より

廿四日朝迄有之事

附老共御先へ仏詣月番中老ハ不参□

(中略)

廿三日 丙寅 晴

(中略)

一去廿二日より於本光寺御法事有之、殿様今日三庵御仏詣被遊候事

(中略)

二十四日 丁卯 晴

一殿様今卯ノ刻御墓へ御参、夫より本光寺へ御仏詣被遊候、御法事前後首尾能御齊申候二付、老共并詰登城申候事

(中略)

廿五日 戊辰 晴

一殿様今日御さかやき被遊候、御風呂ニ御入被成候事

一御忌明申候二付、廿六日御日付にて江戸へ御書被遣候、小倉まで爰元より二日、小倉より大坂迄六日、大坂より江戸迄六日、以上十四日振申付候大坂着之日飛脚出□にて無之候ハ、八日ふり之内滞不申候ハ、大坂にて□□半日滞申候分ハ不苦候由申遣候、尤数日□□申候ハ、早々出可申候之由申遣候、明日之日付二□□今晚出船申候様二船方へ申遣候、此首尾大坂役人源兵衛・元右衛門へ連状遣入、江戸彦右衛門方へ一通、九左衛門・藤兵衛方へ一通、おく様へ披露状一通、いその方へ半之丞方へ披露状一通指□□事

一今度本光寺御法事二付苦勞仕候二付、三之丞ニ白御小袖一被下候、右同断文右衛門・源五兵衛御忌中□□御小袖一つつゝ被下候、多福軒ニ八木二十俵被下候、今度御法事万事情人相勤申候御ほう美也

廿六日 己巳 雨

一今朝御忌明御精進被為落御居間にて御料理被召上、八右衛門・勘解由御相伴仕

候事、次板倉主膳・松平庄三郎・羽田三之丞・奥平彦左衛門・今泉求馬・片山与惣兵衛儀御勝手にて御料理被下候事

(中略)

一今御膳過御忌明御精進御落被遊候御祝儀二御家中衆登城被申候、依之殿様御書院え御出、夫より中ノ間御通詰衆座敷へ御出、大納戸・座敷・御台所御覽御入被遊候

一奥様・右京亮様・御新造様より御精進落之御祝儀御肴進上被遊候事

一右之御祝儀二大老・中老より一同御肴指上ル、詰衆・中小姓通番・小納戸・大納戸よりも御肴上ル

(以下略)

『深溝世紀 卷八 烈公 中』(肥前島原松平文庫所蔵・711-114)

〔天和二年〕十月五日、福昌院の食を傷うや已に快復すと雖も憔悴殊に甚し。又疾遽かに興り大いに漸む。公急ぎ往きて之を省る。院猶お語を接けて言うも、頃刻にして卒す。公哀慟し明日哭に臨む。乃ち使を老中に遣わして老母の封内に卒するを告ぐ。

七日、仮に圓山に葬る。公練衣冠にて其の第に就き、膳を供え香を焚きて祖載す。公之に随う。智多氏の親戚は其の後に属う。諸士会葬す。卒長は七人、各々其の伍を率いて道路を護り、其の第より圓山に至る。既にして窆り、齋を本光寺に設けて羽田正信をして之を司しむ。

十日、本光寺に詣りてその木主を拝す。

十一日、葬礼を行う。公練大紋衣を着し烏帽を戴き棺に随いて(空棺を昇ぐなり)四門を巡る。近侍二人大小刀を執る。弥惣左衛門木主を奉じ、與一左衛門天蓋を挿す(近侍及び弥惣左衛門父子、皆素襖を着し長袴を穿つ)。板倉房勝・松平房次左右に分れ、諸老臣及び智多氏の親戚と共に縛を執る。礼畢りて公牌前に進み、

香を拵りて頂礼し木主を正堂に安んず。法会を修するに公の執喪すること最も謹厳なり。開蓮より大連忌に至るまで齋を設け、或いは宵朝・或いは二夜三日、読経する毎に輒ち詣拜す。又数々圓山の墓を展じて彷徨すること稍久しくして去り、常に一室に幽居して苑庭を伺わず(二十日を過ぎ始めて便殿に就く)。板倉房勝福昌院の記念の物を上る。公更めて麻衣裳を着し、神殿に坐して之を受く。十月二十五日、福昌院の遺命を以て齋を除かんこと請うも聴かず。

十一月十日、本光寺主請いて曰く、「世人父母の喪に居ること已に小練の忌を過ぐれば則ち解菜す。況んや公侯に於てをや。願わくは世俗に随いて宜しく齋食を除くべし」と。公答えず。明日、房勝乾魚の膳を羞む。公之を却けて曰く、「寡人齋を持して喪を終えんのみ」と。房勝遺命を以て之を強う。公強して之に従う。近邦の諸侯喪を聞き使をして之を弔わしむ。司賓を置きて接待す。親藩の使者と雖も之を見ず。或いは四方他事を以て書信を贈らば老臣をして謝せしめて曰く、「寡君老母の喪に居り。故に親答せず」と。

十一月二十六日、公喪を免じ、沐浴して魚膳に服し、大書院に出でて諸士を見る。

○36 自元院(素栄) 正徳三年(一七一三)十月二十日没

『本光寺之部 一』(肥前島原松平文庫所蔵・古005-3)

正徳三巳年十月廿二日

一自元院様御法事本光寺二而仕、御法事料百ヶ日迄之分老中了簡仕遣候様被仰付、銀十枚可然由御老中御了簡、且又御遺骸浄林寺二十廿日之夜御納被遊候、御布施銀三枚可然由御相談之上右両所へ忠左衛門持參相渡、御法事之儀御勝手次第御取行被来候様本光寺え申達

○34 実相院（忠倫、利翁） 享保三年（一七二八）八月二十日没

『日記 享保三年八月』（猛島神社所蔵・B7-3-8）

〔享保三年八月二十日〕

一利翁様去十七日より御気色御勝不被成候由、昨十九日昼宇野久四郎方より八右衛門方迄申来り、八尾春庵・丸山道全申付遣申候、

御茶差上候而も通り兼、段々被為重、今夜酉下刻御遠行被成候

一右御病氣二付而、羽田三之丞、星野藤右衛門今日両度迄柏原へ御見廻二参候

一今昼より柏原表口裏口え番足軽宇野久四郎え申談、此方より申付、御歩行横目をも折々為見廻候様申付候、

御遠行以後大切成御道具等御土蔵二宇野久四郎、星野藤右衛門立合相對越候事

〔享保三年八月二十一日〕

一利翁様御遠行二付而、御家中町在音曲停止五日と申付候、豊州御領音曲停止三日と申付候

一今日柏原御屋敷へ火之廻足軽申付候

一利翁様御遠行二付、御家中之面々為御悔もち肩衣有之登 城、御帳二為記申候、本光寺、多福軒も罷出候

一音曲停止二付而、鉄炮稽古之義、内村一左衛門申出候付而、武芸等は不苦候、尤普請等も不苦候由申談候

（中略）

〔享保三年八月二十三日〕

一利翁様御葬礼今晚酉刻於本光寺無滞相濟候申候、御寺へ参候面々羽田三之丞、稲吉清助、渡部孫兵衛、御歩行横目固足軽拾人、

外二小頭吉人并下横目御廟所え渡部孫兵衛参候、柏原御屋敷へ星野藤右衛門、御歩行横目、下横目、番足軽、火之廻り足軽罷在候

一利翁様御家来御出棺御供勝手次第参候様申付候、御屋敷へ残り候者尾崎半兵衛、伴惣右衛門罷在候、女中御寺へ不参候様申付候、

ふきん（付近）僧中不罷出候、右役人之外御家中之面々も不罷出候

『深溝世紀 卷十一 戴公 下』（肥前島原松平文庫所蔵・71-11-7）

〔享保三年〕九月九日島原より報ず、「前月二十日利翁薨す」と。初め利翁久しく疾み、十七日に至つて頗る劇しく、其の伝宇野久四郎（倫治）之を老臣に告ぐ。乃ち相い議りて医を遣わし（八尾春庵、丸山道全）劑薬を薦むるも応ぜず。十九日飲食咽を下らず。明日遂に薨す。公訃を聞くや城使を通わして老中に告げ、聞忌を以て喪に服し、一日にして免ず（兄弟の喪は忌すること二十日、遠方に在りて訃を聞くものは其の死する日より之を算えて余日を服し、聞忌と謂う）。後公書を老臣に下し、柏原の臣に告げしめて曰く、「汝曹久しく利翁に仕え其の疾を省護す。孤之を嘉す。今既に逝く。衆婦附する所無く意須らく官禄を失いて饑餓に至るを憂うべし。実に当に哀矜すべきなり。故に男女を論ぜず柏原に仕うる者は其の身分に随つて食俸を与う。心慮を勞すること毋れ」と。

『深溝世紀 卷二十四 公子』（肥前島原松平文庫所蔵・71-11-15）

忠倫、幼字藤松丸、改左門、明暦三年丁酉生（月日不詳、妾出）、寛文八年七月十三日烈公就封地、携而福知山、九年六月之江戸、延宝二年二月九日夜夢烈公所拳白斑鷹、来棲肩上、明日詢人、曰吉兆也、乃慶之、賜老臣近侍酒飯、七月立為世子、二十八日謁殿有將軍、献太刀馬銀時衣、八月始撰甲、十二月二十七日叙從五位下、任右京亮、三年八月十九日夜又夢富士嶽戴雪在庭上、此時日咎至已牌矣、亦以為吉也、遙献酒魚烈公慶之（此時烈公在封地）、七年六月二十二日從烈公就饗於本多下野守忠平邸、九年九月烈公頒廩米一万石為其供用、天和元年四月十五日娶本多能登守忠義女、三年烈公東觀、世子因老中請代父之島原、閏五月十五日

允之、將軍賜時衣(三領)代袍(一領)六月十九日發江戶、七月二十一日到島原、八月二十八日監視長崎(九月二日歸)、貞享元年烈公就封地、於是之江戶、六月十一日謁將軍告參府、二年六月又謁代烈公之島原、七月二十五日到為、八月二日監視長崎(五日歸)三年以宿病不瘳、奉烈公命退隱、改名利翁、築室于柏原(一作柏野)居為、稱柏樹軒、明年以免儲貳減從臣、更給米八百石、銀四十貫文、為養老之資、元祿三年五月七日離婚夫人本多氏、五年四月八日男生、名弥生丸、七年四月二十三日弥生丸卒、十一年十一月二十一日戴公增加供米二百石、十三年十月烈公薨、于深溝本光寺、遣宇野友右衛門(重治)代拜、宝永元年七月三日登月城見戴公、以久不面語也、正德二年四月先是久疾、禱太宰府天滿宮而瘳、十三日遣宇野久四郎(倫治)賽拜、文昭將軍殂也、十一月八日戴公修仏齋於本光寺、詣拜、五年九月祥雲院逝(戴公生父)說法会、以為旧識也、詣本光寺拜其牌、奠香銀、享保三年八月二十日薨、享年六十二、諸士登月城弔之、停封内音曲(五日)、二十三日行葬礼於本光寺、柏原臣皆從為、禁後宮婦女、及諷(フ)經(ギン)僧(非本寺而會葬者)諸士會葬、老臣羽田正奉(三之丞)卒長稻吉清助監察渡辺孫兵衛、卒属吏部卒護衛、既而瘞淨林寺先塋之域、仏諡実相院寂叟源無、其後改源心、又其後史奉諡日穆世子、利翁退隱初年、數登月城見戴公、後以疾而止、戴公又不適柏原、除宝永元年七月往見之外、絶其往来二十余年、然歲首五節、及每月慶日(朔望二十八日)必相共遣使者、贈物賀之、

○2 善見院(又八郎) 享保六年(一七二二) 十月十八日没

『日記 享保六年十月』(肥前島原松平文庫所藏)

〔享保六年十月十八日〕

一若殿様御病氣ハ養生不被為叶、今朝丑刻御遠行被遊候事、右二付惣家中之面々辰刻麻上下二而「帳二付差戻ス、」音曲停止申付候、日數之義は「

普請・諸口共右同断

(破損大、中略)

一夜三日之御「」〔法事〕：

(破損大、中略)

「」出棺戌之刻御庭北御門より東「」御出、北方二ノ門より釣鐘丁、横町「」通り、夫より桜門通り、淨林寺丸山へ御納り被遊、行列之次第別紙有

『忠雄公瑞光院様御代享保六丑年より同七寅歲迄』(日記拔書)(猛島神社所藏)

B166-5)

〔享保六年十月〕

十八日

一又八郎様先頃より御不快之御養生不被為叶、夜前丑刻御遠行被遊候付、今朝御家中切府迄麻上下着罷出、御帳付

一御尊骸御山二御納被遊候付、詰分之面々御先達而御山二相詰、当番之面々ハ三之丸え相殘

一今夕戌刻三之丸御出棺、御道筋東之御門より北之二ノ門、桜門通御出被遊

一又八郎様御遠行二付、両船津出入三日猶留被仰付候由、二日分御扶持方老人二付一日粟三合宛被下

一惣船津人高八百八人

此粟四石八斗四升八合 石百貳拾七匁五分

此代銀口宝六百拾八匁分式厘

右之銀子町口錢より相渡候様、彦右衛門殿御申渡候付、町奉行衆へ相渡

廿三日

一今已刻本光寺於寺内御からたひ〔空茶毘〕有之二付、御老中初御家中并御目見

仕候者共迄御葬礼場え

罷出候、老中御家中并御目見仕候者共迄御葬礼場え罷出候、老中御家中之面々

ハ熨斗目・麻上下着、

御葬礼午前刻相濟

一諸番所辰之刻より麻上下着、尤月番御老中初、元々大横目其外役人当番之面々

御城相殘

廿四日

一從今日於本光寺二夜三日之御法事初

廿六日

一御法事今辰刻相濟御老中詰分番頭いし〔医師〕御齋被下

十一月

八日

一源明様二夜三日之御法事一昨六日晚より今朝迄二相濟、尤御三七日・三十五日・

四十九日・百ヶ日迄之御法事御取越右二而相濟納経致候、諸出家えも御齋并御

布施被下、委細ハ御法事帳二有之

一善見院様御草履取・田島新左衛門組小頭七兵衛伴万之助、水奉行・長四郎伴久

米助、右兩人表方え被召仕様も無之候、被下置候御扶持雑用御仕着等其俣被下

置候間、毎日御廟所え両度宛参候而御掃除可仕候、自分之働を以経文抔覚候得

は、猶以之儀二候段八右衛門殿被仰付、則右兩親え申聞候処、難有奉存候由申

上

(中略)

十四日

一水奉行長四郎伴久米助、依願親長四郎願出候、此 善見院様御墓掃除被仰付候、

俗二而御墓掃除仕候儀如何候、髪をも剃、御墓掃除仕度段其身之発氣二而親長

四郎えひたすら願候付、親・長四郎、新左衛門、善六、藤右衛門迄願出候、依

之右之訳御老中迄申達候処、八右衛門殿被仰渡候、願之通可申付旨申上候間、

本光寺え頼、弟子二致候様二と被仰付、則本光寺え頼、弟子仕候

一田島新左衛門組七兵衛伴万之助儀、右久米助出家之願承、私儀も髪を剃、御墓

掃除等仕度被願出申候由、親七兵衛申出候、依之八右衛門殿え願之趣申上候処、

尤之事情、願之通可申付由被仰渡、則本光寺相頼、弟子二致候、尤新左衛門、

喜六、藤右衛門方より頼遣

『深溝世紀 卷二十四 公子』(肥前島原松平文庫所蔵・71-11-15)

又八郎、享保三年戊戌十二月十九日生島原、六年辛丑十月十八日卒、葬浄林寺、

仏諡善泉院光涌源明、

○23 覺樹院(貞) 享保八年(一七三三)十一月二日

『日記 享保八年十一月』(猛島神社所蔵・B10-4-5)

〔享保八年十一月一日〕

一御姫様御煩二付、御番頭詰分医師迄則座二罷出奉窺御機嫌候事

〔享保八年十一月一日〕

一御姫様御病氣二付、三日御寄合御用相延申候事

一御姫様御病氣御養生不被為叶辰半刻御遠行被遊候事、依之月番より番頭御詰分

中小姓衆二申渡候事

一御悔之帳記候様二大横目方へ申渡候、尤□□切上下ニテ罷出候事并物書八元々

へ申付候事

一老共肩衣ニテ小納戸衆迄御悔奉伺御機嫌候事

一御城下町在音曲停止三日、尤近在迄之物候ハ八渡世二いたし候は不苦候事、町

商売船津猶留二可及候

一御普請三日相止候事

一今晚七ツ時過ニ御馬廻り其外席々より窺御機嫌ニ罷出候付御帳記申様ニ大横目方へ申付候事

(中略)

一近在之番人庄屋計伺御機嫌罷越候事

一今朝御番頭詰分窺御機嫌則座ニ罷出候事

一御城内へ魚高持入候義不相構候事

一御廟所丸山御棺納り候所堅・柴田源之丞、板倉清兵衛出候、両組より固足輕十五人 本光寺堅メ・大草甚五左衛門、笹田安右衛門出候、両組より足輕式十人申付候

一今晚御出棺不泊番ノ面々平服ニテ相詰候様ニ申候事

一老共御棺御供ニ不及、先達而本光寺ニ数度参候事、尤老共計熨斗目也、其外ハふくさ麻上下也、惣役人月番等ニハ不申候事

一御葬礼之節押足輕兩人申付候事

一本光寺和光院も窺御機嫌ニ罷出ニ申候事

一神崎武右衛門本光寺ニ飾方埒明不申候付、申付□礼ニ□左衛門申出ニテ其段申付候、尤□□壺人ニテ不手廻し有之由申出候付申付候

一御棺持足輕十人、花籠御燈籠御幢持足輕十人

一飯門持三ノ丸内より桜御門迄足輕式人

一御天蓋持歩士式人

一御廟番足輕代り共二四人

一今晚二門御手廻ニ罷出、以御用人窺 御機嫌申候事、其外面々窺御機嫌御帳ニ付候事

一今晚子ノ前刻 御出棺有之、於本光寺御葬礼、御尊骸丸山へ被為 納候事
一夜二入元メより申越候、今晚御夜詰引ケ申候而も 御出棺迄八元メ所役人彼是

御用有之候付、差置申候断申来り、大横目方へも申遣候事

一左衛門方より申越候、 御出棺之節当番候御徒士寄桜御門ニ罷出候、御歩行横目上下着可申掛と申来り、当番上下ニ不及御門ニ出そる往、御徒横目ハ上下着可然候と申遣候事

(享保八年十一月三日)

一今晚より明朝迄於本光寺御取置候御法事被 仰付候事

一覺樹院様御遠行之義江戸へ左之通申遣候惣日指十四五日振、大坂よりぬけ飛脚ニ遣候事

一筆合啓達候然ハ お貞様御義十月廿八日夜より御熱被成御座候処、翌廿九日より痢病ニ被為 成、段々被為重、御養生不被為叶、昨二日辰刻過被遊御遠行候、御急症御養生之間も無御座無是非御義奉尽言語候

一お貞様当年御七歳ニテ 御女子様御事ニ候へハ御助ニ及□□と被 思召候、併御在所ニ被成御座候も御助有之事ニ候哉、御□被承合御助可被申上候、山城守様御儀ハ拙者共より可申遣旨被 仰出候

一江戸御姫様 おゆふ様江戸見坂へも被申上候様ニと奉存候、恐々謹言

十一月三日 老共

片山与惣兵衛殿

御留守居衆

一覺樹院様宵旦御法事於本光寺被 仰付候、總奉行河野久左衛門相勤申候、依之御香奠指上候覚

一金子百足 板倉八右衛門

一同百足 松平勘解由

一同百足 渋川主膳

一金百足 板倉民部

酒井彦左衛門

浅野勘兵衛

羽田三之丞

奥平彦左衛門

一金百疋 詰分医師

一金百疋 番頭

物頭

柄奉行

御馬廻

一銀貳両 御近習組

一同断 二ノ丸上番

仲ノ間席

右明細四日ニ差上ケ申候

『忠雄公瑞光院様御代享保八卯年より同九辰・十巳年迄』(日記抜書)(猛島神社所蔵・B166―5)

〔享保八年十一月〕

二日

一御姫様去月廿八日より御不快之處、御養生御叶不被遊、今辰之刻過御遠行被遊候、覚樹院様

一音曲御停止、御城下并近在計三日、遠在ハ御構無之候、商売物計□等不苦候

一御普請方三日御役引ケ候

一御棺御山え御納被遊候、本光寺ニ而御葬礼有之候ニ付、御家中切府迄麻上下着、本光寺え相詰候

一亥下刻御出棺、東之御門より北之ニ門桜御門通御出被遊候

六日

一覚樹院様御法事、今晚より二夜三日本光寺ニ而有之

『深溝世紀 卷十一 戴公 下』(肥前島原松平文庫所蔵・71―11―7)

〔享保八年〕十一月二日、女公子(貞子)卒す。即夜(子牌前)葬礼を本光寺に行い、円山に瘞す。仏諡は覚樹院。

六日、再昨夜より覚樹院の仏齋を設く(初願忌より卒哭忌に至る)。

○3 指月院(忠英、豊次郎) 享保十二年(一七二七)六月二十九日没

『日記』享保十二年六月(肥前島原松平文庫所蔵)

廿九日晴

一豊次郎様御病氣養生不相叶卯半刻比御逝去被遊候

『日記』享保十二年七月(肥前島原松平文庫所蔵)

〔享保十二年七月朔日〕

一今昼前江戸へ飛脚被出申候、老共より豊次郎様御遠行之段酒井彦右衛門方迄申遣候、江戸□坂□□下三田へも御知らせ候様ニ申遣候、尤御存知方へハ御留守候様御知らせ候様申遣候、江戸迄惣日指十三四□□り申付遣候、則元々方へ其段申渡候

一大坂奥平恒右衛門方へも右御逝去之段申遣候、一七日之間慎候打去候様申遣候
一長崎竹内長右衛門方へも大坂へ申遣候通飛脚を以申遣候

(中略)

一河野久左衛門黒川郷兵衛 仰出候音曲停止 御城内七日 御城外三日、普請ハ不苦候、見世棚へ往商売朔日より相止候、今日より指免候様被 仰出候、其段町奉行郡奉行大横目申渡候

(中略)

一 豊次郎様御逝去之儀、竹田長左衛門方へ申遣候、御屋敷内一七日穩便二仕被
候様二申遣候

〔享保十二年七月二日〕

一 今夜子ノ半刻 豊次郎様御尊骸丸山へ被為納候、東二之門先路次口より御出棺、
釣鐘町、横丁通御通、夫より桜御門より丸山へ被為納候

一 御出棺前年寄共麻上下二にて御許申上候、老共 御棺御供仕、月番ハ「」儀

ハ奥平彦右衛門横町二罷出候、町奉行郡奉行月番ハ右之所二罷在候、元メ上横
目当番ハ三之丸二罷在候其外歩行士役人等ハ奥山六兵衛屋敷前二罷出候

一 御家中中小姓非番ハ浄林寺下二参罷在候

一 御葬礼并御法事役人羽田三之丞河野久左衛門黒川郷兵衛田嶋新左衛門板倉清兵
衛、物頭柴田源之丞石河市郎左衛門笹田安右衛門大関十太夫被仰付候 御出棺

御供之行列等之儀三之丞申付候

一 浄林寺丸山御廟所固メも右物頭衆四人御先手式拾人小頭四人召連申候

一 御出棺迄晩方より席々麻上下二而相詰候

一 火之廻り御城内御歩行士一人水主四人鉄砲町火之廻り歩行士三人水主拾人月番
より申付候

〔中略〕

一 両足輕式人も今晚より御廟所差□候様二羽田三之丞より申付候、其外御先手入
用之役共三之丞申付候

〔享保十二年七月五日〕

一 今日辰半刻より御茶毘有之事

一 右二付御法事懸御役人羽田三之丞初河野久左衛門黒川郷兵衛元メ大横目物頭
面々相詰

一 老共本光寺え□□事

一 右二付御城内御歩行士式人水主四人鉄砲町御歩行士式人水主拾人火ノ廻り申付

候

一 渋川主膳今朝本光寺へ罷出候得共気悪敷出仕断

〔享保十二年七月六日〕

一 今晚御法事八ツ半比初候

一 御名代松平七郎太夫相勤候

『忠雄公瑞光院様御代享保十一年十二月十三申十四酉年迄』(日記抜書) (猛島神

社所蔵・B166-7)

〔享保十二年六月〕

廿九日

一 豊次郎様今卯刻過御遠行被遊 御法名 指月院様

〔享保十二年七月〕

朔日

一 音曲御停止御城内は七日、御城外ハ三日、普請等御構無之候、乍然御城外三日
二候得共、御扶持方頂戴仕候者ハ其心得可有之事之由、勘兵衛殿被仰聞、其段
何もへ申渡

二日

一 豊次郎様御尊骸御山え被為納候付、今夜子半刻御庭東之方多門脇路次口より御
出、棺奥山六兵衛屋敷前通より桜御門え御出、晴雲寺脇之道より御山え被為納
候、右二付詰分御家中中小姓席迄御先達而御山え参居候御近習廻之面々御棺御
供二而参候、元メ方支配之諸役人并諸職人共迄麻上下着、奥山六兵衛屋敷前二
罷在候

四日

一 島原屋市三郎為御悔参三之丸え罷出線香五把唐蠟燭式挺 御仏前え差上於宿精
進料理被下

五日

一指月院殿清操源照様御壳茶毘於本光寺今辰半刻有之、御老衆詰分御近習廻御家中切府迄非番之面々麻上下着御寺え相詰

八日

一今日中小姓已上髭剃候様御歩行已下月代相改候様御沙汰

十三日

一音中小姓已上之者明日より月代改候様ニ被仰付

『深溝世紀 卷十一 戴公 下』（肥前島原松平文庫所蔵・71-11-7）

〔享保十二年六月〕二十九日、是より先公子疾有り、稍々愈ゆ。將に日ならずして平復せんとするに此の日俄かに劇しく、遂に卒す。

七月二日円山に葬る。

『深溝世紀 卷二十四 公子』（肥前島原松平文庫所蔵・71-11-15）

忠英、俗字豊次郎、享保五年庚子五月二十一日生島原、十二年丁未六月二十九日卒、葬浄林寺、仏諡指月院清操源照

○27 妙貞院（忠刻室） 寛延二年（一七四八）正月十五日没

『藩日記抜書』（猛島神社所蔵・B166-15）

〔寛延二年正月〕

十五日

（中略）

直三郎様七三郎様 御実母着而 御二方様御出生之事故御部屋ニ可被仰付 思召之趣御産後病氣不勝昨夜死去之事ニ候、然共右之通之 思召ニ付死去已前御部屋

□被仰付候依之昨夜より鳴物停止被仰付候尤普請は御構無之候右ニ付今日御礼も為請候事

（中略）

十七日

一妙貞院様比日御葬送之節出深受及候所御寺詰致寄持ニ被 思召上候猶又 直三郎様ニも被遊御聞御祝ニ無 思召上候、此段末々迄も申聞候様 御意之旨被仰聞候依之席々より老人宛罷出候事

十八日

一尾崎半左衛門・大原甚五左衛門今日より 妙貞院様御法事ニ夜三日於本光寺有之候付右兩人罷越候、御帳ニも暮御月番え申達

『深溝世紀 卷十三 頃公』（肥前島原松平文庫所蔵・71-11-8）

〔寛延二年、己巳、正月三日、男生。幼字を七三郎と命づく。〕

十五日、生母卒す。公ニ公子を産むを以て（直三郎・七三郎）將に御部屋と為さんとて会々卒す。因て其の号を贈る。

○22 真正院（春） 安永二年（一七七三）九月十二日没

『日記』（猛島神社所蔵・D1-10）

〔安永二年九月〕十日

（中略）

一市川傳大夫申出候、真正院様差而御替も不□□候得共、一兩日は御不出来被成御座候ニ付、小国播山・田中安逸・大久保仲庵今晚より泊番致候様可申付段申出則達し 御聴申付候、尤傳大夫儀も泊番相勤□□申出候事
十一日卯晴

(中略)

一真正院様御不出来被成御座候二付、平井孫一郎・田嶋新左衛門相詰候様様伺申付候

一真正院様御同様被為人候二付、今日より田中安逸御□□被仰付候由傳大夫申出候

(中略)

十二日辰曇

(中略)

一真正院様御様躰一兩日ハ御不出来二而、其上御浮腫被成御座御様躰不宜御座候段御医師共申候、然処今曉八ツ半頃より別而不被遊御勝、段々御差重ク御養生

無御叶今朝五ツ時御死去被成候、右二付御家中三日鳴物停止、町在は二日、普請は御構無之候、右之通被 仰出則番頭寺社奉行・町□(奉)□(行)・勘

定奉行・大横目へ申渡候、右二付老共不例御用屋敷へ罷越候
一御出棺迄御用人・勘定奉行・大横目老人ツ、御用屋鋪へ相詰候様夫々申付

一右之段江戸表へ申遣候様被 仰出、則今日十二日儀飛脚差立申候、尤江戸表は鳴物停止二不及段被 仰出其段申遣候

一今日より三ノ丸辺御徒士足輕相添昼夜相廻候様申付候
一本光寺并多福軒伺御機嫌罷出候

一御葬送御用掛古野与一兵衛申付候
(中略)

十三日 巳曇
(中略)

一真正院様御逝去二付、御家中之面々伺御機嫌申出候、尤御広間席之面々も番頭宅迄罷越候段申出候
(中略)

十四日 午晴

(中略)

一菅沼五郎兵衛御葬送懸り申付候尤古野与一兵衛申談候様申付候

(中略)

十六日 申晴

一真正院様今十六日五ツ半時之御供揃二而四ツ半頃二御出棺被成候、右 御出棺

前老共も御用屋敷へ罷出御拜申上、勘解由・彦左衛門儀は御先達二而本光寺へ罷越候、八右衛門義は御用有之御寺へは不罷越候、典膳儀も月番故不罷越候、御出棺後二ノ丸へ八右衛門・典膳罷出右 御出棺相済候段神□□よりヲ以申上

候
一右御葬送二付、本光寺固又物頭酒井善五左衛門、慈光寺固又物頭松本九郎右衛門被 仰付候

一御跡乘御用人種村七左衛門相勤申候
一御附市川傳大夫義御固□馬二而御供仕候

一御腰物大原九郎次郎・平井与助、御棺脇中小姓保母小平太・松本庄次郎、其外御身遣之面々步行供仕候

一御徒士五人御先供御用屋鋪より本光寺夫より慈光寺迄御先拈下横目老人今小路御門外より町用心式人寺社同心式人御先拈

一物足輕式人□□は行列付二有之候、尤横目方二有之候
一御葬送二付御家中切府迄御馬へ參候儀勝手次第二相触候様申付候二付、御帳付

本光寺・慈光寺へ式人ツ、勘定所より差出候様申付候
一御葬送掛り古野与一兵衛・菅沼五郎兵衛、御法事掛田嶋新左衛門・板倉二郎左衛門被仰付候

一真正院様御遺言二付慈光寺へ御入棺被成候事
(中略)

一真正院様御遺言二付慈光寺へ御入棺被成候事
(中略)

一板倉二郎左衛門忌 御免ニ付明日より相勤 真正院様御法事掛相勤候様申遣候

(中略)

十七日 酉曇

一昨日 真正院様御葬礼無滞相濟候段種村七左衛門・古野与一兵衛・菅沼五郎兵衛・酒井善五左衛門・松本九郎右衛門・市川傳大夫申出候

(中略)

廿日 子晴

(中略)

一真正院様御殿女中共今日引払候段市川傳大夫申出候

(中略)

九月廿一日

一真正院様御法事御初七日御四十九日御百ヶ日計御代香御用人被 仰付候其外は

勘定奉行大横目より相勤候様申付候

一真正院様御存生之内御病氣中段々出精相勤候付左之通被下候申渡頂戴為致候

一金千疋 老女よそ 一同式両ツ、 いせ 一同三両式歩ツ、 すゑ

一同一両ツ、 ふさ 一同三百疋 御次女中 一同二百疋 御末 □さ

一同百疋 御末 一銀貳両 すみ とよ りか

きよ

一よそ申出候 御牌前并御廟所へ拜参仕候節御番人老人かし被下候哉願出候へ共

引払候上左之儀難相成候付不承届候

(中略)

廿三日 卯曇

(中略)

一真正院様初七日御法事無滞相濟、品目上物等之書付相添田嶋新左衛門・板倉二郎左衛門差出候

『藩日記抜書』(猛島神社所蔵・B166-24)

〔安永二年九月〕

十一日

一真正院様御病氣一兩日は御勝不被遊候付、吉田八大夫御祈祷被仰付御初穂金百疋被下

(中略)

十一日

一真正院様御病氣為御見廻、葛切二重被進御次向へ御夜食被下

十二日

一真正院様御病氣被成御座候処、御養生無御叶今朝御逝去被遊、早々勘定奉行・大横目、御殿へ相詰御老衆・御用人衆も被相詰候

一右御逝去二付、今日より十四日迄日数三日音曲停止、普請は御構無之由、在町

は昨日迄日数二日之由大横目被相触

一御逝去二付、御出棺迄御殿不明□勘定奉行・大横目老人宛相詰候様、且又古野

与一兵衛儀御取置懸り被仰付 則今朝より相詰御用人衆二も代合老人宛相詰被

申候

十三日

一真正院様御葬送一件懸与一兵衛相勤候付、改役人斉藤権平・物書田中清次、右

御用懸被仰付昨日より相詰

一右御逝去二付 殿様え伺御機嫌今日詰合之者一同罷出御月番へ申達

一真正院様え相詰候者并普請方小細工方夜分迄相勤候面々未々迄今晚御夜食被下

御用屋敷ニ而頂戴御用人衆より女中其外御役人之□助七郎・忠助・喜平太迄四拾人余御夜食之上ニ取肴ニ而御酒、其已下大工・小細工方以下定付御中間迄六拾人余煮染物ニ而御酒計被下

十五日

一当日定服ニ而罷出 真正院様御出棺も無之ニ付、当日御礼不被為 請候、右ニ付詰合之面々御列座え罷出御礼申上

十六日

一真正院様御葬送四ツ時御出棺、老百目鬼慈光寺へ御納、六時頃無音滞御納棺御寺詰勝手次第

『深溝世紀 卷十五 定公 上』(肥前島原松平文庫所蔵・71-11-9)

〔安永二年九月〕十二日、真正院孕す。音曲を停むること三日。院は戴公の妾にして御部屋たり。公家の族籍に入る。戴公薨するや髪を削りて尼と為る。

十六日、葬礼を本光寺に行うす。遺囑に因つて慈光寺に瘞埋す。公白金(五十枚)を附す。

○30 清容院(多代) 天明二年(一七八二)八月二十一日没

『藩日記抜書』(猛島神社所蔵・B166-28)

〔天明二年八月〕

廿日

(中略)

一帯刀様ニ而去年御出生之御姫様御病氣ニ被遊御座候之処、今朝御養生不被為叶御死去被遊候、今日より日数三日鳴物遠慮候様席触有之候

廿四日

一今未刻帯刀様御小兒様御葬礼於本光寺有之、夫より浄林寺へ御納棺各御寺詰之儀は勝手次第第二参候事席触も無之候事

○32 柳清院(五百) 天明四年(一七八四)一月二十五日没

『藩日記抜書』(猛島神社所蔵・B166-29)

〔天明四年正月〕

廿五日

一於五百様今曉御逝去被遊候由大横目被申触候、依之御詰分不残伺御機嫌申上候一於五百様御逝去ニ付、御納迄鳴物停止、御家中一統月代遠慮致候様大横目被相触候

廿七日

一明日御出棺ニ付御家中未々迄月代相改候様大横目触(中略)

廿八日

一於五百様今午刻本光寺え御葬送、夫より丸山え御納棺被遊候、御月番佐野十郎兵衛殿初町奉行・両勘定奉行・大横目内村助右衛門、本町御門内ニ罷出御見送出候

一今申之刻中小姓以上麻上下ニ而伺 御機嫌登城、支配下一席老人宛伺 御機嫌候様

閏正月

朔日

一柳清院様一七日御法事ニ付、御経詰初昨日八時今朝六ツ時御経詰勝手次第之由大横目触有之候

『日記』（猛島神社所蔵・I33）

〔天明四年正月〕廿七日

（中略）

一柳清院様御法事二付品目入御覽候

『深溝世紀』卷十六 定公 下』（肥前島原松平文庫所蔵・71—11—10）

〔天明〕四年、甲辰、正月二十五日、五百子矣す。浄林寺に葬る。柳清院と諡す。

○28 露幻院 天明四年（一七八四）四月十四日没

『藩日記抜書』（猛島神社所蔵・B166—29）

〔天明四年四月〕

十五日

一昨夜中務様御出生様御逝去二付、当日御礼不被為請候之間、肩衣着不致伺御機嫌御用人席え申出候

一御葬式之儀八右衛門殿御承知候間申迄もなく候得共、致方思召候様申参候間、調物等之儀月番え申付候、清容院様より少輕ク御取計之由

一右二付、昨日より三日鳴物遠慮仕候様大横目被触候

○29 幻容院（喜木） 天明四年（一七八四）九月八日没

『辰日記』（猛島神社所蔵・I36）

〔天明四年九月〕九日 雨 靱負

一昨日 中務様ニて於喜木様御逝去候付今日御礼無之諸席平服之事候尤昨日より三日鳴物遠慮之事

一右御死去二付江戸表へ抜飛脚出候付伺御機嫌書状差出入尤例之通奉札も遣尤別紙出来候様一件申遣ス

十日曇 五郎右衛門

一御喜々様御葬送明十一日六ツ時之□大横目半兵衛相触候事

『藩日記抜書』（猛島神社所蔵・B166—29）

〔天明四年九月〕

八日

一中務様御方ニ而於喜木様御病氣ニ被成御座候処、御養生御叶不被成今日御死去被成候、依之日数三日鳴物遠慮、普請は御構無之旨御月番勘解由殿被仰聞候

一重陽御祝儀勘解由如□え被下候、被下候御肴昨日差遣、今日徳左衛門御使相勤可申筈之処、中務様御方於喜木様御死去二付、御使止メニ相成申候

一紅葉御殿於喜木様御葬送拵候者共え御酒被下候
十日

一於喜木様御葬式明八ツ時御座候由半兵衛被相触候
十一日

（中略）

一於喜木様御事幻容院様御初七日二被当候間、中務様え野菜一折被進候
十三日

一幻容院様右同断二付、御呉膳ニ鹿尾藻一台御備、勘定奉行より多福軒え奉札ニ而遣ス

○5 蓮淨院（辰之丞） 天明五年（一七八五）六月十日没

『藩日記拔書』（猛島神社所蔵・B166—29）

〔天明五年六月〕

十日

一 辰之丞様御儀御不快之処、御養生不被為叶今九過御逝去被遊、依之日數十日音物停止、普請は三日遠慮、御出棺迄長髪不相改候様、右之趣御月番善右衛門殿被仰聞大横目相触候、良刻詰合候者何も御機嫌相伺候

十二日

一 辰之丞様御出棺明八ツ時、何レも月代相改罷出候様、諸役所出仕惣引御寺詰勝手次第御葬送万端相濟候上、一席老人宛罷出御機嫌相伺候様、老三之丸詰五ツ時麻上下之事

一 明日御葬送御道筋、御庭より本町御門桜御門通之由

磯永文左衛門

成瀬勘左衛門

右辰之丞様御付御役人相勤候者之儀二御座候間、乍恐御棺之御供仕度旨願出申達候処願之通相濟

十三日

一 御葬送之節月番は御寺詰二不参、三之丸え罷出居、御出棺之節御月番片山與惣兵衛殿始、何レも月番不残本町御門内え罷出候

十四日

一 蓮淨院様御初七日御法事、明日明後日於本光寺二有之候、右二付両日共三之丸出仕引御経詰勝手次第之趣、大横目触有之

『深溝世紀 卷十六 定公 下』（肥前島原松平文庫所蔵・71—11—10）

〔天明五年〕六月十日、忠周卒す（辰之丞）。

○8 流性院 天明六年（一七八六）七月二十七日没（流産）

『藩日記拔書』（猛島神社所蔵・B166—30）

〔天明六年七月〕

廿七日

一 今七時過太仲殿より急御用有之候間、御休息所え罷出候之様市川十右衛門も出候様被仰越候間、十右衛門方へ良刻申遣御休息所え罷出候処、太仲殿被仰聞候は、於八重殿御流産 御出生様御死体御座被成候間、今晚夜二入淨林寺え御納被遊候、尤本光寺えも御立寄無之、直二淨林寺え御納被遊候間、本光寺より右御葬場二罷出、御経為読可然様取計候様当寺え十右衛門案内使差遣候様被便間候間、其旨十右衛門え申聞差遣候処、承知仕候段御申越候間、申達候勿論御葬式被申二は無之、奥大目附老人御休息所役人式人御棺供仕候由、万端御賄方申談候様十右衛門え申付候事

一 御葬式拵并淨林寺山え罷出候御普請方諸役人御雇迄夜中骨折候付、御酒被下候

廿八日

一 昨日御八重殿御流産被成候間、承知候様右儀御途中えハ不仰上候間、御途中迄之書状共二不申遣候様二御月番被仰聞候之由、大横目中相触候

一 御出生様御死体御納之節左之通罷出候付被下

一 銀五兩

本光寺方丈

一 銀三兩

内々御葬場え罷出候付被下

一 銀壹兩

多福軒

一 銀二兩

淨林寺

×

一金貳百疋 何角夜中世話致候付浄林寺え被下

一金五百疋 御茶湯料本光寺え御備

右之通太仲殿より御沙汰有之市川右衛門持参申候

○18 芳春院(驛) 天明八年(一七八八)三月七日没

『日記』(猛島神社所蔵・I27)

(天明八年三月) 七日曇

(中略)

一於驛様候ハ、朝より至而御勝不被遊候二付、御部屋二伺御機嫌罷出候、右二付此方にて相詰居候□□方にも罷出居候、段々差重ク二而御養生不被為叶今晚九ツ頃被遊御落命候、御用人衆恭々 御前にて罷出、伺御機嫌申上候、太仲殿迄御子様方伺御機嫌申上候、八ツ前頃引取

八日晴

一於驛様御落命二付、昨七日より来ル十三日迄鳴物停止、普請は無御構、御家中月代之義は御葬送相濟候迄遠慮仕候様右御家中未々迄申渡候、申上候様太仲殿被仰聞、則申上候被遊御承知了段申達候

一御墓所之義は浄林寺 源泰様御囲之内二可仕伺太仲殿被仰聞、則申上候処被遊御承知其段申達候

一御法事掛り徳左衛門・保大夫申付候間、上候様太仲殿被仰聞則申上候

一御不幸二付、伺御機嫌御□□中席々申出候、板倉如翁同様申出候、渋川紹嶽病

中二付同姓少膳ヲ以申出候、本光寺・浄林寺・多福軒同様申出候、申上候様太仲殿被仰聞則申上候

(中略)

九日晴

(中略)

一於驛様御葬送明日九ツ時五ツ時より麻上下着用、月代義明朝より相改候様尤出仕引候、右申上候様太仲殿被仰聞則申上候其段申達候

一右同様御近習附触有之候

一芳春院殿錦繡玉線童女

右御法号本光寺差出候入御覽候様太仲殿被仰聞入御覽下候

(中略)

一板倉源太左衛門・浅野勘大夫大・久保中庵・小国良庵・林田玄庵・近木文周・稲田与一右衛門義も時不外席相勤申候得共、御幼年より御附相勤候二付、右之面々 御出棺御供仕度願出候様奉次第御供仕候様申聞置候、且多作娘御幼年より相勤候二付、同様御供之義多作願出候へ共、船戸重四郎妻二御□而二付不相成候趣申聞□右申上候様太中殿被仰聞則申上候、ケ様御承知候御葬場え罷出候義勝手次第申聞置候、番頭詰分□向詰合之面々伺御機嫌申出候、奥平自説同様申出候申上候様太仲殿被仰聞則申上候

一明日御寺え罷出候二付候段且御家中

(中略)

十日雨夕止

(中略)

一九ツ時御出棺御寺被罷出下候二付、本町御門迄御用人衆前二罷出候

(中略)

十一日晴

一芳春院様明後十三日御初七日二付、明夕より明後朝迄御法事、尤三日目二御供養不申上候二付、且最前二仕候且御家中御経詰勝手次第申聞置候、尤兩日出仕引候段故申上候様太仲殿被仰聞則申上ル

(中略)

一法春院様御法事度々ニ上物仕度御用人故、前ニ太仲殿迄申出置候

(中略)

十二日晴

(中略)

一今日御法事ニ付仕引候

十三日雨夕より晴

一於本光寺ニ昨今御法事無滞相濟候、御斎被下置候ニ付、出家共并掛り面々御礼

申出候、右申上候様太仲殿被仰聞則申上候

一御葬送之節諷經町寺名前書付太仲殿被成御後御覽相濟今日下候

(中略)

十四日晴

(中略)

一七日御法事御備物并上物写多福軒

『藩日記抜書』(猛島神社所蔵・B166-31)

(天明八年三月)

八日

一於驛様兼而御不快ニ被遊御座候処、昨夜九時過御逝去被遊候、右ニ付十三日迄

鳴物停止无普請は構無之候、御出棺迄は月代遠慮致候様大横目被相触候

九日

一明朝より月代相改、五時より三之丸詰麻上下仕引申候、九時御出棺御葬

式相濟候而伺 御機嫌、切府は一役老人支配迄伺御機嫌 御寺詰は勝手次第大

横目触有之候

一今日 於驛様御葬送九時本町御門より桜御門通、本光寺ニ而御葬式相濟、丸山

え御納棺被遊候、御月番介板倉頼負殿始、町奉行両勘定奉行大横目月番本町御

門内へ罷出御見送出候、本光寺御葬式相濟、直二三之丸え罷越、一流窺御機嫌
申上引統勘定奉行大横目御用人衆へも伺御機嫌申上候

一今日小雨降候付、御葬式客殿ニ而有之、御寺詰之面々客殿え相詰、切府之面々

茶之間并台所之方へ相詰候由

十二日

一今日 芳春院様初御七日御法事有之候ニ付仕引、月番当番□出、右御法事

御経詰勝手次第と御沙汰有之候

『深溝世紀 卷十六 定公下』(肥前島原松平文庫所蔵・71-11-10)

(天明八年三月)七日、驛子卒す。浄林寺に葬る。芳春院と諡す。

○33 心珠院(八重) 天明八年(一七八八)四月十八日没

『藩日記抜書』(猛島神社所蔵・B166-31)

(天明八年四月)

十八日

一於八重殿兼而不快之処養生不相叶死去被致候付、御姫様も被遊御座候ニ付、柳

清院様御形之通葬式ニ而可然段太仲殿被仰聞候

一於八重殿死去ニ付 御姫様も被遊御座候間、今日より三日鳴物停止御沙汰有之

候

一於八重殿、心珠院殿と号

十九日

一中小姓以上一統昨日之御不幸ニ付、奉伺御機嫌候事老平服ニ而申上候

一御姫様えは今日明日後日伺 御機嫌候事

一切府之面々は明日明後日伺御機嫌、平服ニ而仮帳ニ相記候様席触出候

廿一日

一於八重殿葬送已刻本光寺え本町御門より出棺

右二付今日中小姓以上御寺詰勝手次第大横目被相触候、納棺後御姫様え伺御機嫌何れも麻上下二而罷出候事、切府ハ平服二而伺御機嫌仮帳付候

廿二日

一心珠院様御葬送之節何れも御寺迄罷出候二付、御姫様被遊 御意候は何れも寄埒 御満足被 思召候、此段末々迄宜申聞候旨 御意之趣太仲殿より一席老人宛御呼出被仰渡候、支配下席触二而申通候

○31 春興院(捨) 寛政二年(一七九〇)二月十八日没

『藩日記抜書』(猛島神社所蔵・B166-33)

〔寛政二年二月〕

十八日

一中務様御未女 於捨様御庖瘡御煩被遊候処、御養生御叶不被遊御逝去二付、今日より日数三日鳴もの遠慮、普請は御構無之

一於捨様御葬式幻容院之通

十九日

一右御葬式一件紅葉御殿二而取計有之候間、御勝手方懸り無之御買物使老人差遣、右御殿御役入差図を 以相勤候之様申付遣

一右御買物代右御殿御役入手形二而御金方より相渡候筈、是又右御殿より直二懸合出来、右御入用銀は御役入手形二而相渡候様可致旨御附梶兵衛へ申談

(中略)

廿一日

一於捨様御出棺今八時、右二付御老衆早々御退出被成候間、席之出仕早引二而何

も御寺え相詰、御寺詰之儀有無之御沙汰ハ無之

一右御葬送之筋御代番勘定奉行申談相勤候様十郎右衛門殿被仰聞徳左衛門相勤一於捨様御法号 春興院殿桃源童女

○24 寿亨院(糸) 寛政二年(一七九〇)九月二十一日没

『藩日記抜書』(猛島神社所蔵・B166-33)

〔寛政二年九月〕

廿二日

一中務様御子持病氣養生不被相叶被致死去御子様有之候二付日数三日昨日より鳴物遠慮致候様大横目衆より廻状来

一右御子持お糸被致死去葬送支度等御普請方二而拵申度旨大竹六左衛門申出候間六左衛門と委細申談候様十郎左衛門殿より手紙二而申参候間前方 御子様御不幸之節御勝手方よりは買物使老人差遣し諸色御買物相勤候間右之振を以買物使老人遣候様改御役入え申付遣

一右葬式之節寺え参候儀参度存候者ハ不苦勝手次第と有之候得はいつれも参候様相成左様二而は無之参候而も不参候而も不苦候此段相咄候様受儀二候段大横目被申聞候

廿三日

一米壹俵銀五枚

一右初七日より百ヶ日迄相渡候様紅葉御殿御役入書付差出

廿四日

一於糸殿葬式之節帳付役所物書より差出候様被仰付差出

廿六日

一右葬之節御寺へ参候者 中務様御満悦二思召候此段寄

寄申達候様

○26 正眼院(雅楽丸) 寛政四年(一七九二)七月十一日没

『藩日記抜書』(猛島神社所蔵・B166-33)

〔寛政四年七月〕

十一日

(中略)

一雅楽丸様御病氣御養生無相叶今曉八半時御死去被成候、依之今日より日数三日

鳴物遠慮致候様大横目 廻状二而申来

(中略)

十九日

一今日雅丸様御葬式有之

○7 善苗院(千三郎) 寛政九年(一七九七)八月五日没

『藩日記抜書』(猛島神社所蔵・B166-38)

〔寛政九年八月〕

五日

一千三郎様御病氣之処御養生無御叶御落命被遊候段、羽太十郎左衛門殿被仰聞候

由大横目被相触

一今五日より十一日迄鳴物停止、普請者御構無之、御家中末々迄今日より御納棺

迄月代致候儀無用二致候様御触御座候処、又大横目被申触候は御納棺之日より

月代相改候様触有之候

(中略)

九日

一今日御出棺午刻過有之候、御月番初諸役人詰合御近習向御通番迄本町御門内迄

御見送二罷出候、今日出仕引二付三之丸え月番計罷出、其外は本光寺え罷越候、

御納棺相濟何も窺御機嫌申上候、支配下一席老人宛窺出候二付御月番へ申達候

一千三郎様御法号 善苗院殿玉仙源英童子

『深溝世紀 卷十七 靖公』(肥前島原松平文庫所蔵・71-11-11)

〔寛政九年〕八月五日、千三郎卒す。

『深溝世紀 卷二十四 公子』(肥前島原松平文庫所蔵・71-11-15)

千三郎、寛政八年丙辰十月十五日生于島原、九年丁巳八月五日卒、葬浄林寺、仏

諡善苗院玉泉源栄

○9 種性院(栄蔵) 文化六年(一八〇九)六月五日没

『藩日記抜書』(猛島神社所蔵・B166-48)

〔文化六年八月〕

四日

一今朝六ツ過奥大目附より手紙二而、栄三様御事一昨日より御不快二入せられ候

処、御差重被成候段為知申来候、六郎左衛門儀兼々御部屋へも御出入之儀二付、

窺御機嫌旁良刻罷出候処、御弘メハ無之候得共、昨夜中御逝去被遊候由、依之

御湯棺其外御買人物等書付御賄方より差出候而直二御休息所二而請取罷越候、

右御差重々為知申来候之間改月番磯永文左衛門方え申遣又

(中略)

(五日)

一栄三様御不例御養生不被為叶今朝六ツ時 御逝去被遊候段御弘メ有之候、依之今日より十一日迄日数 七日鳴物停止、普請は御構無之

一御出棺迄月代改候儀無用

一御葬式相濟候迄御門之魚類留之事

右二付御中小姓已上一同御機嫌伺申上候事、勘定奉行・大横目・御用人衆えも申上

一切府之者三之丸詰合之分は支配迄御機嫌伺申出候様、詰合無之者一席壱人支配え申出候様大横目触有之

一御法事掛大横目御大略中二付相止、生駒半蔵へ大横目兼帯被仰付候

一浄林寺御廟所為見分、勘定奉行・大横目兼帯生駒半蔵、奥大目附羽田喜五郎、御普請奉行土橋麻右衛門罷越候

七日

一栄三様御葬送明後八日午之刻、右二付月代相改五時より三之丸詰末々迄麻上下、御葬送相濟候ハ、平服之事

一月番之外出仕無之事

一本町御門より御出棺二付、月番老初役人右御門内迄罷出候事

一御家中之面々御葬式相濟候後窺 御機嫌罷出候事

一切府者一席壱人宛支配願迄可申出事

右之通夫々可被申通候已上

一栄三様御法号 種性院傳蓮邦源薫童子

『深溝世紀 卷十七 靖公』(肥前島原松平文庫所蔵・71-11-11)

〔文化六年〕六月五日栄蔵卒す。

『深溝世紀 卷二十四 公子』(肥前島原松平文庫所蔵・71-11-15)

栄蔵、文化五年戊辰十二月朔日生于島原、六年己巳六月五日卒、葬浄林寺、仏諡種性院蓮邦源薫

○16 龍潭院(忠胤) 文化九年(一八一二)五月二十一日没

『深溝世紀 卷十七 靖公』(肥前島原松平文庫所蔵・71-11-11)

〔文化九年五月〕二十一日、中務卒す。

『深溝世紀 卷二十四 公子』(肥前島原松平文庫所蔵・71-11-15)

忠胤、幼字七三郎、帯刀と改む、寛延二年己巳正月三日島原に生る、明和六年己丑十一月十五日巨勢伊勢守至忠の養子と為る、至健と名を改む、八年辛丑七月五日離縁、又忠睦と改む、俗字中務、文化九年壬申五月二十一日卒、浄林寺に葬る、諡龍潭院禪底源徹

○21 未明院 文化十二年(一八一五)七月十一日没

○20 梁棟院(茶之助) 文政六年(一八二三)十二月十四日没

『深溝世紀 卷十八 文公』(肥前島原松平文庫所蔵・71-11-12)

〔文政六年十二月〕十四日恭之助卒す。

『深溝世紀 卷二十四 公子』(肥前島原松平文庫所蔵・71-11-15)

茶之助(初名知三郎)文政五年壬午五月五日生于島原、六年癸未十二月十四日卒、葬浄林寺、仏諡梁棟院一星源旺

○25 龍巖院（忠恒） 文政十二年（一八二九）二月九日没

『深溝世紀 卷十八 文公』（肥前島原松平文庫所蔵・71—111—12）

〔文政十二年二月〕十一日、松平忠恒病革まり、自ら起たざるを知りて、保母武治平（松平景国の子）を養いて嗣と為し、女を以て之に配せんことを請う。之を許す。

明日忠恒卒す。其の公孫なるを以て特旨もて喪奠を賜う。百文目を賜う。武治平親戚に因つて忠恒の遺命を以て請いて曰く、「中務君及び子姓の墓城（浄林寺に在り、公家庶子を葬るの区）に凶葬せられんと欲す。願わくは其の志を成さん」と。之を許す。

○13 芙蓉院（遊亀） 文政十二年（一八二九）四月二十二日没

〔文政十二年四月〕二十二日、遊亀子卒す。浄林寺に葬る。仏諡は芙蓉院。

○17 玉顔院（万次郎） 天保二年（一八三一）二月十四日没

『御留守日記』（猛島神社所蔵・D17—1）

〔天保二年二月〕十四日丁酉雨、

（中略）

一万次郎様御不快之趣今晩奥大目付より奥掛板倉鞠方へ為知越候付早速罷出候
 処、至而御六ヶ鋪御容体二被成御座候付、同人より席一統え為知遣候付追々伺
 御機嫌罷出候

一 鞠負より三席え左之通同席煩之方并本光寺えも為知せ候万次郎様御事御病氣之
 処、昨夜中より以之外 不被成御勝候付、一統伺御機嫌可被申出候

一 右二付一統鞠負迄伺御機嫌申出、切府之向ハ一席老人ツ、支配頭迄申出候段
 夫々申出候

一 同様伺御機嫌同苗石原伊織内蔵進を以申出候

一 鞠負より三席え左之通 瀧之進様并本光寺同席煩之方えも為知遣候

覚

万次郎様御事御病氣不被成御勝次第第二御差重、御養生不被為叶今午刻被成

御逝去候、依之今日より日数七日鳴物停止普請は御構無之候

一 右二付伺御機嫌之儀は明日一統罷出 有之様

一 御家中之面々末々迄御葬送迄月代改候儀無用二候

一 明後日より御出棺迄日々一席老人宛伺 御機嫌罷出候様

一 御葬送相済候迄御門々之魚鳥尚之事

一 御出棺迄学館休業之事

一 明十五日御礼流月番当番之外出仕引、三之丸詰合并伺御機嫌罷出候者共二都而

肩衣着用之事

右之趣夫々可被申通候

二月十四日

一 伺御機嫌被申出候

本光寺

多福軒

浄林寺

一 伺御機嫌乍病中罷出候向も有之病氣二而難罷出向は名代者申出候

一 右一件二付江戸表え抜飛脚今日惣日拘十四五日振差立候様勘定奉行へ申付候

一 殿様 奥様え伺御機嫌申上候

一 勝次郎様えも羽書を以右同断

一 入記左之通

覚

一書付 貳封 老共

老中え

内

一封 自筆認

✕

寄状 二通

以上

二月十四日

一奥大目付より上状一封差出候付、致添書物書認之へ封シ込差出候、付入記二は認不申候事

一御葬式掛相納候様及沙汰候尤

勘定奉行

与惣左衛門義大横目も兼相勤候様申付候

和田与惣左衛門

御普請奉行

松坂景大夫

一右同断勘定奉行伺出

大久保朝右衛門

伺之通及沙汰候

中根鉄之丞

一浄林寺え 御代番

大島雲蔵

相勤候段申出候

十五日戊戌曇

(中略)

一此度御葬式御仕立也

矢嶋武十郎

今日より罷出候様御葬式方

杉野甚五兵衛組

申出其筋へ及 沙汰候

与三郎

一御葬式掛り右同断

寺田丈作

白井健三郎

一左之通伺出伺之通承届候

覚

一文政七申年十二月 梁棟院様御葬式

御法事共諸事二付 種性院様通被仰出

文政十二丑年四月 芙蓉院様御葬式

御法事共 梁棟院様通被仰出候依之此度

万次郎様 御葬式御法事共 芙蓉院様通

可被仰出哉此段奉伺候以上

二月

御葬式方

『深溝世紀 卷十八 文公』(肥前島原松平文庫所蔵・71-11-12)

〔天保二年二月〕十四日、萬次郎歿す。

『深溝世紀 卷二十四 公子』(肥前島原松平文庫所蔵・71-11-15)

萬次郎、文政十三年庚寅二月十二日生于島原、天保二年辛卯二月十四日卒、葬浄

林寺、仏諡玉顔院膽光源容

○15 智玉院(千鶴) 天保四年(一八三二)十一月十四日没

『深溝世紀 卷十八 文公』(肥前島原松平文庫所蔵・71-11-12)

〔天保四年〕十一月十四日、

千鶴子孛し浄林寺に葬る。仏諡は智玉院なり。

○12 雲洞院（小美鍵吉郎） 天保八年（一八三七）九月二十四日没

『西九月分日記』（慶応義塾大学文学部古文書室所蔵・A日記65）

〔天保八年九月〕 廿四日 己亥 晴

（中略）

一 鍵吉郎様御儀当春三月以来御病氣之処、西三日以前より別而御勝不被成候処、今朝五半時比より俄御様子御勝不被為成旨出仕罷出候節奥大目付より申出候付、学館出席并煩之向へも申遣直二御休息所え罷出相伺候処、次第二御差重御灸并御針等差上候而も御治驗無之、御養生不被為叶被遊御逝去奉絶言語候、就右三席え左之通及沙汰候、本光寺并八右衛門へも申遣又

一 鍵吉郎様兼而御病氣之処、今朝より以之外不被成御勝候付、一統伺御機嫌可被申出候

右之通及沙汰候処、一同伺御機嫌列座え申出表向は番頭迄申出候段申出、切府之向は一席一人宛同様申出候段支配頭夫々申出候、病中二而罷出向は名代を以申出候

一本光寺伺御機嫌被申出浄林寺・多福軒も同様申出候
一三席え左之通及沙汰本光寺八右衛門方へも為知遣候

覚

一 鍵吉郎様御事、御病氣弥不被成御勝次第二御差重御養生不被為叶、今未刻被成御逝去候、依之今日より日数三日鳴物停止、普請は御構無之候

一 右二付伺御機嫌之儀は明日一統罷出候様

一 御家中之面々月代改候儀不苦候、御附役未々迄月代改候儀御葬送迄無用

一 明後日より御出棺迄日々一席一人宛伺御機嫌罷出候様

一 御葬送相濟候迄御門々魚鳥留之事

一 御出棺迄学館休業之事

右之趣夫々可被申通候

九月廿四日

一 御葬式懸り申付度勘定 御休息所掛り 改役人 緒川周平

奉行伺之通及沙汰候 大久保勘右衛門 勘定人 入江才兵衛

引込二付

一 智玉院様御葬送御法事共 玉顔院様通被 仰出候処、此度鍵吉郎様御葬式并御法事共 智玉院様通被 仰付候哉之段御葬式掛りより伺出候付、御葬式之儀ハ智玉院様通り、御法事之儀は去七月中及沙汰走路通相心得候様、付紙を以及沙汰候事

一 御法号認被差出候様方丈え可申通旨多福軒招呼申渡候

一 八右衛門儀病氣二而伺御機嫌罷出難出来被申越候事

（中略）

廿五日 庚子 晴

（中略）

一日数十日 疋田沢右衛門 日数五日 榊原泉兵衛

右押込被仰付候処 鍵吉郎様御成行二付以御憐愍今日より御免被仰付候段相同

大横目え申渡候

（中略）

一 御葬式掛り相勤候候様及沙汰候 勘定奉行 御休息所掛 羽田喜太夫

尤喜太夫義は大横目も兼帯 御普請奉行 小林三郎兵衛

候様申渡候

一 御葬式御供被仰付候付当日 松村正助

熨斗目着用御免被仰付候様

奥大目付申出先例も有之承届候

一老共伺御機嫌御用人を以申上候、八右衛門儀病氣二而難罷出名代板倉伊織助を以被申出申上候事

一昨日及沙汰候通御家中之面々伺御機嫌列座え申上、表向ハ番頭迄申出、切府之向は一席老人宛同様伺御機嫌支配頭迄申出候段夫々申出候事

一本光寺登 城伺御機嫌伺被申出浄林寺・多福軒も同様申出候

一御紋附幕三張杉立袴一具此度御葬式二付、入用武具方借用之儀懸りより申出武具奉行え及沙汰候

一御棺埋石銘相認候様御右筆え申付候処、陶山喜富太認差出候付入 御覽御普請奉行え相渡候事

あはれみてほり
かへしたまふな

松平主殿頭源忠候
五男小美鍵吉郎棺
安此夢中天保八歳
次丁酉九月廿四日誌

一來ル廿八日於本光寺午刻御吊之上丸山御納棺之事

一御初七日宵朝御法事

一御三十五日 御四十九日 御百ヶ日

右一期之御回向

一御初命日御七日之御回向無之候事

右之通被 仰付候段方丈え申通候様多福軒え羽書を以及沙汰候

一明廿六日 豊章院様御忌日二付可被遊 御仏詣之処御遠慮中二付御見合 御名

代も不被 仰付段被 仰出右序多福軒へも申聞候

一御法号多福軒差出入御覽候処思召も不被成御座候段被仰出候

此御法号 圓光院殿普明源清(シヨウ)童子

見被成

一三席え左之通及沙汰候

覚

鍵吉郎様御葬式來ル廿八日午刻於本光寺御吊之事

一右二付五時より三丸詰末々迄麻上下御葬式相濟候ハ、平服之事

一御出棺当朝伺御機嫌詰合二而申出候事

一月番之外出仕無之事

一御寺詰勝手次第之事

一本町御門より御出棺二付月番老格御役人右御門内迄罷出候事

一御家中之面々御出棺後伺御機嫌罷出候事

一切府は一席老人支配頭迄可申出候

一來ル廿七日三丸講釈流之事

右之趣夫々可被申通候

九月廿五日

一御納棺場所見分、例之通奥大目附・懸勘定奉行・御普請奉行、尤勘定奉行ハ大

横目兼帯二而今日罷越候様昨日及沙汰候

廿六日 辛丑 晴

(中略)

一今廿六日御遠慮中二付御仏詣御名代も無之候事

鍵吉郎様御逝去儀長崎豊嶋喜左衛門方え申遣候、若諸向より問合有之候は未

公辺御届も無之御方様二付、程能相嘗候様諸役人えも可申聞旨申遣候、右便松

平肥前守様え之御状箱吉被遣候事

一御中小姓式人、御徒横目老人、御徒士三人、下横目式人、押足軽老人御葬送之

節御供罷出候様奥御賄より申出、夫々及沙汰候

一御葬送之節御跡乘并 御代番其外 御代番ハ兼而及沙汰候通、御用人相勤候様

申渡候

一鍵吉郎様御法号昨日多福軒差出候処、左之通御同様之御院号相見候、留尚又相

撰被差出候様可申通旨多福軒へ申遣候

圓光院殿天祐理清大姉 元和二丙辰十月廿二日 伊忠公女 竹谷清宗室

一御法号左之通相撰多福軒を以被差出出入 御覽候処不被為在段被仰出候事

雲洞院殿仙巖源夢童子

一三席え左之通及沙汰候

覚

鍵吉郎様御法号別紙之通寄々致承知候様

九月廿六日

上包二御法号卜認 此御法号御右筆認以来共同

様可相心得事

覚

雲洞院様御法事左之通

此御法事 御初七日 九月廿九日夕より十月朔日朝迄

日割御法事方より 御三十五日 十月廿九日 御四十九日 十一月十三日

為差出候 御百ヶ日 来戌正月五日

右一期之御回向

御初命日并御七日之御回向無之

右之通於本光寺追々御法事有之候

一十月朔日御法事二付式日御礼流月番当番之外出仕引三丸詰合肩衣

着用之事

右之趣夫々可被申通候

九月廿六日

(中略)

廿七日 壬寅 曇

(中略)

一御葬送之節本光寺より浄林寺迄道筋掃除之儀、御普請方日雇二而為致候様、尤

道筋作旨百姓共へ郡方より及沙汰候様申聞候、右掃除之儀ハ文政二卯十月七日

夫々及沙汰候義も有之候へ共、此度は差掛り候儀二付書面之通申聞候事

(中略)

一御葬送之節御寺迄罷出

町年寄り

申度願出先例も有之承届候

同 見習

同 席

同 次席

中山要右衛門

荒木左一

島原村庄屋

石原内蔵進

一板倉鞆負留守中 御休息所掛被仰付御請申出候

(中略)

廿八日 癸卯 晴

(中略)

一雲洞院様八時前御出棺二付、月番郎始御役人御近習向本町御門内迄御見迎罷出

候事

一御出棺後伺御機嫌御家中之面々列座え申出、表向は番頭迄申出、切府は支配頭

迄申出候段申出候事

(中略)

廿九日 甲辰 晴

(中略)

一雲洞院様御初七日御法事今日於本光寺御執行有之與掛内蔵進差越候

『深溝世紀 卷十八 文公』(肥前島原松平文庫所蔵・71-11-12)

〔天保八年九月〕二十四日、鍵吉郎卒す。

『深溝世紀 卷二十四 公子』(肥前島原松平文庫所蔵・71-11-15)

鍵吉郎、冒小美氏、天保七年丙辰十月十日生于島原、八年丁酉九月二十四日卒、葬浄林寺、仏諡雲洞院仙嶽源夢

○11 泰嶽院(繁丸) 天保九年(一八三八) 八月二十六日没

『深溝世紀 卷十八 文公』(肥前島原松平文庫所蔵・71-11-12)

〔天保九年〕八月二十六日

繁丸卒す。

x

『深溝世紀 卷二十四 公子』(肥前島原松平文庫所蔵・71-11-15)

繁丸、天保九年戊戌正月十四日生于島原、十年己亥八月二十六日卒、葬浄林寺、仏諡泰嶽院彩雲源鳳

○19 臥龍院(猛丸) 嘉永六年(一八五三) 十月十二日没

『丑十月分日記』(猛島神社所蔵・A110-10)

十二日 癸未□

一猛丸様御儀先達而中より御不快二被為在候処、只今頃別而不成御勝旨暮頃奥大

目付より月番八右衛門え為知越候付、早速御休息所へ罷越相伺候処、次第二御差重二付、同席へ為知遣候処無間も傳十郎・十郎右衛門・平左衛門御休息所へ

罷出相伺候処、弥御差詰御養生不被為叶被成御逝去奉絶言語候、然処 殿様明十三日長崎御見廻御発駕被仰出居候処 猛丸様御出生後未公辺え御届二相至居

不申候付、御遠慮御届は無之候得共、御肉親御父子様之義二付、御内端御遠慮は一向無之訳にも至間敷、殊 御対話二付而は 公儀伺御機嫌も有之事二而、

旁之訳二付乍恐御自身御不快之振二御取計相成候而は如何可有之哉、併御無病之儀右之取計致候而も甚恐多義二候、然処 猛丸様最早御差詰二相成候付而は

上之御不快被仰立候而も其詮無之殊御勤場所之儀二付、可相成は御見廻相成候方可然、何れも相考候得共 上々思召如何有之哉御用人并御右筆へも充方之上

相伺候処、今夜八時過頃只今直御逝去之御弘又相成候得は、来ル十五日御対話之日は御遠慮惣明相成候付、只今直二御弘又相成明日御発駕被遊候段御用人を

以被 仰出候

右二付左之通三席へ及沙汰候本光寺へも為知遣候事
猛丸様御事御病氣之処、以之外不被成御勝候付明日一統伺御機嫌可被申出候
十月十二日

(中略)

一三席え左之通及沙汰本光寺へも為知遣候事
此触夜八時成ル 覚

猛丸様御事御病氣弥不被成御勝次第二御差重、御養生不被為叶今亥之刻被成御逝去候、然処鳴物停止中二候得共、今日より日数三日鳴物停止、普請は

不苦心得罷達候様
一右二付伺御機嫌明日一統罷出候様

一 御家中之面々月代改候儀不苦候、御附役末々迄月代改候儀御葬送迄見合候様

一 明後日より御出棺迄日々一席老人宛伺御機嫌罷出候様

一 御葬送相濟候迄御門々魚鳥留之事

一 御出棺迄学館休業之事

右之趣夫々可被申通候

十月十二日

一夜八ツ時頃多福軒呼出手紙差出候処、同八過罷出候付席二而輿掛り八右衛門より左之通申渡候事

猛丸様被成御逝去候付、御法号相認明五ツ半時迄之内差出候之様、鑑司へ可被申通候

一 右二付伺御機嫌本光寺鑑司并浄林寺鑑司多福軒夜七ツ時過月番老宅へ申出候

一 常磐御茶屋 御賄

右猛丸様此節御病氣二付、玉蓮院殿御介抱被成候付添役人老人宛御休息所へ罷出、為冥加御伽仕度願輿大目付差出承届候

十三日 甲申 雨

(中略)

一 猛丸様御法号差出候様昨夜多福軒呼出聞置候処、今御発駕前差出候付御用人を以差上候処、右御法号之内猛ノ字丸之字有之、右両字除差出候様被 仰出御下ケ二付、多福軒へ申聞認替候様鑑司申通早々可被差出旨申渡之事

(中略)

一 猛丸様御法号認替多福軒差出候事

一 猛丸様 御納棺場所見分之儀、例之通輿大目付懸り・勘定奉行・御普請奉行、

尤勘定奉行は大横目兼帯二而今日罷越候様昨夜及沙汰候

(中略)

一 猛丸様 御和様

被遊御逝去奉絶

言語候依之

殿様窺御機嫌病中二付以名代被出候

一 右同様以名代申出候

板倉直衛
星野耕夫
酒井退休

一 左之通三席え及沙汰候

覚

猛丸様御葬式明十四日午刻於本光寺於吊之事

一 右二付五時より三ノ丸結末迄麻上下、御葬式相濟候は平服之事

一 御出棺当朝伺御機嫌詰合而申出候事

一 月番之外出仕無之事

一 御寺詰勝手次第之事

一本町御門御出棺候付、月番老始御役人右御門内迄罷出候事

一 御家中之面々御出棺後伺御機嫌罷出候事

一切府之向は一席老人支配頭迄可申出事

右之趣夫々可被申通候

十月十三日

一 御葬式掛り被仰付候 月番 板倉八右衛門

一 猛丸様御葬送二付掛り申付度 御位牌 守田武八郎

輿大目付伺之通及沙汰候 御本膳 柳原衆兵衛

二御膳 西岡久左衛門

一 左之通三席へ及沙汰候

明十四日御葬式若雨天二候得は、浄林寺御吊有之候右二付、御寺詰之面々

不及其儀候

一 御出棺後伺御機嫌上下着用之事

十月十三日

一 御葬式懸り被仰付候段

御休息所掛り

勘定奉行

古野与一兵衛

席二而申渡候

御普請奉行

田島忠右衛門

一 右同様懸り申付度勘定奉行

改役人

原口専左衛門

伺出伺之通及沙汰候

勘定人

石川令助

中間頭

中島右源太

買物使

森塚嘉久蔵

(中略)

一 御紋付幕 三張 杉立袴 壹具

右 武具方より拝借被仰付候様御葬式方申出及沙汰候

一 大工兩人

右 御棺ニ添居罷出候様御葬式方申出御普請奉行へ及沙汰候

一 徒横目 壹人

右 御棺御操出候付本丁御門内外差引罷出候様、御葬式方申出大横目及沙汰候

一 仕立方一人

御台所一人

右 御葬送之節御休息所へ罷出候様御葬式方申出御近習目付へ及沙汰候

一 中間頭壹人

中間壹人

右 御葬式用之品々武具方より為持運候付二ノ丸御門出入無滞様御葬式方申出大

横目及沙汰

一 泰嶽院様御葬送御法事共 雲洞院様通被仰付候処、此度猛丸様御葬式御法事共

泰嶽院様通可被仰付哉之段御葬式方伺出其通及沙汰候

一 此度

猛丸様御葬送二付

御位牌 守田武八郎

掛り申付候段奥大目付

御本膳 柳原衆兵衛

届出候

二御膳 西岡久左衛門

御棺供 森権五郎

永松宇右衛門

御休□ 宮崎納大夫

芝崎紋右衛門

榊原重内

一 淨林寺御廟所御穴掘二付、雨天之節何れも格別太儀仕候間、先例之通別段御酒

料被下置候様御普請方申出其通申候

一 此度御葬式拵并御穴掘二付、御役所詰始諸職人日雇共迄先例之通御酒被下置候

様御普請方申出其通承及御勝手方及沙汰

一 御紋付幕 三張 杉立袴 壹具

右 此度御葬式入用武具方より借用之儀御葬式方申出武具奉行へ及沙汰候

一 大工兩人

右 先例之通御棺ニ添居罷出候様御葬式方申出御普請奉行へ及沙汰候

一 此度御葬式二付押壹人罷出候様御葬式方より申出候処御持組より相勤候様御持

組頭へ及沙汰候

一 右同様二付本丁御門番人御先手より罷出候様御葬式方申物頭へ及沙汰

一 銀八枚 米五俵

右之通泰嶽院様御初七日宵朝御午三十五日御四十九日一期之御回向御備二有之

候

一金五百疋

右は銀八枚米五俵之御備之処諸色高直二付、御寺より彼是申立候而は如何二付

諸色高価之訳を以御百ヶ日迄之処諸雜費と見別段御備之儀 泰嶽院様御法事之節伺之通御沙汰二候間、此度も同様二付別段御備相成可然哉之段御葬式方伺出其故申付候

一 左之通御普請方申出候付、御勝手方へ及沙汰候

明十四日御納棺濟之上杖突以下御酒代忝人前札忝匆五分宛先之通被下置候様

一 杖突忝人、御先手拾二人、御普請方組五人、抱石工忝人、定雇拾忝人

右明十四日御出棺二付、御廟所御納棺相濟候迄昼夕共割子相渡候之様

御賄役忝人御徒横目忝人棟梁一人下奉行一人御手大工忝人

御普請奉行忝人忝人兩具持五人道具箱持忝人

右明十四日御葬送二付浄林寺出役仕候間割子相渡候様

一 御老物書

右明十四日 猛丸様御葬送之節本丁御門外之月番当番之者罷出申度願承届候

(中略)

一 猛丸様御法事 玉蓮院 古野与一兵衛 松坂保太夫 小林三郎兵衛

之節上物仕度 奥山彦十郎 梅野 於蝶 御格式女中拾忝人

願出承届 玉蓮院付御格式女中十四人 御休息所御賄方役人番人

一 左之通御布施先例之通二而可然哉之段御法事方伺出其通及沙汰候

一金百疋 御香奠 椎茸一台 賢操院様

一 湯腐八ツ 於登勢様

一金壹両 本光寺鑑司 銀五両宛 浄林寺鑑司 多福軒

一 銀三両宛 長老六人 札十匆宛 弟子拾人

一同 寺家来十五人

一 浄林寺御納棺場所成就見分行勘定奉行奥大目付御普請奉行上見ヶ

右之通先例罷越居候処、月日御葬送二付而は右人数罷越候而は御間欠二相成

候間、此度は徒横目棟梁下奉行罷越候而は如何之段勘定奉行伺出其通二而可然

段及沙汰候

一 常盤御茶屋御賄役人御番人

右明十四日御用透見合御葬式御供仕度願出候間、奥大目付申出承届候

一 右同様先例之通

仕度願出承届候 石和辻時卓 小国良庵

福島玄廣 市川泰朴

本多良起 柴原立斎

加来佐一郎 岡部尚謙

一 御休息所御役人非番者御番人非番之者

明十四日御用透見合御葬式御供仕度願承届候

一 御中小姓忝人、御徒横目忝人、御徒十三人、下横目忝人、奥大目付供足輕忝人

上下着用御葬式二付、御供罷出候様奥大目付并御脚より申出夫々及沙汰候

一 中間七人内陸尺四人明日御葬送二付、八右衛門御寺罷越候間罷出候様羽書二而

御勝手方へ差出候事

一 御守忝人御乳忝人御むつき忝人右同様二付御供仕度願奥大目付差出承届候

(中略)

一 御先手拾忝人

右浄林寺御廟所へ穴掘勝入二而只今罷出候様御普請方申出物頭へ及沙汰

十四日 乙酉 雨

一月番八右衛門御葬式掛り二付御寺え罷越傳十郎月番介相勤平左衛門致御寺詰候

事

(中略)

一 市川五郎太夫組 勝次妻

右 猛丸様御添乳相勤居候処此節被遊 御逝去候二付而は罷出御許仕度願出候

間奥大目付被承届右二付裏御門出入断是亦願出大横目へ及沙汰候

一御用人物書御勝手方改役人勘定人物書見習

右 猛丸様御葬送之節月番当番二付本丁御門外迄被出度勘定奉行差出承知候

一猛丸様被遊 御逝去候付

堀重太郎

乍恐御葬送之節御寺へ罷出度願

中山要右衛門

一右同様願出候旨

町奉行差出承届候

中村孫右衛門

隈部左衛門

姉川伊兵衛

同席 中山泉之助

荒木文治

同詰席 古賀源右

衛門

松田太左衛門

本田勘左衛門

本多権右衛門

(中略)

一左之通三席へ及沙汰候

覚

猛丸様御法号別紙之通前々致承知候様

十月十四日

上包二御法号と認 臥龍院殿碧潭源公禪童子

一私共月番当番御座候処

銀札方 荒木三右衛門

猛丸様御葬送之節本丁

本田太鬼治

御門外へ罷出度願出候旨改殿差出承届候

一 奥山彦十郎組 源治妻

右之者昨年中 猛丸様御添乳相勤罷在候処此節御逝去二付、乍恐御休息所々罷

出御暇乞申上度旨願奥大目付差出承届候、右二付裏御門断是亦願出大横目へ及

沙汰候

一左之通三席へ及沙汰且本光寺へも為知遣候

臥院様御法事左之通於本光寺御執行有之候

此御法事 御初七日 十月十七日夕より同十八日朝迄

御日割は御法事方より 御三十五日 十一月十六日

為差出候事 御四十九日 十二月朔日

御百ヶ日 来寅正月廿二日

右一期之御回向御初命日齋御七日にて御回向無

之候

一十二月朔日御法事二付、式日御礼流月番之外出仕引、三之丸詰合肩衣着用之

事

右之趣夫々可被申通候

十月十四日

一右触達之趣書取八右衛門より奥大目付へ及沙汰候

一臥龍院様午刻御出棺二付、介月番老始御役人御近習向本丁御門内迄御見送之事

一今日午刻御出棺之処、彼是隙障取正七時御出棺於本光寺御吊万端相濟、夫より

直二浄林寺丸山御納棺御道筋は高燈籠花籠伴僧御用人御跡乘迄御行列二而 御

廟所へ御葬送御納棺暫隙候付、懸老浄林寺書院へ通り休息いたし候、御跡乘御

用人懸り勘定奉行奥大目付も同様休息いたし候事

一御出棺迄懸老御休息所へ罷出居、御出棺際トモ見へ本光寺へ罷越同所御吊相濟

浄林寺え御葬棺之節も御先へ罷越候、尤懸勘定奉行御普請奉行も同断之事

一本光寺御吊之節老共御矢来内縁石より南方西側へ東向き二並居、御跡乘御用人

并懸勘定奉行御普請奉行は北向二相並候事

但非番老御吊相濟候後直二三ノ丸へ伺御機嫌罷出候

一浄林寺丸山御納棺相濟候上、同所同圈内二而御用人・奥大目付・勘定奉行・御

普請奉行御棺供御中小姓迄御納棺無御滞被為濟伺御機嫌之事

一右万端相濟候付、只今御寺引取候段手紙を以介月番へ申遣候之事

一右御納棺万端無滞相濟、何れも三ノ丸へ罷出伺御機嫌申出候事

(吉田)

『深溝世紀 卷二十 匡公』(肥前島原松平文庫所蔵・71―11―13)

〔嘉永六年十月〕十二日

猛丸卒す。

『深溝世紀 卷二十四 公子』(肥前島原松平文庫所蔵・71―11―15)

猛丸、嘉永五年壬子七月二十四日生于島原、明年癸丑十月十二日卒、葬浄林寺、
仏諡臥竜院碧潭源公

○10 仙覚院(忠清女) 嘉永7年(一八五四)一月十四日没

『深溝世紀 卷二十 匡公』(肥前島原松平文庫所蔵・71―11―13)

〔嘉永7年正月〕十三日、女子生るるも明日卒す。浄林寺に葬る。仏諡は仙覚院

○14 幽芳院(島) 安政四年(一八五七)九月八日没

『深溝世紀 卷二十 匡公』(肥前島原松平文庫所蔵・71―11―13)

〔安政四年〕九月八日、島子卒し、浄林寺に葬る。仏諡は幽芳院。

○4 真鏡院(正) 明治四年(一八七二)四月十日没

『深溝世紀 卷二十三 付録』(肥前島原松平文庫所蔵・71―11―14)

〔明治四年〕四月十二日、曾祖母夫人伊達氏薨す。藩士甲第に弔う。浄林寺に葬る。
真鏡院と諡す。

島原墓所被葬者一覽 藩主

| 廟所 | 番号 | 没年(和暦) | 墓碑銘 | 被葬者 | 人物 | 墓碑形態 | 玉垣形態 | 正面方位 |
|------|----|------------------|--------------|----------|-----------|------|------|------|
| 一/御廟 | 1 | 元文元年(1736)2月7日 | 從四位松平姓源朝臣忠雄墓 | 松平忠雄 | 深溝松平家七代 | 笠付角柱 | 柱 | 南 |
| 一/御廟 | 2 | 享保6年(1721)10月18日 | 善見院殿光涌源明童子之墓 | 松平又八郎 | 忠雄二男 | 笠付角柱 | 柱 | 南 |
| 一/御廟 | 3 | 享保12年(1727)6月29日 | 松平豐次郎源忠英墓 | 松平忠英 | 忠雄三男 | 笠付角柱 | 柱 | 南 |
| 一/御廟 | 4 | 明治4年(1871)4月10日 | 眞鏡院殿普暉無染大姉 | 正子 | 忠精後妻 | 笠付角柱 | 柱 | 南 |
| 一/御廟 | 5 | 天明5年(1785)6月10日 | 蓮淨院殿清顏源香禪童子 | 忠周 | 忠恕七男 | 笠付角柱 | 板石 | 南 |
| 一/御廟 | 6 | 天和2年(1682)10月5日 | 福昌院殿壽藏寶圓大姉 | | 忠房母・知多氏女 | 自然石 | 柱 | 南 |
| 一/御廟 | 7 | 寛政9年(1797)8月5日 | 善苗院殿玉仙源英童子 | 千三郎 | 忠滿二男 | 笠付角柱 | 板石 | 南 |
| 一/御廟 | 8 | 天明6年(1786)7月27日 | 流性院殿幻露童子 | | 忠恕息・流産 | 笠付角柱 | 板石 | 西 |
| 一/御廟 | 9 | 文化6年(1809)6月5日 | 種性院殿連邦源薫童子 | 栄蔵 | 忠馮九男 | 笠付角柱 | 板石 | 西 |
| 一/御廟 | 10 | 嘉永7年(1854)1月14日 | 仙覺院殿自山妙性禪童子 | 繁丸 | 忠精女 | 笠付角柱 | 板石 | 南 |
| 一/御廟 | 11 | 天保9年(1838)11月22日 | 泰藏院殿彩雲源鳳禪童子 | 小美健吉郎 | 忠侯六男 | 笠付角柱 | 板石 | 南 |
| 一/御廟 | 12 | 天保8年(1837)7月24日 | 雲洞院殿傳巖源夢童子 | 遊亀子 | 忠侯五男 | 笠付角柱 | 板石 | 東 |
| 一/御廟 | 13 | 文政12年(1829)4月22日 | 芙蓉院殿瑞巖妙相童子 | 島子 | 忠精女 | 笠付角柱 | 板石 | 東 |
| 一/御廟 | 14 | 安政4年(1857)9月8日 | 幽芳院殿清霜玉影禪童子 | 千鶴 | 忠侯女 | 笠付角柱 | 板石 | 西 |
| 一/御廟 | 15 | 天保4年(1833)11月14日 | 智玉院殿慧光不昧童子 | | 忠侯女 | 笠付角柱 | 板石 | 西 |
| 一/御廟 | 16 | 文化9年(1812)5月21日 | 龍潭院殿禪底源徹大居士 | 松平忠睦(忠胤) | 忠刻息・母は妙貞院 | 笠付角柱 | 柱 | 西 |
| 一/御廟 | 17 | 天保2年(1831)2月14日 | 玉眼院殿瞻光源容童子 | | 忠睦息 | 笠付角柱 | 板石 | 東 |
| 一/御廟 | 18 | 天明8年(1788)3月7日 | 芳春院殿錦繡玉線童子 | 辟 | 忠恕女 | 笠付角柱 | 柱 | 南 |
| 一/御廟 | 19 | 嘉永6年(1853)10月12日 | 臥龍院殿碧潭源公禪童子 | 猛丸 | 忠精長男 | 笠付角柱 | 板石 | 南 |
| 一/御廟 | 20 | 文政6年(1823)12月14日 | 梁棟院殿一星源旺童子 | 恭之助 | 忠侯息 | 笠付角柱 | 一 | 東 |
| 一/御廟 | 21 | 文化12年(1815)7月11日 | 未明院殿夢幻童子 | | 忠馮女 | 笠付角柱 | 一 | 東 |
| 一/御廟 | 22 | 安永2年(1773)9月12日 | 松平又八郎同豐次郎母墓 | 春 | 真正院(忠雄側室) | 笠付角柱 | 柱 | 東 |
| 一/御廟 | 23 | 享保8年(1723)11月2日 | 覺樹院殿薫室精圓童子 | 貞 | 忠雄女 | 笠付角柱 | 柱 | 南 |
| 一/御廟 | 24 | 寛政2年(1790)9月21日 | 壽亭院殿利載貞元大姉 | 糸 | 忠睦側室 | 笠付角柱 | 一 | 南 |
| 一/御廟 | 25 | 文政12年(1829)2月9日 | 龍藏院殿一雲源の居士 | 松平忠恒 | 忠睦長男 | 笠付角柱 | 一 | 南 |
| 一/御廟 | 26 | 寛政4年(1792)7月11日 | 正眼院殿廓天源照童子 | 雅樂丸 | 忠睦二男 | 笠付角柱 | 一 | 南 |
| 一/御廟 | 27 | 寛延2年(1748)1月15日 | 妙貞院殿清光玉圓大姉 | | 忠刻室 | 笠付角柱 | 一 | 南 |
| 一/御廟 | 28 | 天明4年(1784)4月14日 | 露幻院殿景光童子 | | 忠睦女 | 笠付角柱 | 一 | 南 |
| 一/御廟 | 29 | 天明4年(1784)9月8日 | 幻容院殿月心寂照童子 | | 忠睦女 | 笠付角柱 | 一 | 南 |
| 一/御廟 | 30 | 天明2年(1782)8月21日 | 清容院殿露光妙影童子 | 多代 | 忠睦女 | 笠付角柱 | 板石 | 南 |
| 一/御廟 | 31 | 寛政2年(1790)2月18日 | 春興院殿桃源童子 | 捨 | 忠睦女 | 笠付角柱 | 一 | 南 |
| 一/御廟 | 32 | 天明4年(1784)1月25日 | 柳清院殿微妙淨相童子 | 五百 | 忠恕女 | 笠付角柱 | 柱 | 北 |
| 一/御廟 | 33 | 天明8年(1784)4月18日 | 心珠院殿掌握貞璩大姉 | 八重 | 忠恕妻 | 笠付角柱 | 柱 | 北 |
| 一/御廟 | 34 | 享保3年(1718)8月20日 | 實相院殿郭翁源心大居士 | 松平忠倫 | 忠房二男(孀嫡) | 自然石 | 柱 | 北 |
| 一/御廟 | 35 | 寛文10年(1670)9月28日 | 真清院殿性相幻空童子 | 国千代 | 忠房三男 | 自然石 | 石壘 | 南 |
| 一/御廟 | 36 | 正徳3年(1713)10月12日 | 白元院殿運亨素榮童子 | | 忠雄女・母は真正院 | 自然石 | 石壘 | 南 |
| 一/御廟 | 37 | 正徳2年(1712) | 法名釈尼妙照 不退 | | | 角柱 | 一 | 南 |

島原墓所被葬者一覽 家臣

| 廟所 | 番号 | 没年(和暦) | 墓碑銘 | 被葬者 | 人物 | 墓碑形態 | 玉垣形態 | 正面方位 |
|------|----|-------------------|---------------|-------------|-----------------|------|------------|------|
| 家臣墓域 | 1 | | 銘なし | | | 自然石 | — | 南西 |
| 家臣墓域 | 2 | 宝永4年(1707)9月か | 觀月院殿桂琳妙空大姉 | | 板倉勝貞(房勝息)妻 | 笠付角柱 | 地覆石のみ残存 | 南西 |
| 家臣墓域 | 3 | 宝永5年(1708)10月6日 | 容峰院殿縁妙統大姉 | | | 笠付角柱 | 地覆石のみ残存 | 南西 |
| 家臣墓域 | 4 | 元禄4年(1691)5月2日 | 妙成墓 | | 板倉房勝母・護国寺檀家 | 笠付角柱 | 柱 | 南西 |
| 家臣墓域 | 5 | 正徳2年(1712)1月7日 | 板倉房勝之墓 | 板倉房勝 | 深溝松平家老・三左衛門 | 笠付角柱 | 正面柱・側面背面石積 | 南 |
| 家臣墓域 | 6 | 享保5年(1720)1月17日 | 眞常院殿圓室貞善大姉 | | 松平勤解由康矩母 | 六角柱 | 石積 | 南 |
| 家臣墓域 | 7 | 元禄12年(1699)1月18日 | 清養院殿意山源賀居士 | 松平房次 | 深溝松平家老・玄丈・松平次章父 | 六角柱 | 石積 | 南 |
| 家臣墓域 | 8 | 享保7年(1722)6月18日 | 常照院殿光善清大姉 位 | | 松平勤解由康矩室 | 六角柱 | 石積 | 南 |
| 家臣墓域 | 9 | 天保8年(1837)6月27日 | 天樂院関山良音居士 | 加藤廣致夫婦か | | 円頂角柱 | 巻石 | 南 |
| 家臣墓域 | 10 | 明治20年(1887)11月16日 | 洞然院志達明道居士 | 加藤金衛夫婦 | | 円頂角柱 | — | 南 |
| 家臣墓域 | 11 | 元治1年(1864)4月19日 | 萬象院之中獨露居士 | 加藤鍊彌夫婦 | | 円頂角柱 | — | 南 |
| 家臣墓域 | 12 | 明治22年(1889)8月9日 | 歸元秋光院現成妙容大姉 | | | 円頂角柱 | — | 南 |
| 家臣墓域 | 13 | 文化8年(1811)3月27日 | 本然見照信士 | 加藤勝圓 | | 円頂角柱 | — | 南 |
| 家臣墓域 | 14 | 天保2年(1831)6月4日 | 安室貞養信女 | | | 円頂角柱 | — | 南 |
| 家臣墓域 | 15 | 正徳1年(1711)6月19日 | 涼頂院心誓一三居士 靈位 | 酒井勝外 | | 笠付角柱 | 石積か | 南 |
| 家臣墓域 | 16 | 元禄5年(1692)7月7日 | 清香院殿墓 | | 今泉嘉重母 | 自然石 | 石積か | 南 |
| 家臣墓域 | 17 | 天明1年(1781)8月23日 | 桂露院涼雲真奇信女 | | 奥平九郎左衛門尚鮮妻 | 円頂角柱 | — | 北東 |
| 家臣墓域 | 18 | 安政4年(1857)閏5月8日 | 可得院寂室常休居士 | 奥平恭廣 | | 尖頂角柱 | 巻石 | 北東 |
| 家臣墓域 | 19 | 寛文9年(1669)10月19日 | 清鏡院寛性貞円大姉 | | 奥平定重室 | 六角柱 | — | 南東 |
| 家臣墓域 | 20 | 元禄10年(1697)6月8日 | 廣涼院心宗源怡居士 | 奥平定重 | | 六角柱 | — | 南東 |
| 家臣墓域 | 21 | 文化6年(1809)11月6日 | 保壽院倍算勝契大姉 | | | 六角柱 | — | — |
| 家臣墓域 | 22 | 元禄10年(1697)8月7日 | 早世 桂光重女 幽霊 | | | 六角柱 | — | — |
| 家臣墓域 | 23 | 文政7年(1824)11月22日 | 靈臺院殿鷲山源嶺居士 | 松平伝十郎定村 | | 六角柱 | 正面柱・側面背面石積 | 東 |
| 家臣墓域 | 24 | 文化9年(1812)8月6日 | 乾陽院殿隆心源紹居士 | | 松平勤解由定陽建立 | 六角柱 | 正面柱・側面背面石積 | 南 |
| 家臣墓域 | 25 | 文化4年(1807)6月1日 | 蓮葉善童女 位 | | 松平伝十郎定村女 | 円頂角柱 | 巻石 | 南 |
| 家臣墓域 | 26 | 寛政9年(1797)2月24日 | 春戒院殿玉顔体容大姉 | | 松平伝十郎定村妻 | 六角柱 | 石積 | 南 |
| 家臣墓域 | 27 | 寛政7年(1795)11月6日 | 玉云院錦室妙縫大姉 | 松平定朋女 | 服部伊記平保定妻 | 六角柱 | 石積 | 南 |
| 家臣墓域 | 28 | 天保12年(1841)4月20日 | 大量院殿勇山源智居士 | 松平勤解由定陽 | 深溝松平家老 | 六角柱 | 正面柱・側面背面石積 | 南 |
| 家臣墓域 | 29 | 寛政3年(1791)3月22日 | 禎真院殿庸運祐仙大姉 | | 松平勤解由定朋母 | 六角柱 | 石積 | 南 |
| 家臣墓域 | 30 | 正徳4年(1714)11月18日 | 徳溪院殿巴水源流居士 之位 | 松平次章 | 深溝松平家老・松平房次息 | 六角柱 | 正面柱・側面背面石積 | 南 |
| 家臣墓域 | 31 | 安永6年(1777)11月3日 | 奇俊院殿英藏源道居士 | 松平定賢 | 松平定朋長男 | 六角柱 | 石積 | 西 |
| 家臣墓域 | 32 | 文化10年(1813)9月7日 | 良祥院殿齡屋禎華大姉 | | 松平定朋妻 | 六角柱 | 正面柱・側面背面石積 | 南 |
| 家臣墓域 | 33 | 貞享元年(1684)10月28日 | 智素餐軒之墓 | 智多昌治(弥惣左衛門) | 松平忠房弟・母は福昌院 | 円頂角柱 | — | 東 |

(宇土・吉田)

本光寺所蔵指定文化財

長崎県指定文化財

混一疆理歴代国都地図 平成十一年二月十七日指定

本図は、古く十五世紀初頭当時の東アジアで認識されていた世界を描いた朝鮮製の本格的な地図である。特に中国、朝鮮の図形は詳しく、歴代国都の所在地をはじめ歴史地名などが併記されている。同系の地図は他に3点あるが、本図は図幅が最も大きく彩色も鮮やかであり、韓国にも現存しないといわれ、作成時の複写元の原図の内容をよく伝える現存世界地図として、地図学上の価値は非常に高い。紙製彩色手書、縦219cm、横276.8cm。縦37cm、横133cmの紙を18枚貼り合わせ、裏張りを施している。



日本大地図 三鋪（一組） 平成十七年三月二十五日指定

江戸時代、島原藩主であった深溝松平家の旧蔵品で、寛永年間（一六二四～一六四三）以前に作成されたものと考えられており、江戸幕府が諸国の大名から提出させた国絵図を基にして作成された日本総図の写である。日本全体を①九州・四国・中国、②近畿・中部・関東、③東北に3分割して仕立てられている。北は陸奥国から南は大隅国種子島・屋久島まで描かれており、対馬国の西には「釜山海」や「朝鮮」と記され、朝鮮半島の一部も描かれている。城所や城跡、宿駅、港町、門前町等は四角や丸で示されているが、特に江戸城をはじめ駿府や京都、大阪、奈良等の城郭は他の城所と区別して四角の中に城名が記されている。湖沼や河川等がきわめて詳細に描かれているほか、山岳についても丁寧に山並みが描かれている。街道や航路は、朱色で示されていて、街道、航路ともに里程が書かれていること等がその主な特徴である。当時、これらの日本地図が大名の間で複写所持されていたことが考えられ、本資料もその一つとされている。



島原市指定文化財

本光寺山門 昭和五十年十二月二十五日指定

松平初代藩主忠房は、生母福昌院と第三子国千代の菩提を弔うため、元禄三年（一六九〇）本光寺九世を開山としてこの地に浄林寺を建立した。浄林寺は、明治維新で廃され、本光寺が柏野から移って今に至るが、創建当時から唯一残っているのがこの山門である。「切妻流屋根」の四脚門で建築学上からも格調の高いものとされ、島原市では最古の建造物となっている。

（現地説明板による）



十六羅漢石像 昭和五十年十二月二十五日指定

元文三年（一七三八）当時の住職であった美山和尚が発願し、藩主・松平忠刻が領内の石匠に刻ませることを条件に造立された石像群で、石材は遠く伊吹山から運んだものである。釈尊の弟子大迦葉を中心に左右8体ずつ安置されている。

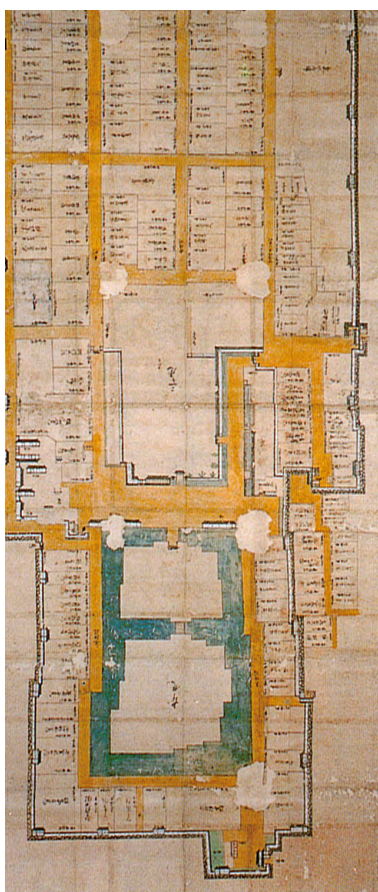
羅漢像は、仏弟子の修行の苦しみと仏に帰依する法悦の二相を表現しなければならぬとされており、その見事な彫刻を見るにつけ彫工の苦心の跡がしのばれる石像である。

（現地説明板による）



島原藩士屋敷図 昭和五十年十二月二十五日指定

縦1.5m、横3mの美濃紙に描かれた平面絵図。この絵図は寛文十年（一六七〇）松平忠房が福知山から移封された直後に作られたものと思われる。本丸を中心として二ノ丸・三ノ丸をはじめ士族屋敷約200戸区画が名前入りで間口奥行き長さまで詳しく記されている。松平家人封初期の島原藩士の様子を知る貴重な資料といえる。



弁天像 昭和五十年十二月二十五日指定

像高11cm、八臂の木像であるが、寺伝では空海作の弁天とされている。楠材をくりぬいた須弥山をかたどった厨子に、像高8cmの十五童子木像とともに納められている。



木造釈迦如来坐像 昭和五十七年四月五日指定

法界定印を結び左足を外にして、結跏趺坐する姿である。像は松材の寄木造りで、玉眼を嵌入する。大粒の螺髪やつま先をめぐる衣文、さらには正方形に近い軀の象形など、室町彫刻の特色が現れている。本像は目を見開き、頬の肉取りを引き締めた表情には、若々しい活力が感じられるすぐれた作品である。衣には麻の葉、卍繫、格子が切金で表されている。なお、騎獅文殊と騎象普賢像の脇侍が付属するが、この2像は江戸時代の補作と思われる。なおこの像は本光寺本尊である。像高52.9cm、室町時代。



銅造釈迦如来坐像 昭和五十七年四月五日指定

螺髪を整然と刻み、肉髻珠、白毫を表し、法界定印を結ぶ坐像。両手首を別に作って鑄つぎとするほかは完全な一鑄である。端正な尊容、正面観の整った姿態等、小像ながら堂々たる風格を示すすぐれた作品である。



如意輪観世音菩薩坐像 昭和五十七年四月五日指定

大野木家日記等による寺伝によれば、本像は、元龜二年（一五七二）織田信長の比叡山焼討の時、明智一族の手によって火中より救出され、丹波福知山に秘蔵されていたものを、寛文九年（一六六九）松平忠房の島原入封に際し動座したといわれる。松材と思われる寄木造りで、高髻を結び、条帛を懸け両手で蓮莖を執り、両足裏をあわせて左膝を立てる坐像である。肉身は金泥塗とし、衣には、蓮唐草を切金でおくなど、技巧的な作風を示している。尊容は穏やかなもので、頬のふくらみも顎で美しく引き締められ、軀部の肉取りも過不足なく自然にまとめられていて、高い造像技術を示している。

現在では如意輪観音として信仰されているが、厨子の種字から、元々は観音菩薩像として造立されたものと考えられる。像高60.1cm。



地藏菩薩立像 昭和五十七年四月五日指定

松材寄木造りの延命地藏像。全体として丸みを帯びた豊満な姿に造られている。袈裟に金泥等で華麗な文様が彩色されている。

両足先及び蓮台が欠失している。



地藏菩薩立像 昭和五十七年四月五日指定

左手に宝珠、右手に錫杖を持つ。松材の寄木造りで「九州西肥大仏師八木作」の銘記がある。彩色は部分的に落剥が見られるが、鮮やかな顔料に金泥で細緻な紋様が描かれ華麗な雰囲気を持つ造像である。



藩主松平家の墓所 昭和五十七年四月五日指定

島原藩主深溝松平氏の歴代藩主の墓はすべて参州深溝（愛知県額田郡幸田町）の本光寺にあるが、この墓所には初代藩主忠房の生母福昌院をはじめ、二代藩主忠雄、十代藩主忠精夫人の墓等大小23基がある。特に忠雄公の墓は高さ4 mに及ぶ壮大な構えとなっている。

（現地説明板による）



（宇土）

報告書抄録

| ふりがな | しまばらはんしゅふこうずまつだいらげぼしよちょうさほうこくしよ | | | | | | | |
|--|--|------|----------------------------|-------------------|--------------------|---------------------------|----------------------|------|
| 書名 | 島原藩主深溝松平家墓所調査報告書 | | | | | | | |
| 副書名 | | | | | | | | |
| 巻次 | | | | | | | | |
| シリーズ名 | 島原市文化財調査報告書 | | | | | | | |
| シリーズ番号 | 第18集 | | | | | | | |
| 編著者名 | 宇土靖之 吉田信也 吉岡慈文 | | | | | | | |
| 編集機関 | 島原市教育委員会 | | | | | | | |
| 所在地 | 〒859-1492 長崎県島原市有明町大三東戊1327番地 TEL 0957-68-5473 | | | | | | | |
| 発行年月 | 西暦2019年3月 | | | | | | | |
| ふりがな 所収遺跡名 | ふりがな 所在地 | コード | | 北緯 | 東経 | 調査期間 | 調査面積 | 調査原因 |
| | | 市町村 | 遺跡 | | | | | |
| しまばらはんしゅふこうず 島原藩主深溝 まつだいらげぼしよ 松平家墓所 まるおじょうあと (丸尾城跡) | ながさきけん 長崎県 しまばらし 島原市 ほんこうじまち 本光寺町 | 203 | 37 | 33° 43' 07" | 129° 15' 14" | 20150401 ～ 20190315 | 9,603.m ² | 保存 |
| 所収遺跡名 | 種別 | 主な時代 | 主な遺構 | | 主な遺物 | 特記事項 | | |
| 島原藩主深溝 松平家墓所 | 墓所 | 近世 | 墓碑 石塔 石像 石垣 参道 | | | 深溝松平家の墓 碑が現存する | | |

島原市文化財調査報告書 第18集

島原藩主深溝松平家墓所調査報告

発行月 平成31(2019)年3月

編集・発行 島原市教育委員会
長崎県島原市有明町大三東戊1327番地
TEL 0957(68)5473

印刷 株式会社 宮崎印刷所
長崎県島原市白土町1070
TEL 0957(62)6136

